

# 令和4年11月定例会会議録

令和4年11月18日開会  
令和4年12月7日閉会

宮崎県議会



令和四年十一月定例会会議録

宮崎県議会



## 令和4年11月宮崎県議会定例会会議録 目次

11月18日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
濱砂 守議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第22号まで及び報告第1号上程	4
1. 知事提案理由説明	5

自11月19日（土曜日）

至11月23日（水曜日） 休 会

11月24日（木曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第23号から第30号まで追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 一般質問	13
井上紀代子議員質問	13

- ・知事の政治姿勢について
- ・警備体制について
- ・地域包括ケアシステムについて
- ・教育問題について
- ・県立農業大学校について
- ・農業問題について
- ・防災対策について
- ・水素スマートコミュニティ構想について

有岡浩一議員質問	26
----------	----

- ・人財育成について
- ・予算編成方針について
- ・水害対策について
- ・高次脳機能障がいについて
- ・食品ロス削減と子供の貧困について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機事象への備えについて</li> <li>・ 農業担い手の確保について</li> <li>・ 屋外型トレーニングセンターについて</li> <li>・ 公立部活動指導体制について</li> <li>・ 知事の真贋について</li> </ul>	37
<b>山下博三議員質問</b> -----	37
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 農政問題について</li> <li>・ 森林行政について</li> </ul>	
<b>安田厚生議員質問</b> -----	51
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 災害対策について</li> <li>・ 商工会の事務局体制強化について</li> <li>・ 人口減少問題について</li> <li>・ 医療M a a S（マース）の取組について</li> <li>・ 骨髄移植等に伴うワクチン再接種について</li> <li>・ 個人情報について</li> <li>・ 農畜産物のPR等について</li> <li>・ 水産物の消費拡大について</li> </ul>	
<b>11月25日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	67
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	67
1. 一般質問 -----	68
<b>田口雄二議員質問</b> -----	68
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 医療福祉行政について</li> <li>・ 環境森林行政について</li> <li>・ 事業承継について</li> <li>・ 有機農業について</li> <li>・ 防災対策について</li> <li>・ 警察行政について</li> <li>・ 教育行政について</li> </ul>	
<b>重松幸次郎議員質問</b> -----	82
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算編成について</li> <li>・ 全国知事会要望について</li> </ul>	

- ・ 災害時の避難について
- ・ 文化・芸術の振興について
- ・ 台風第14号被害と対策について
- ・ 高速道路の整備推進について
- ・ がん対策等について
- ・ 観光振興について
- ・ 労働者協同組合法について
- ・ 教育行政について

**太田 清海議員質問** ----- 95

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ J R 南延岡駅のバリアフリー化について
- ・ 会計年度任用職員の手当の改善について
- ・ 延岡市上空におけるオスプレイ飛行について
- ・ 五ヶ瀬水系の産業廃棄物処分場建設について
- ・ 水門管理について
- ・ 除草剤の堤防散布について
- ・ 防砂堤の延長及び方財海岸の現状について
- ・ パートナシップ導入市町村の県営住宅入居状況について
- ・ 県立病院の研修制度について
- ・ 通信傍受法について
- ・ 選挙立会人制度の現状について

自11月26日（土曜日）  
 至11月27日（日曜日）  
 11月28日（月曜日）

休 会

1. 出席議員 -----	109
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	109
1. 一般質問 -----	110

**山下 寿議員質問** ----- 110

- ・ ゼロカーボンの取組について
- ・ 学校教育問題について
- ・ J R 線路周辺の環境整備について
- ・ 市町村等の要望活動の取組について
- ・ 今後の農業問題について
- ・ 台風第14号による被害の今後の対応について

<b>坂本康郎議員質問</b> .....	122
・知事の政治姿勢について	
・新型コロナ第8波への対応について	
・公的支援を受ける子供への配慮等について	
・ネット中傷対策について	
・雇用・経済対策について	
・住宅政策について	
・交通安全対策について	
・避難対策について	
<b>佐藤雅洋議員質問</b> .....	134
・知事の政治姿勢について	
・森林基幹道高千穂日之影線について	
・第12回全国和牛能力共進会について	
・環境森林行政について	
・土木行政について	
・かんがい排水用電力料金について	
・台風第14号について	
・宮崎カーフェリーの利用拡大について	
・観光遊覧船等の規制強化について	
・県立高等学校の持続的経営安定について	
・地域みらい留学365について	
・高千穂夜神楽・五ヶ瀬荒踊について	
・インボイス制度について	
<b>11月29日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	151
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	151
1. 一般質問 .....	152
<b>坂口博美議員質問</b> .....	152
・知事の政治姿勢について	
・今後の財政運営について	
・国土強靱化対策について	
・今後の土木行政について	
<b>日高博之議員質問</b> .....	166
・知事の政治姿勢について	
・デジタル人材について	



- ・福祉行政について
- ・半導体不足について
- ・農政水産行政について
- ・県土整備行政について
- ・内水面水産資源について
- ・ひなたサンマリンスタジアム宮崎について

**武田浩一議員質問** ----- 182

- ・知事の政治姿勢について
- ・総合交通対策について
- ・東九州自動車道の整備状況について
- ・国土強靱化対策について
- ・県水道広域化推進プランについて
- ・農林水産業について
- ・商工・観光政策について
- ・教育政策について

11月30日（水曜日）

1. 出席議員 ----- 199
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 199
1. 一般質問 ----- 200

**岩切達哉議員質問** ----- 200

- ・知事の政治姿勢について
- ・国民健康保険制度について
- ・精神科医療について
- ・教育問題について
- ・樋門について
- ・国と地方との関係について
- ・電気料高騰について
- ・職員管理について
- ・避難ビル利用の避難訓練について
- ・交通安全教室について
- ・県庁ライトアップについて
- ・狩猟免許について

**前屋敷恵美議員質問** ----- 212

- ・知事の政治姿勢について
- ・日本一の子育て・子育て立県について

・ 台風第14号における被害対策について	
・ インボイス制度について	
・ 県職員の働き方について	
<b>右松隆央議員質問</b> -----	224
・ 知事の政治姿勢・県政運営について	
・ 本県の財政運営について	
・ 本県の経済政策について	
・ 本県の医療・福祉政策について	
・ 本県の環境農林政策について	
・ 本県の教育政策について	
1. 議案第20号から第22号まで採決 -----	239
1. 議案第1号から第19号まで、第23号から第30号まで及び報告第1号 委員会付託 -----	239
自12月1日（木曜日）	
<b>常任委員会</b>	
至12月2日（金曜日）	
自12月3日（土曜日）	
<b>休        会</b>	
至12月4日（日曜日）	
12月5日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	243
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	243
1. 議案第31号追加上程 -----	244
1. 知事提案理由説明 -----	244
1. 議案第31号委員会付託 -----	245
12月6日（火曜日）	
<b>休        会</b>	
12月7日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	249
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	249
1. 常任委員長審査結果報告 -----	250
日高博之総務政策常任委員長 -----	250
岩切達哉厚生常任委員長 -----	251
西村 賢商工建設常任委員長 -----	253
武田浩一環境農林水産常任委員長 -----	254
河野哲也文教警察企業常任委員長 -----	256
1. 討        論 -----	257
来住一人議員 -----	257

前屋敷恵美議員 -----	258
1. 議案第14号採決 -----	260
1. 議案第1号、第5号、第15号、第30号採決 -----	260
1. 議案第2号から第4号まで、第6号から第13号まで、第16号から第19号 まで、第23号から第29号まで、第31号、及び報告第1号採決 -----	260
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	260
1. 議員発議案送付の通知 -----	261
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程 -----	261
1. 討 論 -----	261
前屋敷恵美議員 -----	262
1. 議員発議案第1号及び第3号採決 -----	262
1. 議員発議案第2号、第4号及び第5号採決 -----	263
1. 閉 会 -----	263
<hr/>	
1. 資 料 -----	265
令和4年11月定例会日程 -----	267
議案送付文書 -----	268
一般質問時間割 -----	271
議案・請願委員会審査結果表 -----	272
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	274
1. 議案議決件名一覧表 -----	275
1. 議員発議案等 -----	279
宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 -----	281
宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例 -----	304
防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書 -----	306
地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書 -----	307
L P ガス料金上昇抑制のための財政措置を求める意見書 -----	308
1. 請願一覧表 -----	309
1. 議事経過 -----	319



11月18日（金）



# 令和 4 年 11 月 18 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開会

出席議員 (35名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 山下博三 (同)
- 23番 濱砂守 (同)
- 24番 西村賢 (同)
- 25番 右松隆央 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 33番 日高陽一 (宮崎県議会自由民主党)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 36番 星原透 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)

欠席議員 (2名)

- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 公務出張 39番 二見康之 (同)

地方自治法第121条による出席者

- |          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 知事       | 河野俊嗣  | 野俊郎   |
| 副知事      | 日隈寛理  | 俊直康   |
| 副知事      | 永山直也  | 山浦直裕  |
| 総合政策部長   | 松浦達也  | 村直樹   |
| 政策調整監    | 吉村直裕  | 小牧直樹  |
| 総務部次長    | 横山直樹  | 黒木清二  |
| 危機管理統括監  | 重黒木清二 | 河野讓   |
| 福祉保健部長   | 河野讓   | 横山浩文  |
| 環境森林部長   | 横山浩文  | 久保昌広  |
| 商工観光労働部長 | 久保昌広  | 西田員敏  |
| 農政水産部長   | 西田員敏  | 矢野慶子  |
| 県土整備部長   | 矢野慶子  | 井手義哉  |
| 会計管理者    | 井手義哉  | 吉村久人  |
| 企業局長     | 吉村久人  | 高妻克明  |
| 病院局長     | 高妻克明  | 黒木淳一郎 |
| 財政課長     | 黒木淳一郎 | 島津久友  |
| 教育長      | 島津久友  | 山本将之彦 |
| 公安委員長    | 山本将之彦 | 緒方文彦  |
| 警察本部長    | 緒方文彦  | 佐藤健司  |
| 代表監査委員   | 佐藤健司  |       |
| 人事委員長    |       |       |

事務局職員出席者

- |          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 事務局 長    | 渡久山武志 | 山元修一  |
| 事務局 次長   | 坂元修一  | 鬼川真治  |
| 議事課 長    | 鬼川真治  | 伊豆雅広  |
| 政策調査課 長  | 伊豆雅広  | 関谷幸二  |
| 議事課 長 補佐 | 関谷幸二  | 佐藤亮子  |
| 議事担当主幹   | 佐藤亮子  | 川野有里子 |
| 議事課 主査   | 川野有里子 | 内田祥太  |
| 議事課 主査   | 内田祥太  | 山本聡   |
| 議事課 主任主事 | 山本聡   |       |

---

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和4年11月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、山下寿議員、井上紀代子議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、濱砂守委員長。

○濱砂 守議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月11日の議会運営委員会において、本日招集されました令和4年11月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計23件、その内訳は、補正予算2件、条例7件、予算・条例以外13件、報告承認1件であります。このほか1件の報告がございます。

また、国の総合経済対策に係る補正予算や職員の給与改定等に係る議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は本日から12月7日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、11月24日から5日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

12月1日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、7日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月7日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第22号まで及び

報告第1号上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第22号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕



◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和4年11月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

1点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

この3年間の知見や海外の感染状況等を考慮すると、これから年末年始に向けて、新型コロナ感染の再拡大に加え、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。全国的には、既に北日本を中心に新規感染者数が増加し、第8波が現実のものとなりつつあり、本県でも10月中旬以降、感染の拡大傾向を示しています。

現在、本県では、県独自の医療警報を発令しているところであり、県内の景気も持ち直している中で、社会経済活動の回復の歩みをより確かなものとしつつ、引き続き、感染の再拡大や医療の逼迫を防いでいくため、県民の皆様に対し基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけながら、必要な医療提供体制の確保に努めてまいります。

また、ワクチンについては、9月下旬からオミクロン株対応ワクチンの接種が開始され、従来のワクチンを上回る重症化予防効果と、オミクロン株に対する発症予防及び感染予防の効果が期待されております。県におきましては、年末年始の再流行を見据え、10月から実施している集団接種を12月まで延長し、ワクチン接種を一層加速化させるなど、今後とも感染拡大防止

に万全を期してまいります。

2点目は、高速道路の整備についてであります。

去る10月29日に、日南市及び串間市におきまして、東九州自動車道油津・夏井道路の着工式を、中野議長はじめ関係議員の方々にも御出席をいただき開催いたしました。

この道路は、南海トラフ地震等の津波浸水域を回避し、災害時の救援活動や、その後の復旧・復興を支えることはもとより、木材輸送などの産業活動を支援し、県南地域の観光振興に寄与する安全で円滑な高速ネットワークを形成する路線として、大きな期待が寄せられています。

これまで、着工に向け力強い御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力いただきました国土交通省や関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、私が先頭に立って全力で取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計が13億8,053万円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,244億7,795万3,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、使用料及び手数料940万9,000円、国庫支出金2億2,030万1,000円、繰入金10億6,647万6,000円、諸収入644万4,000円、県債7,790万円です。

以下、今回の一般会計補正予算案に計上しています事業の概要について、御説明申し上げます。

まず、国庫補助決定に伴う補助公共・交付金事業として、都城市高崎町における水路の復旧や、高千穂町等の山間地域の林業や生活を支える林道整備を行うものであります。

次に、「わくわくひなた暮らし実現応援事業」は、本県への移住を促進するため、市町村が実施する移住支援金の支給件数増に対応し、増額するものであります。

次に、「臨床調査個人票等電子化推進事業」は、難病指定手続のオンライン化を推進するため、医療機関が実施する業務システムの改修等を支援するものであります。

次に、「屋外型トレーニングセンター開設準備事業」は、屋外型トレーニングセンターの供用開始に向けて、施設利用に必要な資機材の購入や資材等の高騰に伴う費用などを措置するものであります。

最後に、主な債務負担行為の追加についてであります。「県有スポーツ施設整備事業」につきましては、建設中の陸上競技場及び体育館に係る工事費増額分について、債務負担を追加するものであります。

なお、国において、物価高騰等への対応を柱とする総合経済対策を盛り込んだ補正予算案が閣議決定され、現在、臨時国会において審議が行われる見込みであります。本県としましても、国と一体となって、地域経済の再生とさらなる県土の強靱化に向けて、適時適切に対応してまいります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の改正により、登記の申請をした場合には、不動産の取得に関する申告または報告が不要となること等に伴い、関係規定

の改正を行うものであります。

議案第4号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正等により、職員の定年を引き上げることに伴い、60歳を超える職員の退職手当の取扱い等の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係する手数料等について必要な事項を整備するため、条例の全部改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例」は、公文書の開示請求権において、権利を濫用してはならない旨の規定の追加等を行うものであります。

議案第7号から第9号につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げる等、関係規定の改正を行うものであります。

議案第10号から第12号につきましては、社会資本整備総合交付金事業等の工事請負契約の締結及び変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第13号につきましては、県立宮崎病院で発生した医療上の事故に係る損害賠償額を定めることについて、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号から第16号につきましては、宮崎県屋外型トレーニングセンター等の公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第17号につきましては、令和5年度の全

国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第18号につきましては、県立看護大学の第2期中期目標について、地方独立行政法人法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第19号につきましては、宮崎県道路公社が行う一ツ葉有料道路の事業内容の一部変更に係る同意について、道路整備特別措置法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第20号は、教育委員会委員、木村志保氏が令和4年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく木村志保氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるとのものです。

議案第21号から第22号につきましては、収用委員会委員、大迫敏輝氏及び岩本愛氏が令和4年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく大迫敏輝氏及び岩本愛氏をそれぞれ任命いたしたく、土地収用法の規定により、議会の同意を求めるとのものです。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

最後に、本議会は私の任期中、最後の県議会議定例会でありますので、県政に対する私の所信の一端を申し上げ、議員及び県民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

私は、知事就任以来、3期12年にわたり、「対話と協働」「現場主義」の基本姿勢の下、国や市町村、関係機関等との連携を深め、県勢

発展に邁進してまいりました。

任期の1期目は「口蹄疫等からの再生・復興」を掲げ、2期目では「復興から新たな成長へ」を、3期目では「安心と希望あふれる未来へ」を、それぞれ県政運営のテーマとして掲げ、その時々状況に応じた県政運営に全力で取り組んでまいりました。

口蹄疫や新燃岳噴火、東日本大震災など相次ぐ災害からの復興、さらには人口減少対策や県勢発展の土台づくりなど、困難な課題にも真正面から向き合い、県民の皆様と苦しみや喜びを共有しながら、ひたすら宮崎県の発展のため取り組む日々でありました。

その結果、東九州自動車道等のインフラ整備や、フードビジネス振興、企業誘致など、将来の発展の礎となる様々な成果を上げることができ、各種の指標が右肩上がりの成長軌道を示すなど、県政は着実に力強く前に進んでいるものと考えております。

その中でも、口蹄疫終息後の平成24年、長崎での全国和牛能力共進会で再び日本一を獲得したときの感激は格別のものであり、多くの方と共に歓喜の涙を流した、私にとって忘れ難い瞬間でありました。これでしっかりと復興の歩みを進めることができると、確かな手応えと自信を手にしたところであります。そして、今年の鹿児島大会、かつてどの県も達成したことのない4大会連続で日本一に輝き、宮崎牛が「おいしさ日本一」のお墨つきを得たことは、口蹄疫からの再生・復興を掲げてスタートした12年の歩みを象徴する成果であり、将来に向けた希望の光が差したものと受け止めております。

一方、この3年間は、新型コロナウイルスの世界的大流行(パンデミック)に、日々向き合っていました。

新型コロナという感染症の特性ゆえに、県民の命と健康を守るための取組と県内経済の回復という、2つの相反する命題のはざまで悩み、考え抜き、決断する毎日でありました。その際にも、立場の異なる様々な方々との対話の中から、その都度、解決の糸口を一つ一つ見いだし、てまいりました。本県は、これまでも危機に瀕したときに、市町村、関係団体、県民の皆様が心を一つに立ち向かってきた、しなやかな強さを備えた県だということを改めて実感しております。

この100年に一度と言われるコロナ禍、そして原油価格・物価高騰等から、県民の暮らしや経済を取り戻して宮崎再生を図り、ふるさと宮崎の希望ある明るい未来を切り開いていく。このことが、私が果たすべき最大の使命であり、3期12年にわたり、県民の皆様との絆を大切にしながら着実に実績を積み重ねてきた私だからこそ実現できるものと考えております。

これまで県議会をはじめ、県民の皆様からいただきました温かい御理解と御協力に、改めて心から感謝を申し上げます。これからも困難な課題に真正面から向き合い、さらなる本県の飛躍に向けて全身全霊を傾け取り組んでまいり所存でありますので、なお一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

(拍手) [降壇]

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日19日から23日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時17分散会

11月24日（木）



# 令和4年11月24日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
2番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
3番	来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子 (県民連合宮崎)
5番	武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿 (同)
7番	窪菌辰也 (同)
8番	佐藤雅洋 (同)
9番	安田厚生 (同)
10番	日高利夫 (同)
11番	川添博 (同)
13番	中野一則 (同)
14番	冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有岡浩一 (郷中の会)
16番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉 (県民連合宮崎)
19番	井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫 (同)
21番	外山衛 (同)
22番	山下博三 (同)
23番	濱砂守 (同)
24番	西村賢 (同)
25番	右松隆央 (同)
26番	日高博之 (同)
27番	井上紀代子 (県民の声)
28番	河野哲也 (公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二 (県民連合宮崎)
30番	満行潤一 (同)
31番	太田清海 (同)
32番	坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一 (同)
34番	横田照夫 (同)
35番	野崎幸士 (同)
36番	星原透 (同)
37番	蓬原正三 (同)
38番	丸山裕次郎 (同)
39番	二見康之 (同)

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
監査事務局長	高山智弘
人事委員会事務局長	日高幹夫

## 事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

---

◎ 議案第23号から第30号まで追加上程

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事から、議案第23号から第30号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第23号から第30号までの各号議案を一括上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、高病原性鳥インフルエンザの発生について御報告を申し上げます。

11月20日、新富町の約16万羽を飼養する採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

国や自衛隊に加え、JAグループ、県建設業協会、新富町をはじめとする多くの団体・企業等の御協力をいただき、延べ1,100名を超える態勢で発生農場の防疫措置を実施しました。その結果、国の特定家畜伝染病防疫指針では判定後72時間以内を目安に焼却または埋却完了とされているところ、62時間で迅速に防疫措置を完了することができました。関係する皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

今シーズンは、例年よりも早い時期から全国

各地の農場で発生し、これまでに本県を含む11道県で16事例が確認されており、依然として感染リスクが高い状況にあります。

引き続き、関係団体等と緊密に連携し、農場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図るなど、危機感を持って発生を防止するための取組を進めてまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました議案は、国の総合経済対策に係る第2次補正予算の公共事業に対応するもの、並びに先般の県人事委員会の報告等を踏まえた一般職及び特別職の給与改定等を行うものであります。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計が292億1,004万4,000円、公営企業会計が3億9,766万円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,536億8,799万7,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金6億8,674万1,000円、国庫支出金152億4,033万1,000円、繰入金7億5,431万4,000円、諸収入3億1,865万8,000円、県債122億1,000万円であります。

このうち、国の第2次補正予算に係る事業につきましては、いわゆる盛土規制法に基づき、規制区域の指定に必要な調査等を行う「盛土防災総合推進事業」をはじめ、防災・減災、国土強靱化のための事業等を行うものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第28号及び第29号は、県職員及び市町村立学校職員の給与を改定するとともに、職員の定年を引き上げることに伴い、60歳を超える職員の給与の取扱い等を定めるため、関係条例の



改正を行うものであります。

議案第30号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

### ◎ 一般質問

○中野一則議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、一般質問を行います。

誰もが明日の未来を想像できた経済成長の時代が終わり、新聞を広げれば、ため息さえも出ないような記事が一面を覆う日々が続いています。一体いつから、平和憲法を持つこの日本がJアラートの警報に右往左往しなければならない国になってしまったのでしょうか。

世界はウクライナとロシア、中国と台湾に象徴される軍事的な緊張が高まる中で、海外のみならず、我が国も防衛力拡大に向けた議論が急速に進んでいます。しかしながら、そんな中でも、私たちが考え、行動しなければならない喫緊の課題は、1、生活を脅かす物価高騰など、行き詰まる資本主義経済、2、地球温暖化による洪水・干ばつに起因する飢餓人口の増加、3、化石燃料や核燃料を回顧するエネルギー情勢の3点ではないでしょうか。

さて、河野知事の3期の実績と、これから4

年間の県政運営方針を問う知事選が目前となりました。予測不可能な時代、いわゆるVUCAの時代に本県が進むべき道を、姿を県民に示し、実現に向けたプロセスを説明することが知事選の大きな論点となるものと考えています。

今年度、県では、2040年を目標年とする総合長期計画の改定を進めておられますが、8月の審議会答申で本県の状況は分かるとしても、新しい宮崎づくりについて、県民が納得して共に歩めるよう、具体的説明が必要です。

人間は基本的にコンサバティブ（保守的）な生き物だと言われています。環境が厳しくなり答えに詰まったときは不安にもなるし、ほっておけば、何とかして変えないで済む部分を探しがちであります。コンサバの対義語はプログレッシブです。進歩的、斬新的という意味で、閉塞感を打ち破るような取組が求められています。

県は、コロナ禍で疲弊した産業を立て直すために、9月補正で30億円の宮崎再生基金を組みましたが、知事選は、県民が共感できる宮崎づくりを問う選挙になると考えます。

2040年の宮崎県をどう展望し、実現に向けどのようなプログレッシブな取組を展開しているのか、知事に伺います。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

デジタル化の急速な進展や深刻化する気候変動問題など、これからの10年、20年は、予想を超えるスピードで大きく変化していくものと認識しております。加えて、コロナ禍や物価高騰の影響により、現在の県民の暮らしや地域経済は大変厳しい状況に直面しております。

このような中、私は知事として、県民生活や県内経済に寄り添いながらこの難局を克服し、「ふるさと宮崎」の安心と希望ある未来を切り開いていくことが私の使命であると強く感じております。

このため、次の4年間を宮崎再生の期間と位置づけ、生活に困窮されている方々や事業者への支援をはじめ、本県の強みでありますスポーツや食といった魅力というものを生かした活性化に取り組むとともに、あらゆる分野におけるデジタル化や再生可能エネルギーの積極的な導入など、本県を次のステージへと飛躍させるための取組も進めているところでございます。

昨日はサッカーの世界カップで、日本がドイツに勝利する、まさかと思うような歴史的な勝利でありました。このスポーツの持つ力、そして、このことにより、国民を鼓舞し、また経済効果も高まったのではないかなど考えておりますが、スポーツを地域振興の核と置いております本県にとりましても、やはりこれからの取組、スポーツへの大きな期待というものが感じられたところでございます。

変化の大きい時代にありまして、未来を切り開いていくのは、若者・子供たちであります。宮崎で生まれた若者が学び、働き、子育てしやすい環境づくりにも取り組んでまいります。

将来を担う若者をはじめ県民の皆様が、住んでよかった、いつまでも暮らし続けたいと実感できる宮崎の実現に向けて全力を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○井上紀代子議員** 今、知事も言われましたが、昨夜FIFAワールドカップで、日本代表がドイツに逆転勝利する快挙がありました。日本中、大喜びです。

我が宮崎県には、はっきりはしないけれど

も、うれしいニュースが飛び込んできました。それは、大谷翔平選手がWBCに参加の意向というものです。もしかすると、宮崎で大谷選手が見られるかも、それなら村神様との絡みもと、わくわくしたのは私だけではないと思います。

今回のWBC日本代表宮崎合宿は、2月17日から11日間と聞いています。キャンプに参加される選手など詳細な内容は分かっていませんが、もし大谷選手が宮崎合宿に参加すれば、多くのファン、観光客、マスコミ等々、大混雑が予想されるのではと考えます。

使用するスタジアムなどの施設運営や、観客を安全に移動させるための計画は、当然ながら県や宮崎市、主催者である日本野球機構が担当されると思いますが、県警察本部のサポート、連携、協力は不可欠です。WBC日本代表宮崎合宿における、警察が行う選手及び観客の安全確保と交通対策について、県警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長(山本将之君)** WBC日本代表合宿では、県外からの方々を含む相当数の観衆が、ひなたサンマリンスタージアム宮崎などに集まることが想定されます。

県警察といたしましては、主催者である日本野球機構や、本県の受入れ機関である国内外代表合宿受入実行委員会に対し、自主警備員等による観衆の誘導、導線の分離、交通整理等による安全確保諸対策が十分になされているか、指導・確認等を行ってまいります。

その上で、雑踏事故防止対策、交通渋滞対策といたしまして所要の警察官を配置し、交通・人流の整理や誘導を連携して行ってまいります。

過去の日本代表の合宿では、会場周辺を含め

広範囲が渋滞したことを踏まえまして、会場外の臨時駐車場からのシャトルバスでの送迎、あるいはJRなど公共交通機関の利用、こうしたことを主催者等に要請するなどいたしました上で、警察官による信号操作等により、交通対策にも万全を期してまいります。

**○井上紀代子議員** WBCについては、まだ詳しいことは分かっていませんが、他国からも日本警察の警備力には定評があり、多くの方々に安心してWBCの日本代表宮崎合宿を楽しんでいただけますよう、よろしく願いしておきます。

次に、県の推計では、今後の人口減少、高齢化の進行により、2040年には県内総生産額が3分の1減少し、1人当たりの県民所得も約9万円減少すると報告しています。

この推計は、産業連関を考慮したものではなく、人口減少だけに着目した単純推計なので、実際にはさらにぎくしゃくした産業構造になるものと考えられます。

私は、このように経済が行き詰まっていく中であっても、県民が住みやすさを感じられる宮崎をつくっていくことはできると考え、それは医療、教育、農業、つまり産業の充実・強化がポイントだと考えています。

人口減少が進んでいくと、中山間地域から徐々に社会・福祉サービスの提供が困難になってくることは、誰の目にも明らかです。特に医療については、県内のどこに住んでいても高度医療や救急医療サービスが受けられるだけでなく、2次救急医療や在宅医療、人工透析医療など、地域で安心して暮らせる医療インフラの整備が大変重要だと考えます。

現在、これらのサービスは公立病院や民間病院のボランティアで対応している状況にあります

すが、人口減少局面では、近いうちに限界が来ることは明らかです。

そこで、人口減少が加速する中で、本県の医療体制の課題をどのように捉え取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 急速な高齢化によりまず医療需要の増大が進む中で、人口減少の進展に伴いまして、医師や看護師等の担い手不足が深刻化しております。地域においては、必要な医療を提供していく体制の整備が大きな課題となっております。

このような中、限られた医療資源の中で、地域全体で医療や介護に取り組み、安全で質の高い医療を切れ目なく効率的に提供することが求められております。

このため県では、患者の疾患の状態に応じまして、必要な医療が行われますよう、病床の機能の分化や医療機関の連携の推進、ドクターヘリやドクターカーなどを活用した救急医療体制の整備、医療と福祉が連携した在宅医療や介護体制の整備などを図ってきたところであります。

さらに今年度は、宮崎大学と連携した地域枠の医師の拡充など、医療従事者の養成・確保の取組を推進したところであります。

今後とも、それぞれの地域の実情に応じた、予防も含めた医療や介護の総合的な体制整備を推進してまいります。

**○井上紀代子議員** 医療体制の中には県民も含まれますので、県民も自分たちの中でできることについてはしっかりやっていただくようにメッセージを発信することが必要だと思います。

中山間地域のこれからの医療を考えていくときに、美郷町の西郷病院を核とした地域包括医

療体制の取組は、学ぶべきところが非常に多いと考えています。

美郷町役場には、地域包括医療局という組織があり、西郷病院、南郷病院、北郷診療所のネットワークが構築されており、西郷病院から診療所への代診医の派遣や、健康福祉課との連携による健康づくり事業、さらには研修医と地域の交流事業等が展開されています。

この取組は、市町村合併に端を発しているとはいえ、実際には広域合併をしなくても、それなりの支援と指導者がいれば、民間病院や福祉事業者も含めて、地域の医療資源に応じた体制が構築できるのではないかと考えられます。

市町村の垣根を越えた地域包括ケアシステムの構築に向けた、県の主体的な取組が必要と考えますが、県のこれからの取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 地域包括ケアシステムは、市町村が主体となり、地域の実情に応じて作り上げていくものであり、県といたしましては、広域的な対応が求められる取組につきまして、必要な調整や支援を行っております。

具体的には、高齢者の入退院時に介護サービスとの連携が円滑に図られるよう、医療機関とケアマネジャーが情報共有を行うためのルールを各保健所単位で定めるとともに、市町村が高齢者の自立支援のために開催する「地域ケア会議」や運動教室等への専門職派遣を広域的に調整するなど、積極的な支援を行っているところでございます。

県といたしましては、今後とも市町村と連携しながら、医療、介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 平成29年3月に策定された西郷病院新改革プランには、「地域包括ケアの取組はまちづくりそのものであり、今後とも採算性の是非は問わず救急医療を堅持していく」と記載されています。

人口減少が進む中山間地域において、県民が安心して暮らし、さらには県外からの移住者を増やしていくためには、その基本インフラとして地域包括ケアを位置づけ、充実させていくことが必要であると考えています。

地域包括ケアシステムを中山間地域の振興対策の根幹に位置づけた上で、地域づくりを進めていく必要があると考えますが、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 高齢化が急速に進んでいる中山間地域におきまして、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活ができることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割は大変重要であり、中山間地域の暮らしを守る上で、欠くことのできない仕組みであると認識しております。

一方で、人口減少が進む地域では、公的支援だけで高齢者を支えることが困難になりつつあることから、地域住民が相互に助け合いながら、生活に必要な機能やサービスを維持・確保する取組が必要であり、県内においても、高齢者の見守り、ボランティア輸送、買物支援などの事例が増えてきております。

県におきましては、こうした地域住民や市町村の主体的な取組と併せて、市町村の枠を超えた連携についても支援し、それぞれの地域の実情に合った地域包括ケアシステムの推進につなげてまいります。

**○井上紀代子議員** 今後、人口が急速に減少し

ていく集落が加速度的に増える一方で、生まれ育った家で暮らし、終末を迎えたいという独り暮らしの高齢者もまた増加していきます。

この問題は、県の本気度が試される試金石ではないかと考えられますので、コンサバではなく、プログレッシブな対応をしていただきますようお願いいたします。

次に、教育についてお伺いします。

宮崎県は長年、学校給食に力を入れてきており、新鮮な県産農産物の利用率も35%と、全国平均より10ポイント近く高くなっています。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、給食時間は黙食となり、給食は楽しい時間ではなくなってしまったようです。

人間は社会的動物だと言われます。学校は、様々なコミュニケーションを通じて人間性を磨いていく場だと信じています。新型コロナウイルスワクチンの小児接種も始まっています。学校給食については、対面での食事は無理だとしても、黙食の解禁など、給食の時間を楽しめる工夫をすべきだと考えますが、その方針について教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、県の感染レベルに応じまして、県立学校におけるコロナの対応について通知し、市町村教育委員会にも周知しております。

この中で、本年1月、県下全域がまん延防止等重点措置区域に指定されるなど、感染が拡大したため、黙食の徹底について適宜指導することとしましたが、その後の感染収束を踏まえ、6月の通知では「黙食の徹底」の文言を外したところであります。

学校給食は、学校給食法の目標の一つに、「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」とあり、ウイズコロナにお

きましても、子供たちが楽しく給食の時間を過ごせるよう努める必要があります。

県教育委員会といたしましては、感染状況に応じた座席の配置や適切なマスクの着用など、感染防止対策と学校給食の目標の両立に向け、今後とも、市町村教育委員会と連携して、給食指導の工夫改善に取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う」、これが学校給食の目的だとすれば、ぜひ再考をよろしくお願いしておきます。

コロナ禍では、学校行事もかなり制限せざるを得ないことから、学校に興味の持てない不登校の児童も増加しています。来年4月には、こども家庭庁がスタートし、その支援部門では、虐待やいじめ、ひとり親家庭など困難を抱える子供や家庭を支援するとされています。

人権同和教育課の報告では、フリースクールと県や団体との連携を進めているとあります。フリースクールは、不登校やひきこもりをはじめ、軽度の発達障がい、身体障がいや知的障がいなどを抱える子供たちを受け入れ、小学校、中学校、高校の代わりに学びの場を提供するNPO法人やボランティア団体などの民間の教育機関です。

本県のフリースクールの現状と、これら組織との連携により、どういう学びの場を提供しようと考えているのか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** フリースクールにつきましては、現時点で7つの市町に22の施設があることを把握しておりまして、視察や意見交換を進めております。

また、市町村教育委員会に対しましては、国の動向や県内の状況等につきまして情報提供を

行い、フリースクールとの一層の連携を促しているところでもあります。

県教育委員会といたしましては、フリースクールも学びの場の一つとして捉え、不登校の児童生徒が、多様な学びの場の中から自らの状況やニーズに応じた選択を可能とし、将来の社会的自立につなげることができるよう、支援してまいりたいと考えております。

また、ウイズコロナの学校の在り方が問われる時代におきまして、これまでの学校の当たり前を見直し、学校だからこそできることを大切にしながら、魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** フリースクールは、教育理念や方針の違いによって形態も、かかる費用も様々です。先日の報道では、宮崎市が、フリースクールでの登校を学校長の判断で出席扱いにできる仕組みの運用を開始しているとのことでした。フリースクールと学校の連携については、多様性を持つ子供たちの視点で行われることを期待しています。

さて、多様な学びの場として、本県には五ヶ瀬中等教育学校が平成6年に開学し、全国初の中高一貫校として注目を集めてきました。フォレストピア宮崎構想の実現を担う一翼として、「総合的な探究の時間」による地域と協働した探究活動（フォレストピア学習）を柱に、6年間の教育が含まれています。

この6年間の教育は、2学年単位で「郷土探究」から「実践探究」へ、さらに「実践探究・振り返り」へとステージを上げることで、論理的な思考と深い物の見方を育むプログラムとなっています。

かなり特色のある教育方法だと感じますが、30年が経過しようとする今、この教育方法

をどう評価すればよいのでしょうか。1学年40名の定数は、県外からの入学生も含めて充足しているようですし、進学率も宮崎市内の進学校と同程度ようです。

そこで、これまでの五ヶ瀬中等教育学校の教育実績をどう評価し、本県教育に反映しようと考えているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 五ヶ瀬中等教育学校は、フォレストピア学びの森学校として、豊かな自然の中で「感動と感性の教育」の理念の下、中高一貫教育を実施し、国内外で活躍する多様な人材を育成してまいりました。

地域のフィールドを生かした五ヶ瀬ならではの「わらじ遠足」など、伝統的教育活動を継続する一方で、グローバルな視点での探究型学習や、ICTを活用した世界との交流学习など、先進的な教育活動にも取り組んでおりまして、その成果は国内でも高く評価されております。

また、五ヶ瀬中等教育学校の先生方は、転出後も、本校で培ったこれらの経験を生かし、引き続き県内各地で活躍しております。

今後、これらの取組の成果や培った経験を県内に幅広く普及してまいります。

**○井上紀代子議員** 生徒たちは、中学、高校という多感な時期を五ヶ瀬町で暮らしています。先般、委員会調査をする機会がありましたが、30年という時間の経過の中で、その学びやはすっかり歴史を感じさせるたたずまいとなっています。

この五ヶ瀬中等教育学校の建学の志は大切に、地域との協働という特色ある教育とプロジェクト教育プログラムに対応できる教員を確保するとともに、学び場プラスアルファの楽しく学べる十分な施設整備が必要となるときが来ているのではないかと考えます。

来年の4月には、隣町の熊本県立高森高校に「マンガ学科」が新設されます。元週刊少年ジャンプの編集長が率いる出版社コアミックスと高森町、熊本県の連携により開設される学科ですが、これまでの定員割れの高校から超難関校に変わったとのこと。

五ヶ瀬中等教育学校の今後の展望について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 五ヶ瀬中等教育学校は、都市部とは異なる大自然を生かした教育環境の中で、最先端の学びを追求するとともに、6年間の長きにわたり、全員が寮生活を送る中で互いに切磋琢磨しながら、コミュニケーション能力、社会性、協調性、忍耐力などの人間力を育てております。

今後、多様化が進み、変化の激しい将来におきましては、身につけた学びや幅広い人間力を生かし、多様な他者を理解・尊重しながら、柔軟な社会の創り手として活躍することが求められております。

今後の五ヶ瀬中等教育学校につきましても、地域の皆様の御支援を受けながら、「感動と感性の教育」の理念の下、これら時代に求められる教育の実現に向け、取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 続いて、同じく平成6年に施設をリニューアルした学びの場として、県立農業大学校があります。私は、農大祭や農大市、農業科学公園のブドウ園の大ファンで、よく訪ねます。

まず、農業教育面では、全国初の農薬散布ドローンの免許取得や、全ての農場管理にGAP管理システムを導入、充実したスマート農業機器・施設を使ったプロジェクトの発表では全国3位を獲得するなど、宮崎県地域力・魅力の高ポイントです。

県立農業大学校は、宮崎県農業のステータスであるべき学びの場です。グローバルな視点を持ち、新しい技術や機械・施設をしっかりと学ぶためには、国内外の大学や民間企業との連携によるプロジェクト学習の高度化・充実も大切な視点だと考えます。

県立農業大学校のプロジェクト学習の高度化に向けた大学や企業等との連携について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県立農業大学校では、学生の「課題を解決する力」の向上を図るため、地域の企業や大学などと連携して、生産技術の実証や商品開発等を行う「地域連携型プロジェクト学習」を実施しております。

具体的には、資材メーカーと連携した施設園芸における燃油使用量削減の実証や、食品加工・販売業者と連携し、学生が生産した農作物を原料としたアイスクリームの開発・販売等に取り組んでおります。

今後は、みやざきローカルフードプロジェクトに参画する企業等と連携した新商品開発の取組など、より高度な学習機会を創出し、高い技術と優れた経営感覚を有する人材の育成に努めてまいります。

**○井上紀代子議員** 県立農業大学校は全寮制ではなくなったとのことですが、ほとんどの学生が学内にある学生寮で寝食を共にしています。

この学校も五ヶ瀬中等教育学校と同様に、やはり30年が経過した校舎の劣化は目立ち、雨漏りも頻発しているようです。また、併設する農業総合研修センターの宿泊施設や公園施設も老朽化が進み、十分な研修環境を提供できない状況にあると思います。

県立農業大学校及び農業総合研修センターの施設改修について、農政水産部長にお伺いいた

します。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県立農業大学校及び併設する農業総合研修センターの主要施設は、平成6年の完成から28年が経過したところです。

県ではこれまで、建築基準法に基づく定期点検などを実施し、劣化や損傷の著しい箇所などの早期把握に努めるとともに、計画的な改修を行ってきました。

また、施設園芸ハウスや畜舎につきましては、施設の改修と併せ、環境制御などの高度な技術を導入するなど、魅力ある学習環境づくりにも努めているところです。

今後とも、計画的な改修等を行いながら、学生に選ばれ、かつ安心して学べる環境整備に努めてまいります。

**○井上紀代子議員** ぜひ、この計画的な改修の速度を速めていただきたい、そのように要望しておきます。

これまでに何度か、学生寮のレストランで食事を頂きました。御飯や牛乳は、学生が自ら汗を流して作った食材を利用しているとのことでしたが、さらに、学生が自ら作った野菜やお肉、お茶を自慢しながら、味を覚え、食べる場とするために、また、給食費を値上げしないためにも、食材の校内調達率を上げられないのかと考えます。

県立農業大学校内食堂における校内食材の活用について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県立農業大学校の食堂は、外部業者への委託により運営されており、食堂で提供する食材のうち、米と牛乳については、全量、校内で生産されたものを活用しているところです。

一方、その他の食材につきましては、食堂で必要とする数量の安定的な供給が難しいなどの課題があり、現在、校内での加工実習に活用しているところです。

学生自らが生産した農畜産物を日々の食生活に取り入れ、味や調理法等を確認することは、重要な取組と考えておりますので、食堂における校内食材の活用拡大について、検討を進めてまいります。

**○井上紀代子議員** ぜひ検討していただきたいと思っています。

なかなか課題はあると思いますが、例えば農大レストランとの契約生産で、フードビジネスを教えるプロジェクトがあってもいいのではないかと思いますし、それによって食の分野では、冷凍方法やフリーズドライ等も学ぶことができるのではと考えます。

五ヶ瀬中等教育学校も県立農業大学校も、県外からの生徒を一定程度受け入れています。これらの若者が宮崎の魅力を知り、宮崎で働きたいという動機づけを、入り口であるこれらの学校が果たしていくことは、本県の人口減少対策の一翼を担っていると言っても過言ではありません。プログレッシブな対応をよろしく願いしておきたいと思います。

次に、VUCAの時代は、私たちが不透明な時代の中に生きているということを自覚させられる時代ですが、このような時代には、本県の豊かなポテンシャルを生かした心と体と魂をリフレッシュする取組が、まさにぴったりではないかと感じます。

熊本県に、看護師さんたちで起業した会社があります。彼女たちは、みとりと福祉事業所を営んでおられますが、さきに述べました生活環境の変化を敏感に捉え、宮崎市で農福連携によ



るバナナリトリートの拠点づくりを、と取り組んでいます。

リトリートは、「静養先」とか「隠れ家」、「避難所」という意味ですが、最近では、仕事や日常生活から一時的に離れ、疲れた心や体を癒やす過ごし方のことを指します。既に昨年からはバナナ栽培をスタートしており、もうすぐ収穫期を迎えますが、活動費を捻出するためのクラウドファンディングでは、目標を超える支援金が集まったようで、リトリートへの関心の高さを実感しました。

本県の農業や食が持つリトリート機能を生かした取組は、農家民泊という形で一部提供されていると思いますが、素朴ながらも洗練されたサービスの提供に向けた指導・支援も必要な時期に来ていると考えます。

農山漁村が持つリトリート機能に着目した農業の新たな展開について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県の農業・農村には、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域に代表されるように、農林業を通じて育まれた日本の原風景が多数残されており、これまで県では、こうした優れた価値を都市部との交流活性化や関係人口の創出に生かすため、農業体験のメニュー化や受入れ体制の整備等を支援しているところです。また、今年度からは、日頃の仕事や生活から離れ、農業体験を通じてストレス軽減を図るツアー構築にも取り組み始めたところです。

議員御指摘のとおり、リトリート機能に着目した取組は、本県の農業や農村の魅力をさらに高めることが期待できますので、そのような視点も踏まえながら、今後とも農業・農村の振興に努めてまいります。

**○井上紀代子議員** リトリートを移住にまで結びつけられたら、さらにすばらしい発展的な取組になると思います。これらの取組を支援し広げる取組に、「おてつたび」という仕組みがあります。

これは、例えば宮崎の農家民泊所で、農作業や調理等のお手伝いをしながら宿泊、旅を続けるというものです。お手伝いを通じて地域にぐっと入り込み、貴重な人材として歓迎され、気づいたら、本人にとっての特別な地域になって戻ってくる。そんな新しい旅を提案する取組です。

西米良村のワーキングホリデーと似ていますが、インターネットに登録された受入れを希望する農家や旅館等々の様々な事業者と旅行者を結びつける、かなり自由度の高い仕組みです。

「宮崎で農業を」とまではいかないけれども、おいしいお芋と一緒に作ってみたいという人は多いのではないかと思います。

リトリートやおてつたびといった取組により、新たな関係人口を移住へと結びつけていくのではと考えますが、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** ストレス社会における新たなリフレッシュの方法として、リトリートを目的とした旅行に注目が集まっております。

こうした中、温暖な気候と豊かな自然に囲まれた本県は、都会からの旅行者が癒やしの時間を過ごすのに適した環境であり、特に農業・農村においては、自然の中での農作業など、都会では味わえない新鮮な体験に加え、長年にわたって築かれてきた暮らしの豊かさや固有の文化・伝統に触れることで、大きな癒やしの効果が得られるものと考えております。

御指摘のありました農業・農村のリトリート機能に着目した取組は、関係人口の拡大、さらには将来の移住にもつながっていくことが期待されますので、そういった視点も含めて、今後の移住の取組を進めてまいります。

**○井上紀代子議員** リトリートとか、おてつたびについても、やっぱり、もう一度検討するというか、取り入れていく力というのを宮崎も持ったほうがいいのではないかと考えていますので、よろしく願いしておきます。

次に、エジプトで開催されていたCOP27が終わりましたが、各国政府の温室ガス削減目標が達成されても、地球の平均気温は今世紀中に2.8度上昇すると報告されています。

ウクライナからは、過去7か月の戦争で3,100万トンの二酸化炭素が排出され、環境被害は5兆円にも上るとの報告がありました。

COP事務局からは、「我々には気候変動を段階的に変えていく機会があったが、その局面は終わった。加速する気候災害から救うには、経済と社会を根本的に変革するしかない」との悲観的な報告もありました。

さて、本年9月18日に935ヘクトパスカルという非常に強い勢力で鹿児島県に上陸した台風第14号は、動きが遅かったこともあり、台風の東側に位置する本県では、18日の朝から翌19日の昼まで20メートル以上の風が吹き荒れ、大雨特別警報も出されました。

私はこの台風の中を、熊本県から高千穂を抜けて宮崎市へ戻ってきましたので、山間部の土砂崩壊の状況を直接この目で確認しながらの帰省となりました。

確かに久しぶりに強い台風ではありました。しかしながら、被害状況を聞くにつれ、災害を前提とした事前の準備がおろそかであったこと

が被害を大きくしているのではと疑問もありました。

例えば、排水門や排水機場の運用ですが、西都市や国富町の田んぼ等が大きく冠水した災害では、川の水位が上がったときの排水門を閉める順番が決められていなかったり、停電のために非常用電源に切り替えたものの、排水機場のポンプを全て動かさなかった等々です。

豪雨災害未然防止のための農業用排水機場の運用体制について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 台風等の災害時に、被害を最小限に抑えたり未然に防止するためには、排水機場の適切な運用が必要と考えております。

これまでに、県では14か所の排水機場を整備し、地元の市や町に譲与または管理委託しております。市や町においては、土地改良区などの地域の方に操作を委託するなどの運用が行われており、台風などの豪雨が予想される時は、操作要員を排水機場に配置するなどの体制が整えられております。

台風第14号では、停電時の非常用発電機の燃料確保など課題も確認されたことから、県としましては、適切な運用体制が確保できるよう、引き続き支援してまいります。

**○井上紀代子議員** 停電時の燃料確保、これはぜひ早く対応していただくよう要望しておきたいと思います。

地球温暖化が進むと、台風はより強く発達し、高温の海水温に支えられて、勢力を落とさず日本に接近すると言われております。

私は、木花地区の排水機場整備に、地元と県の間に入って随分と協議を重ねてきました。排水機を増設したことで、今回の台風では冠水被

害は発生しなかったとのことのお礼の電話がありましたが、やはり停電対策に課題があったとのことでした。

道路が冠水し、強風で操作要員が近づけなかったという話を、台風第14号の後に多く聞いています。遠隔操作や操作を行うタイミングなどの見直しを行う必要があると考えます。

また、今回の県営工事の盛土の崩壊は、これまでの基準では対応できないところまで地球温暖化が進んでいるということを示しています。

そこで、それぞれの組織が取り組むBCP対策が連動する地域継続計画(DCP)を整備し、地域防災力を高める取組について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監(横山直樹君)** 地域継続計画は、大規模な災害が起きた際に、企業や自治体だけでなく、学校、自治会など地域社会を構成する組織全体で地域機能の継続を図ることを目的とするもので、香川県や香川大学などが策定を目指しているとのこととあります。その骨子は、物流、病院をはじめとする重要拠点、応援・受援などの機能の確保でございます。

本県では、応援部隊や物資輸送のルート確保、燃料・電力・ガスの供給、通信の確保などについて、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画」を策定するとともに、市町村や企業にも業務継続計画の策定を促し、地域機能の継続を図ることとしております。

このため、新たに地域継続計画を策定することは今のところ考えておりませんが、今後とも、市町村や企業、団体、地域と連携しながら、地域全体の機能の継続が図れるよう努めてまいります。

**○井上紀代子議員** 「備えあれば憂いなし」と

言います。自然災害に打ち勝つことはできなくても、県民の憂いや不安を少しでも少なくできる取組には、県は緊張感を持ち、指導的立場で臨む必要があると考えます。

先ほど質問した県立農業大学校や西都の産業技術専門校等の施設は、広域災害の際には、児湯地区の県出先機関の業務継続のための代替施設と位置づけられています。

実際に大きな台風が接近するたびに、県立農業大学校の体育館に避難される県民の方が多数いらっしゃるようですが、非常用電源や十分な換気施設が整備されているわけではありません。

護岸工事や公共施設を整備し、耐震強度を上げていくことは大切ですが、BCPを確実に運用するための県施設の防災対応力の強化や、人材の育成を並行していかなければ、せっかくの防災投資を効果的に運営していくことができません。

BCPでは、被災時に県有施設に被災者が避難してくることが想定されていますが、その対応と人材育成についてどう取り組まれるのか、知事に考えをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘のとおり、大規模災害時には、県有施設に周辺住民などの被災者が避難してくることも想定されます。

このため、県のBCPであります宮崎県業務継続計画に基づきまして、その対応を行う責任部局や、被災者を安全に誘導する方法を定めるとともに、毎年度、訓練を実施しております。

また、書棚等の固定や窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付け、非常用電源の高いところへの移設などによります施設自体の防災力の強化にも努めております。そして、やむを得ず避難してきた方のための一時的なスペースの確保

や、避難できる人数の算定、毛布等の備蓄を行っております。

職員に対しましては、3日程度の食料の確保や家族との安否確認方法を決めておくことなどを求めるとともに、安否確認訓練や図上訓練、各所属に配置した危機管理推進員により研修を毎年度実施し、防災対応力の向上を図っております。

今後とも、大規模災害時に、県の機能を維持しつつ災害対策を円滑に行うため、平時から様々な事態を想定しながら、取組を進めてまいります。

**○井上紀代子議員** 期待をしております。

次に、エネルギー問題について伺います。2018年の1月に、県は「みやざき水素スマートコミュニティ構想」を発表されています。宮崎大学の水素製造等の研究をさらに発展させようとする意欲的な構想です。

私は友人たちと、触媒を用いて水から水素を製造し発電を行う、山梨県の企業等の視察研修を行ったりしていますが、県内外では様々な水素製造技術が開発されています。また、多くの自治体がゼロカーボンを目指した構想を打ち出しており、国レベルでの官民推進の組織が立ち上げられるなど、いよいよ水素の時代が来るものと期待しています。

みやざき水素スマートコミュニティ構想の策定の背景と進捗状況について、総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 水素は、利用段階で温室効果ガスを排出しないことから、国の基本計画におきまして、将来、中心的な役割を担うエネルギーの一つとして位置づけられております。

こうした中、コスト面や技術面の課題はある

ものの、長期的な視点から本県としても取り組む必要があると考えまして、平成29年度に「みやざき水素スマートコミュニティ構想」を策定したものであります。

現在の取組状況としましては、水素に関する県民への啓発や、都市ガス等から水素を取り出すエネファームの普及支援のほか、宮崎大学における水素製造装置の低コスト化や、水素を基にしたメタンの効率的な合成など、水素の実用化に向けた研究への支援を行っているところであります。

**○井上紀代子議員** 北海道では、酪農の排せつ物をメタン発酵させ、触媒を使って水素を製造するプロジェクトが進んでいます。

家畜の排せつ物は、本県にも豊富にあります。農林水産省では、温室ガスの20%削減を推進するために、来年度より三ツ星認証プロジェクトをスタートさせるようです。

コミュニティー単位での水素利用は、畜産農家レベルでの三ツ星認証推進は費用対効果の課題があるものの、プロジェクトとして取り組むことで、さらなる輸出競争力をつけることができるのではないのでしょうか。

農業分野における水素利用の可能性と、脱炭素に着目した三ツ星認証の本県での可能性について、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県での農業分野における水素利用は、宮崎大学が家畜ふん尿の処理工程で組み合わせた水素の活用を研究しておりますが、処理施設の経費など、実用化に向けては課題があると伺っております。

また、三ツ星認証は、国が、「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、温室効果ガスの削減に取り組む農家に支援し、農業分野での脱炭素の取組を促進するもので、現在国は、米、キュ

ウリ、トマトの3品目で実証試験やデータ収集を行っており、今後さらに対象品目を拡大していくと伺っております。

この取組は、昨年度から開始されたところであり、県といたしましては、国の実証結果を踏まえ、県内生産者への周知など、今後の取組について検討してまいります。

**○井上紀代子議員** 水素は最も軽い元素ですので、エネルギー密度が低く、1リットル当たりでは天然ガスの約3分の1、ガソリンと比較すると約2,900分の1の熱量しか持っていません。

純水素型燃料電池は、1965年にアメリカが打ち上げた有人宇宙船「ジェミニ5号」で実用化された技術です。トヨタ自動車が開発した水素自動車「MIRAI」は860万円で販売しており、また昨年10月にはパナソニックが、1台で5キロワットを発電する業務用の純水素型燃料電池「H2KIBOU」の販売を始めています。

確かにそれぞれに課題はあります。水素自動車の商用水素ステーションは、22都道府県の92か所のみで、その建設には一般的なガソリンスタンドの4倍以上かかります。

また、業務用の純水素型燃料電池については、かなり小型で、停電時の非常用電源としても機能する優れ物ですが、販売開始から間もないこともあり、スーパーやマンション等での運用が広く周知されていない状況にあります。

持続可能なコミュニティづくりのツールとして、燃料電池自動車や純水素型燃料電池の実証について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 走行時に温室効果ガスを排出しない燃料電池自動車や、水素から直接熱を供給できる純水素燃料電池は、環

境負荷が極めて少ないことから、持続可能な地域づくりを進める上で重要な手段の一つであると考えております。

全国的に見ますと、大手ガス事業者等を中心として積極的に取り組まれている地域がありますものの、水素の製造コストの高止まりや供給インフラの整備などの課題もあり、燃料電池自動車につきましては、国の2020年の導入目標4万台に対して5,000台程度にとどまるなど、まだ十分には進んでいない状況があります。

御提案の実証につきましては、水素エネルギー全体の動向を注視するとともに、導入に要するコストやその効果等も見極めながら、研究してまいります。

**○井上紀代子議員** 県のみやざき水素スマートコミュニティ構想は、太陽光を利用した水素製造に係る宮崎大学と東京大学の共同研究が大きく位置づけられています。

本県の基幹産業である農林水産業は、マンゴーにしても畜産にしても、加温や飼料輸送等で化石燃料に大きく依存していますし、水産・林業についてもしかりです。

今後、自治体ごとのSDGsの取組が厳しく問われる時代となる中で、脱炭素に向けた水素利用には大きな可能性があると考えており、県民や事業者の意識改革を図る上でも、これらの先進的な企業目を本県に向けるためにも、本構想の具体化に向けた取組が必要だと考えます。

宮崎発の水素スマートコミュニティの実現に向けた今後の取組について、構想の生みの親である日隈副知事にお伺いいたします。

**○副知事（日隈俊郎君）** 水素エネルギーについてであります。

国においては、脱炭素化の重要なエネルギー

の一つに位置づけ、研究開発や需要拡大に取り組んでおりますが、供給コストや社会インフラなどの課題があり、全国的にも、構想策定時の想定に比べて、利用がいま一つ進んでいない状況にあります。

しかしながら、長期的かつ大量に貯蔵が可能であるという水素の特性から、将来的には、発電や船舶など、大きな動力を必要とする分野での活用も期待されているところであります。

水素の普及には、いましばらく時間を要するものと考えておりますが、今年2月には、世界で初めて液化水素の海上輸送に成功するなど、関連技術が着実に進展しており、また、利用段階では二酸化炭素を排出しない、まさに今後目指すゼロカーボン社会の実現に向け、重要なエネルギーであると考えておりますので、県としましても、中長期的な視点を持って、今後、その利活用に向けた様々な取組の検討を進めてまいります。

**○井上紀代子議員** 予測不可能なVUCAの時代は、必然的にこれまでの常識は通用しなくなり、県民にも行政にも変化が求められることとなります。

この変化への対応を、国の指示待ちのコンサバティブな行政姿勢で取り組むのと、多少は摩擦があっても、プログレッシブな行政姿勢で取り組むのとでは、本県の未来の輝きは大きく変わってくるのではないかと思います。

知事が就任当初から言われている「常在危機」は、常に変化が求められるチャンスのある場面であると言ってもよいと思います。県民とともに汗をかき、明日の希望を分かち合える県行政のこれからの展開を強く願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○中野一則議長** 次は、有岡浩一議員。

**○有岡浩一議員**〔登壇〕(拍手) 郷中の会の有岡です。通告に従い、質問させていただきます。

質問に入る前に、3件のお話をさせていただきます。

まず、今年20日、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、養鶏場の約16万羽の殺処分が、自衛隊や建設業協会などの協力をいただきながら行われました。御協力に感謝するとともに、周辺の防疫に携わる関係者や職員の皆様方に、さらなる感謝を申し上げます。

私の住む宮崎市高岡町でも、養鶏場で2011年と2014年に鳥インフルが発生し、県をはじめ地元の建設業協会の皆さんの素早い対応を記憶しております。今後とも、危機事象への備えとして、地域力の維持が大切だと考えます。

次に、高岡町の国指定天然記念物として、梅の名所月知梅と、去川の大イチョウがあります。樹齢800年以上の大イチョウが3年ぶりにライトアップされました。その大イチョウの存在感が地元の歴史を醸し出した空間となっております。薩摩街道の去川の関所を見下ろして、地域を見守ってきた去川の大イチョウです。国道10号で近くを通られるときには、ぜひお立ち寄りください。

私も、40年前に文化財担当として、地元の老人クラブの皆さんと共に去川の大イチョウを管理していたことを思い出しました。

「人は人によって磨かれる」と言いますが、高齢者の先輩方との交流や活動を通して得た経験は、人生において大変貴重だと感じています。

次に、800年の歴史に比べると僅かな時間ですが、36歳から地方議員となり、現在まで住民の

代表として関わることができたことに感謝しています。

まず、議員は、議案の決定権者として責務を全うすることが必要です。これまで、高岡町議会、宮崎市議会、宮崎県議会において40回を超える一般質問を通し、現場の声を届けてきましたが、本日最後の一般質問として22問を質問してまいります。明快なる御答弁を求めます。

それでは、壇上より知事に、3期目の4年間を通した人材育成について、どのように取り組んでこられたのかをお伺いいたします。

4年前、県庁改革として、働き方改革や職員の育成などを公約として掲げておられます。

「県職員には、本県の将来を見据え、今何をなすべきかを考える、そういう心構えや資質が求められます」とあり、「プロフェッショナル人材の養成に取り組めます」ともありました。さらに、「県民に信頼される行政運営に努めます」とあります。

そこで、職員の皆さんお一人お一人の力を最大限に発揮していただくために、知事は人材育成にどのように取り組んでこられたのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。職員の人材育成についてであります。

県庁にとって、職員こそが財産であります。職員一人一人が、県政を担うという自覚、高いプロ意識を持ちながら、その能力を最大限に発揮できるよう、人材の育成に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、計画的なジョブローテーションの実施のほか、国や民間企業等への長期派遣研修、また、デジタル分野をはじめ専門的な知識

・技術の習得に向けた各種研修の充実を図るなど、チャレンジ精神に富んだプロ意識の高い職員の育成に努めております。

また、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など被災地への派遣を通じて、危機管理能力の向上にも努めてきたところでございます。

そして、一人一人が持てる力を十分に発揮できるよう、風通しのよい職場環境づくりも進めているところであります。

また、私自身も折に触れ、全職員に宛てたメッセージを発信するほか、機会あるごとに職員と直接意見を交わし、私の思いを伝え、やる気を引き出すよう心がけております。コロナ対策や鳥インフルエンザなど、職員の働きに対する評価の声を伺うこともあり、大変うれしく、手応えも感じているところであります。

今後とも、全ての職員が、私と思いを一つにしながら県政の推進に邁進できるよう、職員の士気高揚に努め、意欲と能力にあふれた職員の育成に努めてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

次に、人材育成について総務部長にお伺いいたします。

長野県総務部の今年3月のプレスリリースには、「職員の地域社会貢献活動の応援制度を充実します!」とあり、「平成30年9月から、「地域に飛び出せ!社会貢献職員応援制度」を運用し、現在29名が自らのスキルを活かして活躍している」とありました。

「今回、営利企業への従事許可(副業)が可能な範囲を明確にすることで、職員の活動参加を積極的に進めます」とあり、対象活動や許可要件を明確化しています。

そこで、本県においても、職員の持つスキルを生かした職員の地域社会貢献活動をより積極的に推進する必要があると考えます。県の考えをお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 職員が地域社会の一員として、地域の様々な活動に自主的に参加することは、地域の実情を知り、より県民の視点に立った職務を遂行する観点から、非常に有効な取組であると考えております。

これらの地域貢献活動につきましては、一定の条件の下、知事の許可を得ることにより、報酬を得て従事することも可能でありまして、部活動の指導やイベントでの手話通訳などが報告されておりますが、より一層、活動の幅が広がることを期待しております。

今後、人口減少を背景に、地域を支える担い手として、公務以外の分野でも職員の活躍が期待されますことから、引き続き、地域貢献活動に参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 本県でも既に取り組みられているという報告がありました。

今回、長野県では、時間制限として、週8時間または1か月に30時間以内など明記しています。分かりやすく明記し、職員の皆さんの力を地域社会の元気につなげていただきたいと願っています。

次に、カスタマーハラスメントという言葉が最近耳にします。カスタマーハラスメント、略してカスハラとは、暴行、脅迫、暴言、不当な要求といった著しい迷惑行為であり、理不尽な要求や謝罪を強要するなど紹介されています。

民間企業だけでなく、行政の現場でも業務に支障が出るカスハラが起きています。そのこと

が続くと、職員のメンタルヘルス不調となってしまいます。

そこで、カスタマーハラスメントにより職員が強い負担を強いられているケースがあると思いますが、対応状況について、再度、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 対話と協働による県政を推進する上では、県に対する様々な御意見をいただくことは極めて重要であります。

一方で、議員御指摘のとおり、一部の明らかに行き過ぎた言動を伴う悪質な苦情により、職員がその対応に極めて苦慮する事案も生じておりまして、職員を守ることも同様に重要であると考えております。

このため、職員の対応力を向上させるためのクレーム研修の実施をはじめ、複数職員での対応や上司への報告・相談を徹底するとともに、極めて悪質な事案につきましては、弁護士へ相談の上、特定の窓口での対応や法的手段を検討するなど、組織としてしっかり対応することにより、担当した職員の負担軽減に努めているところであります。

**○有岡浩一議員** 極めて悪質なカスタマーハラスメント、こういった場合には、ぜひ弁護士に相談できるなど職員の皆さんが安心して相談できる体制をつくり、そのことを若い職員の皆さんにもしっかり伝えていただきたいと思います。

次に、令和5年度の当初予算編成方針の中から、総務部長にお伺いします。

事業構築に当たっての留意事項の中で、毎回明記されているスクラップ・アンド・ビルドですが、事業の担当者の立場から、どのように新規・改善事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底に取り組んでいくのか、お伺いいたしま



す。

○**総務部長（渡辺善敬君）** 本県では毎年度、全ての事業につきまして、必要性、実効性、費用対効果、役割分担等を検証する事務事業の見直しを実施しております。

この見直しにおきましては、スクラップ・アンド・ビルドを前提として、費用対効果の低い事業は原則廃止するとともに、継続事業についても、毎年度の成果を踏まえ、必要な改善を行っております。

加えて、当初予算編成に当たっては、見直しの際の目安の一つとなるKPI——重要業績評価指標でございますが——について、事業の効果がさらに見える化されるよう取り組んでまいります。これにより、事務事業の見直しの実効性を高めるとともに、KPIの活用についての職員の意識を高め、より効果的な施策を構築してまいります。

○**有岡浩一議員** KPIにより事業の効果がさらに見える化されるとありましたが、事業の構築においてどのようにKPI（重要業績評価指標）を設定し、どう生かしていくのか、再度、総務部長にお伺いいたします。

○**総務部長（渡辺善敬君）** KPIの設定につきましては、事業の計画、実行、評価、改善を行う、いわゆるPDCAサイクルの実効性を高める上で重要であることから、編成方針において、明確に示したところであります。

また、KPIは、事業の目的に沿った達成度を検証するものであり、事業との直接的な関連性や、客観的な効果測定の可否などについて担当部局としっかり議論し、設定することが大切であります。

その上で、毎年度の事務事業見直しや、その後の予算編成の際にKPIを有効活用し、課題

等を分析するとともに、具体的な見直しの方向性を担当部局と共有することにより、事業のさらなる改善につなげてまいります。

○**有岡浩一議員** KPIのメリットを生かすことで課題の分析が行われるなどの、事業効果を期待します。

ただ、デメリットとして言われていることは、事業の目的を理解していないとプロセスを軽視してしまう傾向があり、考える力の低下も懸念されます。部長の答弁にありましたように、現場での議論や話し合いが大切です。よろしくお伺いいたします。

次に、9月の台風第14号で浸水被害が発生しました。河川の氾濫等、県内各地の河川による被害が毎年懸念されています。

その対策として、国土強靱化による河川掘削工事が進められてきました。これまでの状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 全国各地で頻発する甚大な災害を受けて創設された、国土強靱化3か年緊急対策や5か年加速化対策を活用して、県では、平成30年度からこれまでに、西都市の三財川など162河川において、約250万立方メートルの河川掘削工事を実施したところです。

今回の台風第14号における三財川流域の24時間雨量は、大きな被害をもたらした平成17年の台風第14号を上回ったところですが、西都市の岩崎橋水防基準点で比較しますと、ピーク時の水位が約70センチメートル低下するなど、河川掘削工事をはじめとする治水対策による一定の効果があったものと考えております。

一方、県内各地で浸水被害が発生している状況にありますことから、今後とも、国土強靱化

予算の確保に努め、河川掘削工事を積極的に進めてまいります。

**○有岡浩一議員** 河川の掘削工事が効果が見られたということで、大淀川においても下流域の効果が見られたと私も理解しております。

その中で、一昨日の22日、国土交通省から、防災・減災対策等強化事業に基づき、本県河川掘削工事への予算の配分が発表されました。単年度ではなく、現状に合った事業の継続を期待しています。

次に、洪水を一時的に止めるものとして、遊水地があります。川沿いの低い農地などで、大雨のとき、川の水を一時的に流し込むもので、自然の状態で貯留機能を持つ地形になっているものもありますが、河川管理者が洪水対策として整備するものもあります。

一つの例ですが、神奈川県事例では、県立境川遊水地公園があります。境川は2級河川で、横浜市と藤沢市にまたがり、河口から約12キロに位置し、3つの遊水地がある面積約27ヘクタールの公園です。

そこで、本県における河川管理者が整備する遊水地公園等の現在の取組状況について、お伺いたします。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 河川管理者が整備する遊水地は、河川に隣接する土地に洪水を一時的に貯留することにより、下流に流れる水を減らし、被害を軽減するための施設であります。

県が設置した事例としましては、宮崎市内を流れる山内川の河川改修において、宮崎空港の北側に、面積約4ヘクタールの遊水地を整備したものがあります。

また、国においては、令和2年度から大淀川の治水対策として、都城市の下長飯町に、面積

約9ヘクタールの大岩田遊水地の整備に着手されており、今年度は用地買収を進めていると伺っております。

**○有岡浩一議員** 今後は、線状降水帯の発生による記録的な大雨などが各地で懸念されます。排水門の排水ポンプだけでは対応ができない状況が起こります。治水力を高める意味からも、遊水地の検討が必要です。下流域に流れる水を減らし、被害を軽減する施設として有効な遊水地の整備を、国・県・市町村とで検討されることを強く望みます。

次に、高次脳機能障がいについて福祉保健部長にお伺いたします。

9月の代表質問でもありました、見えない障がいとも言われる高次脳機能障がい者に対する県の支援について、お伺いたします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 高次脳機能障がいは、交通事故や病気等で脳に損傷を受けたことにより、記憶や行動、感情のコントロール等の認知機能が低下する障がいで、日常生活への適応が困難なため、本人、御家族にとって大きな負担になっているものと考えております。

そのため県では、県身体障害者相談センターと宮崎大学医学部を支援拠点機関に指定し、当事者に対する専門的な相談支援を行うとともに、対応できる医療機関の拡充を図るため、医療従事者向けの研修等を行っているところであります。また、広く県民の理解促進を図るための普及啓発にも取り組んでおります。

さらに、今年度は新たに県身体障害者相談センターにおきまして、高次脳機能障がい者が社会参加に必要な知識や技能を訓練するための通所教室を開始したところであります。

**○有岡浩一議員** 先日、高次脳機能障がいの家

族の会「あかり」の例会に参加させていただきました。あかりのホームページには、活動報告が詳しく紹介されています。

そこで、本年8月から取り組んでいる新規事業で、ただいま御紹介のあった高次機能障がい通所教室「結」の取組を今後どのように生かしていくのか、御所見を再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 通所教室につきましては、宮崎大学医学部や民間医療機関等の御協力の下、8月から来年2月までの全24回のプログラムにより、自らの障がいを認識し、社会生活に適応していくための基礎的な訓練を行っております。

今後、訓練の過程で蓄積されていく、支援手法やプログラムの実践例等のノウハウにつきましては、研修会等の機会を生かしながら、資料や記録等を紹介するなど、医療機関や障害福祉サービス事業所などの支援機関と共有することで、身近な地域で必要な支援を受けられる体制につなげてまいりたいと考えております。

また、8月の開所式が多数のメディアに取り上げられたところではありますが、引き続き通所教室の様子を広く発信することで、高次脳機能障がいに対する県民の理解や関心を高めていきたいと考えております。

○有岡浩一議員 見えない障がいで止まることのないよう、まず、障がい者への気づきのためにも実効性のある啓発が必要です。

また、3か年の通所教室事業の中で、医療機関との連携、関係者の理解を求めていく必要があります。対象者は3,000人から4,000人とも言われています。注意障がい、記憶障がい、遂行機能障がいなど、頭のけがや病気の後から起こる高次脳機能障がい者の社会復帰を目指すためにも、知事をはじめとして、民間医療機関への

働きかけが必要です。

県内各地に理解ある医療機関等を増やしていただき、1人でも多くの、障がいに苦しんでいる皆さんの後押しを期待します。

次に、食品ロスについて環境森林部長にお伺いいたします。

新聞記事で、「やめよう！食品ロスやプラスチック廃棄」の見出しで、小学生への出前授業の紹介がありました。小学生にイメージしやすいように、「日本で1年間に捨てられる食べ物の量は25メートルプール何杯分でしょうか」というクイズがあり、答えはプール約2万杯でした。

学校にある25メートルプール2万杯には驚きがあったようです。また、「2100年の世界の人口は」という問題では、100億人以上という回答でした。これらは、SDGsプロジェクトの取組であります。本県においても、食品ロス削減にしっかり取り組むことが求められております。

そこで、食品ロスはどこから発生しているのか、また、まだ食べられるものも含まれているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 全国の食品ロスについては、令和2年度の推計で、小売業や飲食業等の事業所から275万トン、家庭から247万トンの合計522万トンが発生しており、これは1人当たり1日にお茶わん1杯分の食品を廃棄している計算となります。

また、本県においては、令和3年度の推計で3万5,000トンの食品ロスが発生しており、このうち家庭からのものが、約7割の2万5,000トンを占めております。

なお、食品ロスの発生原因としましては、作り過ぎや注文し過ぎによる食べ残しのほか、賞

味期限切れ等による廃棄や、流通過程における納品期限や店頭での販売期限を賞味期間の3分の1ずつとする商慣習、いわゆる「3分の1ルール」による賞味期限前の廃棄があり、本来食べられるはずの食品も廃棄されている状況にあります。

**○有岡浩一議員** 食品メーカーに賞味期限の3分の1ルールがあるように、この3分の1ルールの緩和も必要であります。さらに、賞味期限切れ間近の商品の活用が必要です。

そこで、食品ロス削減・未利用食品活用支援事業の概要を再度お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野謙二君）** フードバンク活動団体は、県民や事業者等から未利用食品の寄贈を受け、子ども食堂や生活困窮世帯などに提供しておりますが、フードバンク活動の認知不足や団体内のコーディネーター等の人材不足、食品などの受入れ施設が十分でないといった課題があります。

このため、この事業においては、設立から3年以内のフードバンク活動団体に対し、県民や事業者等に対する啓発、関係団体との連携強化、団体内の人材育成といったソフト支援と、食品の保管倉庫の確保といったハード支援を行うことにより、団体の運営基盤を強化し、未利用食品の活用を促進することとしております。

県としましては、このような事業により、フードバンク活動団体への支援を通じて、食品ロスの削減に取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** 国連人口基金によると、世界の人口は80億人に達し、これからますます世界的な食料危機となっていきます。食べるという漢字は、人を良くすると書いて食となります。また、食は人と人をつなぐ心の栄養とも言われます。食料自給率の低い日本、食料基地として

の宮崎県の役割等を考え行動すべきときです。また、来年の2023G7農相会合の盛会も期待しております。

そこで、食の大切さを考えたとき、子供の貧困対策を推進するためにも、フードバンクを広げていくべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** フードバンクは、子ども食堂に対して食材などを提供しております。子供の貧困対策においても大変重要な取組であると認識しております。

このため県では、これまでフードバンクをはじめとする子供の貧困対策に取り組む人材の育成や、支援者間のネットワークづくりを進めるとともに、令和元年度に「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を改定し、県内で活動するフードバンクへの支援を盛り込んだところであります。

その結果、市町村が把握するフードバンクの数も、平成30年度の13団体から、令和4年度には30団体に増加するなど、活動の広がりも見えてきているところであります。

さらに、今年度からは、各地域において関係機関が連携する場としてプラットフォームを設けまして、フードバンクなどの取組を支援する事業も新たに実施しております。

今後とも、このような取組を通じ、フードバンクなどの民間団体の活動を広げながら、子供の貧困対策に積極的に取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** フードバンクの取組の中で、子ども食堂以外にも、各家庭に届ける取組があります。

各家庭に食材を運んだ際、利用者との会話があることで相談を受けるなど、食の安定、心の安定などの相乗効果を期待しています。

次の世代を担う子供たちの貧困対策は待ったなしの状態です。現在の県としての取組を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 将来を担う子供たちが夢や希望を持って成長するためには、子供の貧困対策は喫緊かつ重要な課題であり、生活、教育、就労などの幅広い支援が必要であります。

このため県では、「子どもの貧困対策推進計画」におきまして24の指標を掲げ、これを達成するため、知事を本部長とする推進本部を設置し、情報共有を図りながら、連携して全庁的な取組を進めております。

具体的には、進学や就職に関する支援制度をまとめた冊子の中・高校生に配付するほか、生活困窮世帯の子供への学習支援や修学支援金の給付、県内に就職する若者に対する奨学金返還支援などの施策に取り組んでおり、この結果、生活保護世帯の高校中退率や大学等進学率などに一定の改善が見られてきております。

今後とも、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子供の貧困対策をしっかりと推進してまいります。

**○有岡浩一議員** 取組の成果が少しずつ見えてきているということで、改善が見られるという報告をいただいております。大変ありがたいですし、今後とも、貧困世帯の世代間連鎖を断ち切るためにも、幅広い関係機関との取組の継続を強く望みます。

次に、危機事象への備えについて、具体的な取組をお伺いいたします。

宮崎県防災士ネットワークはどのような活動をしているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 県内に10の

支部を持つNPO法人宮崎県防災士ネットワークでは、学校や自治会、企業、団体に出向いて、防災講義や、避難経路などを地図上で考える演習、カードを使っての避難所運営模擬体験などを行う出前講座のほか、地域の方と共に町を歩き、危険箇所や避難経路を確認しながら、一緒に地区の防災計画を策定する支援を行っております。

また、今年度は、これまでに5回、延べ350名の防災士を対象に、災害が迫ったときに取るべき行動を時系列にまとめたマイ・タイムラインや、地域住民が主体的に行う防災訓練、避難誘導、避難所運営などについて定めた地区防災計画をテーマとした研修会を実施するなど、県内各地で多様な活動を行っております。

**○有岡浩一議員** 宮崎県防災士ネットワークでは、910名の会員が活動されている中で、地区の防災計画策定にも協力していただくなど、幅広い活動が行われています。

県民の皆さんへ、宮崎県防災士ネットワークの皆さんの活動を広く周知していただき、県民の皆さんの危機事象への備えへとつながることを願っています。

次に、農業の担い手の確保について、農政水産部長にお伺いいたします。

全国的に農家の高齢化が進む中で、新規就農者の確保と育成は大きな課題です。本県の取組状況をお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県では、新規就農者を幅広く確保するため、県農業振興公社のほか、市町村やJA等に就農相談窓口を設置し、就農から定着に至るまで、切れ目ない支援を行っております。

具体的には、県内外での就農相談会の開催、県内14か所の就農トレーニング施設等における

技術習得や、経営発展段階に応じた体系的な研修を実施するとともに、国の事業を活用し、就農準備段階及び農業経営開始に必要な資金の交付などを行っております。

これらの取組の結果、令和3年は405人が新規就農しております。

**○有岡浩一議員** 農業法人が県内に886社ある中でも、やはり人的不足が懸念されています。

宮崎県は、1次産業、6次産業を伸ばすべき環境にあります。新規就農者へのU I Jターンなど可能性を広げるとともに、農業を通して、生産活動のやりがいや夢が持てる仕事として伸ばしていきたいものです。

そこで、宮崎県の地理的条件として、中山間地域の農業振興が必要です。中山間地域における農業振興のこれまでの成果と今後の取組について、再度お伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 中山間地域の農業振興につきましては、これまで、気候特性を生かした産地づくりや、担い手の確保、6次産業化等による農業所得向上に取り組んできたところです。

具体的には、花のリンドウなど収益性の高い作物の導入や、J Aと連携した就農トレーニング施設等での研修、地域の事業者と連携した6次産業化などの取組により、新品目の産地化や新規就農者の確保、産地型商社の設立などの成果が出ております。

一方で、高齢化等の進行により、農村集落の維持が困難な状況が懸念されることから、今後はさらに、生活支援など集落維持に必要な機能を有する農村型地域運営組織の形成などを支援し、中山間地域での持続可能な農業・農村の実現に取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** 大変おいしく良質な、お米や

お茶、日本一おいしい牛肉など、中山間地域での持続可能な農業の姿が、宮崎県の力になると確信しています。

次に、屋外型トレーニングセンターについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

来年4月から利用が可能とされる屋外型トレーニングセンターは、どのような団体が利用するのか、また、年間の稼働日数をどのくらい想定しているのかお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 屋外型トレーニングセンターにつきましては、ラグビーの日本代表やリーグワン、サッカーのJリーグ、陸上競技の実業団チームなどのトップアスリートはもとより、社会人や大学等の県内外のアマチュアスポーツの競技団体のほか、県民の皆様など、プロ・アマを問わず幅広く利用していただける施設とし、年間の延べ利用者数は約1万7,000人を見込んでおります。

次に、施設の年間稼働日数につきましては、芝の養生期間を考慮しまして、サッカー・ラグビー場で230日程度、多目的グラウンドで280日程度、また、室内練習場やトレーニングルーム、ミーティングルームにつきましては、300日程度を見込んでおります。

**○有岡浩一議員** 施設を利用していただいた、そのトレーニングの成果として、宮崎で合宿するといい結果が出せる、そういう相乗効果を期待しておりますし、昨日のサッカーのように、いい結果が出ることによって、みんなが元気になれるという、スポーツの力を信じたいと思っておりますので、どうぞ屋外型トレーニングセンターの活用の充実をお願いしたいと思っております。

今回の屋外型トレーニングセンターを整備することで、スポーツランドみやざきにとってど

のような効果が得られるのかを再度お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 屋外型トレーニングセンターは、国内外代表やプロリーグに属するトップアスリート等のスポーツキャンプ・合宿を受け入れることができる施設として整備するものであり、スポーツランドみやぎのブランド力の向上はもとより、本施設への新たな誘致や、その波及効果としての周辺市町村へのキャンプ・合宿の拡大によって、観光振興や経済の活性化が図られるものと考えております。

また、トップアスリートのプレーを間近に見る機会の増加や、子供たちを含む県民の積極的な利用が図られることで、2027年に本県で開催される国民スポーツ大会や全国障がい者スポーツ大会に向けた機運の醸成や、県内アスリートの競技力向上にも資するものと考えております。

**○有岡浩一議員** 御答弁ありがとうございます。

知事の目指すスポーツランドみやぎのブランド力向上のためにも、このセンターの活用は大変重要だと思っておりますし、私も経験上、指導者の養成や確保などに活用できることはいいのではないかと考えております。

やはり指導者同士の連携、そして指導者の意識の高い中でこのトレーニングセンターが活用されることで、ブランド力の向上につながると、そのように思っております。

一つの例として、スポーツ指導者サミットのような新しい展開の取組に挑戦していただくことを考えております。今後とも、いろいろなアイデアを出していただきながら、すばらしい施設を十分活用していただくことを強く要望いた

します。

次に、部活動における指導者について、教育長にお伺いいたします。

2017年4月1日から、学校教育法の一部改正により、部活動指導員が制度化されました。

そこで、公立中学校における部活動指導員と外部指導者との違いについてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 公立中学校における部活動指導員は、部活動の技術的な指導だけではなく、部顧問に代わり、大会や練習試合等の引率を行うことができる、市町村教育委員会が任命した会計年度任用職員であります。

それに対しまして、外部指導者は、校長からの依頼を受け、顧問の教諭等と協力しながら、主に技術的な指導を行う有償または無償のボランティアの指導者であります。

なお、外部指導者が中体連の大会にベンチ入りするためには、指定された講習会を受講することが条件となっております。

**○有岡浩一議員** それぞれの違いは分かりましたが、働き方改革の下、現場のニーズが見えてきません。そこで、部活動指導員の配置状況と外部指導者の現状について、再度、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 公立中学校における部活動指導員は、運動部、文化部を合わせまして、令和元年度に10市町、34名でスタートし、年次進行で配置人数を増やしており、本年度は16市町、64名を配置しております。

また、外部指導者につきましては、県中体連に登録されている人数は、年度によって多少の増減はありますが、本年度は396名となっております。

**○有岡浩一議員** 16市町、64名のうち文化部が

6名と伺っております。今後、現場のニーズの把握や市町村の財政負担など広く周知すべきであります。今後の協力者の増加を期待し、この事業の取組を推進していただければと思っております。

次に、関連して文部科学省では、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図る」とあります。

そこで、部活動が地域移行した際の指導者として、どのような人材を想定されているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 休日の部活動を地域に移行する際の指導者の確保は、国の有識者会議の提言におきましても、課題の一つとして挙げられております。

本県では、昨年度より取り組んでおりますモデル事業におきまして、指導者の確保についても検証を進めており、運動部の、小林市におきましては、平日に指導を行っている部活動指導員、競技団体に所属している方、休日の指導を希望する教諭が指導者となっております。また、文化部の、延岡市におきましては、吹奏楽の指導ができる地域の方が指導者となっております。

このような指導者に加えて、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの指導者等が、今後想定されるものと考えております。

**○有岡浩一議員** 今お話がありました。学校の現場では合同部活動の推進など、現状に合った提案ではあります。様々な取組を工夫していただいていると聞いております。

大切なことは、先生方の働き方改革とともに、子供たちのスポーツや文化活動に親しむ機会の提供であり、生徒の皆さんにとって、成長

につながる大切な時間と機会となることを強く希望いたします。

それでは、最後になりますが、知事の真贋として、知事の掲げる「現場主義」とはどのようなものか、認識をお伺いいたします。

岡山県出身の片山善博氏の書かれた「知事の真贋」から紹介させていただきます。

まず、片山氏は自治省（今の総務省）の官僚から、鳥取県知事や総務大臣を歴任されました。「知事の真贋」という本の中に、「力の弱い人、声の小さな人への目配りこそ政治の仕事」とあり、「現場から遠いところで政策を決めると、本当に困っている人のことなどあまり気にしないで、政権の周りにいる人や親しい業界の人など、ごく一部の人たちで物事を進めようとする。新型コロナ対策の事業についても、当事者である国民や住民にとっては使い勝手が悪く、ピン트가ずれている」と指摘されています。現場のニーズをつかみ切れていない政策や事業が行われていることを指摘されています。

そこで、県政において河野知事が掲げる「現場主義」とはどのようなものなのか、認識をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は知事就任以来、徹底した「現場主義」と「対話と協働」という基本姿勢の下で、宮崎県の発展のために全力を尽くしてまいりました。

主役は県民である、課題解決のヒントは現場にあるという強い信念に基づきまして、公務や政務、さらにはプライベートの機会も含めて、様々な機会を捉えて積極的に県内各地に足を運んで現場の実態を把握し、地域の皆様の様々な御要望や御意見に耳を傾け、可能な限り施策に反映させてきたところであります。

この地域に知事が来たのは黒木知事以来だと



か、そんなことを言われて、非常に印象深いことも間々ありました。

新型コロナ対策や原油価格・物価高騰対策におきましては、医療機関や保健所、飲食店、学校等を訪問するとともに、医療・福祉関係者や商工関係団体をはじめ、様々な分野の皆様との意見交換を重ね、現場の実態に即した、早め早めの感染防止対策や、宮崎再生基金創設などの経済対策につなげてきたところであります。

台風第14号災害でも、台風通過直後から県内各地の被災地にも赴きまして、被災された多くの方々の生の声を聞き、激甚災害の早期指定に向けた働きかけや、復旧・復興を図るための迅速な予算措置を行ったところであります。

長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰、台風災害によりまして、県民の暮らしや地域経済が極めて厳しい状況、未曾有の難局に直面する中で、今後とも不安や苦悩を抱えておられる県民の皆様一人一人に寄り添い、様々な意見に耳を傾けつつ、県民主体の県政運営に取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** 答弁をありがとうございました。

先ほどの真贋の意味は、本物か偽物か、または上辺を繕うという意味だそうです。現場である県民との関係を示す数字として、選挙の投票率を確かめてみました。

前回の知事選挙の投票率は33.9%、今年7月に行われた参議院選挙は47.52%で、都道府県別で40位、2019年前回の宮崎県議会議員選挙は39.76%でした。宮崎県の投票率の低さは、我々をはじめとして、声の小さな人への目配り、心配り、声かけなどが必要であり、県民に信頼されているとは言い難い数字です。「知事の真贋」の本の中に、「力の弱い人は手を引っ

張ったり、背中を押してあげたりしなければ、自分だけでは前に進めない」とあります。一つの課題ではないでしょうか。

また、政治と金、旧統一教会との関わり、浅はかな発言など、議員の意識の低下が大変懸念される昨今、政治に対する信頼を大きく損ねてしまっています。それが今の現状です。

最後に、私から県庁の職員の皆さんへメッセージを送ります。

「県庁職員の皆さん、宮崎県の将来を託されていることの自覚と誇りを持って、英知を振り絞り、失敗を恐れず、難局に立ち向かってください」

以上です。エールを送り、終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

---

午後1時0分再開

**○二見康之副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

**○山下博三議員**〔登壇〕（拍手） 通告に従い、順次お伺いしてまいります。

早速ですが、知事の政治姿勢からお伺いしてまいります。

いよいよ知事選告示が近づいてまいりました。河野知事におかれては4度目の選挙であります。知事選に出馬を予定されている候補者の中には、多選を批判する方もおられるようです。河野知事の前には1期目以内で退任された方が2人続きましたが、それ以前は黒木博知事、松形祐堯知事と、いずれも6期の多選知

事でありました。

私は54年前の昭和43年に、都城農業高校を卒業と同時に就農いたしました。その後、農業経営者として、SAP活動や農業生産組織活動の地域リーダーの一人として、仲間と共に黒木県政、松形県政が進められる姿を間近で見してきました。

今この県議会の中にも、お二人がなぜ6期もの長期在任をされたのか、実績等もお分かりにならない方が多数だろうと思いますが、お二人の約50年の歴史を、この数分で語るのも失礼かと思いますが、在りし日のお二人の姿を思い出しながら触れてみたいと思います。

黒木知事は、昭和34年4月に知事に就任され、以来、農業はもとより本県の産業・生活基盤の充実、強化に取り組まれました。

中でも思い出すのは、昭和35年に提唱された宮崎県防災営農計画であります。御存じのとおり本県は、古くから農業の基幹作物として、食糧管理法に守られた米や麦の作付が盛んな一方、台風銀座と言われ、毎年9月から10月にかけて台風が襲来しておりました。一旦台風が襲来すると、収穫時期を迎えて黄金色の稲穂を垂れている稲が倒伏し水没するなど、大きな被害を受け、農業者は収入の柱を一日にして失うことが常態化しておりました。

台風の被害を避けるため収穫時期を前倒しするという、前代未聞であります、農業に防災の考えを取り入れた、いわゆる防災営農計画の取組を始めておられます。

防災営農計画は、本県県政の基本目標として未成長後進性の脱却を狙い、その躍進への方策として第1次産業を強化するため、昭和32年以来、防災営農計画という命題の下に、農業の近代化方策を進めるものであります。

昭和32年3月に防災営農基本構想を策定し、新たな営農方式の導入に取り組み、昭和34年12月に生産計画と土地改良計画から成る防災営農計画を策定、昭和36年にはコシヒカリが本県の奨励品種となり、早期水稻を本県農業の核に据えた取組を加速されました。

早期水稻の導入は、単に米を台風前に収穫するという取組にとどまらず、田植や収穫の時期が重複しない施設園芸の拡大につながり、また、わらも確実に収穫できたことから、その後の畜産振興にも貢献されております。

この防災営農の取組が構築されたからこそ、これまでの60年の農家戸数が約4分の1にまで減少する中、昭和35年に271億円、全国30位だった農業産出額は、令和2年には3,348億円、全国6位と12倍以上になるなど、現在の本県農業の姿があります。

黒木知事は、その後は陸の孤島と言われていた宮崎の交通インフラの整備にも精力的に取り組まれました。

昭和54年、宮崎空港の滑走路の1,900メートルへの延伸や、昭和46年、宮崎カーフェリー就航、昭和41年、九州縦貫自動車道宮崎線の整備決定及び翌年の高速道路指定、昭和51年3月のえびの高原間の開通など、期を重ねるごとに、本県の産業・生活基盤の強化に向けて力強くリーダーシップを発揮してこられました。

一方、松形知事は、昭和54年に知事に就任後、黒木前知事が敷いたインフラ整備の道筋をさらに加速し、宮崎空港を2,500メートルに延伸され、宮崎港には、大型船の入港が可能となるための改良工事を実施されました。

また、平成3年には、現在の中山間地域等直接支払制度の基となった国土保全奨励制度の提唱、平成5年には、山間地域等における農道・

林道整備を促進した「ふるさと農道・林道整備事業」の創設など、県政の重要課題の一つであった条件不利地域における生活産業基盤の強化に尽力されました。

お二人に通じるのは、知事就任直後から、県内各地域のそれぞれの立場で一生懸命に暮らしている県民と同じ目線で、どうすれば生活・産業基盤がよくなるかを考え、当選回数を重ねるごとに、それまでに培った県内外、国政レベルでの人脈を最大限に生かして実績を積み上げてこられたことであります。

今回、知事は4期目を目指して知事選への立候補を表明されました。知事がこれまで取り組まれた施策の中で、県民の生活環境、産業基盤に貢献できたと自負する取組にはどのようなものがあるのか、先人の知事たちの足跡を踏まえ、今後どのような取組を進めていこうと考えておられるのか、また、4期目に向けて取り組むべき課題としてどのようなものをお考えおられるのかお伺いいたしまして、この後、質問者席から行ってまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

議員から御紹介のありました、黒木知事や松形知事をはじめ歴代の知事におかれましては、それぞれの政治理念に基づき県政の発展に尽くしてこられ、その御功績に対して改めて敬意の念を抱くとともに、感謝の意を表すところがあります。

私が就任したのは平成23年、これまでの知事と比べますと、本格的な人口減少社会における県政運営というものが、私が直面した状況であろうかと思えます。

その中で、人口減少が進む中であっても、本県が持続的に将来に向けて発展していくことが

できるような、持続可能な宮崎の土台づくりというものに取り組んできた、そのような思いがございます。

知事就任以来、本県の安全・安心な暮らし、将来の発展の礎としまして、東九州自動車道をはじめとする総合交通網の大幅な整備や企業誘致、防災庁舎や県立宮崎病院の建設、国スポ・障スポ関連施設の分散整備、さらには本県の強みである食を伸ばすフードビジネスなどにも着実に取り組んできたところであります。

さきの和牛能力共進会では、前人未到の4大会連続での内閣総理大臣賞を獲得したほか、1人当たりの県民所得を見ますと、私が就任する前と比べて直近の令和元年度の数字では、基準改定等によりまして単純比較はできないものの、約30万円の増、16.5%の増となっております。確実に伸びてきているところであります。

一方で、直近では、コロナ禍や原油・物価高騰に加え、台風第14号の影響等によりまして、県民の暮らしや地域経済は未曾有の難局に直面しております。中長期的にも、急激な少子高齢化、人口減少を背景として、人材の確保や中山間地域対策など多くの課題が山積しております。

このため、県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、まずは、コロナ禍等からの力強い復興を着実に進めるとともに、本県を再び元の成長軌道に戻していくための取組を進めてまいります。

具体的には、農林水産物を核としたフードビジネス等の産業振興や、充実したスポーツ環境を生かした、国際水準のスポーツの聖地宮崎としてのさらなる飛躍、そして、おいしさ日本一の宮崎牛などの豊かな食や、恵まれた自然環境

を生かした観光誘客や移住の促進、コロナで一つストップがかかっておりましたが、グローバル戦略というものを再開する、その展開などに取り組みまして、確実に宮崎の暮らしや経済を取り戻す、宮崎再生を果たしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。

つい先日、知事は選挙戦に向けての政策提案を示されておりました。私も一通り目を通させていただきましたが、当選の暁には、ぜひとも県民目線で、さらなる県政発展に頑張ってくださいますよう、お願いしておきたいと思いません。

去る10月6日から10日にかけて、全国和牛能力共進会が鹿児島県霧島市で開催されました。平成19年の鳥取全共以来、4連覇のかかる宮崎牛の歴史的瞬間に立ち会おうと、私も2日間にわたって大会に参加してまいりました。

最終日の成績発表の結果、県勢は、うまみを左右する指標である脂肪の質を審査する7区で優等首席となり、史上初の4大会連続内閣総理大臣賞を獲得し、宮崎牛のおいしさ日本一を証明することができました。

今大会に向けて出品された農家の皆さんに、そして登録協会、家畜改良事業団、JA、各市町村、関係者の皆様に、心より感謝を申し上げます。

9つの出品区のうち、鹿児島県が6部門、大分県が1部門、本県は2部門の優等首席でありましたが、今回新設された7区「脂肪の質評価群」を制したのは本県でありました。

翌日の南日本新聞では、6部門を制した鹿児島県勢に対して高く評価する一方、おいしさの部門で首席が取れなかったことに対する落胆ぶりがにじんでおりました。

今回の内閣総理大臣賞を受賞した最大の勝因は何だったとお考えか、また、今回の受賞を踏まえ、今後どのような取組を考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回、4大会連続で内閣総理大臣賞を獲得できましたのは、これまで生産者や関係団体が長年にわたり県を挙げて取り組んできた肉用牛改良の成果に加え、肥育農家のたゆまぬ努力によって育まれた高い技術力、それを支えるきめ細やかな技術員のサポート、そして、着実に育ってきた若い世代の台頭と、そういったチーム宮崎が一丸となって取り組んだたまものであると考えております。

昨日、ワールドカップサッカーで日本がドイツに勝ったその状況を見ながら、改めて全共と対比して考えましたのは、4大会連続で勝ち続けることの意義は大変重いということと、若い世代が育っていることが勝利につながったということを感じております。

サッカーの世界では、ドイツは8年前にブラジル大会で優勝し、その前の2大会は準優勝で、非常に素晴らしい育成システムということで、ドイツが世界にアピールしたわけでありませんが、前回大会は予選敗退、そして今回、初戦で敗戦するという事は、世代交代がうまくいっていないとか、ライバルに非常にマークをされて徹底的に研究されている。宮崎牛はそういう状況の中で、よくぞ4大会連続で、しかも若い世代が育っている。世代交代がうまくいっている、そこを改めて実感いたしました。

この受賞した第7区は、新たな牛肉の価値観として、おいしさに関係する脂肪の質を重視した区でありまして、おいしさ日本一、そういう評価、そして、そういうお墨つきを得たものと考えております。

県としましては、この強力なセールスポイントを最大限に活用して、関係機関と連携しまして、SNS等も活用した国内外への情報発信をはじめ、大都市圏でのインパクトのあるPRや、「日本一」を前面に押し出した海外での商談活動など、全共の成果を確実にブランド力向上へつなげて、さらなる販売力の強化や輸出の拡大を図ってまいります。

**○山下博三議員** ありがとうございます。肉牛で、実質通算20年間、日本一をPRできることになります。さらなる宮崎牛のブランドが期待される場所でもありますので、よろしく願いいたします。

次に、G7宮崎農業大臣会合についてお伺いいたします。

先進7か国による農業大臣会合の日程も来年4月22日、23日に決まり、順調に準備も進められているものと思います。2000年に開催された九州・沖縄サミット宮崎外相会合以来、23年ぶりの大きな国際会議となります。

今回の決定に伴い、鹿児島県出身の野村哲郎農林水産大臣から記者会見の中で、「宮崎はマンゴーや和牛、養豚など全国有数の食料基地。外相会合の実績もあり、開催地にふさわしい」と、期待の声もいただいております。

ウクライナ情勢もあり、食料安全保障問題などが議題となるそうでありますが、そのような中、本県は、全国和牛能力共進会の肉牛の部にて4大会連続内閣総理大臣賞を受賞、最高賞を獲得しており、宮崎牛をはじめとする食の宝庫宮崎を世界にPRできる、またとないチャンスとっております。

また、開催前後に関連イベントや現地視察も行われるということですが、その内容と開催時における宮崎アピールについて、知事の

見解をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 来年4月に開催されます農業大臣会合は、日本を代表する農業県である本県で開催されることに非常に大きな意義があると考えております。世界をリードする主要国の要人に、本県の魅力を直接お伝えする貴重な機会をいただいたものと考えております。

具体的な会合の内容はまだ決まっておりませんが、前回の新潟県を参考にしますと、歓迎レセプションや昼食会のほか、農業技術や特産品を紹介する会場展示、生産現場等を訪れる現地視察が行われている場所でもあります。

開催県といたしましては、国と緊密に連携しながら、おいしさ日本一の宮崎牛をはじめ、本県が誇る優れた食材の提供や展示等を通じて——本県には高千穂郷・椎葉山のような世界農業遺産もあれば、いわゆる大根やぐらのような日本農業遺産もある——こうした農業や食、伝統文化等の多彩な魅力を、しっかりと世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

加えまして、在日大使館や海外マスコミ向けの事前視察など、あらゆる機会を捉えて情報発信に努め、本県農畜水産物の知名度向上や一層の輸出拡大につながるよう、そして本県自体の認知度向上、また魅力の発信につながるよう取り組んでまいります。

**○山下博三議員** G7加盟国は、アメリカ、カナダ、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアなどです。宮崎県はアメリカ、EUの国々に向けて牛肉輸出に力を入れていますので、ぜひともアピールのほどをよろしくお願いいたします。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

7月8日に安倍元総理が凶弾に倒れるという事件も発生しましたが、今回のG7農相会合に

おける警備状況についてお伺いいたします。

**○警察本部長（山本将之君）** 広島でのG7サミット主要国首脳会合に向けまして、来年4月に本県で開催される農業大臣会合は、主要国の関係大臣が一堂に会するほか、世界的にも重要な課題が議論され、国際的にも注目を集めますことから、テロ行為やサイバー攻撃等の脅威が高まると考えております。

県警といたしましては、各国要人を含む会合参加者の安全、そして行事の円滑な開催を確保するため、その総力を挙げて警備諸対策に万全を期してまいり所存でございます。

特に今回の警備では、議員から御指摘のありました、安倍元総理銃撃事件の発生、その警護に関する検証に基づき、警護の在り方が抜本的に見直されたことを踏まえまして、前例踏襲を排し、会合会場やその周辺の対策を含め、諸情勢に的確に対応した十全な警備を、関係機関と緊密に連携しつつ行ってまいります。

**○山下博三議員** 非常に緊張された中での警備になるだろうと思うんですが、ぜひともよろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、農政問題であります。農政水産部長に13問お伺いしてまいります。

10月18日、農林水産省は、本年度の米の取引価格について調査結果を公表しました。60キログラム当たりの玄米価格で、昨年より5%高い1万3,961円、30キログラムの出荷袋に直すと6,980円であり、3年ぶりの値上がりということでありました。

本県の普通期水稻の10アール当たりの収量や作況、今年の生産者への仮渡金はどれぐらいか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 農林水産省が11月9日に公表した情報によりますと、本県

の令和4年産普通期水稻の収量は、10アール当たり480キログラムで、作況指数は95の「やや不良」であります。

また、今年を生産者への仮渡金につきましては、普通期水稻「ヒノヒカリ」1等米が県平均で30キロ当たり約6,300円であり、昨年産と比べると約540円安くなっております。

**○山下博三議員** 今年の作況は、作況指数95の「やや不良」ということであります。私も20アールの水田で普通期水稻を生産しておりますが、今年の出荷量は30キログラム出荷袋35袋、10アール当たり収量で525キログラムと、昨年に比べ1割近く収量が減少しており、作況指数より悪い状況でありました。

一方、JA都城から届いたお米の仮渡金の通知によると、ヒノヒカリの1等米で5,250円、昨年より900円の値下げでありまして、国の発表する作況や販売価格を大きく下回っております。

先日、都城市内で4ヘクタールの主食用米を作付している30代の農業青年と意見交換をいたしました。地域の収穫量は、平年に比べ1割以上減少し、しかも販売単価も値下がりしたため、収入が大きく減少する中、資材価格は高騰し、来年以降の米生産に希望が持てないと、今後の稲作に強い不安感を抱いておりました。

本年産米の10アール当たりの生産コストや所得の見込みはどうなっているのか、また5年前と比較したらどうなっているのかお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 令和4年産米の10アール当たりの生産コストは、燃油や肥料の価格高騰により、5年前と比べると約4,000円高く、約8万4,000円となっております。

所得につきましては、5年前は10アール当たり約3万3,000円でありましたが、本年産米は県

平均の仮渡金を用いて試算しますと、生産コストの上昇と仮渡金の低下により、5年前と比べ約1万1,000円安くなり、令和4年産の所得は、10アール当たり約2万2,000円となっております。

○山下博三議員 普通期水稲でも、かつては30キログラム当たり6,000円から7,000円していたところ、10アール当たり10万5,000円程度の販売価格に対して、経営費は7万円から8万円程度、所得が3万円と言われました。

本年は30キロ当たり5,250円、作況が悪いことから、10アール当たり収入は9万2,000円ほどしか見込めない一方、ウクライナ情勢や円安等の影響により資材価格が高騰しているため、所得は県の見込みを大きく下回ることが懸念されております。

先ほどの農業青年は、「このままでは稲作に希望を持つことができない、そう遠くない時期に米生産を続けられなくなる時期が来るのではないか」と嘆き、懸念を示しておりました。

地域では高齢化が進み、今後の水田農業に不安を抱いている農業者がたくさんおり、水田を受託している地域の担い手ですら経営費が賄えず、いつまで続けられるのか、やめた後の農地が荒廃することが明らかな中で、大変厳しい選択を迫られているのであります。

米の消費量は年々減少し、販売価格の維持・確保が厳しく、さらには資材価格も高騰している中で、主食用米の生産で経営的に成り立つのはどれぐらいの規模なのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、効率的かつ安定的な農業経営を目指すための年間所得目標として、1経営体当たり640万円を設定しています。

先ほどお答えしました主食用米の10アール当たりの所得額2万2,000円から考えますと、主食用米の生産のみでこの目標を達成するための経営規模としては、約30ヘクタールとなります。

○山下博三議員 10ヘクタールや20ヘクタールの主食用米生産では、たかだか300万から500万しか所得が見込めず、最低でも30ヘクタール以上の経営規模が必要ということでありました。

現在、本県において30ヘクタール以上の水稲生産者はどれぐらいおられるのか、また、大規模な水田農業経営体の育成目標についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 水稲作付面積が30ヘクタール以上の経営体数は、現在13戸となっております。

大規模な水田農業経営体の育成につきましては、今年度から取り組んでおります「土地利用型農業産地再編・強化対策事業」におきまして、30ヘクタール規模の大規模経営体のモデルを、令和6年度までに20戸に増やすことを目標にしており、意欲のある担い手への農地の集積・集約を図りながら、スマート農機の導入、オペレーター育成等への支援に取り組んでいるところであります。

○山下博三議員 経営体の育成目標20戸に対して、現状は13戸ということでありました。

地域では既に、主食用米を基本としつつ、主食用米の生産調整の一環として、飼料用米や加工用米、WCS用稲など多様な稲を組み合わせ、1,000万円を超える所得を確保している経営体も多数見受けられます。

私は9月に、飼料用米を生産、利用している2戸の法人と共に、進藤金日子参議院議員や農水省農産局の三野企画課長と意見交換をしてまいりました。

農水省からは、現在3,050億円を措置している水田活用の直接支払交付金、いわゆる転作奨励金は、既に予算規模として上限に来ているということ、米消費は一層減少することが見込まれる中、転作面積が拡大すると、転作作物に対する助成単価を切り下げざるを得なくなるとの見解が示されました。

また、主食用品種も飼料用米の助成対象となっているため、主食用として作付した後、価格を見て仕向先を調整するなど、飼料用米の安定的な生産、利用が困難となる事例が見受けられるということでありました。

このため国は、来年度から助成対象を専用品種に重点化し、主食用の品種とは交付金単価に差を設ける方向で検討しているということでありました。

本県における水田活用の直接支払交付金の交付を受けた面積と交付額はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県の令和3年度に水田活用の直接支払交付金の交付を受けた面積は、県全体の水田面積の約40%に当たる約1万4,000ヘクタールで、交付額は約95億3,000万円であります。

**○山下博三議員** 県内水田面積の4割が交付対象となっております。実に90億円を超える交付金が交付されているということでありました。

主食用米の所得は、10アール当たり2万円程度でありましたが、これら交付金を含めた加工用米、飼料用米の所得はどれぐらい見込まれるのか、また、飼料用米のうち専用品種と一般品種の面積はどうなっているのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 加工用米及び飼料用米の交付金を含めた所得見込みは、10

アール当たり、それぞれ約4万円と約3万8,000円となります。

また、令和4年産の飼料用米の面積は687ヘクタール、このうち「ミズホチカラ」などの専用品種の作付面積は500ヘクタールで、残りの187ヘクタールがコシヒカリなどの一般品種となっております。

**○山下博三議員** 水田活用の直接支払交付金の対象でない主食用米に比べ、転作としての米のほうが収益性が高く、農業経営として取り組むメリットが高いということでありました。

人が食べられる米を生産するより、加工用や飼料用米を生産するほうが所得が高いということは、瑞穂の国に生まれ、自ら主食用米を生産している私としては、じくじたる思いであります。

農業経営の安定化を図る上で、既存の支援制度をフルに活用することは重要であります。本県米政策として、水田の機能を生かしながら、どのような用途や品種を組み合わせるべきか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県の水田農業の今後の取組につきましては、需要に応じて、主食用米と加工用米、飼料用米等のバランスの取れた米の生産が重要であると考えております。

このため、加工用米については、県内需要量を確保すること、飼料用米については、主食用米からの転換や収益性の高い専用品種の導入等を進めることで、生産拡大を図ることとしております。

また、水田を長期間活用できる本県の特徴を生かし、主食用米をはじめ様々な用途の米と組み合わせ、計画的に作付する体制を構築する



こととしております。さらに、水稻と麦・大豆などを組み合わせて作付を行うなど、生産性の高い水田農業が実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 国との意見交換会に先立ち、私は生産者や行政、関係団体などと、都城市で飼料用米の現地勉強会を開催させていただきました。

令和4年度は全国で14万2,055ヘクタールの作付がなされておりますが、本県は687ヘクタールと、全国の0.5%であります。生産された飼料用米は、養豚や養鶏などの飼料として利用されており、聞き取り調査によりますと、県内では少なくとも1万6,000トンの需要があるということであり、作付面積から推計すると、供給量は3,500トン程度であり、まだまだ作付を拡大する余地は十分にあります。

そこで、このような需要が期待される中、県として生産目標をどれぐらい持つておられるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 飼料用米につきましては、議員の御質問のとおり、県内の畜産農家の需要拡大が期待されることや、生産性の高い水田農業経営の実現のためにも、その生産拡大が大変重要であると認識しております。

このため、県としましては、5年後の令和9年産に1万トン生産する目標を掲げ、関係機関・団体と一丸となって進めてまいることとしております。

**○山下博三議員** 都城市における養豚生産法人は、平成26年から飼料用米の専用品種の栽培を始めるとともに、飼料用米を20%配合したライスミールペレットを肥育豚1万8,000頭に供給し始めて以来、徐々に生産、利用量を拡大してきたこと、飼料用米を中心に地域循環型農業を展

開してきたことについて説明されました。

また、えびの市で母豚1,250頭規模の養豚一貫経営を行っている生産法人は、平成28年から、えびのエコフィード利用・増産推進協議会に参画し、地元産焼酎かすと飼料用米を使った取組を進めておられます。

県産米改良協会から専用品種を導入し、昨年度は135トンを生産するとともに、県外から75トンを受け入れ、合計210トンを供給しておられますが、今年度中には335トンを目指しているとのことでした。

飼料用米は配合飼料中に25%配合しておられますが、そのメリットも報告がありました。具体的には、配合割合を20%としていた昨年4月は、通常の配合飼料とほとんど変わらない、トン当たり4万2,000円程度の単価でありました。しかし、本年6月段階では、配合割合を40%に増やした結果、飼料用米配合飼料が4万5,000円、通常飼料が5万3,000円と、8,000円の単価差に拡大しており、飼料代が削減できるだけでなく、肉質アップの効果もあるということでありました。本年中には昨年の1.5倍に当たる335トンを目指し取組を強化するなど、なお一層の利用拡大を予定しているということでありました。

そこで、飼料用米を配合することにより飼料価格はどれぐらい削減できるのか、また、畜種ごとにどれぐらいの割合まで配合することが可能なのか、その場合の県内での需要量はどれぐらい見込まれるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 飼料用米を配合することによる飼料価格への影響につきましては、直近8月の配合飼料価格で試算しますと、例えば、飼料用米を20%配合することにより、1キログラム当たりの単価は約14%の削減

となります。

また、畜種ごとの飼料用米の配合は、国の研究機関のマニュアルによると、肉豚で40%、採卵鶏や肉牛で30%、乳牛で25%、ブロイラーで20%まで可能とされています。

県内の配合飼料の使用量は、国の統計で年間約180万トンありますので、この割合で飼料用米の需要量を試算しますと、約40万トンになります。

**○山下博三議員** ありがとうございます。需要量が40万トンということであり、先ほどの答弁では、5年後に1万トンの飼料用米生産計画ということでありました。

この格差というのは、本当に、宮崎県の水稲を全部作ってもなかなか追いつかないような数字だということが分かってまいりました。利用できる畜産サイドもメリットがあり、先ほどの聞き取り調査の結果を大きく上回る需要が期待できるということでもあります。

需要に応える取組を期待しておりますが、勉強会の中で、生産者からは、品種によって大きく収穫量が異なること、栽培する市町村によって産地交付金、いわゆる転作助成金の単価が最大で2万円近い格差があるなど、多くの課題が指摘されました。

飼料用米は県内では「ミズホチカラ」や「夏の笑み」等の多収系の品種が用いられ、平均的には550キログラムから650キログラム程度の収量ということではありますが、その生産者は、「北陸193号」を作付し、今年729キログラムの収量を上げられました。

超多収を上げられたことにより、助成金を最大の単価で受けられ、経営的にも助かったということでもあります。ぜひとも、その超多収技術を広く生産者に周知していただきたいと思いま

す。

飼料用米や加工用米は単位面積当たりの収量を最大化できるよう、超多収な専用品種の育成が重要であります。超多収品種の育成状況はどうなっているのか、また現在使用されている品種と比べて収量性はいかがか、お伺いいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 本県における加工用米は、早期栽培向けの「宮崎52号」と普通期栽培向けの「み系358」を総合農業試験場が育成し、広く普及しております。

令和3年産の10アール当たりの平均収量は、「宮崎52号」が536キロ、「み系358」が629キロで、加工用米としても作付されている「夏の笑み」などの主食用米と比べ、それぞれ112%、127%と収量が多くなっております。

また、飼料用米は、総合農業試験場が「南海飼190号」を育成し、現在、令和5年産からの現地普及に向けた準備を進めております。

その収量は令和4年産では、10アール当たり874キロと、既に普及している「ミズホチカラ」と比べ108%と多くなっております。

**○山下博三議員** 課題の2つ目は、産地交付金の地域間格差であります。

最も単価の高い宮崎市は、10アール当たり1万7,000円、最も単価の安い木城町では1,500円、ちなみに都城市は1万5,000円であります。そもそも産地交付金の対象となっていない市町村は、綾町、小林市、高原町など9つの市町村・地域となっております。

先ほど確認しましたように、飼料用米の産地交付金が最も低い単価の場合、10アール当たり10万5,000円程度と、主食用米に比べると収入は多いものの、翌年度の準備をするなど再生産に向けた投資は厳しく、安定供給が見通せない

のであります。

私は、本県水田を有効に活用して、畜産業の発展にも貢献するため、飼料用米をはじめとする主食用以外の米の生産・供給、利用体制を早急に確立すべきであると考えます。そのためには、一定規模以上で飼料用米や加工用米と麦・大豆などを組み合わせて作付する、大規模土地利用型農業経営体を育成することが急務であります。しかし、いかがお考えかお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 御質問にありました、水田を有効に活用する大規模土地利用型経営体の育成は、県としましては、担い手の減少等による生産力の低下や産地縮小が懸念される中、耕種農家の産出額アップのためにも重要と考えており、その規模拡大を促進する事業や、その育成を加速化させる事業に取り組んでいるところです。

これらの取組においては、飼料用米等は露地野菜等に比べ収益が低いことや、今後の国の交付金の大幅な伸びが期待できない状況も踏まえ、本県の温暖な気象条件を生かして、水稲と冬場の麦を組み合わせた1年2作や、大豆を加えた2年3作を大規模に行うなど、畜産農家等の需要にも応じられるよう推進してまいります。

**○山下博三議員** 本県は、昭和32年からの防災営農計画で早期水稲を導入し、盆前に出荷が可能な新米「コシヒカリ」は、県外で有利販売されてきました。

しかしながら、30ヘクタールもの大規模経営体が単一品種を栽培することは、販路の確保や作業の効率化等の面から到底不可能であり、様々な用途に向けて作型や品種を組み合わせ栽培することで、いかにして労力の平準化や機械等の有効活用等を図るかが、もうかる経営の

鍵になります。

大規模経営体を育成する中で、早場米として有利販売が困難な水田には、飼料用米等の主食用米以外の米を作付し、所得を確保・向上させるといった新たな発想が必要であります。また、大規模経営体が効率化のメリットを最大限に生かすためには、農地の基盤整備や集積が不可欠であります。

現在、水田の基盤整備計画の内容や整備目標はどうなっているのか、大規模経営体はそのメリットを最大限に生かして経営を維持するためには基盤整備をどう進めていくべきか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 水田の基盤整備につきましては、大規模な圃場整備に加え、より簡素な手続で実施できる畦畔除去等による簡易な整備にも取り組んでおりますが、令和7年度までの725ヘクタールの整備目標に対して、令和4年度までに107ヘクタールの整備予定にとどまっており、今後、さらなる推進が必要と考えております。

また、大規模経営体が効率的な土地利用型営農を実現するためには、営農計画に基づくゾーニングや農地の集積・集約化が大変重要であります。

このため、県としましては、市町村や関係団体と連携し、地域との意見交換を積極的に進めながら、人・農地プランの法定化に伴う地域計画等を踏まえた基盤整備の推進に、スピード感を持って取り組んでまいります。

**○山下博三議員** 令和7年度までの整備目標は、僅か15%です。私は今日まで、稲作のコストを下げるためには、やはり農地の集積、基盤整備を進めるべきと訴えておりましたが、さらなる努力をお願いしておきたいと思っております。

次に、飼料用米の需要は、本県においては児湯地域や西・北諸県地域、南那珂地域など隔たりがあるということから、経済連などに生産・需要の窓口を一本化して、効率的で円滑な県内流通体制を構築することが必要であります。どのようにお考えかお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県の飼料用米の多くは、現在、同一地域内での耕種農家と畜産農家との需給のマッチングにより流通しています。

しかしながら、県内各地域においても飼料用米の需要に偏りがあるとともに、今後は、飼料用米の生産の増加も見込まれますことから、効率的で円滑な県内全域での流通体制を構築し、地域間の調整を行う必要があると考えております。

そのため、県としましては、関係機関・団体等と連携しながら、県全域での生産と需要の窓口を明確にするなど、県内での流通拡大に向けた体制の構築に取り組んでまいります。

**○山下博三議員** これまで、本県水田農業の現状と今後の方向について質問してまいりましたが、これらの課題を解決して、地域に暮らす農業者や農業所得を確保、向上する観点から、本県ならではの水田農業の在り方について、根本から見直すことが必要な時期に来ていると考えますが、知事の認識についてお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** これまで、本県の水田農業は、米と米以外の品目との複合経営農家に支えられ、コシヒカリの早場米や、日本を代表する良食味米でありますヒノヒカリの産地を確立してまいりました。

近年、主食用米の国内需要の減少や、昨今の国際情勢等を背景としました飼料用米や麦等の

需要の高まり、担い手の減少など、その取り巻く環境が大きく変化してきております。

このような中、本県の水田農業を維持・発展させていくためには、全国屈指の畜産業や焼酎醸造業など、本県ならではの需要に応じた多様な米の生産や、畜産農家との連携によります稲わらや堆肥の循環、さらには、米に麦などの冬作物を組み合わせ水田をフル活用する大規模な担い手の育成等の取組が、今後ますます重要になるものと考えております。

このような取組を通じて、若者が夢を持てる新たな水田農業の確立を目指してまいります。

**○山下博三議員** 江戸時代の俳人、松尾芭蕉が、「不易流行」という言葉を唱えております。

俳句の様式には、決して変わることはない不易性と、絶えず進展する流行性があり、その2つは根本的に一つであって、伝統を踏まえつつ、一方で新しいものを取り入れることが大切であると説いたものです。

全国有数の農業県である本県が、将来も変わることなくその地位を保つことができるよう、知事には本県水田農業の果敢な改革をお願いして、次の質問に移ります。

森林行政についてお伺いしてまいります。

まず、外国資本による本県山林取得状況についてお伺いします。

今年9月20日から、重要土地等調査法の法律が施行されました。この法律は、外国資本による空港、自衛隊基地周辺の買収事案が懸念されており、有事の際に、思わぬ出来事の発生に不測を来さないための法律であります。

令和4年に林野庁が公表した資料の中に、国外居住者または外国法人による出資比率、または国外居住者の役員の比率が過半数を占める法

人、つまり外資系企業による平成18年から令和3年までの買収事例266件、5,851ヘクタールとあります。

このような実情の中、本県において外資系企業による林地買収の事案はないのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 本県において、外資系企業と思われる者による林地の買収は、平成27年6月に、宮崎市において2.56ヘクタールを取得された事案が1件と、令和元年7月に、延岡市において0.26ヘクタールを取得された事案が1件の、合わせて2件が判明しております。

これらの事案につきましては、森林法に基づく林地開発許可手続と、国土利用計画法に基づく届出により把握したもので、国の定期調査において報告しております。

**○山下博三議員** 私の地元で、外国資本による700ヘクタールに及ぶ山林の買収の実態がありました。このことは、地元住民をはじめ行政当局にも全く把握されておりません。

外国資本による水資源の山林買収の話は、北海道でのことだと思っておりましたが、こんな身近なところで起きていることとは予想だにしていなかったのです。

都城市における外国資本による林地買収について、県は把握しているのか、また林地買収に規制をかける手だてはないのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 御質問のありました都城市の案件につきましては、届出がなく詳細を把握しておりませんので、速やかに情報収集を行ってまいります。

また、森林の土地売買につきましては、森林法や国土利用計画法等の規定により、市町村や

県に届け出るようになっておりますが、これは、土地所有者の情報や土地の利用目的を把握することにより、適正な森林整備や土地の有効利用を図ることなどを目的としているため、これらの法令では、外国資本による林地の買収を規制することは難しいと考えております。

このため、県としましては、適正な森林整備・保全が図られるよう、引き続き、土地所有者の把握や林地開発許可制度等の適切な運用に努めるとともに、水源林の保全に向けた規制の在り方について、国と議論してまいります。

**○山下博三議員** 次に、教育委員会の所管する小中高の山林管理状況について、時間がなくなりましたけれども、教育長にお伺いさせていただきます。

私は都城農業高校在学中に、学校の教科の中で、学校の演習林に学校が所有している山小屋に、泊まりがけで実習に行っておりました。あれから50年以上がたち、管理状況がどうなっているのか、先日、母校の校長先生にお伺いいたしました。

学校要覧を見てみますと、大正15年当時の中郷村から——当時は都城農学校ですが——50ヘクタールを譲り受け今日に至っているが、長年の木材価格低迷の中、30数年、生徒による演習林としての活用はなされていないということがありました。

そこで、県立学校の演習林、分収林の面積、樹齢等についてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 農業の学びを行っている県立学校8校が保有している、かつて演習林実習を行っていた演習林につきましては、主に杉、ヒノキが植林されておりまして、令和4年9月末現在で、総計178.8ヘクタールの面積を有しております。

また、国有地で分収林契約を行い、伐採時に県の収入となります、いわゆる分収林につきましては、4校におきまして総計28.7ヘクタールの面積を有しております。

樹齢としましては、50年生以上のものが大半ですが、中には樹齢100年を超えるものもございます。

**○山下博三議員** 小中学校の管理山林の状況についてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 小中学校の管理山林につきましては、公益社団法人国土緑化推進機構が5年ごとに調査集計している学校林現況調査によりますと、県内小中学校の学校林は、令和3年度末現在で、101校において総計383ヘクタールが管理されていると報告されております。

**○山下博三議員** 今の答弁では、県内の農業系県立学校8校で演習林178ヘクタール、分収林28ヘクタール、小中学校の管理山林で、101校で383ヘクタール、合計590ヘクタールになるかと思えます。

県立学校では門川高校が唯一、林業の科目に取り組まれておるようですが、今後の学校の演習林等の活用状況についてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 議員御指摘のとおり、現在、県立学校において演習林を活用しておりますのは、門川高校のみであります。

演習林は、先人の努力によって適切に維持管理されてきた貴重な宝であり、伐採、植林を繰り返しながら、次の世代に向けて循環的に活用していく必要があると考えております。

閉校になった日南農林高校の演習林につきましては、段階的に売却を進めておまして、新たな管理者へ引き継がれているところであります。

一方で、活用されていない演習林の在り方につきましては、新たに審議の場を設け、関係部局と協議しながら、Jークレジット等の企業と連携した森林教育の在り方も念頭に、具体的な活用方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 最後の質問になります。

学校と民間企業、例えばバイオ発電業界や、今日、カーボンニュートラル、ゼロカーボンが求められる中、Jークレジット制度、森林環境税等を使った地域に根差した民間企業との連携の下、どのような林業教育に取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 現在は、農業を学ぶ全ての高校で、農業の基礎科目であります「農業と環境」におきまして、森林の多面的機能や山林トラストに関する幅広い学習を行っております。

林業後継者の育成につきましては、関係機関や林業大学校とも一層の連携を図り、学校現場でも宮崎の林業の魅力を伝える機会を充実させ、次世代の宮崎の林業を担う人材育成に努めてまいります。

また今後、より多くの生徒に、地球規模で問題となっております温暖化対策としての森林の役割や森林保全の重要性についても、しっかりと学習させていきたいと考えております。

**○山下博三議員** 今回、学校林の管理状況等についても、執行部の皆さん方とかなり議論をさせていただきました。

教職の皆さん方は、なかなか理解されないんです、山のことを。今、時代が求めているわけですから、ぜひ地域との連携の下に、売るか、お互いに山の教育をしていくのか、その辺も十分協議していただきますようお願い申し上げます。

げまして、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○二見康之副議長 次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、安田厚生でございます。9月に上陸した台風第14号が県内各所に大きな爪痕を残しました。台風により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

台風通過後、東臼杵郡内を回り被害状況を確認いたしました。土砂災害や浸水被害、国道・県道の崩落など、今回の災害による被害は極めて甚大であります。一日も早い復旧・復興が必要であります。

県議会の果たす役割は非常に大きなものと考えております。地域の課題を県政に届けることが私の仕事だと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

知事は、口蹄疫からの復興、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など、県内で相次いだ災害を乗り越えてきました。近年では、新型コロナウイルス感染症対策や、9月の台風第14号災害で被災された県北地域の道路インフラ整備が喫緊の課題であります。

まず、台風第14号災害からの復旧・復興にかける知事の思いをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

本県に甚大な被害をもたらした台風の襲来から2か月余りが経過しました。3名の貴い命が奪われる人的被害をはじめ、土木・農業関係被害などの総額が713億円に上り、平成以降では平

成17年台風第14号に次ぐ2番目の規模となっております。被害に遭われた皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

私も台風通過直後から県内各地の被災地に赴き現場を目の当たりにし、被災された皆様の生の声を聞いて、改めて災害の傷痕の深刻さを実感したところであります。何としても県民の命や暮らしを守らなければならない、そして早期の復旧に努めてまいらなければならない、そのように考えております。

こうした強い覚悟の下、機会を捉えて国への要望を重ね、激甚災害の早期指定や、本県で初となります権限代行の決定につなげることができ、県としましても、迅速な予算措置を行うなどの対策を講じてきたところであります。

被害に遭われた県民の皆様が、一日も早く元の暮らしを、そして日常を取り戻していただくことができるよう、これまで様々な危機事象を乗り越えてきた経験や、国とのネットワークというものをフルに活用して、また市町村や関係団体と連携しながら、復旧・復興に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 ありがとうございます。私も台風通過後に東臼杵郡内を回りまして、甚大な被害が大変多かったなと思ったところであります。

その中で、なかなかクローズアップされない地域の建設業は、災害が発生すればいち早く現場に駆けつけ、最前線で復旧活動に従事する、いわゆる「地域の守り手」として重要な役割を担っています。また、地元の消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という使命感の下、消防団員も地域の守り手として幅広い活動をしています。

建設業の皆様の迅速な対応により、復旧作業

が着々と進んでいるところであります。御尽力いただいている関係者の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回の台風では、中山間地域で数多くの道路が寸断され、住民の生活を直撃いたしました。特に被害の大きかった国道327号は、日向市と椎葉村を結ぶ唯一の道路であります。地域経済を支える重要な幹線道路であります。台風第14号の影響により、大規模な道路の決壊が発生しており、諸塚村七ツ山と椎葉村松尾の2か所において全面通行止めとなっております。

また、県道上椎葉湯前線は、椎葉村中心部から熊本県水上村を結ぶ、住民生活に欠かせない道路であります。椎葉村不土野の県境付近の4か所においても同様に道路が決壊しております。

全面通行止めとなっている今回の被害については、国の災害復旧事業により復旧を行うことになると思いますが、この通行止め箇所の復旧状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** まず、国道327号の諸塚村七ツ山地区につきましては、県の災害復旧事業では初めて、国の権限代行により仮橋による応急工事を実施していただくことになり、現在、工事着手に向けた準備を進めていると伺っております。

また、椎葉村松尾地区については、災害査定前に復旧工事に着手できるよう、測量、設計を実施し、現在、国との協議を進めているところであります。

次に、県道上椎葉湯前線の不土野地区については、今月、3か所の災害査定が終了し、復旧工事に着手いたしました。被害の最も大きかった1か所については、まずは早期に通行ができ

るよう、現在、応急工事の設計を行っているところであります。

両路線とも住民生活や地域経済を支える重要な道路でありますので、引き続き、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 復旧工事は災害の年を含めて3年以内で終わらせることが原則であることを踏まえ、県としても、一日も早い復旧に全力で取り組むとともに、今まで以上に強靱な国道・県道を整備し、復旧できるようお願い申し上げます。

次に、美郷町和田地区では耳川が増水し、川沿いの地域で浸水被害が起きました。被災された方々は、「家の畳や生活用品など全部駄目になった。元の生活に戻るのはいつになるだろうか」とおっしゃっていました。

地域の方や地元の消防団など、共同で床を上げ、土砂の撤去、洗浄や床下の消毒など大変な作業をされていました。

和田地区の住民の方々は、「和田地区被災者の会」を立ち上げ、宅地のかさ上げなどを関係機関へ働きかけるよう要望書を提出したところでもあります。

この地区では、平成17年の台風でも大規模な浸水被害を受けていますが、その後、耳川の堤防の整備や周辺のかさ上げなどは行われておりません。地元の方は、「生まれ育った土地で暮らしたいが、また被災したらどうしよう——中には今回で4回目の浸水被害に遭った人もいます——行政は何もしてくれない」と肩を落としている方もいました。

地球温暖化の影響で、今後も猛烈な台風が本県を襲う可能性は十分に考えられます。耳川和田地区の浸水対策に今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。



○**県土整備部長（西田員敏君）** 耳川につきましては、平成11年度より、耳川河口から日向市東郷町の八重原橋付近までの約18キロメートル区間において、河川整備を進めております。

美郷町の和田地区につきましては、これまでに、河川の掘削を実施してまいりましたが、今回の台風第14号に伴う豪雨により耳川の水位が上昇し、浸水被害が発生したところであります。

このため、浸水状況調査を実施し、現在、測量を行っているほか、地元の皆様や県、美郷町、耳川にダムを所有する九州電力が一堂に会し、本日、浸水被害に関する意見交換を行ったところであります。

今後、まずは今回の出水で河川に堆積した土砂の除去を早期に行うとともに、和田地区の抜本的な浸水対策については、地元の皆様の御意見を十分伺い、国とも協議しながら、しっかりと前に進めてまいります。

○**安田厚生議員** 今日、意見交換を行うということで、私も今日の夕方に電話してみようかなと思っているところであります。

激甚化する水害対策を軸に、国土強靱化を計画どおりに遂行することや、期間終了後も必要な対策が講じられるよう、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進をお願いいたします。

美郷町南郷区北又江の原では、県の治山事業の残土による盛土が崩れました。発生した土石流では、人的被害こそなかったものの、収穫目の稲を刈り取ることができないなどの状況が生まれました。

今回の土砂の流出があった美郷町の残土処理場の崩壊について、県はどのような対応を行っていくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○**環境森林部長（河野譲二君）** 美郷町の残土処理場につきましては、近隣の治山工事で発生した4万2,500立方メートルの土砂を処理したものであります。今回の台風第14号豪雨により、その一部が崩壊し、下流にある治山ダムを押し流し、さらに下流の水田や農道等へ約3,000立方メートルの土砂や流木が流入したものであります。

このため、まずは、水田等に流入した土砂等について、来年の稲作に影響が出ないように、県の単独事業により撤去するとともに、被災した治山ダムについても、国の災害復旧事業により復旧することとしております。

また、残土処理場については、今月4日に設置しました「林地及び林道災害原因究明調査検討委員会」において、被災原因等を特定するとともに、復旧に向けた設計の助言等をいただき、可能な限り早期に復旧してまいります。

○**安田厚生議員** 今回の崩壊の要因について、報道では、大雨によって地下水が増え、盛土部分を含めた斜面が不安定になり崩壊したのではないかとの見方を示しています。私も台風の2日後に現場に行きましたけれども、水分を大変多く含んだ土砂でありました。

委員会で原因の特定・分析を行った上で、早期復旧に向けて関係町村と協議をしていただきたいと思います。

次に、フェーズフリーについてお伺いいたします。

フェーズフリーは、日常の価値と非常時の価値の両方を高めようとするものであります。フェーズフリーのものを購入したり、使用したり、サービスを利用することで、自然に防災に参加して、結果として防災力を高めることにつながります。

日常の暮らしと災害が起きたときの非常時を区別しないという考えでもあることから、県が進める防災の日常化につながるものではないかと考えております。

県の防災・減災行政において、防災の日常化につなげる対策を推進していくことが重要であります。

防災の新しい概念であるフェーズフリーについて、県はどのように考えているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 平常時と災害時の2つのフェーズの区別を取り扱う「フェーズフリー」は、日常使用しているものを災害のときにも活用するなど、アイデアの力で防災力の向上を図ることができる新しい概念でございます。

これまで県では、災害時に備えて、レトルト食品などふだん使っているものを多めにストックし、使った分を補充するローリングストック法や、アウトドア用のカセットコンロやLEDライトを日常にも活用することを紹介しておりますが、これもフェーズフリーと言えるものであります。

今後、ホームページやSNSなど様々な広報媒体を活用しながら、フェーズフリーによる災害への備えが県民に浸透するよう努めてまいります。

**○安田厚生議員** 防災が特別なものではなく、日常生活に当たり前のように溶け込んでいく、日々の生活の中で県民の皆さんの防災力向上につながることを期待いたします。

今回の台風で、山林から流れ出した大量の流木が海岸に漂着したり河川にとどまったりと、市町村は処理に苦慮しています。

流木を放置すると、沖合に流れて船舶の航行

を妨げたり、底引き網漁の網を傷つけるなど漁業への影響も生じます。

流木の処理については、流木を空き地に仮置きして、雨水にさらして塩分を抜いた後、一般廃棄物の処理場で処分されますが、甚大な費用がかかるようです。

9月の台風第14号により、河川やダム、海岸等に大量の流木が発生いたしました。10月に開催された宮崎県素連創立30周年記念の情報交流会の中で、災害被災木として森林外に流れ出した場合のバイオマス発電への利用についても話がありました。流木もバイオマス発電の燃料として利用できるのであれば、適正に利用すべきだと考えます。

そこで、台風等で発生した流木の木質バイオマス発電への利用状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 台風等で河川や海岸等に漂着した流木は、塩分や泥等の付着により、燃焼炉等を傷めるおそれがあることから、木質バイオマス発電での利用は敬遠されておりますが、回収後に塩抜き等が行われたものであれば、受け入れる施設はあると伺っております。

また、木材価格の上昇により原料調達が厳しくなっていることなどから、塩分が付着したまま受け入れる施設も出てきております。

木質バイオマス発電では、流木であることの証明を受けて利用することで、建設資材廃棄物を原料とするより高い単価で売電ができるなどのメリットもありますので、その活用が図られるよう、引き続き、市町村や河川・海岸等の管理者などに対して、受入れ施設等の情報提供を行ってまいります。

**○安田厚生議員** ありがとうございます。流木

がバイオマス燃料として活用できれば、各市町村や漁業関係者の負担も軽減できると思いますので、流木を有効活用していただけるよう情報提供をお願いいたします。

台風第14号が県内に最接近した9月18日、自宅においてパソコン2台で河川を監視できるよう、門川町と入郷地域8か所をいつでも監視できる状態で一夜を過ごしました。これから台風が最接近するということに、夜間照明がないので、全く監視することができませんでした。河川の状態を見て避難する県民の方もいると思います。

そこで、台風など大雨のときに、河川監視カメラにある照明を点灯することはできないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県では、住民の避難行動の目安となる河川の水位や雨量の情報とともに、カメラ画像もインターネット等を通じて提供しております。

河川監視カメラにつきましては、県内に147か所設置しており、照明機能を有するものが63か所、ズーム機能や照明をなくすことにより、低コストで設置できる簡易型監視カメラが84か所ございます。

現在、照明の点灯につきましては、周辺の住家や田畑などへの影響も懸念されることから、夜間に水位が上昇したときなどに、職員が河川の状態を確認するときのみ行っております。

議員御指摘のとおり、一部で夜間の画像が見えにくい状況にありますので、照明機能を有する河川監視カメラについて、関係者や地元の御意見を伺いながら、台風などの大雨時の点灯について検討してまいります。

**○安田厚生議員** 河川カメラを見て避難する判断をしている方も多いようでありますので、台

風や大雨のときにライトの点灯をお願いいたします。

小学生が津波から安全に避難するための地図作りをしているテレビを拝見いたしました。実用的な地図にするため、「逃げトレ」というアプリを使い、地域安全マップを作っていました。地震で津波が発生し避難する際、学校の周辺にどのような危険が潜んでいるのかをまとめた地図でありました。

また、そのアプリは、南海トラフ巨大地震で津波が発生した場合、自分が今いる場所にどのくらいの時間で津波が来るかが分かるようになっていきます。学校で実施する避難訓練や防災訓練に対して、市町村の防災や危機管理の担当者、地域防災の専門家などから評価を受けることも必要ではないかなと思っているところであります。過去に発生した自然災害の実情や教訓を、今の子供たちにしっかりと伝えてほしいと思います。

来年は関東大震災の発生から100年を迎えますが、学校における防災教育の取組について教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 防災教育には、防災に関する理解や、危険への主体的な行動、自他の生命尊重などの狙いがあります。

そのため各学校では、校区内の危険箇所を子供ならではの視点で確認した安全マップの作成や、地域住民や校種を超えた協働による避難訓練を実施したりするなどしております。

また、デジタル技術を駆使した防災教育として、例えば、佐土原高校でGPSを活用したスマートフォン向け防災アプリを独自に開発したり、五ヶ瀬中等教育学校では、GISを活用した避難経路についての学習をするなどの先進的な取組も見られております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。私も佐土原高校の防災アプリを入れました。今後、活用していきたいと思っております。

また、小学校・中学校では、タブレットを使った授業で防災教育を図っていただきたいと思います。中学生や高校生には、高齢者や障がい者など、いわゆる災害弱者とされる人たちに、支援者として手を差し伸べることの大切さを指導してほしいと思います。

災害時に、携帯電話といった情報通信サービスが利用できない場合があります。学校では、通信手段が絶たれた家庭への連絡方法の指導はどのようになされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 学校におきましては、家庭と連絡が取れなくなった場合を想定し、児童生徒に対して、避難場所を事前に家族で話し合い決めておくことを指導したり、家族の安否確認を行うための方法として、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板があることを学ばせております。

さらに、学校での災害発生に備え、確実に保護者に児童生徒を引き渡すための訓練を実施しております。

自然災害は、いつどこで起こるか分からないことを前提に、日頃より家庭や地域と連携し、児童生徒の安心・安全の確保に向けた指導の充実に一層取り組んでまいります。

○安田厚生議員 いわゆる災害用伝言ダイヤルを学ばせているということですので、ぜひお願いします。

地震が起きたとき、一般電話回線よりもつながりやすく無料で使える公衆電話は、避難所に指定されている学校や行政施設に置かれています。公衆電話の使い方を知らない子供も多いよ

うでありますので、その使い方を教える防災教育も必要になると思いますので、よろしくお願いいたします。

災害が起きたとき、高齢者や障がい者といった災害弱者が逃げ遅れて犠牲になる状況を受け、昨年5月の災害対策基本法改正で、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。災害時に自分で逃げるのが難しい高齢者や障がい者の避難手順を決めておく個別避難計画の作成の現状について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(横山直樹君) 避難行動要支援者ごとの避難計画を定める個別避難計画は、令和4年7月1日現在で、一部の要支援者分について作成済みが14市町村、今年度中に着手予定が8市町村、次年度以降に着手予定が4町となっております。

県では、速やかな計画作成を後押しするため、昨年度、市町村職員や避難の支援者となるケアマネジャー、防災士、自治会役員などを対象に3回の研修会を実施しており、今年度も来年1月に開催を予定しております。

また、実際の避難では地域住民の理解と協力が不可欠でありますことから、県民に対し制度の周知に努めてまいります。

○安田厚生議員 独り暮らしの高齢者が増える一方で、地域のつながりは弱まっています。犠牲者を減らすためには具体的な避難計画が必要です。作成がゴールではなく、訓練を通じて絶えず見直すことも求められていますので、個別避難計画を進めていただきたいと思います。

本県において津波への備えは喫緊の課題であります。想定される被害については、甚大なものになると予測されております。

津波到達までに数分もかからない地域もあ

り、高齢者や障がい者など、高台まで走って逃げるのが困難な方もおられます。津波避難タワーが設置されていない地域において、住民から避難タワー設置の要望がありますが、県としてどのように考えているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 津波避難タワーや盛土高台などの津波避難施設は、津波による浸水が想定され、津波の到達予想時間までに住民等が安全な場所に避難することが困難な地域に、これまで26施設が整備されております。

議員御指摘のような住民からの声があるとは伺っておりますけれども、県としましては、沿岸市町に対し、地域での避難訓練を繰り返し行い、安全かつ迅速に全員が確実に避難できるか検証するよう求めているところであり、新たな津波避難タワーの設置につきましては、その結果を踏まえながら、地元市町と協議してまいります。

**○安田厚生議員** 大震災が発生した際、どこに逃げるか分からず、混乱する住民もいると思います。自治体が避難計画を整えておくことはもちろん、住民側も避難場所や経路を家族と事前に確認しておくことが大事であります。

私は、1人でも助かる命があれば、避難タワーは必要だと考えております。今後、避難タワーの設置が望ましい地域に、県のほうからアプローチしてほしいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に質問いたします。国道・県道に、沿道の樹木等の管理が適正にされていない箇所があります。道路に張り出した枝に車が接触することや、道路側への倒木により自動車が通行できなくなることもあります。

これらが原因で自動車や歩行者等に事故が発生すると、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

県が管理する道路に張り出した樹木の対応状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県が管理する道路については、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、日常の道路パトロールなどにより状況の把握を行い、必要に応じて応急措置の作業を行っております。

道路に張り出した樹木についても、道路パトロールなどにおいて確認しており、車両通行の支障となる場合は、緊急の措置として枝の剪定などを実施しております。

また、老木化等により樹木の枝が落下したり、倒木による管理瑕疵事故が増加傾向にありますことから、道路パトロールに加え、主要な路線や倒木が懸念される路線については、昨年度から樹木等に着目した定期点検を実施し、緊急の処置や、所有者に対して伐採を要請するなど、必要な対応を取っているところであります。

県としましては、引き続き、道路パトロールや定期点検を通じて、適切な道路管理を行ってまいります。

**○安田厚生議員** 国道388号とか327号とか、そういうところを通りますと、樹木がちょうどこういう形になっていまして、トラックがうまく通るように剪定をしてくれているのかなと思っています。自動車等の安全確保と道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いいたします。

次に、持続可能な林業についてお伺いいたします。

宮崎県の面積の76%が森林です。ウッドショックに対応できる国産材の安定供給体制の確立を目指すなど、持続可能な森林づくりを進めることが大事であります。

入郷地域の再造林率は9割を超える状況であります。宮崎県の伐採跡地の7割以上で再造林が実現しているとのことですが、県は、持続可能な林業を確立するため、再造林にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県では、速やかな再造林に対し、森林環境税を活用した上乗せ補助を行うなど、森林所有者の負担軽減を図るとともに、伐採と再造林の一貫作業の実施促進に加え、ドローンによる苗木運搬や、自走式刈払機を用いた下刈りなど、再造林の省力化・低コスト化につながる実証事業に取り組んでいるところであり、林業イノベーションを進めてまいります。

また、再造林に必要となる、年間を通じて植栽可能なコンテナ苗による優良苗木の安定供給体制を構築してまいりたいと考えております。

今後とも、森林所有者に対し、座談会等を通じて再造林に対する意識の醸成を図るとともに、市町村や森林組合等と連携し、再造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 入郷地域では95%以上の再造林が行われているのです。ほかの地域でも、さらなる再造林を進めていただきたいと思っております。

次に、商工会の事務局体制強化についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症で、商工会が地域密着型の支援機関として地域で見直されています。県が定める商工会の事務局長設置基準に満

たない商工会には、事務局体制強化事業で地域振興コーディネーターを設置いただいております。この地域振興コーディネーターについては、令和4年度までの事業となっておりますが、令和5年度以降も継続できないのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 商工会の果たす役割は、地域の事業者の支援機関としてだけではなく、地域振興の担い手となるなど幅広く、その体制強化が大変重要でありますことから、商工会事務局体制強化事業によりまして、市町村と連携して、現在、11の商工会に地域振興コーディネーターを設置しているところでございます。

地域振興コーディネーターが設置された商工会からは、市町村をはじめとした関係機関との連携が強化されたことや、事業者に対して、より細やかな支援ができるようになったことなどを伺っており、このような実績等を踏まえた上で、令和5年度以降の事業の在り方について、市町村とも協議しながら検討を進めております。

**○安田厚生議員** 部長も商工会との意見交換会に出席した際、多くの商工会の会長から事務局長の設置の要望がありました。

特に、地域振興コーディネーター設置の継続をお願いされたと思います。2か年の計画ではなくて、5年ぐらいの長期の計画でコーディネーターの設置をお願いしたいと思います。できれば、全商工会に事務局長の設置をお願いしたいということです。

次に、人口減少についてお伺いいたします。

出生率の減少には生活の変化が挙げられます。価値観が多様化し、現代では結婚観が薄れ、晩婚、未婚の方が増えています。また、子

供を持つことにこだわらないカップルも増えているようです。

加えて、経済的な理由や育児環境への不安も考えられます。特に、仕事や育児の両立ができる社会環境が十分と言えないことには注目すべきだと思います。

少子化を止めるには、若い方、特に女性の働き方改革が重要で、企業も当事者も意識を持つことが大事であります。産休・育休が実際に取得できる職場環境や、親が残業をせずに定時に保育園に迎えに行けるような時短勤務制度を積極的に利用するなど、仕事と育児の両立が大事であります。

子育てしやすい職場環境づくりの推進に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 子育てをしながら安心して働き続けていくためには、育児休業の取得促進をはじめ、仕事と生活が両立できる職場環境づくりが重要でございます。

このため県では、企業のトップに、働きやすい職場づくりの取組を宣言してもらう「仕事と生活の両立応援宣言」や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な企業を認証する「働きやすい職場「ひなたの極」認証制度」を実施しており、多くの企業等に、子育てのしやすい職場環境づくりに取り組んでいただいております。

また、10月からは、男性の育児参加の促進を図るための「産後パパ育休」がスタートしたことから、宮崎労働局と連携し、広報紙等で周知を行っているところであり、これらの取組の普及、定着を図りながら、引き続き、県内企業の子育てしやすい職場環境づくりを進めてまいります。

**○安田厚生議員** 少子化の要因の一つは、仕事と子育ての両立が困難なため、若い世代が子供を持つことを経済的リスクと考え、不安に思っていることでもあります。妊娠・出産・育児を通じて切れ目なく、必要な社会的支援が提供される制度を構築することが課題だと思います。

子育てしやすい職場環境をつくることは、従業員だけではなく、企業全体にとっても利点がありますので、その推進をお願いいたします。

近くの高齢者から相談を受けました。その方が病気になったり、亡くなったりした場合のお葬式、お墓、家などの相続についての相談でありました。

独り暮らしの高齢者は、経済的にも厳しく、自分の死に不安を感じる人が多くなったことは事実であります。自分の死について考える必要があるため、とっさに避けたいと感じる人もいます。

終活が一般的に浸透し始め、自治体でも終活支援を行うようになってきました。身寄りのない高齢者に対する終活への支援の実施状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 高齢化の進展に伴い、独り暮らしの高齢者は年々増加しており、親族や身近に頼れる人がいない場合でも、医療や介護、葬儀、相続等に関し、できる限り不安を持たずに終末期を迎えられることが大事だと思っております。

県内におきましては、宮崎県社会福祉協議会が終活支援の検討に取り組んでおりまして、市町村や市町村社会福祉協議会の職員を対象とした研修会の開催のほか、高鍋町社会福祉協議会と合同で研究会を立ち上げ、事業実施に当たっての課題の整理を行っているところと伺っているところですので。

県といたしましては、県社協での検討状況や他県での事例等を参考にしながら、支援の在り方を研究してまいります。

**○安田厚生議員** 独り暮らしの高齢者が年々増加しています。老後の問題や亡くなった後の手続を任せる人がいないと悩んでいる方もいらっしゃいます。

自身の老後や亡くなった後のことについて準備しておく終活について、地域の支援ができると思いますので、前向きに御検討をお願いいたします。

次に、医療M a a Sの取組についてお伺いいたします。

中山間地域において、過疎、少子高齢化、それに伴う医者不足は喫緊の課題であります。

先月、医療M a a S実証実験を行っている三重県多気町を調査いたしました。実験では、血圧計や聴診器、心電図などの測定機器や大型モニターを搭載し様々な用途に使える車両に、看護師を乗せて患者の自宅まで出向き、車内で、保健指導や健康相談、医師によるオンライン診察などを実施しています。

医療M a a Sが実用化されれば、医師が遠隔地から診察を行うことが可能になり、中山間地域での医療問題を解決していくと考えられます。

そこで、看護師等が自宅等に出向き、車内で遠隔地にいる医師のオンライン診療を受けることができる医療M a a Sの導入について、県の考え方を福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 医療M a a Sは、医療機器などを搭載した車両で看護師等が患者の自宅等に出向き、患者は車内で遠隔地にいる医師による診察を受け、看護師から処置や検査などを受けることができるもので、複数

の自治体で実証実験などの取組が進められております。

このような取組は、医師不足や地域偏在といった課題があり、また中山間地域を多く抱える本県の課題解消の有効な手段の一つになり得ますので、他の自治体の動向を注視しながら、必要な検討を行ってまいります。

**○安田厚生議員** 医療M a a Sが過疎地域の問題を解消すると期待していますので、御検討のほどよろしくお伺いいたします。

次に、骨髄移植等により免疫が低下した子供への予防接種再接種への支援についてお伺いいたします。

これまでも何人かの議員から質問があったところですが、子供ががん治療で骨髄移植を受けると、定期接種のワクチンで得た効果が低下したり、抗体を消失することにより、再接種が必要となる場合があります。しかし、ワクチンの再接種は定期予防接種の対象とならず、再接種費用は全額自己負担となるため高額になり、保護者の経済的負担が大きくなっています。

予防接種の実施主体は市町村ではありますが、県が市町村への助成制度を整えることで、この再接種費用の助成を実施する市町村が増えると思われれます。

そこで、骨髄移植等により予防接種で得た免疫が低下した子供への再接種費用の助成について、県としての考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 議員の御質問にありましたように、骨髄移植は、治療経過において移植前の血液細胞を根絶するため、過去に行った予防接種の効果も消失すると言われており、関係学会におきましても、感染症の発



症予防や症状軽減の観点から、再接種が推奨されているところであります。

一方で、再接種には多額の費用が必要となることから、保護者の経済的負担が大きいと考えております。

このため、実施主体となる市町村の意見を聞きながら、接種費用の助成について検討を進めているところであります。

**○安田厚生議員** ありがとうございます。抗体消失に対するワクチンの再接種は、あくまでも任意との位置づけになってしまい、費用は全て自己負担になっています。手術や入院に伴う経済的負担が大きい家庭は、さらに負担を強いられています。

経済的な理由によって再接種を受けられないことは、あってはならないと思っていました。今回、接種費用の助成事業について検討を進めるとの答弁をいただき、うれしく思います。各市町村と連携を図りながら、保護者の経済的な支援ができますよう、お願いいたします。

次に、本県の個人情報保護制度についてお伺いいたします。

来年から、法律に基づく国の制度に移行することですが、どのように変わるのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 本県では、個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いに関するルールを定めまして、県政の円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護に努めております。

例えば、個人情報を取り扱う事務を委託する際には、秘密の保持や目的外利用の禁止などを特記事項として契約書に明示し、事業者に遵守させることとしております。

また、個人情報保護制度につきましては、御質問にありましたとおり、令和5年4月から、法に基づく全国共通の制度となりまして、施行に必要な開示請求手数料等の手続を規定するため、個人情報保護条例の改正を今議会をお願いしているところでございますが、個人情報の定義や取扱いなどに大きな制度変更はないものとなっております。

**○安田厚生議員** デジタル化に対応した個人情報の取扱いに対する社会の関心も高まっているところであります。

大きな制度の変更はないようでございますが、民間保有の情報についても、顧客データの流出防止、行政機関以外が保有する個人情報の保護が必要になります。県においても慎重な取扱いをお願いいたします。

次に、農畜産物のPRについてお伺いいたします。

9月に、農業者と意見交換を行いました。そのときに出されたのは、県に農産物のPRをもっとしてほしいとのことでありました。

農産物のPRを行うことにより、認知度が高まることや、生産者の生産意欲も向上いたします。このように農産物は、需要の拡大に加え、生産者は誇りを持って積極的に生産に取り組むことができるなど、本県農業の発展に向けて大きな効果が見込まれているところであります。

そこで、県産農畜産物について、知事にもっと先頭に立ってPRしていただきたいと思いますが、その思い、取組について知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県農畜産物のPRにつきましては、私自身、これまで様々な機会を捉えて取り組んできたところであります。今後とも積極的に取り組んでまいりたい、そのよう

に考えておりますが、それに加えて、様々なネットワークを持っている方々との連携でPRを図っていく、これも非常に重要な取組だと考えております。

これまで具体的には、大都市圏での量販店フェアやスポーツキャンプ、大相撲など、県内外に赴いて、安全・安心でおいしい本県農畜産物の魅力発信に努めてまいりました。

また、海外ではイタリア・ミラノ万博でありますとか、アメリカ、台湾、ブラジルなど、様々な場面で宮崎牛などのPRに努めました。それに加えて、海外の様々な関係者とのネットワークを活用することによって、アカデミー賞のパーティーだとか、マスターズのチャンピオンズディナーでの宮崎牛の提供だとか、ジェットロと連携した焼酎の海外へのプロモーション、そのような取組を進めてきたところであります。

おかげさまで今、10年連続で農畜水産物の輸出が右肩上がり伸びているというような状況にもなっております。

一般の全国和牛能力共進会においては、史上初となる4大会連続の内閣総理大臣賞を——日本一おいしい宮崎牛、日本一おいしい和牛ということ、世界一おいしい和牛を我々は手に入れたということでもありますので、特に世界も意識しながら、農畜水産物をPRする絶好の機会と考えております。

来年2月のWBC日本代表侍ジャパンの宮崎合宿、4月のG7宮崎農業大臣会合、さらには、10月の宮崎県人会世界大会ということで、国内外に向けて本県の食の魅力を発信することができる貴重な機会というものに恵まれております。

これらの機会を十分に生かしながら、私自ら

が先頭に立って、本県農畜産物のPRをさらに積極的に行っていく。そして、県人会の世界大会を行うことの意味は、国内外におけるさらなる情報発信のネットワークを強化するということとございまして、こうしたことも十分に活用してまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** ありがとうございます。県民の方が県産農畜産物の魅力を知り、楽しみながら食べてもらうことが必要だと考えております。また、国内外にもブランド化された農畜産物のPRをしていただき、来年、WBCの日本代表の合宿やG7宮崎農業大臣会合では、宮崎県の農畜産物のPRをするチャンスだと思いますので、知事にしっかりとPRをもっともっとしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、Fresh Logi（フレッシュロジ）についてお伺いいたします。

宮崎の魅力ある農産物のブランド価値や、お客様の信頼を確保するためには、鮮度や品質を損なわずに届けることが大事であります。産地が果たすべき重要な責任であると考えております。

そのような中、旭化成株式会社が農産物の鮮度保持輸送を低コストに実現できる「Fresh Logi」を開発されたと聞いております。

Fresh Logiは、旭化成が持つ高機能断熱材を活用した密閉性の高い箱に農産物を入れて輸送するもので、冷蔵設備や電源がなくても、鮮度を一定期間保持できることから、農産物の品質低下を防ぐことができます。また、食品ロスの低減や効率的で環境に優しい輸送方法の実現にもつながる新しい技術として、本県でも活用できないかと期待しているところであります。

そこで、Fresh Logiなどの革新的な技術を

使った輸送体系の実証試験の実施について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 大消費地から遠い本県にとって、農産物の鮮度を維持しながら効率的に輸送することは、大変重要であります。

このため、県と関係団体等で構成する「みやぎ農の物流DX推進協議会」では、農産物輸送をめぐる課題解決に向けて、ICT技術の活用や共同輸送等の実証に取り組んでいるところです。

御紹介のありましたFresh Logiは、冷蔵機能を持たないトラックでの輸送や、管理温度の異なる品目を混載して運べるなど、輸送コストの削減につながることを期待されております。

県としましては、引き続き関係団体と連携しながら、Fresh Logiなど農産物の品質確保や、輸送の効率化が期待できる技術の実証に取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 宮崎カーフェリーの新船就航により、新鮮な農畜産物を輸送することができるようになりました。革新的なFresh Logiの導入により、輸送環境の制御による鮮度保持力の向上、またCO<sub>2</sub>排出量の削減にも効果があると期待されていますので、御検討のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、魚の消費拡大の取組についてお伺いいたします。

日本での魚の消費量は、年々減少する傾向が続いています。農林水産省が昨年度に行った消費者に対する意識調査では、水産物をあまり買わない理由について、「肉類を家族が求めるから」「調理が面倒だから」といった回答が多く、消費者の間で食の志向への変化が起きていることが大きな背景の一つと考えられていま

す。

水産物の消費の拡大につなげようと、水産庁は、毎月3日から7日までの5日間を、新たに「さかなの日」と定め、今月からスタートしたところでもあります。

そこで、このような状況の中、本県の魚の消費拡大の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 国内における消費者の魚離れが進む中、本県水産物の消費拡大を図るためには、国内での消費喚起や販路の拡大に加え、水産物需要が増大している海外への輸出拡大が重要であります。

このため県では、関係団体と連携した宮崎初かつおフェアの開催や、県内外の学校給食への食材提供などのほか、輸出に取り組む流通加工業者の施設整備の支援などに取り組んでいます。

その結果、今年3月に宮崎市でカツオ購入金額が初めて全国で1位となったほか、本県水産物の輸出も大きく増加しているところです。

今後とも、関係団体等と一体となり、本県水産物の消費拡大に積極的に努めてまいります。

**○安田厚生議員** ありがとうございます。

先々週ぐらいに、大手回転ずしチェーンの「くら寿司」が門川で養殖している「ニザダイ」という、地元では「三の字」と言うんですけども、そのニザダイを養殖してキャベツを与えて——本当はニザダイというのは身が臭いんです。だから鮮魚店ではなかなか扱いにくい魚だったんだけども、キャベツを与えることによって臭みがなくなったということで、テレビに出ておまして、くら寿司さんはすごいなと思ったところでもあります。

こういう今まで誰も利用しなかった魚も、こ

れからはどんどん使っていただきたいと思っています。  
いるところであります。

先ほど知事のほうからお話のありましたWB  
Cの宮崎キャンプ、もし合宿中にみんなでパー  
ティーというか、お食事をするときがありまし  
たら、ぜひ魚のPRもしていただきたい。そし  
てまた、マグロの解体ショーができるなら、私  
を呼んでいただきたい。そういうことありま  
すので、県を挙げて「さかなの日」に合わせて  
消費拡大の取組を実施してほしいと思います。

以上、私からの質問は全て終わります。あり  
がとうございました。(拍手)

**○二見康之副議長** 以上で本日の質問は終わ  
りました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き  
続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

11月25日（金）



# 令和 4 年 11 月 25 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひびか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
選挙管理委員長	茂雄二
監査事務局長	高山智弘
人事委員会事務局長	日高幹夫

## 事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。

本日、11月25日は、国連が定める「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。卑劣な暴力は人権侵害です。シンボルカラーの紫色のライトアップを見たら、女性への暴力根絶の啓発と御理解ください。

さて、今月の15日に、国連の推計で世界の総人口が80億人を突破しました。2010年に70億人を超えてから僅か12年で10億人増加しております。この12年間を見ると、アジアとアフリカだけで増加分の約9割を占めています。今後、世界の総人口は2037年に90億人を超え、2058年には100億人を超え、2080年代には104億人でピークを迎えると試算されています。

現在、最も人口の多い国は中国の14億2,588万人ですが、インドとその差は僅かで、来年にもインドが首位になる見込みです。日本など人口減少が進む国が多くある中、増加する国は一部地域の偏りが顕著です。

国連によると、人口の急増は貧困を招く可能性が拡大し、水やエネルギーに限りがある中、食料不足による飢餓や栄養失調を引き起こしかねません。また、人口増が気候変動に与える影響も懸念されています。人が増えれば、物の消費や化石燃料の使用などによる温室効果ガスの排出量も増え、環境への負荷がさらに大きくな

ることが予想されます。格差や不平等を解消し、限りある資源を大切に分かち合っていく必要があります。80億人の一人一人が人間らしく安心して暮らしていける社会を構築していくことが、これからの世界に求められています。まさに地球に優しいSDGsを推進して、私たちの子孫から感謝されるような地球との接し方をしていかなければなりません。

それでは、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢からお伺いいたします。

12月8日からいよいよ知事選挙が始まり、河野知事は4期目の挑戦をいたします。そのような中、新型コロナの不穏な動きがあります。ようやくコロナが落ち着いて日常が戻りそうになるたびに、第7波まで繰り返されてきました。専門家は、コロナの第8波は来年の1月頃にピークを迎えるのではないかと予測しています。そして、2年間おとなしかったインフルエンザも同時に流行するのではないかと懸念されています。既に海外からの旅行の受入れも大きく緩和され、またこれから忘年会シーズンを迎え、人の動きが活発になってくる中、コロナの拡大でまたしても経済が冷え込むのではないかと、不自由を余儀なくされるのではないかと心配する県民の声が聞こえてきます。

そこで、新型コロナ第8波にどのように対応していくのか、知事の決意を伺います。

世界経済フォーラムは、7月に、世界の男女格差の状況をまとめた2022年版の「ジェンダーギャップ報告書」を発表しました。日本の達成率は世界で116位と、先進主要国で、またしても最下位でした。日本は、会社や国の重大な決定を下す立場に女性が少ないことが課題です。

上智大学の三浦まり教授が中心となつてつく



る「地域からジェンダー平等研究会」は、「各都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」の試算を公表しました。政治、行政、教育、経済の4分野に分けて分析していますが、本県の指数は、教育が全国ワースト2位、政治は40位、行政は37位と軒並み厳しい結果です。ただ、経済だけは、家事や育児などに使う時間の男女差が小さいことが評価され、6位でした。

なお、各都道府県版ジェンダー・ギャップ指数では、気になるデータが出ていました。鳥取県は行政分野の格差が最も小さく、県と市町村の管理職の女性比率等は、9指標のうち4指標で全国1位です。1999年に就任した片山善博前知事が、「女性に庶務ばかりさせない」と推進したそうです。そして、2007年就任の平井伸治現知事も、「幹部候補の層を厚くしながら、適材適所で配置してきた。女性も意思決定に参加して初めて効果のある政策になる」と積極的に推進してきました。女性幹部は、「無理に管理職に押し上げるのではなく、着実にステップを踏ませてくれた」と話しています。片山前知事、平井現知事ともに総務省の出身で、ともに鳥取県の出身ではありません。河野知事と似た経歴です。ちなみに平井知事は、現在全国知事会の会長です。

女性の活躍をより推進するためには、知事のリーダーシップが重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、先日、文教警察企業常任委員会の視察で、川崎市の「かわさきエコ暮らし未来館」に伺いました。説明をしてくれた担当の女性に、「川崎市と宮崎県は連携協定を結んで、いろいろとお付き合いがあるんですよ」と言うと、彼女はそれを知っていましたが、詳細は不明でした。川崎市長の応接室の応接セットが本県

の綾町産の木材を使っていることなどを話しましたが、話しているながら、その後の連携協定の取組はどうなっているのか、最近耳にしないことが気になりました。

そこで、川崎市と神戸市との連携協定に基づく取組状況について、知事に伺います。

以上で、壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、新型コロナ第8波への対応であります。全国的には、北海道や東北など北日本の地域を中心に、既に第8波が猛威を振るう中で、県内も10月中旬以降、新規感染者が徐々に、そして確実に増加傾向にあり、私も警戒を強めて、日々、感染状況を注視しているところであります。

この冬の第8波では、水際対策の緩和なども背景に、インフルエンザとの同時流行も懸念されております。県におきましては、現在、医師会等と連携し、検査や外来医療体制等のさらなる強化を図るとともに、オミクロン株対応ワクチンの接種の加速化に取り組みながら、同時流行にも対応できる保健医療体制の構築に努めているところであります。

コロナとの闘いが長期化し、県内経済も回復途上にある中で、私としましては、引き続き感染の再拡大や医療の逼迫を防ぎ、しっかりと日常生活や社会経済活動を維持しなければならないと考えております。

今後とも、感染状況等を注視しながら、これまでの経験や知見を踏まえ、私自身が適時適切に県民の皆様に注意喚起を行うとともに、市町村や関係団体とも連携しながら必要な保健医療体制を確保することで、第8波の脅威から県民

の命と暮らしを守ってまいります。

次に、女性の活躍推進についてであります。

女性が意欲と能力を生かしながら活躍の場を広げることが、豊かで活力ある県づくりを進める上で大変重要であると考えております。このため、今年3月、女性の活躍推進を重点施策と位置づける「第4次みやざき男女共同参画プラン」を策定し、具体的な取組を進めております。

今年7月には、県内企業約350社で組織します「みやざき女性の活躍推進会議」の方々と意見交換を行いました。女性の活躍を促すためには、家事・育児の負担を男女が共に担うことや、女性職員のキャリア形成を計画的に進めることなど、御意見を伺ったところでもあります。この会議のメンバーである女性の皆さんは、自ら女性の活躍ということを実践しながら、それでも様々な壁にも直面しておられる、その切実な思いというものが伝わってきたということ、リーダーである知事、それから様々な企業のトップという者がしっかりと女性の活躍の後押しをしてほしい、理解をしてほしい、そのような声を伺ったところでもあります。

今後とも、国や関係機関とも連携し、男性も含めた働き方改革や、女性が働きやすい環境整備、そして管理職員の意識改革など、女性活躍を推進する取組を、私が先頭に立って取り組んでまいります。

最後に、川崎市と神戸市との連携協定についてであります。

川崎市との連携協定は、平成26年に、県産材の活用や産業振興等を目的として締結したものであります。これまでに、川崎市の公共建築物の木質化でありますとか、「川崎モデル」ということで有名な取組がありまして、これを参考

にしながら、開放特許を活用したビジネスマッチング等に取り組み、延岡市内の県内企業による商品化に至った事例も出ております。さらに、令和2年度からは、市内のホテルにおいて県産食材や県産材をPRする宮崎フェアを開催し、川崎市にはこのフェアの周知に御協力をいただいているところであります。

次に、神戸市とは、フェリー就航3周年を記念して、平成29年に協定を締結しております。主にフェリーを核とした交流事業を展開しているところであります。

今年度は7月に、神戸市の児童養護施設の中学生在が本県観光地を周遊する「K O B E 夢・未来号みやざき」を実施したほか、先月には、久元神戸市長が自らフェリーに乗船して来県され、サイクルツーリズムやグルメイベントの取組など、連携強化に向けた意見交換も行ったところでもあります。

それぞれの市長とは、度々こうして意見交換も行っているところでありまして、今後とも都市と地方の共生に向け、お互いの特性や強みを生かして相乗効果を発揮する取組も、息長く進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。

コロナの今後が心配ですが、先日は韓国からのチャーター機も参りました。台湾のチャイナエアラインへ、本県への定期便復活の申入れもいたしました。年が明けると、スポーツのキャンプシーズンを迎えます。ワールド・ベースボール・クラシックの宮崎キャンプも決定しており、様々なイベントに支障が出ないように、万全の対策をよろしく願いいたします。

女性の活躍の場を増やすことは大切です。知事の先輩たちは、好事例をしっかりと残しています。鳥取県を参考に、ジェンダーフリーをゼ

ひとも進めていただきたい、そのようにお願いいたします。

次の質問です。

最近、ランサムウェアという身の代金ウイルスによるサイバー攻撃が多発しています。ある企業は、部品製造に支障を来し納品できず、自動車の製造を一時中断せざるを得ない状況に陥っていました。要求された身の代金を支払えば業務再開ができるかは、何の保証もありませんし、仮に業務再開できても、犯罪を助長するようなものです。

そのサイバー攻撃の対象が医療機関に向けられ、幾つかの病院が既に被害に遭っています。電子カルテが使えなくなり、医師も看護師も患者情報を入手できず、ふだんどおりの診療ができなくなります。診療報酬の請求手続等の業務がストップすることが考えられます。昨年、徳島県の町立病院がロシアのハッカー集団からサイバー攻撃を受け、一部診療停止に陥った状況が報道されました。復旧までには相当な時間を要し、また、身の代金を払った、払っていないとの話題も提供しました。ハッカー集団は電子カルテを暗号化し、復元と引換えに金銭を要求していました。県民への安心安全の医療を提供し続けるためにも、その対策が必要です。医療機関のサイバー攻撃対策はどのようにになっているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策につきましては、厚生労働省が、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を策定しており、各医療機関は、これに基づき、サイバー攻撃に強いシステムの構築やバックアップデータの保存、さらには攻撃を受けた際の対応など、必要な対策を講じることとなっております。

このような中、先日、大阪府の医療機関におきまして、サイバー攻撃によるシステム障害が発生し、手術や外来診療に影響が出るなど、その脅威は日増しに高まっており、医療機関における対策の充実は喫緊の課題となっております。

県としましても、今回の事案を踏まえ、改めて各医療機関に対し、これまでの対策が適切に講じられているか確認するよう注意喚起を行ったところであり、今後とも、関係機関と連携しながら、医療機関における取組を促進してまいります。

**○田口雄二議員** 同じく、県立病院はサイバー攻撃に対してどのような対策を講じているのか、病院局長に伺います。

**○病院局長（吉村久人君）** 県立病院では、ネットワーク機器の管理を県内の専門業者に委託し、プログラム等を常に最新のものに更新することにより、サイバーセキュリティに対応しております。また、サーバー内のデータについては、ネットワーク外の磁気テープに毎日バックアップを保存し、万一、ネットワーク内にあるサーバーのデータが消失したとしても、復元できるようにしております。

さらに、病院が外部委託している業者の所有パソコン等については、病院のネットワークには接続させないこととしており、委託業者のサーバー等がウイルスに感染しても影響を受けない運用を行っております。

今後とも、本県の中核病院として、県民に良質で高度な医療が安定的に提供できるよう、サイバー攻撃の対策に努めてまいります。

**○田口雄二議員** ハッカー集団は、セキュリティの甘いところを情報収集しているようです。絶えず対策を更新しながら、県民への医療

提供に支障が出ないようによろしくお願いいたします。

さて、私の自宅は大きな団地の入り口にあります。この団地は住民の高齢化がかなり進んでおり、日に何度も救急車が出入りするのが日常の状況です。救急車は速やかに患者を運び出し、病院に救急搬送するのが任務かと思いますが、実際は、なかなか団地に入ってから戻ってきません。15分から20分ほどして出てくるのがほとんどです。適切な医療機関を探していることもあるかもしれませんが、救急救命士の救命処置が現場で行われているのではないかと想像しています。

そこで、県内の消防吏員のうち、現場で活動する救急救命士の数の推移はどうなっているのか、また、現場で行える処置が増えていると考えていますが、その状況を危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 県内の消防吏員のうち、現場で活動する救急救命士の数は、平成23年4月1日には、消防吏員全体の16.3%に当たる183名でしたが、令和3年4月1日現在では、全体の20.2%に当たる247名となっており、10年間で64名、率にして3.9%増加しております。

また、現場で行える救急救命処置の範囲は、平成4年3月13日付厚生省健康政策局指導課長通知では19項目でしたが、平成26年までに、気管内チューブによる気道確保や低血糖発作へのブドウ糖溶液の投与など、33項目に拡大されております。

**○田口雄二議員** 現在では、救命救急処置が33項目まで拡大されているということは、ちょっとしたドクターカーになってきているのではないかと感じてしまいます。医師の治療を受ける

前に多くの救命処置を受け、救命率が格段に向上しているのではないかと考えられます。ありがたいことです。

では、本県において、救急救命士はどのような場面で活躍しているのか、再度、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 県内の消防本部・消防局の救急救命士は、救急隊の一員として救急車に同乗して現場に出動し、病気・事故等による要救助者を医療機関に搬送するまでの間、医療的措置が必要な場合に、救急車の中で救急救命処置を行っております。

また、県の防災救急航空センターに県内の消防本部・消防局から派遣されている8名の消防吏員のうち、半数以上は救急救命士であり、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の機内で、医療的措置が必要な場合に、救急車内と変わらない救急救命処置を行い、救命率の向上に寄与しております。

**○田口雄二議員** 救急車以外の場での活動があることを初めて知りました。今回の質問で、救急救命士の活躍をかいま見ることができました。ありがとうございます。

次の質問に入ります。

これまで女性用トイレに限られた汚物入れ（サニタリーボックス）を、男性用も公共施設の個室トイレに置く自治体や商業施設が増えていきます。前立腺や膀胱のがん治療など、尿取りパッドやおむつを使う方が増えてきたのが一因です。特に、キャスターの小倉智昭さんが御自身の膀胱がんを公表した際、男性トイレに設置要請して反響を呼びました。前立腺がんは、男性のがんの罹患数1位となっており、人知れずその処置に困っている人が増えているのではないかと思います。

そこで、県内市町村庁舎における男性トイレへのサンタリーボックスの設置状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 膀胱がんや前立腺がんなどの影響により、日常的に尿漏れパッド等を使用する高齢の男性を中心に、「外出先でトイレを利用した際に、使用済みパッド等を捨てる場所に困る」との声があることは伺っております。

議員お尋ねの、県内市町村庁舎の男性トイレへのサンタリーボックス設置状況について聞き取りをしたところ、7市町村が設置しているとのことでございます。

○田口雄二議員 県内の26市町村のうち7つの自治体に置いてあるというのには、ちょっと驚きました。

そこで、県庁舎の男性トイレにサンタリーボックスを設置すべきと考えますが、総務部長の所見を伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 県では、県庁舎内に、障がいのある方を含め誰でも利用できるバリアフリートイレを整備しておりまして、ここにはサンタリーボックスを設置しておりますが、男性トイレには、男女共同参画センター等が入っている9号館に2か所設置しているのみとなっております。

御指摘のありました、男性トイレへのサンタリーボックス設置につきましては、膀胱がんや前立腺がん罹患された方等のニーズが想定され、トイレの環境改善は、ユニバーサルデザインの観点からも必要であると考えますので、今後、9号館以外の設置についても具体的に検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 全ての個室トイレに必要ではなく、所在を表す表示等があれば、必要な人が

そこを利用することになります。それほどの経費がかかるとも思えませんので、出先機関や芸術劇場や図書館などの県の施設にも設置の御検討をよろしくお願いいたします。

次に、先日、林業活性化議員連盟の調査で、茨城県常陸太田市の株式会社「リグノマテリア」を訪問し、木質由来の新素材、世界初の改質リグニンの製造実証プラントを見てまいりました。リグニンとは、木の強度を保っている成分で、国産杉の中に3割ほど含まれており、これを原料とし、ポリエチレングリコールを用いて改質したものです。耐熱性などの高い性能に加え、石油化学製品では達成できない環境適合性を併せ持ち、これまでにない工業材料として注目されています。実証プラントは、改質リグニンの日本独自の技術で、安定生産を実証する世界初のプラントで、年間約100トンの生産が可能です。今後、年産数千トン規模の商用プラントを近くに整備することを目指しています。

まだまだ実証プラントの段階で、商業ベースにいくまでには相当時間を要するとはいえ、資源のほとんどを輸入に頼っている日本、しかし、日本は世界有数の森林国家、また、杉丸太生産31年連続日本一の本県にとっては、夢を持たせてくれる調査となりました。私たち議連の視察前に、環境森林部長も現地に行かれたと聞きました。改質リグニンの活用可能性について、工場を視察した環境森林部長の見解を伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 改質リグニンは、議員からもございましたように、杉の成分であるリグニンと、化粧品等にも使われる安全性の高い薬剤を化学結合させて生産される、環境に優しいバイオ素材であります。この素材は、高強度にも高耐熱にも加工しやすいという

特徴があり、自動車部品等に用いられるプラスチックの代替だけでなく、宇宙開発や医療機器等の最新技術にも活用可能性のある新素材と考  
えております。

本県の杉の新たな需要につながることを期待  
しまして、議員からございましたように、私も  
先月、工場を視察したところであります。現在  
は、年間30トン程度を試験製造している段階で  
あり、商用化に向けては、1万トン程度の量産  
化技術の確立や需要の創出などが課題である  
こととありますので、大変夢の持てる新素材  
ではあります。産業化にはまだまだ時間が必要  
と感じたところであります。

**○田口雄二議員** 現地を視察して初めて知った  
んですが、杉は日本固有の種類だそうでござ  
いまして、環境に優しい素材でもあり、地球環  
境保全においても、早期の商業ベースの開発を  
待ちたいと思っております。

次の質問に移ります。

一ツ葉海岸一帯の松くい虫被害について伺  
います。最近、新しいカーフェリーが就航し、私  
は、一ツ葉有料道路等を通る機会が増えてき  
ました。残念なことに、一ツ葉有料道路の北  
部の東側と、シーガイアやフェニックスカ  
ントリークラブの前を通る道路——県管理の  
「パークウェイ」というのですが——の南側  
から入ってすぐのところに松枯れが目立ち  
ます。本数はそう多くないのですが、この  
すばらしい本県を代表する観光地では、景  
観が台なしの状況です。既に先週末にダン  
ロップフェニックスゴルフトーナメントは  
終了しましたが、カーフェリーから観光バ  
スに乗り、美しい松林が見え始めた途端  
に松枯れがあったのでは興ざめです。また  
、屋外型のトレーニングセンターも建設中  
で、トレーニングの拠点となります。美しい植

栽がなされており、パークウェイというぐ  
らいですので、枯れた松の一刻も早い撤去  
をお願いしたいのです。

そこで、一ツ葉海岸一帯の松くい虫被害  
の現状と対策について、環境森林部長に伺  
います。

**○環境森林部長(河野譲二君)** 一ツ葉海  
岸一帯を含む宮崎市の松くい虫による被害  
量は、この10年間において、平成27年度  
の3,300立方メートルをピークに、防除対  
策の強化に取り組んだ結果、ここ3年ほど  
は200立方メートル程度まで大きく減少  
しております。

また、対策としては、毎年、薬剤散布等  
による予防措置のほか、被害木の伐倒駆除  
を実施するとともに、松くい虫に強い抵抗  
性松等を植栽しているところであります。

議員御指摘のとおり、一ツ葉海岸一帯は  
景観もよく、観光面や保健・休養の場とし  
ても重要でありますので、引き続き、ゴル  
フ場や国有林の管理者等と連携を図りな  
がら、松くい虫被害の早期把握に努め、  
被害木の伐倒駆除を実施するなど、海岸  
松林の保全に努めてまいります。

**○田口雄二議員** 私が東京にいたとき、  
フェニックスカントリークラブの知名度は  
抜群でした。ゴルフプレーヤーには憧れ  
のゴルフ場でした。今でもネット等で見  
ると、「一度は行ってみたいゴルフ場、全  
国屈指の名門コース」でも取り上げられ  
ています。

松林が有名なところで、県内有数の観  
光地での松枯れはいただけません。松く  
い虫の広がりをも止めるためにも、一刻  
も早く伐倒駆除をよろしくお願い申し  
上げます。

次に、私たちは、五ヶ瀬川の最上流部  
の熊本県山都町に管理型最終処分場の建  
設が計画されていることを、8月30日  
の新聞報道で初めて知りました。予定地  
は、阿蘇外輪山の外側になる

南東部の峡谷です。予定地の柳谷川は下流で五ヶ瀬川と合流します。面積は19ヘクタールで、管理型最終処分場と中間処理施設の建設を予定しています。

産業廃棄物や一般廃棄物を熊本県や隣県から受け入れ、埋立て容量は東京ドーム約2杯分の200万～300万立方メートル、埋立て期間は40年から60年となるようです。2026年に着工し、2028年度から運用開始の予定です。

問題は、住民説明会は熊本県側では実施されていたにもかかわらず、下流の五ヶ瀬川流域の自治体や地域住民には全く説明がなされていませんでした。建設予定地の山都町の東竹原産廃阻止期成会の栗屋克範代表を招いて、延岡市で勉強会が開かれました。診療所の待合室が会場となりましたが、清流五ヶ瀬川への危機感からか、多くの参加者70名となりました。複数の県議や延岡市議が参加し、また、高千穂町や熊本県山都町の町議たちも駆けつけて、現地の声を聴かせていただきました。高額の用地買収や現地でのこれまでのトラブルなどの生の声を聴き、計画や建設業者への不信感が広がり、この計画を進めさせてはいけないという思いが広がりました。声を上げようとしたその矢先、産廃業者は9月14日、突然、計画見直しを発表しました。しかし、現在地に建設する方針は変更せず、来年度中に新たな事業計画を示すこととしています。

そこで、産業廃棄物最終処分場の設置計画について、事業者が、地域住民に対し説明責任を果たすべきと考えますが、県としてはどのように対応していくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 御質問の処分場につきましては、法令上、熊本県が指導等を

行うこととなりますが、事業者は、関係する本県の自治体や住民に対して、しっかり計画内容を説明する必要があると考えております。

このため、県としましては、当初の計画について、熊本県を通じて事業者住民説明会の開催を要請したところ、事業者において、本県側の不安の声に配慮して、一旦手続を取り下げ、本県側への影響も含めた調査を実施した上で、事業計画を見直すと表明されたところでありませ

ず。県としましては、引き続き、情報収集や関係市町への情報提供に努めるとともに、熊本県を通じ、事業者に対して、本県の関係市町や住民への説明責任を果たすよう働きかけてまいります。

**○田口雄二議員** 五ヶ瀬川は、県北の住民にとってはかけがえのない川であり、多くの五ヶ瀬川の恵みを頂いてまいりました。また、本県の観光の目玉である神話の宝庫・高千穂や高千穂峡を流れ、延岡市の風物詩・鮎やな等々への風評被害が出る可能性もあります。しっかりとした働きかけをよろしくお願いいたします。

続いて、事業承継について伺います。私はこの件につきましては何度も伺っておりますが、再度伺わせていただきます。

本県は、大企業も少なく、地元の中小企業がこれまで地域経済の発展や雇用を支えてきましたが、全国的に近年は、倒産ではなく、後継者不在等で休廃業する企業が多く、本県も同様の傾向にあると認識しております。

そこで、県内の事業承継の現状と事業承継・引継ぎ支援センターの取組実績について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 民間の調査によりますと、令和4年における県内企業の

後継者不在率は約5割となっており、円滑な事業承継の推進により、地域経済の活力や雇用の場が失われないようにしていくことが重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、事業承継・引継ぎ支援センターでは、県内中小企業の実情に応じたマッチング支援の強化を図っているところであり、9月末時点での実績は、新規相談件数が、昨年度の233件に対し、今年度は256件、成約件数は、昨年度の26件に対し、今年度は27件となっております。

また、市町村との連携が重要でありますことから、今年度から、センターと県と一緒に各市町村長を個別に訪問し、美郷町などでの好事例の紹介も交えながら、地域の事業承継推進について意見交換を行っているところでございます。

**○田口雄二議員** 美郷町の好事例が紹介されましたが、実はその方は、私が相談を受けましてセンターを紹介した経緯がございます。新規相談は、売手よりも買手のほうが多いと聞きました。広く情報を収集して、うまくマッチングさせてほしいものです。

先日の地元紙に、宮崎市のベンチャー企業の事業承継仲介サイトが掲載案件や成約数を伸ばしていると紹介されておりました。事業承継・引継ぎ支援センターと民間仲介事業者との連携について、商工観光労働部長に再度伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 事業承継・引継ぎ支援センターでは、民間仲介事業者のノウハウや情報発信力の活用による第三者承継の促進を目的としまして、民間仲介事業者との連携を図っているところでございます。

例えば、企業名を公表して後継者とのマッチングを行っている県内の民間仲介事業者と連携

し、同社が運営しますマッチングサイトに、センターが有します事業者の公募情報を掲載しております。また、中小企業庁が連携先として選定しております大手仲介事業者3社と、これらの事業者が運営するマッチングサイトの利用に関する協定を締結するなど、民間仲介事業者との連携による第三者承継のマッチング機会の拡大に取り組んでおります。

**○田口雄二議員** 今までとは違う形態での情報の発信等が行われているようです。様々なツールを利用して、1つでも多くの事業承継につながるように、よろしく願いいたします。

次に、有機農業について伺います。

国は、脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した農業への転換を後押しする「みどりの食料システム戦略」を策定しました。安心安全の農畜産物を生産するために、輸入飼料や肥料を使う従来型農業ではなく、国内や地元のものを使用し、生産性の向上や持続可能性を推進する取組を進めています。

みどりの食料システム戦略では数値目標を設定しており、2050年に、耕地面積に占める有機農業の割合を25%、100万ヘクタールとしています。現在はわずか0.6%程度ですので、有機農業関係者からは、既に「できるわけがない」「EUの農業戦略のコピー」との声が上がっています。本県では、有機農業は全国的に見れば盛んなほうではありますが、本県の有機農業の現状と有機農業に取り組む生産者にどのような支援をしていくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 国が公表した令和3年の本県の有機JAS認証面積は、431ヘクタールと全国第4位の規模であり、海外輸出に向けた有機茶の栽培や、大手量販店とタイアップした露地野菜の契約栽培などが行われて



おります。

県といたしましては、有機農業の面積拡大に向け、指導者の育成や、新たに有機農業に取り組む農業者への支援、販路拡大への取組を支援していくこととしております。

また、県内の有機JAS認証機関は、既に認定を受けている綾町に加え、現在、高鍋町と木城町が合同で設立したNPO法人が国への登録申請を行っておりますので、今後、これらの認証機関が円滑に運営できるよう支援を行い、農業者が有機農業に取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

**○田口雄二議員** 今回、有機農業の関係者の御意見を伺いました。他県では、有機農産物を学校給食に活用している例や、行政が認証機関の認定を受け、有機農業を推奨しているところなど、行政が積極的に関わる場所も出てきているようです。来年4月、本県でG7サミット農相会合が開かれます。農業県として、環境にも優しい有機農業の後押しをよろしく願いいたします。

防災対策について伺います。

9月の台風第14号では、県内に大きな被害が出ました。延岡市においては、家屋の浸水被害が多く、床上浸水が318戸、床下浸水が189戸、合計で507戸に被害が出ました。私の知人も、何人も浸水被害に遭っております。私自身も、平成17年の台風第14号では、以前住んでいた自宅で床上70センチの浸水被害を経験しました。内水でしたので、比較的水はきれいではあったんですが、それでも普通に住めるようになるまでには1か月以上かかったことが思い出されます。

被災した祝子川下流で多くの家屋が浸水した富美山地区を訪ねると、祝子ダムの放流につい

て御不満をたくさんいただきました。記録的な雨量が予報されたのに、なぜ事前に放流をしなかったのか、河川が増水しているときに放流したので被害が大きくなったという声がほとんどでした。

そこで、確認も込めて、台風第14号における祝子ダムの放流状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 祝子ダムでは、台風第14号に備え、ダム管理者である県や、利水者である企業局などで締結した治水協定に基づき、発電などに使用するダムの治水容量の一部を放流し、新たに約58万立方メートルの治水容量を事前に確保していたところです。

台風の降雨による流入量の増加に伴い、ダムゲートを操作し、下流に急激な水位の上昇が起こらないように、適切に洪水調節を実施しておりました。

しかしながら、ダム上流で、予測を超える降雨により計画を超える流入量があったことから、ダムがためられる容量を超えると判断し、流入量と同量を放流する、いわゆる緊急放流を実施したところです。

今後とも、適切なダム管理に努めてまいります。

**○田口雄二議員** 祝子ダムも、台風接近前に貴重な水資源を放流したことは分かりました。加減が非常に難しいとは思いますが、適切なダム管理、今後よろしく願いいたします。

引き続き、台風第14号に関して質問します。

延岡市北川町の北川には、堤防が一部低くなっており、この部分から堤防の外の農地に水が流れ込む霞堤があります。治水対策の一環で、北川には霞堤が6か所あります。最大の家田地区の霞堤からの流木が水田等に流れ込む被

害が度々発生し、我が会派の太田議員がこれまで、その対策について質問してきました。今回の北川家田地区の霞堤開口部から流入する流木等の対策にどのように取り組んできたのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 北川家田地区におきましては、霞堤開口部の樹林帯が洪水により消失したため、平成30年度から、これを復元するための竹や柳の植栽、さらに、川の流れを変える河川の掘削工事を行ってきたところがあります。

今年度、流木が農地へ流入するのを防ぐための水に浮くフェンスや、出水時の状況を確認するための監視カメラを設置したところであり、今回の台風第14号では、開口部から流木等の流入はあったものの、フェンスがある程度流木等をせき止めており、一定の効果があったものと考えております。

今後とも、地域住民の方々や専門家の御意見を伺いながら、川の流れを一定方向に保つ新たな水制工の設置など、より効果的な対策について検討してまいります。

**○田口雄二議員** 今後も、流木流入の対策をしっかりと検討していただきたいと存じます。ただ、地元の人々は、下流の治水対策だと分かっているにもかかわらず、いつまで霞堤を受け入れ続けなければならないのか、複雑な心境だということをお聞かせください。

今回も延岡市では、各地にパイピング現象も発生しました。地元の声を聴きながら、防災対策をよろしく願いいたします。

次に、警察本部長に3点お伺いいたします。

最近では登山ブームになり、特にNHKでは登山の番組等も多く流されており、年齢等にかかわらず、各地の山に足を伸ばしています。祖母

・傾・大崩山系が2017年6月にユネスコエコパークに登録されてからは、知名度も急速に上がり、大きく関心が高まりました。地元の関係者は、登山者が想像以上に増加したと感じています。岩が口を開けているように見えるパッキン岩は、SNSで拡散され、若い世代に人気を集めているようです。

登山客の増加はうれしいことではありますが、気になるのは、登山による事故のニュースをよく耳にします。今年における県内及び祖母・傾・大崩山系での遭難事故発生状況及び警察で実施している訓練について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 本年10月末現在、県内では19件、20名の方の山岳遭難事故が発生しております。このうち、祖母・傾・大崩山系での発生は8件、9名で、年間最多であった令和元年と2年の発生件数8件に、10月末現在で既に並んでおります。

警察におきます山岳遭難救助訓練についてありますが、県内全警察署に山岳救助班を編成し、機動隊のレスキュー部隊の指導による山岳遭難救助訓練を行っているほか、平素から各警察署において、登山経路等の把握に努めております。

また、山岳遭難事故では、機動性を有するヘリコプターによる捜索・救出救助活動が有効でありますことから、機動隊レスキュー部隊と連携した、上空からの警察ヘリコプター「ひむか」のホイスト装置によるつり上げ救助訓練等を平素から実施しております。

**○田口雄二議員** 実は今週末、息子の中学校のときの同級生が東京から帰ってきて、大崩山に登るそうです。気をつけろとは言っておりますけれども、けがのないようにと思っております。

す。

コロナが落ち着くと、さらに登山客も増加する可能性があります。関係機関との連携で、安全対策もよろしくをお願いします。

次に、視覚に障がいがある方が横断歩道で事故に遭うケースが増加しているようです。昨年全国で、横断歩道を渡っている最中に6名が事故に遭い、うち1人が亡くなっています。視覚障がい者用の音で知らせる信号機があるところはいいのですが、多くの信号機には設置されておらず、視覚障がい者には色の判断ができず、非常に危険に感じているようです。また、視覚障がい者用の信号機も騒音とを感じる周辺住民もおり、時間帯によっては、音が出る機能を停止しているようです。しかし、事故が減らない現状から、終日音を鳴らす信号に変更しているところが出てきており、先日は、鹿児島県警の取組が報道されていました。県内の視覚障がい者用信号機の設置、運用状況を警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 県内には、音響により青信号とその方向を知らせる視覚障がい者用付加装置を設けた信号機を272か所設置してございます。その運用ですが、原則といたしまして、午前7時から午後7時までの時間帯に音が出るような設定としております。

一方で、午後7時以降の夜間帯に視覚障がい者の方々が通行されている実態と、その御要望に基づきまして、西橋通り入り口や宮崎駅西口広場前など14か所の信号機について、その運用時間を延長しております。

**○田口雄二議員** 視覚障がい者団体からの要望状況について、また、今後の視覚障がい者用信号機の運用時間の見直しについて、再度、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 視覚障がい者団体から、この付加装置に関しまして、令和3年度までの過去5年間に19件の要望を受理し、本年度は、10月末までに5件の要望を受理しております。

その内訳でございますが、新たに設置していただきたいという要望が20件、運用時間の延長に关します要望が2件、音量の調整や音響の向きといった設定変更に关します要望が2件となっております。

運用時間につきましては、視覚障がい者の方々が夜間の時間帯に信号交差点を横断される実態を踏まえ、また、その安全を確保する観点に立ち、意見や要望を伺い、必要な見直しを図ることとしてございます。

**○田口雄二議員** 視覚障がい者の皆さんは、ハイブリッド車、歩きスマホ等も大変危険に感じているようです。私もハイブリッド車ですので、配慮して運転しないとイケないと、質問をつくりながら感じたところでした。今後、もっと静かな電気自動車（EV車）が増えてくるとは確実なので、視覚障がい者には、より配慮しなければならないと、思っているところです。

次の質問に移ります。

昨年、福岡県で、幼稚園の送迎バスに園児を置き忘れて、熱中症で園児が死亡する痛ましい事故があり、胸が痛んだものでした。しかし、これは二度とこのような事故が起こらないような教訓になるものと思っていたら、静岡県で再び園児の置き去りで同様の事故が発生し、幼い命が奪われました。幸い短時間で発見され大事には至らなかった、特別支援学校の送迎バスの置き去り事件が10月に報道されました。気温、晴天率が高い本県では、特に気をつけなければなりません。幼稚園等における送迎バスの安全

対策についてどのように指導しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 幼稚園等における送迎バスの安全管理につきましては、昨年7月の福岡県の事案を受けて、子供の乗降時の人数確認や欠席園児の保護者への確認徹底等を文書で要請しておりますが、改めて、今回の静岡県での事案の直後に文書で注意喚起を行ったところであります。

また、送迎バスの運営状況につきまして、9月に全施設の緊急調査を実施し、10月下旬からは市町村と連携しながら、実際に施設に出向いて、安全管理体制やマニュアルの整備状況等の実地点検も行っているところでございます。

現在、国において、送迎バスにおける園児の所在確認や安全装置の義務化が検討されておりますので、引き続き、市町村と連携しながら適切に対処してまいります。

○田口雄二議員 静岡県の事件の報道を見ましたら、後部座席のガラス一面にキャラクターがラッピングされていました。子供たちは喜ぶかもしれませんが、外から中がほとんど見えず、子供の安心安全の面で、ぜひとも規制してほしいと思った次第です。実際は規制はされていないようです。

続いて、特別支援学校のスクールバスの送迎に係る安全対策について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別支援学校に対しましても、バス利用における安全管理の徹底について、文書で指導しております。

現在、スクールバスは10校に20台導入しておりますが、各学校とも、児童生徒の座席を指定し、一人一人について乗り降りの把握ができる態勢となっております。また、添乗員を配置しておりますので、乗降時には、添乗員による人数

確認を行っております。さらに、スクールバスを降りる際には、担任等が駐車場で直接迎えているため、チェックは複数でできる態勢となっております。

特別支援学校におきましても、国において所在確認の徹底や安全装置の義務化が検討されておりますので、引き続き適切に対応してまいります。

○田口雄二議員 聞きますと、子供たちの座席は、特別支援学校では指定席になっているということでございまして、状況が把握しやすく、非常にいいアイデアではないかと思っております。今後とも、安全対策をよろしく願います。

次に、小中学校における教員の新たな人事異動制度導入から5年が経過いたしました。導入後の状況について教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校における新たな人事異動制度は、平成30年4月以降に採用された教員から導入された制度であります。新たな制度では、南那珂、西諸県、東・西臼杵を中心とした地域において、採用時から、希望する地域内での異動を考慮することとしております。

この制度の利用者数は年々増加傾向であり、今後、本制度の目的である、地域に根差した教育の推進等が一層図られていくものと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後ともこの制度の検証を進めながら、教員の適正配置に努めてまいります。

○田口雄二議員 お聞きしましたが、制度は、先生方にはおおむね好評のようです。先生方がやりがいの出るように、制度を進めていただきたいと思います。

次に、内閣府男女共同参画局は、全国の若者——16歳から24歳になりますが——を対象にした性暴力被害に関する初の実態調査の結果を公表しました。最も深刻な被害に遭った場所として、学校が最多だったことが明らかになりました。望まない性的な言動を「性暴力」と定義したようです。子供たちの学びの場が、子供たちにとって深刻な被害に遭うような環境ではいけません。性暴力による被害から子供たちを守るための取組について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 性暴力には、直接体に触れる行為だけではなく、「容姿をからかう」「裸を見せつける」なども含まれておりまして、いずれも被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であります。

県教育委員会といたしましては、まず、未然防止として、国の示す「生命（いのち）の安全教育」を推進しておりまして、その中では、子供たちを性暴力の当事者にしない教育に取り組んでおります。具体的には、デートDVやSNSを使った身近な被害の実態例を学ぶ授業実践なども報告されております。

また、万が一被害に遭ったときには、一人で悩まず、信頼できる大人や相談窓口へつなぐことを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」にも積極的に取り組んでおります。

今後とも、子供を性暴力の被害から守るため、関係機関と連携して取り組んでまいります。

**○田口雄二議員** 今、教育長が申されました、国の示す「生命（いのち）の安全教育」について、具体的な内容と学校現場での取組を再度伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 「生命（いのち）の安全教育」におきましては、性犯罪や性暴力

の根絶に向けた教育を推進しております。

その具体的な内容としましては、例えば小学校では、水着で隠れる部分を「他人に触らせない」「触られたら大人に言う」といった、自分の身を守る重要性を理解させる教育などに取り組んでおります。中学校や高等学校等では、友達が被害に遭ったら、信頼できる大人への相談を勧めることなど、傍観者にさえならないことを目指した教育に取り組んでおります。

さらに、これらの内容について、スライドや動画などを活用して、より分かりやすく示したり、話し合いの活動を通して、自らどのような行動ができるかを考えさせるなど、発達段階に応じた取組が行われております。

**○田口雄二議員** 子供たちにとりまして、学校が嫌な思い出の場所とならないよう、しっかりとした対応をよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。

県立延岡しろやま支援学校が開校して10年を迎えました。旧延岡西高校の跡地に、延岡市内にあった3つの聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由の各特別支援学校を統合しての、全国初の開校となりました。ここ3年ほどは、新型コロナウイルスの拡大等で学校運営が難しい状況があったと思いますが、開校10周年を迎えた、延岡しろやま支援学校の評価について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 今、議員からもございましたように、延岡しろやま支援学校は、県北地区の特別支援学校3校を統合して、地域との連携や異なる障がいに対応した専門的な教育を行う総合的な学校として、延岡西高校跡地に平成24年に開校いたしました。

以降、地域の方々と避難訓練や作業学習に取り組むなど、温かい御支援を受けながら、県北

の特別支援教育推進の拠点として、小・中・高等学校等への支援も行ってまいりました。とりわけ、障がいの異なる子供たちが、日常的に手話を用いて教育活動や部活動を共にする中で、お互いを思いやる豊かな心が育まれてきております。

今後とも、この10年の成果を礎に、地域で共に学び支え合う社会の実現に向け、さらなる教育の推進に取り組んでまいります。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。しろやま支援学校に、コロナでなかなか行くことができないものですから、今の答弁を聞いて、少し安心いたしました。どうもいろいろありがとうございました。

以上で質問を終了いたします。(拍手)

**○二見康之副議長** 次は、重松幸次郎議員。

**○重松幸次郎議員**〔登壇〕(拍手) 通告に従いまして質問を行いますので、知事をはじめ関係部長、教育長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

先週の11月17日、同日に迎えました58回目の我が党の結党記念日に当たり、山口那津男代表が挨拶し、大綱を次のように述べました。

「大衆とともに」の立党精神は、「生活現場の小さな声を聴く力」や「議員ネットワークを通じた政策実現力」に代表される党の行動原理であり、それを保ち、実践してきた。そのネットワークの力は全国で発揮され、国で決めたことが地方議員を通じて地域に浸透される。また、地域発の政策が国の政策として実施されていく。この双方向の政策実現力を磨いてきた。その一例が、10月に閣議決定した今回の総合経済対策にも盛り込まれている。政策実現に必要な財源の裏づけとなる2022年度第2次補正予算(案)が来週にも——今週になりましたが——

国会提出される。早期成立を図りたい」とありました。

そこで、先月28日に閣議決定された総合経済対策について、その主な取組を紹介しますと、その柱の一つは、物価高を踏まえ、特にガソリンなど燃油の激変緩和策(1リットル補助額・上限35円)を調整しながら継続することに加えて、電気・ガス代の負担軽減策が盛り込まれました。詳細は割愛いたしますが、これらが実現すれば、来年1月から9月までに、標準家庭では、電気・ガス代、燃油の負担軽減策で約4万5,000円の負担軽減になる見込みになり、これを具体的に分かりやすく現場に伝えていく工夫をしたいとありました。

もう一つの柱は、子育て支援策です。特に、妊娠時から0～2歳児までの支援が十分でなかったことから、伴走型の相談支援とともに、その相談に応じて必要な支援策を組み合わせ、家事支援などのサービスの負担軽減を一体として実施されます。そのほかにも、新型コロナウイルス感染症の第8波への備えや、中小企業の事業再構築と借上げの促進など、各種補助金を大幅に拡充、さらには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「予防保全」の考え方に基づく老朽化対策も進める方針のようであります。物価高やコロナ禍などから国民生活を守るため、先ほどの対策を速やかに成立させていただきたいと考えます。

そこで質問に移りますが、長引くコロナ禍と世界情勢の影響で、県民生活も、また地域経済も厳しい状況下にあります。本県の令和5年度の予算をどのように編成するのか、基本的な考え方を知事に伺います。

以上を壇上からの質問として、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

令和5年度当初予算は、骨格予算となりますが、基本的には、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、人口減少対策、さらにはコロナ禍・物価高騰対策などをはじめとして、本県の諸課題に的確に対応し、県民生活や地域経済の着実な再生と、将来を見据えた新たな成長活力の創出に向けて、積極的に展開することとしております。

そのため、令和5年度の施策の構築に当たっての視点として、次のような5つの柱を掲げております。1、コロナ禍・物価高騰等からの再生・復興、2、中山間地域の暮らしの維持・活性化、3、経済・産業成長の促進、4、次世代育成、若者・女性活躍の推進、5、安全・安心な県土づくりの推進。こうした視点に基づいた効果的な施策を構築することとしております。

御指摘の国の総合経済対策は、これら5つの視点と重なる部分もありますので、次の任期を私が担うこととなりましたら、今後の予算編成において、しっかりと対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。県民生活、地域経済を守るためにも、しっかりとした予算編成に努めていただくようお願いいたします。

引き続き、知事に伺います。

知事は、今年11日に国会内で我が党へ、全国知事会の地方税財政常任委員長として、2023年度の税財政の提案をされました。

改めて、11月11日、公明党の北川副代表、西田税調会長への要請の概要について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国が年末に決定いたし

ます令和5年度の当初予算に向けて、特に、地方財政計画及び税制改正大綱に地方の意見を反映していただくために、地方税財政常任委員長として、毎年度、「税財政等に関する提案」を取りまとめ、全国知事会を代表して政府・与党の関係者に要請活動を行っているところであります。

その一環としまして、議員からお話がありましたとおり、今年11日には、公明党の北川副代表と西田税調会長に対しまして、令和5年度税制改正のポイントとなる内容について要望を行っております。

一つには、自動車の電動化に対応した車体課税の在り方、また、資本金1億円を境にした外形標準課税の適用法人の在り方、そして、多国籍企業などを念頭に置いた国際課税ルールの制度構築などについてであります。これらは、社会経済情勢の変化にしっかりと対応して、税負担の公平性や税収の安定性といった観点から税制を構築していただきたいと、要請を行ったのであります。

地方が責任を持って行政サービスを提供し、様々な重要課題に的確に対応していくためには、地方税財源の確保・充実が極めて重要だと考えております。今後とも各県と連携しながら、地方の声を国にしっかりと届けてまいります。

○重松幸次郎議員 本県をはじめとする地方が、地域の実情を踏まえた事業を継続的に展開していくためには、地方税財源の安定的な確保が重要でありますので、全国の知事を代表して、今後とも政府・与党と連携しながら、しっかりと頑張りたいと思います。

次に、災害時の避難について伺います。

10月22日、23日の2日間で、神戸市で行われ

ました「第7回防災推進国民大会2022 in 兵庫」、略して「ぼうさいこくたい」に、宮崎県防災士ネットワークのメンバーと、23日のみでありましたが、参加してまいりました。神戸市内にある「人と防災未来センター」をメイン会場に、野外にも多くの展示ブースが設けられ、「忘れない、伝える、活かす、備える」をテーマに、各種セミナー・セッション、ワークショップ、プレゼンテーションなどが行われ、多くの方が来られておりました。

限られた時間の中での震災体験者セミナーや展示資料、災害映像の視聴でありましたが、どれも本当に充実かつ鬼気迫る内容で、いつ災害が起こっても対応できるように日頃から備えること、つまり、防災力を高めることの重要性を改めて認識しました。

防災について今回は、一時避難が終了し、その後も余震の心配や、電気・ガス・水道などのライフラインが停止しているときの災害時避難について、2点伺います。

1点目は、船舶による避難についてです。2016年4月に発生した熊本地震の際、政府（防衛省）からチャーターされたカーフェリー「はくおう」が、熊本県八代港において、厳しい生活環境に置かれている多くの被災者の方々に少しでも心身を休めていただくための支援の一環として、被災者の宿泊と食事、入浴のサービスを無償で提供していたことを知り、見学に行きました。また、熊本港では、「フェリーくまもと」や「オーシャンアロー」の2隻で、宿泊はできませんが、休憩や船上設備の提供を行ったようです。なお、先ほどの「はくおう」は、2018年7月にも、西日本豪雨の被災者にも船上設備を開放されています。

そこで、災害時における宮崎カーフェリーの

避難施設としての活用について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県と宮崎カーフェリーでは、県内で大規模災害が発生した場合に備え、平成31年1月に、「災害時における船舶での輸送等の協力に関する協定書」を締結しております。

協定書では、カーフェリーの高い輸送能力を生かして、食料品などの救援物資や応急対策に必要な要員・資機材等の輸送支援を担っていただくこととしておりますほか、入浴や食事、宿泊など、被災者の一時避難場所としての活用も考えられるところであります。

県といたしましては、災害の状況、局面によって、宮崎カーフェリーへの要請内容について、輸送の役割、あるいは一時避難所としての役割を見極めながら、しっかりと検討してまいります。

○重松幸次郎議員 活用できることを確認できてよかったです。

また、宮崎海洋高等学校の実習船「進洋丸」も、災害時には、給電、造水、救助、避難所、携帯基地局等でも利活用ができるというふうに伺っております。

次に、車中泊避難について伺います。

こちらも熊本地震の際、我が会派で益城町に救援物資を届けにいった先では、避難所がいっぱい、駐車場での「車中泊避難」が多く見受けられました。ネットでは、益城町全体で約3,000台に上るとの記事を見ました。

先ほど紹介しました「ぼうさいこくたい」でも、車中泊のパンフレットを頂いてきましたが、その中で、熊本地震のアンケートに、「最も長い期間避難した場所はどこですか」（複数回答）では、「自動車の中」と答えた人が、



「指定避難所」と答えた人の2倍以上ありました。感染症対策やプライバシーの確保を考えると、やむなく車中泊避難を選択する方が多くなってくると思います。

そこで、車中泊避難について、県の考え方を危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 議員御指摘のとおり、車中泊避難は、感染症対策やプライバシーの確保などの観点で有効であると考えております。

一方で、エコノミークラス症候群、熱中症など健康上のリスクが伴うことや、市町村がその所在を把握できず、必要な情報や支援が十分に行き届かないことがあるなどの課題もあります。

このため県では、車中泊避難を積極的に推奨していませんが、災害時には、健康上の理由から避難所での集団生活が困難な方や、ペットと一緒に避難を望む方などがおられることから、車中泊避難をする場合の注意点として、適度な運動、換気、小まめな給水を行うことや、可能な限り市町村が指定する車中泊用の避難場所を活用することなどを周知しているところがあります。

**○重松幸次郎議員** 車中泊避難のリスクや課題があるため、積極的に推奨していないことは理解しましたが、現実に車中泊避難される方は出てくると思います。車避難を考える方は、「どこの駐車場に避難できるのか」に始まり、安心かつ安全に避難するための準備を事前に確認することを周知していただくよう、お願いいたします。

次に、文化芸術の振興について伺います。

今開催中であります「美ら島おきなわ文化祭2022」に、県議会文化芸術振興会の4名で、

今月12日、13日の2日間ではありましたが、参加してまいりました。この国文祭・芸文祭は、今月の27日、日曜日まで開催されております。

その中で、沖縄市アリーナでの「音楽フェスティバル」では、琉球王国の宮廷音楽として発達した古典音楽と、民衆で歌われてきた本島及び離島の民謡を、その背景の解説を交えて、三線を持参された多くの観客との合同演奏もあり、独特で心地よい音色に引かれました。

次に、沖縄市の小劇場あしびなーに向かい、「若者の息吹」という、若手芸人による琉球文化芸能の発表会があり、古典民謡の演奏とみやびやかな琉球舞踊に引き込まれ、ふだん見ることのない演目に皆、感嘆した次第です。

沖縄は、中国や日本、東南アジアとの交流の歴史の影響が深く及び、衣食住全てに独特の文化芸術が生まれ、それが力強い沖縄の人たちの生活の糧になっていると感じてきたところがございます。

昨年は宮崎県が開催県でしたが、オープニングでは、大会のテーマ「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」と題して、その表現を、本県にゆかりのある演奏家や地元のメンバーによるダンスや伝統芸能等を織り交ぜて、華やかに開幕したことを思い出します。

しかしながら、コロナの感染が最も心配であった時期であり、演目の中止や入場制限も余儀なくされ、演じる側も運営側も、気落ちするところが多かったと感じています。

そこで、もう一度、国民文化祭・芸文祭で披露できなかった演目を復活できないか検討されてきたかと思いますが、国文祭・芸文祭で中止となった事業を改めて実施する「国文祭再チャレンジ」などの実績と今後の文化振興について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、コロナ禍の影響により制限を受けた文化活動の再開を支援するため、「文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業」として、市町村への補助を実施しております。10月末現在で、国文祭・芸文祭で中止となった市町村事業を改めて実施する「国文祭再チャレンジ」に8件、県内各地に根差す地域文化の再活動に8件の支援を決定しております。

また、今後の文化振興に関しましては、国文祭・芸文祭の成果を生かし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本年3月に制定しました文化振興条例に基づく基本計画を策定中であります。

今後とも、県民誰もが身近に文化を感じ、楽しめるよう、市町村や関係団体等と連携を強化しながら、文化の裾野を広げるための施策に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 これからも文化芸術の振興に、私たち文化芸術振興会の議員メンバーも協力してまいりたいと思います。

さて次は、県内に甚大な被害をもたらした台風第14号について伺います。

県より、公共土木施設の被害状況の報告をいただきましたが、道路関係では、国道327号（諸塚村七ツ山）の道路崩壊を含み212件、市町村と合わせますと1,037件。河川関係では、銀鏡川（西都市）の護岸決壊を含み230件で、市町村を合わせますと370件、その他全ての施設を合わせると1,438件に及び、住民の生活不安や産業の衰退につながるなど影響が心配です。

現在、被害の詳細を調査の上で、これから復旧工事に取りかかるところだと伺いましたが、県土整備部長に3点伺います。

初めに、台風第14号で被害を受けた道路の復

旧について、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 今回の台風第14号による道路の被害については、県管理道路の122区間において全面通行止めとなりましたが、被災直後から仮道の整備を始め、流れ出た土砂や倒木の除去などの応急工事を実施し、これまで108区間の通行規制を解消してきたところであります。

被災箇所の復旧については、国の災害復旧事業を活用していくこととなります。このため、箇所ごとに測量、設計を行い、基本的には準備が整ったものから順次、災害査定を受けており、査定後は速やかに本格的な復旧工事に着手することとしております。

県としましては、引き続き、通行止め箇所の一日も早い解消に努めるとともに、被災箇所の早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 分かりました。早期の復旧工事をお願いいたします。

では次に、河川についてですが、復旧工事の手順は道路と同じと聞きました。そこで、工事復旧のみならず、次の浸水被害の軽減が重要だと考えますが、浸水被害を軽減するために今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 今回の台風第14号では、県北で線状降水帯が確認されるなど、平成17年の台風第14号に匹敵する豪雨により河川の水位が上昇し、現在、河川改修を進めている区間や未整備区間で被害が発生したほか、既に堤防等を整備した区間においても、家屋の浸水被害が発生したところ です。

県では、今後の被害軽減を図るため、まず

は、河川に再堆積した土砂を除去するほか、国土強靱化予算などを活用し、河川改修を進めている区間については整備を加速し、その他の浸水被害を受けた箇所については、被災状況を検証し、必要に応じて河川の掘削などの対策を進めてまいります。

一方で、近年の水害リスクの増大を踏まえますと、流域全体で水害を軽減させる、流域治水の取組が効果的なことから、国や流域の市町村、地域住民等と連携を図りながら、河川の浸水対策に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。浸水被害を軽減させるために、よろしくお願いいたします。

次は、盛土の崩落について伺います。

昨年7月に熱海市で発生した大規模な土砂災害で、衝撃的な映像は記憶に新しいところですが、9月の台風第14号の大雨で、美郷町と椎葉村に建設残土で造成した盛土が崩落し、土石流が発生したと新聞報道で知りました。

今回は、人的被害はなかったものの、農地に流入したり、林道の崩壊や会社の敷地になだれ込んで被害を受けたとあり、原因究明の調査検討委員会を立ち上げ、被災原因の特定・分析を行うと聞いております。

また、これを受けて県では、盛土の緊急点検を行ったと伺っておりますが、今回の台風第14号による盛土流出を受け、県が行った緊急点検の内容と結果についてお伺いいたします。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 今回の緊急点検は、昨年の盛土総点検で抽出した174か所について再点検を行うとともに、県の工事による建設発生土の処分によって形成された盛土377か所を対象に、目視による現地調査を実施しました。

その結果、新たに椎葉村内の2か所で土砂の流出等が確認されましたが、これにつきましては、速やかに椎葉村及び土地所有者と協議を行い、応急対策の実施や流出防止対策の検討を進めることとしております。

今後は、今年5月に成立した盛土規制法に基づき、実施を予定しております基礎調査において、人家等に被害を及ぼし得る既存盛土の分布状況の把握や、安全性の確認等を行ってまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。

盛土規制法の背景は、もちろん熱海市の土石流災害です。盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、土地の用途(宅地、森林、農地等)やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを、国交省と農水省による共管法として、今年5月に制定されたとありました。県内の盛土の安全確認をよろしくお願いいたします。

次に、高速道路の整備促進について伺います。

本年8月に、公明党宮崎県議団として、国土交通省の斉藤鉄夫大臣に、「みやざきの道路整備の推進」との要望書をお渡しする機会をいただきました。

その内容は、東九州自動車道南郷一奈留間、九州中央自動車道平底一蔵田間の早期事業化を、また、暫定2車線区間の早期の4車線化。さらには、高速道路の安全性と利活用促進のため、休憩施設の充実やアクセス道路等の整備などを大臣に訴え、そのため、ぜひとも今年度内に本県への視察をと要望いたしました。

斉藤大臣からは、「地域における利活用の状況及び、財源の確保等を踏まえて、事業化の検

討を行ってまいります」との回答をいただきました。

本県の産業と観光の振興、そして、自然災害の備えや救命救急のための「命の道」を確保するために重要だと考えますが、高速道路の早期整備に向け、どのように取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 高速道路の早期整備には、事業中区間の整備促進に加え、未事業化区間の事業化の優先度を高めていくことが必要であるため、県や沿線自治体、経済団体等、関係者が一丸となって要望を行うとともに、開通直後からストック効果を最大限発揮させる地域活性化の取組などを先行して進めていくことが重要であります。

このため、高速道路の沿線では、日南市や串間市において道の駅の整備が進められているほか、延岡市において新たな産業団地の計画が公表されるなど、地域での取組が進められております。

また、県においては、テレビCMや新聞掲載等を通じて、開通情報や時間短縮効果を広く県民の皆様へPRすることにより、利用促進を図っております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、高速道路の早期整備に向け、しっかりと取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** なるほど。単に高速道路の利用台数だけでなく、周辺地域のストック効果を高めていくことも重要だということを理解いたしました。

開会日の知事提案理由説明でも、油津・夏井道路の着工式を開催したことを話され、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指していくとの決意を示されました。

改めまして、高速道路の早期整備に向けた知事の意気込みをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 9月の台風第14号では、県内各地で主要幹線道路が通行止めとなるなど、大きな被害が発生したところでありますが、高速道路はその機能をしっかりと維持しております。今後発生が予想されます南海トラフ地震などの大規模災害時において、人命救助や救援物資の輸送を支え、迅速な復旧・復興を図るためにも、災害に強い高速道路の早期整備の必要性を改めて強く認識したところであります。

さらに、東九州自動車道及び九州中央自動車道は、本県経済の活性化はもとより、九州の一体的な浮揚につながる重要な道路であります。関係各県や市町村、経済団体等と一体となつて、コロナ禍であっても、あらゆる機会を捉えて要望活動に努め、その必要性を強く訴えているところであります。

先日、斉藤大臣にも直接要望させていただく機会をいただきました。重松議員をはじめとする議員団の皆様にも力強く後押しいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

今年度中には、待望の清武南一日南北郷間が開通予定であるなど、着実に高速道路の整備が進んでいます。

これからも、両路線の建設促進協議会の会長として、私が先頭に立って、九州各県や沿線地域との連携を図り、県議会の皆様の御協力をいただきながら、一日も早く全線開通するよう全力で取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。

私たち県議団も、道路等のインフラ整備、観光振興など、機会あるごとに国土交通大臣に直

接陳情してまいりますので、早期整備に向けて引き続き御尽力ください。

次は、がん対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

1点目は、子宮頸がんワクチンについてです。この件は、今年の6月議会に、我が会派の河野議員も質問しておりましたので、少し引用させていただきますと、「子宮頸がんの主な原因となるHPVの感染を防ぐHPVワクチン接種を個別に呼びかける積極的勧奨が、本年4月から9年ぶりに再開されたが、それまで9年間接種できていない方がいたので、そのキャッチアップ接種を積極的に推進していただきたい」との内容でした。

そのことに対して、「県内のキャッチアップ対象者は約3万人であり、実施主体である市町村においては、現在、対象者への個別通知やホームページ、回覧板による広報等、積極的な接種勧奨を進めているところで、県においても、HPVワクチンの有効性・安全性に関する情報を掲載したリーフレットを作成し、市町村や学校等を通じて配布し、ホームページ、また県政番組等でもお知らせしているところである。また、対象者が安心して接種できるよう、医師会や大学病院等と連携し、接種後の症状に関する相談窓口や医療体制を整備したところであり、今後も市町村や医療機関等と連携して、キャッチアップ接種の推進に努めてまいる」との答弁でございました。

河野議員は、ワクチン接種が続いていれば数値は違っていたと前置きし、子宮頸がんを発症する女性が全国で年間約1万1,000人いて、約2,900人が亡くなっているのを防げたのではないかと述べております。

そこで確認ですが、県内の子宮頸がんの罹患

率と死者数についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 厚生労働省の全国がん登録の統計によりますと、令和元年の子宮頸がんの人口10万人当たりの年齢調整罹患率は、本県88.2、全国58.5であり、このうち上皮内がんを除く年齢調整罹患率は、本県20.1、全国13.9となっており、いずれも全国と比較して高い状況にあります。

また、人口動態統計によりますと、令和2年の本県の子宮頸がんによる死亡者数は36名であります。

○重松幸次郎議員 罹患率も全国より高く、コロナ禍での様々な対応で大変お忙しい中ではありますが、さらにワクチン接種の推進をお願いいたします。

さて、現在、定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンとなっております。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価ワクチンについては、厚生労働省は来年4月以降、早い時期から定期接種とする方針であることが報道されております。定期接種として新しいワクチンも選択できるようになることは、対象者にとって喜ばしく、接種を検討するための重要な情報だと思いますし、さらなる接種促進につながるものと期待しております。

HPVワクチンの積極的勧奨が再開され、接種が進んでいるものと思いますが、県内の接種状況と県の取組について、もう一度お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今年度の県内におけるHPVワクチン接種状況は、9月末時点で、小学6年生から高校1年生までを対象とする定期接種が約2,000件となっており、前年同時期と比較して約1.4倍に増加しております。

また、今年度から開始されました定期接種の機会を逃した25歳までの方を対象としたキャッチアップ接種は、約1,600件となっております。

県におきましては、積極的勧奨の再開に伴い、HPVワクチンの安全性と子宮頸がん予防の効果、接種方法や相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、各市町村等において対象者に配布するとともに、ホームページや県政番組等を活用し、広報に取り組んでおります。

来年4月からは9価ワクチンも定期接種の対象となることを見込まれるため、引き続き、市町村や医療機関と連携し、HPVワクチンの接種について、県民への周知に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 来年4月はすぐ参ります。市町村においては、対象者全員に、郵送による個別通知を行っていると思われませんが、県におきましても、引き続き市町村と連携して、HPVワクチンの接種促進に努めていただきますようお願いいたします。

次に、骨髄移植ドナー助成制度について伺います。

国立がん研究センターによると、白血病などの血液疾患の直近の発症数は、2019年では1万4,318例（男性8,396例、女性5,922例）であり、死亡者数は2020年においては8,983人であります。

この白血病の有効な治療方法の一つが、造血幹細胞移植であり、その造血幹細胞を提供してくれる方（ドナー）が不可欠であります。現在、全国で約54万人の方が骨髄バンクドナー登録されており、移植を必要とされる約2,000名のうち、年間1,300名ほどの患者に、骨髄バンクを介して造血幹細胞を提供されている状況です。残念ながら治療にまで及ばない方も4割近くお

られます。

また、せっかくドナー候補者が見つかったとしても、候補者の6割が御自身の理由で提供を辞退されています。その主な理由が、「仕事への影響があるため」と「仕事の都合がつかなかったため」が挙げられます。ドナー提供には7日間の入院が必要となるため、会社の理解が得られないゆえです。そのために、日本骨髄バンクでは、ドナーになって造血幹細胞を提供するための休暇を、有給休暇ではなく「ドナー休暇制度」の導入を企業に求めています。この件につきましては、本県でも導入を呼びかけていることを承知いたしております。

一方で、ドナー提供には検査入院等の経済的な負担にも配慮が必要です。全国の34都府県では、市町村が骨髄・末梢血幹細胞を提供するドナーに対して助成する場合に、その経費の一部を補助する「骨髄移植ドナー助成事業補助金」を設けています。

では、県内市町村の骨髄移植ドナー助成制度の導入状況についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 骨髄移植ドナー助成制度は、骨髄等の提供のために要する入院や通院等の日数に応じ、ドナーやドナーの勤務先に助成を行う制度であり、県内では宮崎市、都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、川南町の7市町で導入されております。

**○重松幸次郎議員** 県内7市町で導入とのこと。この制度に対して、具体的にはドナー提供者へ助成している市町村に対し、助成金の2分の1を都府県が負担する内容で、例として、1日につき2万円であれば、1万円を都府県が負担、ただし、1人1回の提供に対し7日間を上限とするとなっております。

そこで、ぜひとも、本県でもこの骨髄移植の

ドナー助成制度を導入していただきたく、本年10月4日に、みやざき骨髄バンク推進連絡会議の中村福代代表と共に、要望書を福祉保健部長にお渡しさせていただきました。福祉保健部長、その節は大変ありがとうございました。

それを受けて今度は、ドナー助成制度を導入している都城市の池田市長とえびの市の村岡市長、また、関係市町の部長等が知事に、県としての助成制度導入の検討を要望されたと、新聞記事にありました。

県がこの助成制度を導入されると、県下の市町村が一気に骨髄移植ドナー助成制度の導入に踏み切るものと思いますし、それによりドナー登録者数が増えて、骨髄移植を待ち望んでいる患者さんにとっても、誠にありがたい結果につながると思います。

知事に、県として、市町村の骨髄移植ドナー助成制度に対する支援を検討できないか、お問い合わせいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 骨髄等の提供に当たりましては、ドナーの身体的・経済的負担を軽減することで、骨髄等を提供しやすい環境整備を進めていくことが大変重要であると考えております。

県では、これまで、みやざき骨髄バンク推進連絡会議と連携して、ドナー登録への普及啓発に取り組むとともに、県内の事業所や高等教育機関に対し、休暇制度や公欠制度の導入を働きかけるなど、ドナー登録の促進や必要な環境整備を進めてまいりました。

このような中、先般、みやざき骨髄バンク推進連絡会議から、また、その後、ドナー助成制度を実施している市や町から、県に対し、ドナー助成制度への支援を求める要望をいただいたところであり、私もその重要性を改めて感じ

たところであります。

県としましては、引き続きドナー登録などの普及啓発に努めるとともに、患者さんの命をつなぐために必要な骨髄移植を県全体でさらに推進していくため、市町村と連携した助成制度の導入について検討を進めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 九州では、鹿児島県と宮崎県だけがこの助成制度を導入しておりませんので、最後の最後になる前に御決断ください。よろしく願いいたします。

次に、糖尿病等の重症化予防について、また伺います。

昨年2月の質問のときに、私は、「高齢化が進む中で、糖尿病患者数の増加が課題となっている。糖尿病は放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、糖尿病性腎症については、それが重症化し腎不全に陥ること、人工透析を要する状態となり、患者のQOLを著しく低下させるのみならず、医療経済的にも社会的に大きな負担となります。（中略）

協会けんぽ宮崎支部のデータでは、新規透析導入患者率は、全国の中でワースト2位であり、一方、糖尿病と診断されている方の中で、現在治療を受けている人の割合は76.6%、つまり、有病者のうち23.4%が治療を受けていない。でありますので、市町村国保レセプトデータ等活用支援事業を導入し、過去に診療を受けたレセプトデータから抽出し、治療中断者に医療機関への受診勧奨の取組を推進することで、特定健診を受けていない方でも5年間遡って抽出できる事業を進めて、健康寿命の延伸のためにも、治療中断者への医療機関の受診勧奨に取り組まれる支援事業をお願いいたします」と述べました。

では、その後の受診率アップの取組はいかが

でしょうか。糖尿病の重症化予防の推進は、実施主体となる市町村で取り組まれますが、推測するに、市町村担当者のマンパワー不足や、国保データベースシステムの活用スキルの問題が挙げられると思います。

そこで、埼玉県や高知県では、国保連合会と連携してレセプトデータを分析、糖尿病未受診者や健診未受診者を含めた治療中断者を抽出し、受診勧奨リストを市町村に提供しており、市町村が取り組みやすい環境となっているようです。また、大分県では、大分市、臼杵市、宇佐市などのモデル市から、医療機関受診のはがきによる勧奨通知を送付しておられるようです。

このように、県がスキルアップを促すパイロットモデルケースを進めるべきと考えますが、本県での糖尿病の重症化予防に向けた市町村支援の取組についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 糖尿病の重症化を予防するため、市町村においては、これまでもレセプトデータや特定健診の結果により治療中断者や未治療者を抽出し、医療機関への受診を促す取組を進めてきたところであります。

県におきましては、市町村が行う対象者の抽出をより効率的に進めるため、国保データベースの利便性向上を図るシステムを整備し、本年4月から活用を始めたところであります。

また、市町村の保健指導を円滑に進める上では、医療機関との連携強化が重要でありますことから、医師向け研修会の開催などにより、糖尿病連携手帳を活用した連携体制づくりを進めているところであります。

引き続き市町村支援の充実を図り、糖尿病の発症・重症化予防に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 患者本人の健康寿命の延伸もですが、医療費の削減につながりますので、重症化予防への取組を、よろしく願いいたします。

観光振興について2点伺います。

前半に質問しました「ぼうさいこくたい」の帰路には、宮崎カーフェリー「ろっこう」に乗船させていただきました。洗練された空間と、レストランや入浴施設などは快適で、何よりも気の合う仲間との語らいができる船内での時間は、最高の癒やしタイムでした。

そこで、新船就航による長距離フェリーの利用状況と今後の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 長距離フェリーにつきましては、10月に2隻目の新船が就航したところでありますが、その効果もあり、10月の利用状況は、旅客、貨物ともに前年同月を上回り、特に旅客につきましては、コロナ前と比べても94.3%と、ほぼ以前の水準に回復しております。

今後、旅客におきましては、年明けに開催されます侍ジャパンやプロスポーツキャンプによる来県者の増加、また、貨物につきましても、冬場に最盛期を迎える農産物出荷の増加が見込まれておりまして、現在、会社では、新船の強みを生かした営業活動に取り組んでおられます。

県としましても、「本県経済の生命線」と位置づけております重要な航路を、将来にわたって安定的に維持するため、引き続き、オール宮崎の体制でしっかりと支援してまいります。

**○重松幸次郎議員** 燃油高騰で大変だと思いますが、その対策と利用促進に努めていただきますようお願いいたします。



さて、ようやくコロナの鎮静化が見えてきたかと思いきや、徐々にまた感染が増加し始めているようです。感染拡大の予防に留意しながら、宮崎への観光誘客を進めることは大変重要であります。

そこで、全国を対象とした旅行需要喚起策「みやざき割」の展開について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 本県では、国の全国旅行支援を活用し、県内旅行割引事業「みやざき割」を10月11日に開始しましたが、対象範囲を全国に拡大したことから、県内外から多くの利用があるなど、大変好評を得ており、一部で販売上限枠に達する旅行業者や宿泊事業者もあったところでございます。

このため、国からの約14億円の追加財源について、さきの臨時会においてお認めいただき、各事業者へ配分したところでございます。

今後とも、国の動向や新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら「みやざき割」を実施し、スポーツや食、自然、神話など、本県の強みを生かした観光誘客に積極的に取り組むことにより、県内観光産業の早期回復を図ってまいります。

**○重松幸次郎議員** 観光振興の目玉として、来年は、WBC事前合宿や様々な宮崎キャンプの魅力を発信して、スポーツランドみやざきの知名度をさらに上げて、県内外からの観光誘客につなげていただきたいと思います。

商工観光労働部長にもう一問お伺いします。

活力ある地域社会を実現するため、話し合いながら共に働く団体に法人格を認める「労働者協同組合法」が、本年10月1日施行されました。地域福祉の向上など、多様な人材が意欲や能力に応じて主体的に働ける場を創出すること

が期待されていますが、その労働者協同組合法に対する県の認識と取組についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 労働者協同組合法は、働く人が自ら出資し運営に関わる、「協同労働」という新しい働き方を制度化したものであり、本年10月に施行されたところでございます。

この労働者協同組合では、介護や子育て、地域づくりなど幅広い事業が可能であることから、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における様々な課題を踏まえた事業を行うことで、持続可能で活力ある地域社会の実現を後押しするものと期待しているところでございます。

国において、フォーラムの開催や相談窓口、特設サイトの設置により、組合の設立を支援しているところでありますけれども、県におきましても、ホームページ等で広報を行いますとともに、随時相談に対応しているところであり、今後とも国と十分連携しながら、さらなる制度の周知等に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** 始まったばかりの労働者協同組合法ですので、制度の周知と活用事例をしっかりと広めていただきたいと思います。

最後の質問事項で、教育行政についてお伺いいたします。

初めに、いじめ対策です。学校でのいじめが増加傾向にあり、学校現場では、スクールカウンセラーの配置などが、いじめの早期発見・解決につながっているようであります。一方で、いまだに取り返しのつかない事態になるまで問題が発覚しないケースがあることも深刻に受け止める必要があり、しっかりと課題を洗い出し、改善策につなげてもらいたいです。

いじめ防止先進国として知られるフィンランドでは、大学教授が開発した「K i V aプログラム」といういじめ防止の教育プログラムを、小中学校でのカリキュラムに導入し、顕著な成果を上げているようです。

その内容は、月1回の授業で、「仲間意識からくる心理的圧力」「尊敬の念」などの感情に焦点を当て、いじめを防止するために自分がどう行動すべきかを学んでいく、もう一つは、実際にいじめが発生したことを想定し、傍観者にならない方法など、そのときの対処法をゲームを通じて学んでいくというものであります。日本では、徳島県の鳴門教育大学が開発した「予防教育プログラム」を県内30校の小中学校で試験的に実施して、NHKの番組で紹介されたようです。

では、いじめの未然防止に向けた小学校段階からの取組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、みやざきの子どもを守る総合支援事業におきまして、いじめの未然防止に取り組む推進校に、中学校4校と、今年度から新たに小学校3校を指定し、県いじめ問題子供サミットを開催するなど、小学校段階からの子供たちの主体的な取組を推進しているところであります。

また、今年の3月に、いじめ未然防止に向けた指導資料を作成し、その中で、いじめを被害者・加害者のみならず、観衆・傍観者も加えた4つの立場で考えさせ、いじめを起ささないための具体的な態度の育成にも取り組んでいるところであります。

今後も、いじめの未然防止に向け、子供たちが自ら取り組む教育の充実を、小学校段階から推進してまいります。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。

東京都世田谷区では、フィンランドの「K i V aプログラム」を参考に、世田谷バージョンにアレンジされて、いじめ防止へ取り組んでおられると、我が党の議員が発信しておりました。いじめ予防教育の導入と、いじめ対策をお願いいたします。

次は、学校教育における共生社会の取組についてお伺いします。

奈良県立の山辺高等学校では、農業系の学科を再編し、クラス34名のうち14名の知的障がいのある生徒も一緒に農業が学べるようにしたようです。公立高校では全国初の取組で、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」として注目されていて、奈良県議会公明党も後押ししてきたとありました。

それでは、本県の取組はいかがでしょうか。本県での県立学校における、共生社会へ向けた取組の現状について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県の県立学校における共生社会へ向けた取組といたしましては、文化祭における合同発表や部活動の合同練習、校外での販売活動など、全ての県立高校と特別支援学校で、障がいのある生徒と障がいのない生徒が共に学ぶ機会を設けております。

また、高千穂高校と延岡しろやま支援学校高千穂校、小林高校と小林こすもす支援学校のように、同じ敷地内に隣接する学校では、年間を通して様々な行事や学習を共同で行っております。それらの学校では、生徒同士が日常的に接する中で、互いに理解し認め合う姿が見られております。

県教育委員会といたしましては、今後も共生社会の形成に向けた県立学校の取組を推進して

まいります。

**○重松幸次郎議員** 障がいのあるなしに関わらず、共生社会の実現をよろしく願っていたします。

最後の質問になりますが、北諸地区の議員から相談があり、医療的ケア児の通学について、「母親が毎日送迎しているが、体も大きくなると、体力がなくなっていくのでスクールバスを利用できないか」との内容でした。この件は、令和3年の2月議会で図師議員も質問されており、了承をいただきまして、そのときの内容をお話しさせていただきます。

そのときの答弁では、「医療的ケアが必要な児童生徒は、健康状態の維持のため、登校時の保護者との引継ぎが重要であることから、通学については、現在、保護者に送迎をお願いしている。

仮に、頻繁に医療的ケアが必要な児童生徒をスクールバスに乗せた場合は、ケアを行う際にバスを停車する場所の確保や、ケアに要する時間が必要となるなどの理由から－中略－現在、医療的ケアが必要な児童生徒の通学におけるスクールバス利用は行っていない」とのことでありました。

他県の例を紹介しますと、昨年1月に滋賀県にて実施された事業は、県内の養護学校へ送迎する保護者の代わりとなって、通常のスクールバスとは別建ての専用車両で通学を支援し、保護者の負担軽減をするもので、片道1回とし、年間10回まで利用できるという事例でありました。

では、医療的ケア児に対する専用車両を利用した通学支援についてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県におきましては、医療的ケア児を対象とした専用車両による

通学支援は行っておりませんが、保護者の申請により、事業所の運営する福祉タクシー等を利用して通学する方法があります。この場合、通学に要した交通費は全額、就学奨励費の支給対象となり、保護者の同乗は必要ではありませんが、運転や費用面における保護者の負担を軽減する支援となっております。

県教育委員会といたしましては、保護者や学校の意見を伺いながら、他の自治体における取組を参考とし、安全な医療的ケア児の通学支援を研究してまいります。

**○重松幸次郎議員** 福祉タクシーの利用ができることを知りました。

日常生活の中で医療的な支援を必要とする「医療的ケア児」と呼ばれる子供さんが年々増加しています。医療的ケア児は24時間、目が離せない場合が多く、家族に対するきめ細かい行政支援は急務の課題です。研究から検討レベルに、ぜひ上げていただきたく要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○二見康之副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時0分再開

**○中野一則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

**○太田清海議員**〔登壇〕（拍手） 小説家の五木寛之という人の作品の中に、「大河の一滴」という作品があります。その中に、大変興味深い表現がありました。アウシュビッツの強制収容所から奇跡的な生還を遂げた、オーストリア

のフランクという精神科医がその体験をつづった「夜と霧」という題名の作品を引用して、次のように述べています。

ほとんどの人が死んでいくなかでフランクがどのようにその極限状態を生き抜いて奇蹟の生還を遂げたか、ということが、ぼくにとっては興味の的だった。いろんなことがあります。でも、そのなかに、ひとつだけ印象的なエピソードがあるのです。

精神科医だったフランクは、人間がこの極限状態のなかを耐えて最後まで生き抜いていくためには、感動することが大事、喜怒哀楽の人間的な感情が大切だ、と考えるのです。無感動のあとにくるのは死のみである。そして自分の親しい友達と相談し、なにか毎日ひとつずつおもしろい話、ユーモラスな話をつくりあげ、お互いにそれを披露しあって笑おうじゃないか、と決めるのです。(中略)

あすの命さえも知れないような強制収容所の生活のなかでユーモアのあるジョークを一生懸命に考え、お互いに披露しあって、栄養失調の体で、うふ、ふ、ふ、と、力なく笑う。

こういうことをノルマのように決めて毎日実行したというのですが、むしろそういうことも、ひょっとしたらフランクが奇蹟の生還を遂げる上での大事な役割を果たしていたのではないか、と思います。

ユーモアというのは単に暇つぶしのことでなく、ほんとに人間が人間性を失いかけるような局面のなかでは人間の魂をささえていく大事なものだ、ということがよくわかります。

と述べています。

このことから、私は「笑い」というものは、

人間のみにも与えられた高度な文化、「笑い」というものは、絶望から生きる力を引き出す、人間にしか許されなかった高度な文化ではないかと思うのです。ですから、私は、笑うことができるのは人間しかいないと、長年ずっと思ってきました。

ところが、よく観察してみると、人間に近いと言われるある猿の仲間にも、笑うことができる猿がいることに気がつきました。その猿、確かに笑っている。その猿の名前は、「マントヒヒ」であります。笑うときに「ヒヒヒ」と笑うのであります。マントヒヒ。

それでは、知事に、政治姿勢についてお伺いいたします。

社会保障制度の国民の負担の在り方について、これまで報道されている国の議論を見てみますと、後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民健康保険制度の改革において、高額所得者の負担増、いわゆる応能負担に近い議論がなされてきているように思います。私はこれまで、超過累進課税の強化やビルトインスタビライザー機能の充実を訴えてきただけに、大変喜ばしい議論であり、その議論をさらに深めてもらいたいと思っています。知事、このような国民負担の在り方をめぐる議論をどう思われるか、知事の所感を伺います。

次に、今日の世相についてであります。

例えば、新田原における日米共同訓練などが最近ひっきりなしに行われるようになりました。このほかにも、敵基地攻撃能力、武器輸出三原則、学術研究の軍事利用などの議論を見てみますと、何か大事なことが置いてけぼりにされて議論されているように思います。

確かに、ウクライナ問題や中国の海洋進出、北朝鮮のミサイル開発などを見ると、国際環境

は一筋縄ではいかないものがあるとは思いますが。また、外交防衛は、国の専管事項として県政のらち外であるという考え方もあります。

しかし、日本全土に漂う空気感を見ると、国民の生命と財産を守る地方自治の役割として、そう言ってばかりおれない状況に次第になってきているのではないかと思います。国の専管事項の問題は、歴史的に見ると、砂川事件などの最高裁で確定した、統治行為論という憲法判断を避ける考え方によって言いなされてきたものだと思います。

しかし、考えてみていただきたい。

近年、公務員はもちろん、企業人も含めコンプライアンスということが強く求められるようになりました。法令遵守というコンプライアンスは、社会の安寧と秩序維持のために国民全員に求められていると思うのですが、そうであればなおさらのこと、国は、国こそむしろ「憲法コンプライアンス」が求められていると思います。

こんなことを話すと、時々、「平和ぼけ」という言葉で反論されることがあります。しかし、日本は他国を侵略した歴史を持つ国であります。侵略した国がこの「平和ぼけ」という言葉を使うことは、その資格がないように思います。お門違いだと思うのです。

そうではなく、日本という国は、第2次世界大戦を経験して、国際政治の中で新たな次元に立つことが期待されていたのではないかと思います。そのことは、憲法前文の、我らは国際社会の中で「名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という表現に込められていると思います。

新渡戸稲造が著した本に、「武士道」という本があります。武士道の国、日本が、なぜあんなひどい21か条の要求をしたのだろう。それ

は、私が中学時代、歴史を学んだときの最大の疑問でもありました。

戦後、鳩山内閣の後を受け第55代の首相となり、惜しくも病魔のために3か月足らずで首相の座を降りた石橋湛山は、軍部が台頭する戦前のジャーナリズムの世界で、21か条の要求に反対し、さらに、日本が勝ち取った植民地は中国や朝鮮に戻しなさいという論陣を張って、軍部に臆せず主張しています。石橋湛山という人が首相となって病に倒れなければ、日本という国は面白い国になっていたのではないかと思います。「面白い国」、それはまさに国際社会の中で「名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という国になっていたのではないかと思います。

知事、今日の世相についてどう思われるか、知事の所感を伺います。

以下の質問は質問者席で行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。まず、社会保障制度についてであります。

社会保障制度は、国民が健康で文化的な生活を営むため、極めて重要な社会基盤であります。一方、少子高齢化が進展する中、社会保障における現役世代の負担は、年々増加を続けております。

このような中、国においては、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、能力に応じてみんなが支え合うことを基本とする「全世代型社会保障」の考え方が示され、後期高齢者医療制度等においては、所得に応じた負担の在り方が議論されているところであります。

社会保障制度における国民負担につきまして、個々人の負担能力を考慮しながら、給付と負担のバランスを取ることで、国民の信頼

を得て持続可能なものとしていくことが重要であります。国民一人一人が生涯にわたり安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、さらに国民的議論を深めていく必要があると考えております。

次に、最近の世相についてであります。

御指摘のとおり、日本国憲法の前文には、戦争のない平和な世界を願う決意が込められております。この平和主義の理念は、世界に誇るべき我が国の貴重な財産であると考えております。

今、国際社会に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮の核ミサイル開発、中国の軍備拡大に加えて、ポピュリズムや保護主義の台頭などにより、国際情勢は不透明さ、不確実性が増しているものと考えております。日本は、アジアで唯一のG7メンバーであり、欧米諸国のみならず、諸外国とアジアを結ぶかけ橋としての役割が期待されております。平和主義を掲げる憲法の下、「自由」「民主主義」「法の支配」といった普遍的価値を有する諸外国との連帯を通じて、国際社会の平和と繁栄に、積極的かつ中心的な役割を果たしていくべきものと考えております。

一方、国内に目を転じますと、SNSによる誹謗中傷や、コロナ禍で人々の間に社会不安が広がる中での、例えば「自粛警察」と呼ばれる過激な言動や、ワクチンを接種していない人への非難など、他人への思いやりの欠如や不寛容が広がっており、大変憂慮すべき事態であると認識しております。こうした社会的課題に対し、私は、「対話と協働」の基本姿勢の下、偏見ではなく共感を、分断ではなく連帯をもって取り組むべきと考えております。

欧米諸国と比べましても、我が国というもの

が、格差を背景とした社会の分断でありますとか、ポピュリズムといった課題が大きく広がるような状況にはないものと考えておりました、今後の我が国の歩みというものは今、非常に重要な局面を迎えているものと考えております。

私としましては、これまで以上に県内の市町村や関係機関との緊密な連携を進めるとともに、県民一人一人が、様々な立場、主義主張の違いを超えて、地域や人の豊かな絆の中で持てる力を発揮し、誰もが夢や希望を持ち、生き生きと活躍できる社会づくりに全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。平和の問題とかは、恐らくその人の人生観とか生い立ち、経験、そういったものがあるかと思えます。私も私なりの体験をして考えたところがありまして、もし時間があれば、そこは後で述べたいと思いますけど。税の問題については、本当に能力のある人が納めていただきたい、みんなも納めないかんけど、能力のある人が納めるのが基本だと思います。

ですから、例えばビルトインスタビライザーとか超過累進課税のほかにも、「1億円の壁」とかいうのがありますが、そういったところからも負担をしていただくとか。復興特別所得税というのがありますけど、これは福島県の事故にみんなが税金を出し合おうじゃないかということですが、これは確定された所得税額に2.1%の復興税を掛けているわけですね。もしこの基本的な所得税がもっと高く超過累進課税でかけられていたのであれば、復興税は2.1%じゃなくて1.5%でも十分賄えたかもしれないというような、いろいろな税の在り方の基本が超過累進課税にはあるのではないかと私は思います。

一応このくらいにしておきますが、次に、総

合政策部長に、JR南延岡駅のバリアフリー化についてお伺いいたします。

JR南延岡駅のバリアフリー化について、県の取組をお伺いしたいと思います。

**総合政策部長（松浦直康君）** JR九州は、バリアフリー化に関する国の基本方針にのっとり、利用者数が1日2,000人以上などの基準を満たす駅につきまして、順次バリアフリー化を進めており、対象となる県内の駅については、全て整備済みとなっております。

このような中、JR南延岡駅につきましては、直近の利用者数が1,500人程度と要件を満たさないことから、延岡市では、地元の熱意を伝えるため、市民団体が集めました約4万人の署名とともに、先日、JR九州に対し要望活動を行ったところです。

県としましては、これまで宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を通じまして、未整備駅のバリアフリー化をJR九州へ要望するとともに、対象となった駅につきましては整備費用を支援してきたところでありまして、引き続き市町村と連携しながら、県内の駅の利便性向上に向けた取組を推進してまいります。

**○太田清海議員** 南延岡駅のほうは利用者が1,500人であると、2,000人を超えるといいますがということですか。ということであれば、やっぱり乗って残そうという気持ちを利用者のほうも考えていかないかと思いますが、一つ情報として、南延岡駅は、今の状態でいうと、エレベーターだったら3基つけなきゃいけない。ところが、あそこはJR貨物の敷地があまり利用されないまま残されています。だから、今の2階建ての駅舎を1階建てにすれば、2基のエレベーターで可能であるという意見もあります。そしてまた、JR貨物の敷地を利用すれ

ば、駐輪場が整備されたり、パークアンドライドで料金を取ることのできる施設としても活用できるんだがという意見を述べる人がいますので、一応、それも参考にさせていただきたいと思っています。

次に、総務部長に、会計年度任用職員の手当の改善についてお伺いしたいと思います。

会計年度任用職員の手当については、正規職員並みに充実を図るべきと考えるが、県としての考えをお伺いしたいと思います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 会計年度任用職員の手当につきましては、地方自治法において定められておりまして、その取扱いは国の通知等に沿っているところですが、その際、勤勉手当をはじめとした各手当の支給に当たっては、国において検討課題とされていたところです。

このような中、先般、内閣府の地方分権改革有識者会議の専門部会におきまして、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、「検討を行い、令和4年度中に結論を得た上で、当該結果に基づいて必要な措置を講ずる」という方針案が示されたところでありまして。

したがって、県としましては、引き続き国の動向について注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 私は、正規職員が基本で、正規職員を増やしながらそういった人たちを雇っていくというのが基本だろうと思いますが、今答弁にあったように、内閣府の専門部会で、令和4年度中に会計年度任用職員の人たちの手当等についての結論を出したいということでありまして、期待をしております。できるだけ寂しい気持ちにならないような対応が取れたらいいなと思っております。

次に、危機管理統括監にお尋ねいたします。

実は、延岡市上空においてオスプレイが飛行いたしました。11月16日でありましたけれども、延岡市上空にオスプレイが飛来したわけですが、外国の飛行機が日本上空を飛来する根拠が法的にあるのかどうか、確認したいと思いません。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 議員の御質問にありましたオスプレイの飛行につきましては、防衛省に確認したところ、11月10日から全国で実施された日米共同統合演習に参加した米軍の機体であるとのことでした。

お尋ねの法的根拠につきましては、米軍の航空機等は、いわゆる日米安全保障条約第6条に基づく日米地位協定第5条2の規定に基づき、米軍が使用している施設及び区域に出入りし、これらのものの間を移動し、並びにこれらのものと日本の港、または飛行場との間を移動することが認められております。

また、日米安全保障条約が米軍の日本への駐留を認めていることは、米軍が、軍隊としての機能に属する諸活動を行うことを前提としていると解され、必要な訓練を日本において行うことは、この諸活動に含まれると解されております。

**○太田清海議員** 法的根拠としては、日米地位協定というところがあるということですが、考えてみると、新田原における日米共同訓練なんかでは、ある程度地元の人たちに情報を提供して、お互いの要望を出し合って、ガラス張りとは言わないまでも、そういう対話がなされていますよね。延岡市にオスプレイがバタバタと入ってきて、「姿が見えなかったけど今の音は何だったのか」という人がいっぱいいらっしやっただけです。我が物顔で日本の上空を通過している何かがあるということ……。

私は、新田原の共同訓練との情報提供の整合性が問われると思います。そしてまた、私は、今のままだったら、だんだんこういった行動がブラックボックス化していく、そういう危惧の念を持ちます。

宮崎では、小村寿太郎が不平等条約を変えさせていきました。今の日米の条約も、そういったものがあるんじゃないかなと思っています。やっぱり、対等な国としてどうだろうかということをお願いしていただきたいと思いますし、情報提供については強く求めていただきたいと思います。

次に、環境森林部長にお伺いいたします。

午前中に行われました、田口議員の熊本県山都町の最終処分場の質問と関連しております。

この処分場の建設について、環境影響評価手続において、環境影響の及ぶ関係地域として、隣接県も含まれることがあるのかという根拠についてお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 環境影響評価は、事業者が廃棄物最終処分場などの開発事業を行うに当たり、あらかじめ環境に及ぼす影響調査等を行い、環境に配慮したよりよい計画をつくり上げていくための手続であります。この手続において、事業者は、環境保全に関する意見のある方や、環境影響の及ぶ範囲と認められる関係地域の市町村等から意見を聴くこととされております。

関係地域の範囲につきましては、法令等では具体的な基準を定めておらず、事業の内容や立地場所の特性等に応じて事業者が定めることとなりますが、県境付近に処分場が設置される場合は、隣接県の市町村も影響が及ぶものとして関係地域に含まれることがございます。

**○太田清海議員** 分かりました。私はまだこの



影響調査の法の不備といますか、不備とは言わないまでも、もう少し完備していただきたいという思いがあります。推測で言うと、本当に田口議員が言われたように、アユで生活している人たちもおる中で、宮崎県の側が関係ないということにはならぬと思いますので、今後、協議の相手も事業者が定めるということなのか、何かちょっと足りないなという感じがするんですね。ぜひ県も、こういった動きに対しては重大な関心を持っていただきたいと思っております。

続きまして、農政水産部長に、水門の管理についてお伺いいたします。

今回の台風第14号を踏まえて、県は、農業用排水施設の管理について、どのように取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 農地に必要な水を安定して供給したり、速やかな排水を行うための農業用排水施設のうち、県が整備したものは、地元の市町村や土地改良区が管理することとしております。

施設の管理者は、機能が十分に発揮できるように、日頃から施設の維持管理や保全に努めておりますが、河川と接続している取水工や排水樋門は、台風等により河川が増水する際には特に流入防止等の措置が重要であります。

県としましては、市町村や土地改良区に対し、平常時での保守管理や運営指導に加え、台風等の災害が発生した場合の連絡体制の確認や施設操作の訓練など、適切な管理が行えるよう支援してまいります。

**○太田清海議員** 答弁にありましたように、平常時や台風時の施設操作の訓練などが大事であるということでもあります。委託しっ放しということではなくて、平常時にマニュアルどおりに

動いていこうねということでの訓練をしておかないと、どんなことが起こるか分からないなというのを、私も延岡市で体験いたしました。その中でも、やっぱり人命尊重という立場もありますので、危険なときに操作に出ていくということじゃなくて、安全にきちっとやっていただくような手法を今後研究していただきたいなと思っております。

次に、県土整備部長にお伺いいたします。

除草剤の堤防散布についてであります。実は、堤防の役割を果たしている県道に除草剤を散布している人を見て、地元の方から、これはやめてほしいと、道の堤防に除草剤をまくのは。水害が起こる。実際、台風第14号でそこは越水したところなんですね。ということで、道路の除草方法は、防災面も考慮して選択する必要があると考えますけれども、どのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 道路の除草につきましては、限られた予算の中、効果的な維持管理を行うために、従来の草刈りに併用して除草剤を使用しております。

除草剤の使用に当たっては、土地の利用状況などの周辺環境や近隣住民の皆様にも十分配慮しており、特にのり面部での使用に際しては、防災面を考慮し、のり面が壊れてしまわないよう、草の根を枯らさない種類の除草剤を使用しているところです。

しかしながら、場所によっては、さらに環境面や防災面に配慮が必要である箇所もありますので、除草方法の選定について検証を行いながら、道路の除草に適切に取り組んでまいります。

**○太田清海議員** 除草方法については、私は場所によっては薬剤はあまり使わずに人手を使っ

て刈ってほしいなど、そういうふうに思います。特に堤防的な役割を果たす県道においては、注意を払っていただきたいなと思います。

それでは次に、同じく県土整備部長にお尋ねしますが、防砂堤の延長及び方財海岸の現状についてということであります。これは6月議会で私が質問して明らかになったところでありませぬけれども、もう少しお聞きしておきたいと思っております。

延岡新港において新たに堤防を延伸するという防砂堤の整備状況について、お伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 延岡新港につきましては、船舶の安全な航行を確保するため、港内に堆積する土砂の撤去工事を毎年、実施する必要が生じております。このため、土砂堆積の主な要因である、海岸から港に流れ込む土砂の抑制を目的として、港の北側にある既設の防砂堤の延伸を計画しております。

整備状況につきましては、令和3年度から測量・設計を行い、先月、計画延長150メートルのうち、その一部45メートルについて工事を発注し、今月末から現地着手する予定であります。

今後とも、必要な予算の確保に努め、早期完成に向けて取り組んでまいります。

**○太田清海議員** 150メートルのうちの45メートルをまず延伸するということではありますが、延岡新港は、砂が一度落ち込んだらもう戻らないんですね、自然の力では。だから、延ばすということは効果があると見て、期待をしております。

ということで、そのような評価をしますが、もう一方、方財海岸については、もう質問いたしませんけれども、私も台風の後に行ってみました。そうしたら、今まで船の航路を邪魔

していた砂州が全部流れていました。私はいいことだと思います。その後に行ったら、わずしか砂州が延びていませんでした。これは何か効果があるんだなと思ったのは、袋詰め玉石を波消しブロックの隙間にぱらぱら入れてもらったんですが、あの効果が出ているんじゃないかと私は思います。それで、まだ穴の開いたところもあるものですから、もう少し丁寧に置いていただいたり、もしくは、海側に波消しブロックに沿って5メートルでも延ばしてもらおうと、また効果が現れるんじゃないかなと思っております。そこは検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次も、県土整備部長になります。

パートナーシップ導入市町村の県営住宅入居状況についてであります。県営住宅では世帯入居を原則としておりますけれども、同性パートナーに対してどのように対応しているのか、お伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県営住宅の入居資格につきましては、これまで同居親族があること、もしくは、事実婚であることを要件の一つとしておりましたが、今年7月に、「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例」を改正し、当該要件を緩和したところであります。

同性パートナーの方は、これまで入居が認められておりませんでした。この改正により、パートナーシップ宣誓制度を導入している市町村において宣誓をしていれば、その市町村内にある県営住宅に入居することができるようになっております。

今後、入居募集の際に配布するチラシに要件を分かりやすく記載するなど、周知を図ってまいります。

**○太田清海議員** 条例を改正して、パートナー

シップ宣誓制度を導入しているということであれば、入居できるということでもあります。ありがとうございます。

それで、今後の課題なんですけど、パートナーシップ宣誓制度を導入していない市町村に県営住宅があった場合に、証明がもらえないということで県営住宅には入居できないという将来の問題が出てくるわけですね。これは分権制度の中では県と市町村は対等でありますから、どうこうということはできませんけれども、やっぱり、こういった制度を広めるためにも情報提供をしていただいて、こういった入居を広めるような動きを、県として取ってもらいたいなと思っております。

パートナーシップ宣誓制度の県内市町村の導入状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** パートナーシップ宣誓制度につきましては、令和元年6月に宮崎市が導入して以降、令和2年度に木城町、令和3年度に延岡市、日南市、えびの市、新富町、そして今年度、日向市、西都市、門川町が導入しております、現在、合わせて9つの市町で導入されております。

**○太田清海議員** ありがとうございます。私、先ほど県土整備部長に政策を要求いたしましたけど、総合政策部長のほうに言わないかんことでしたね。結局、情報提供をしながら、できるだけ広めていただきたいなという思いを伝えておきたいと思います。

次に、病院局長にお尋ねいたします。

県立病院の研修制度について。県立病院では、職員、特に看護師の資質向上等に向けてどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。これは、私も県立宮崎病院に入院し

た経験があるものですから、その経験も含めて後でお尋ねしたいと思います。

**○病院局長（吉村久人君）** 県立病院は、医療技術の向上はもとより、患者本位の医療サービスを提供するため、経験年数に応じた研修のほか、臨床実践能力を習得するためのOJTやeラーニングなど、様々な手法を組み合わせた職員研修により、看護人材の育成に取り組んでおります。

また、これらの研修には接遇やコンプライアンス、看護倫理等の内容も含まれており、生命の尊厳と人格を重んじ、社会ニーズに応えられる専門職業人として、幅広い人間性を持つ看護職員の育成に努めております。

引き続き、こうした取組を行いながら、医師をはじめ全ての医療スタッフと連携したチーム医療を推進し、患者や家族に寄り添った質の高い看護を提供してまいります。

**○太田清海議員** 私は、実は1か月ほど入院して、県立病院の人たちの対応に感動いたしました。こんなところとは思いませんでした。それぐらい、ああ、やっぱり入院してみらんと分からんなという思いであります。

例えば看護師さんでも——私の隣に脳性麻痺の40歳代ぐらいの男の人がいました、言葉を発することがちょっと難しいような。その人を車椅子から抱えてベッドに載せたり、もしくは、車椅子に乗せたりするときのあの女性の看護師さんたち——男の人もしましたけれども——掛け声をうまくかけて、本当にユーモアを持ってやるんですね。トイレに行くときも臭いがぷんとするんですよ、部屋一面に。でも、「思い切ってやってちょうだい」というようなことを言って、気にしないでいいんですよということをお話を本当によい言葉で語ってくださるなという感

じを持ちました。それで、その脳性麻痺の方と話したんですが、言葉がクリアではないんですけど、県病院の看護師さんはレベルが高いですねというようなことを言っておられました。

その若い看護師さんが私の部屋にも来てくれたものですから、「あなたたちは偉いね」と言ってあげたら、その若い看護師さんが、「私たちはコンプライアンスという言葉が教えられているんです」ということを言われました。ああ、こんな若い子たちが、研修の中で本当に徹底して、いい意味で教えられているんだなというふうにも思いました。

また、調理、給食、これも本当においしいんですよ。少量だけれども、私の栄養管理をしてくれているんでしょう。私の血圧は140から110に下がりました。体重も6キロ落ちました。ものすごくすてきな体になったんですけども、また戻ってしまいました。私のように県病院に入院した人が、たまたまというか、よく来るんです。聞いてみると、「県病院の御飯はおいしいよね」と、みんなが言うんですね。これにはびっくりしました。

それと、もう最後にしますけれども、医者と看護師の会話。カーテンの閉められた部屋で、小学校1年生か2年生の女の子が痛い痛いと言き叫ぶんですよ。恐らくそれは、先生と看護師さんたちがガーゼか何かを剥ぎ取っているんだろうと思いますが、それが3回ぐらいありました。泣き声を聞いただけで、ああ、この子は小学生の低学年だなと。

ところが、最後の処置が終わったんでしょう、痛い痛いというのを10分ぐらいどうにかして処置したら、その処置が終わったんでしょう、医者がこんなことを言いました。「ああ、これであなたも人の痛みが分かったから、立派

な看護師さんになれるよ」と言ったんです。看護師さんもそれに対して、「そうよ、あなたは立派な看護師さんになれるよ」と言ったんです。ということは、私は小学校1、2年生かなと思っていたけど、看護大学に行きたい人だったのか、中学生だったのか、夢を持った人だったのかなと思うと、人間の言葉というのは——こんな言葉がけ、技術、ノウハウ、県病院は鍛えられているなど。県立延岡病院にもそういう人がいらっしやいました。

私は、県の行政は、末端にいる人たちが一生懸命支えているんだな、だから、県の行政が成り立っているんだということをつくづく感じましたし、私の思いをなかなか表現できませんけれども、ぜひ皆さんも県病院に入院していただきたい、きっとすぐに分かると思う。そんな気持ちであります。ありがとうございました。

続きまして、警察本部長にお尋ねいたします。

通信傍受法についてであります。犯罪捜査のための通信傍受の対象事象の拡大とその効果及び適正な運用について、お伺いしたいと思います。

**○警察本部長（山本将之君）** 通信傍受法の対象事件につきましては、平成28年の法改正により、組織的な銃器・薬物犯罪等に加えまして、特殊詐欺や暴力団等による殺傷事件などの組織犯罪についても、通信傍受の対象となりました。

その効果につきましては、対象となる組織的犯罪に対しまして、ほかの捜査手法のみでは困難な犯罪の全容解明や、真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法となるものと考えております。

組織犯罪をめぐる情勢が厳しさを増す中、警

察といたしましては、今後とも、通信の秘密を不当に侵害することがないように、法が定める厳格な要件・手続に従い、裁判官の審査を受けて通信傍受を実施することとしており、その上で、通信傍受の有効かつ適正な活用を含めた各種捜査により、組織的な犯罪の全容解明に努めてまいります。

**○太田清海議員** この通信傍受法というのは、神経を使う内容ではありますが。というのは、通信事業者の立会人がなくなるという改善もされましたが、それはもう国会で十分議論されたので、ここでとやかく言うことでもないとは思いますが。私の思い出としては、小学校1年のときに、ある僻地におったんですけども、自転車に乗って私たちと遊んでくれる駐在さんがいらっしゃって、その人が家族共々遊んでくれました。そういうイメージがあるものですから、小学校1年生のときに後藤巡査殺害事件というのがありました、洞穴の中に呼び込まれて殺害された。とうとう迷宮入りになりましたけれども。私はその事件を小学校1年生のときに聞いたとき、自分の好きな駐在さんが殺されたような気がして、非常にショックを受けたんです。何でそんなことをするのかというような。だから、私の中には、警察、お巡りさん、そういう人に対するDNA、親しいDNAがあるんです。だから、今、警察本部長が言われたように、適正な運用をぜひやって、犯罪を防いでいただきたいと思います。

最後の質問になりますけど、選挙管理委員長にお尋ねいたします。

選挙の外部立会人制度の現状について、指定施設の不在者投票における外部立会人の状況と県の取組をお伺いしたいと思います。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 公職選挙法

におきまして、投票管理者である施設長は、市町村選管の選定した外部立会人を投票に立ち合わせる等により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされております。

指定施設における不在者投票につきまして、今年7月の参議院選挙では、300施設中160施設で投票が実施され、そのうち3割に当たる48施設で外部立会人が活用されております。

県選管といたしましては、施設への説明会におきまして、外部立会人の活用を促しますとともに、円滑に実施できるよう、市町村選管に対し、外部立会人名簿を作成することなどの対応を求めているところです。

今後、高齢化が進む中で、施設入所者等の投票機会の確保を進めていくとともに、公正な選挙の実現のため、外部立会人の重要性もますます高まりますことから、その積極的な活用につきまして、施設等に呼びかけてまいります。

**○太田清海議員** これは私も忘れていたんですけど、私が新人議員のときに、あるところで不正な選挙が行われたということで、何かどうにかしたほうがいいんじゃないですかと言ったら、そういう制度をつくっていただきました。ありがたく思っております。

それで、これも法的な根拠が、宮崎県独自でやったけれども、その後、努力義務として法の中に記述されたということも聞きましたので、よかったなと思いますが、努力義務ではありませんけれども、ぜひ施設に広めていただきたいと思います。

知事の答弁の中で、SNSによる誹謗中傷とか、あぁいったのも今の世相として非常に悲しい出来事であります。人をそんなに誹謗しないでいいんじゃないのという、確かにそれも世相

として、私たちは考えていかなきゃいかんと思います。

私も50年前、市役所の職員でケースワーカーをしました。そのときに、実は私たちの仕事として、変死体、身元の分からない死体を片づける仕事がありました。私の経験だと、10体ほど片づけましたけれども。棺おけに入れて火葬に付して、そして無縁仏に入れてあげるという。入水自殺によって、ボクサーからたたかれたぐらい顔が腫れて、唇とか耳とか末端組織が膨れ上がった、そういう姿も見ました。蛇口の両サイドにひもを引っかけて、自分の首に巻いて後ろに倒れかかって自殺した人もいました。手が曲がったまま、それを引き伸ばして棺おけに入れてあげました。それから、男女が100万円ずつビニール袋に背負って入水自殺した死体もありました。その中には、こんなことが書いてありました。「身元は絶対書きません。この100万円のお金を私たちの葬祭に充ててください」ということが。そうしてあげたいなど、いろんなことがあったんだろうと思いました。でも、法的には相続人が現れたから、どんな関係の人かは分からんけれども、そのお金は渡さざるを得ませんでした。ただ、どんな生き方をしてきた人だろうなということ、それから、失礼ながら腐乱死体の場合、首つり死体なんかはもう下に落ちていて、それを新鮮な空気を吸って来て、息を止めて運ぶわけです。自分の手があばら骨の中にずぼっと刺さったような気もいたしました。

そんなものを見ると、本当に手を合わせたくなるんですよ。人間とは何でこんなふうになるのか、いわゆる異なった形、異形の死ですよ。私は、人間の顔を見ると、みんなきれいだと思います。異形の死というのは、それ相当に

訴えるものがあります。

それから、警察の方も、私の体験としては、若い警察官の人が来て、胃袋の中を吸引機ですぼすぼと引き抜いて毒物がないかどうかを調べて、私たちはびくびくものでしたけど、警察官の方は一生懸命仕事をされるんですよ。あれにも感動しましたね。そういう異形の死を遂げた人たちの姿を、私たち素人に見せてはいけないということだったんでしょうけど、ガーゼできれいにくるんで私たちに引き渡すようにもなりましたけど、私は、やっぱりその形を見たほうが本当は勉強になるんだがなと……。そういう意味では、警察の方もすごいと思いました。

それで、もういいのではないか、いわゆる人の死につながるような戦争の道はもういいじゃないかという気持ちが湧いてきます。むしろ、生きづらいこの世の中をいかに私たちが変えていくかを考えていくような世の中になってほしいなとつくづく感じるころであります。どうか県の皆様も、末端で一生懸命働いている人たちも含めて、ぜひいい県政を続けていっていただきたいなと思って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、28日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時46分散会

11月28日（月）





# 令和 4 年 11 月 28 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	岡 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	濱 砂 守 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	右 松 隆 央 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	二 見 康 之 (同)

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	高 山 智 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 幹 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

◎中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下寿議員。

◎山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。私は、自由民主党児湯郡選出の山下寿です。本日も地元からたくさんの傍聴の方においでいただきまして、ありがとうございます。私も県議会議員になって、あっという間に4年の月日が過ぎようとしております。今回で8回目の一般質問になります。どうぞよろしく願いいたします。

県民の生の声を県政に届けさせていただくに当たり、知事をはじめとして各部長等や職員の皆様には真摯に対応していただき、ありがとうございます。そのおかげで、県民の皆様の安心・安全な暮らしを守ることができることに感謝申し上げます。

この4年間を振り返ってみますと、1年目は1年生議員として、とにかくがむしゃらに走り抜けました。県が宮崎カーフェリーに資金を支援するかどうかの臨時議会では、土日も関係なく、朝から晩までかんかんがくがくの議論を繰り返し、時にはカップラーメンやパンなどで空腹を満たしたこともありました。

2年目に入りますと、2019年中国武漢で原因不明の肺炎の集団発生に端を発した、新型コロナウイルス感染症の発生、そのコロナが日本に上陸、変異しながら、繰り返し繰り返し流行する。コロナ対応で、議会の県内・県外調査はほとんど中止されました。そんな新型コロナウイルス感染症が世界中を混乱の渦に落とし入れ、

3年の月日が過ぎようとしております。

日夜、新型コロナウイルス感染症の治療に取り組んでいただいている保健・医療関係者の皆様をはじめとして、ワクチン接種の促進に尽力いただいている皆様には頭が下がる思いです。

この「100年に一度の危機」と言われるまでになった新型コロナウイルス感染症。当初は夜の街から人の姿が消え、イベントは軒並み中止になりました。現在、第8波の入り口にいたりと言われており、感染者数が日増しに増加しつつあるのも、皆さん御存じのとおりであります。

この新型コロナウイルス感染症に対する治療薬が普及し、一日も早く収束することを切に願っております。

そして、世界に目を向けますと、いまだ終わりが見えないロシアによるウクライナ侵攻。小麦や天然ガスなど、私たちの生活に欠かせないものが大きな影響を受けました。

それに拍車をかけたのが、円安の進行でした。日本はその資源のほとんど、食料の6割以上を輸入に頼っています。そのため円安の割合が1.5倍になれば、単純計算でも物の値段が1.5倍近くになるわけです。

ただでさえコロナ禍で疲弊した経済に追い打ちをかけるように、ウクライナ情勢と円安の進行。県民の生活は待ったなしの段階まで来ております。そのため、この苦境を乗り越えるためには、知事の力強いリーダーシップの下、政策を強力に進めていただく忍耐力と矜持が必要だと思っております。

知事には、今後も県民の先頭に立って、県民が安心して暮らしていけるよう、かじ取りをお願いいたします。

それでは、発言通告に従いまして質問に入ります。

まず初めに、ゼロカーボン社会実現の取組についてであります。

2021年10月21日、政府は地球温暖化対策計画を閣議決定いたしました。この地球温暖化対策計画は、皆さんよく御存じの2050年カーボンニュートラルを実現するものであります。

ではなぜ今、カーボンニュートラルなのか。確かに近年、地球温暖化の影響による気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、我が国においても激甚な豪雨、台風災害や猛暑が頻発しているのも確かな事実であります。

そのような状況の中で、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出を減らしていこう、なくしていこうという動きは、至極当たり前のことであります。

石炭利用によるエネルギー革命と、それに伴う社会構造の変革を引き起こした産業革命から、もうすぐ200年が経過しようとしています。その間、人類は石炭から石油へと、そのエネルギーの媒体は変化したものの、化石燃料という本質は変化することなく、世の中を発展させてきました。そして、その本質が今、変わろうとしています。これは我々人類にとって、産業革命以来、極めて大きな変革となることは間違いありません。

私たちは今、産業革命以降、人類が飛躍的に発展することができたその化石燃料から、新たなエネルギーを創造しようとしているのであります。その実現には計り知れない時間と労力がかかります。がしかし、そのエネルギー革命の競争に勝ち抜いた暁には、必ずや明るい未来が待っている。この新たなエネルギーを制する者は世界を制すると言っても過言ではないと思います。

ヨーロッパの一島国であったイギリスが、世界史上最大の面積を誇った大英帝国を築き上げることができたのも、産業革命による成功であったことは、歴史が証明しているところであります。だからこそ私は、このエネルギー革命に、宮崎県を飛躍的に発展させるチャンスがあると確信しております。

そこで、知事にお尋ねします。

本県におけるゼロカーボン社会の実現に向けた知事の思いと、2030年度までにおける温室効果ガス削減目標についてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

ゼロカーボン社会の実現についてであります。

近年、気象危機と言われるように、豪雨や干ばつなどが世界各地で頻発し、国内でも大雨による甚大な被害が発生しております。

気象庁などによりますと、地球温暖化の影響により台風などの降水量が増加しており、また、極端な大雨の頻度や強度が増すことが予測されるなど、地球温暖化が気象危機に大きな影響を与えるものと認識しております。

国連が昨年8月に公表した報告書は、「温暖化が人間活動の影響によることは疑う余地がない」と断言しており、温室効果ガス削減は、将来世代に対する私たちの責務として、問題意識を共有し、取り組んでいかなければならない喫緊の課題となっております。

先日、世界の人口が80億人を超えました。90億人、100億人というものも確実に目の前に見えている中で、人類の存在が地球環境に負荷をかけ続けることについては、何としてもブレーキ

をかけなければならない、そのように考えております。

このため、地球温暖化に対する危機感を県民に強く訴え、県民一丸となった温室効果ガス削減の取組を進めるとともに、この危機的状況をエネルギー転換のチャンスと捉え、山下県議がまさに実践しておられますように、再生可能エネルギーの導入を一層加速化することによりまして、2050年ゼロカーボン社会を実現し、安心して暮らせる持続可能な社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

次に、温室効果ガス削減目標についてであります。

昨年3月に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量について、2013年度比で26%削減することを目標としております。

しかしながら、昨年の国連の会議においては、気象危機が一段と深刻化している状況を踏まえ、産業革命前からの平均気温上昇を1.5度までに抑えることを目標とした上で、その実現には迅速かつ大幅に温室効果ガスを削減する必要があり、この10年の取組が特に重要であると指摘されたところであります。

このようなことを背景として、国は、昨年10月に2030年度の目標を2013年度比で46%削減へと引き上げております。本県としましても、再エネ導入等の取組の加速化や、本県の強みである二酸化炭素吸収源としての森林の整備等にしっかり取り組むことにより、削減目標を現行の26%から50%に見直す方向で考えておりまして、今後、環境審議会などの意見を踏まえながら検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

**○山下 寿議員** 力強いリーダーシップを発揮していただき、その知事の思いと目標を達成し

ていただきたいと思っております。

さて、エジプトで11月6日から2週間の日程で予定されていたCOP27が20日、閉幕しました。

化石燃料の段階的廃止について合意には至らなかったものの、2030年度までに温室効果ガスを半分近く削減する必要性の合意と、産業革命前からの気温上昇を1.5度以内に抑えるという目標が再確認されたとのことであります。

先ほど知事から答弁がありましたとおり、宮崎県におきましても、2030年度までに50%のCO<sub>2</sub>削減を目指すと考えているとのことなのですが、2030年度まで実質7年しかありません。先日、現在までの削減率は28%とお聞きしました。あと22%削減しなければなりません。

私は、まずその目標を実現するためには、宮崎県の特性を踏まえる必要があると思っております。宮崎県は、県土のおよそ76%を森林が占め、31年連続杉丸太生産日本一に輝いている林業県であります。

農林水産省の2011年木材統計によると、宮崎県の杉丸太生産量は約193万立方メートルとなっております。実はこれは、伐採された立木材積の約7割しか杉丸太になっていません。枝葉はもちろん、曲がっていたり割れていたりの木材は値段がつかないため、一昔前まではそのまま山に捨てられていました。この捨てられるはずだった約3割の杉を活用しない手はありません。捨てられるはずであった約3割の杉を、木質バイオマス発電所で発電用の燃料として活用すれば、私の試算で年間約13万トンのCO<sub>2</sub>の削減効果が見込めるのです。これは宮崎県におけるCO<sub>2</sub>削減目標の約1.5%に当たります。一つ一つの効果は小さいかもしれませんが、積み上げれば大きなものになると私は信じていま

す。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

本県の恵まれた自然環境を生かして、どのように温室効果ガス削減に取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 本県では、省エネ・省資源の推進や再生可能エネルギーの導入拡大、二酸化炭素吸収源となる森林の整備を、温室効果ガス削減の取組の柱としております。

再エネは、本県の恵まれた自然環境を生かせる取組でありますことから、2030年度には県内の電力需要量に相当する電力を再エネで全て賄えるよう、住宅や事務所への太陽光発電設備の設置等を推進するとともに、豊かな森林資源を活用した木質バイオマスや家畜排せつ物による畜産バイオマスの利用拡大などに取り組むこととしております。

また、現在、県内で排出される温室効果ガスの4割相当を森林が吸収していることから、再造林の推進により吸収量を確保するなど、本県の強みを生かした取組を進めてまいります。

**○山下 寿議員** 先ほど、2030年度の温室効果ガス削減目標については、知事から答弁がありました。では、そこから先はどうかです。そこから先がより険しい道のみであることは、誰もが理解しているところであります。

確かに、革新的な技術が開発され、一気にCO<sub>2</sub>削減が進む可能性は否定できません。そうなれば、2050年までにゼロカーボン社会を実現できるかもしれません。だが、果たしてそれでいいのでしょうか。

私は冒頭でも申し上げました。このエネルギー改革を制する者が世界を制すると。宮崎県が世界に誇れる成果を残し、飛躍的に発展する

ためには、他に追従しては駄目だと思います。その革新的な技術が登場するのを待つのではなく、宮崎県からその技術を発信するのだ、日本や世界をリードしていくのだという気概を示さなければ、宮崎県が飛躍的に発展することができる可能性を秘めたチャンスをみすみす逃すことになると思います。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

2050年ゼロカーボン社会の実現に向けたロードマップを作成する考えはないのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 本県では、2030年度の温室効果ガス削減目標の見直しに合わせまして、削減目標の達成に向けたロードマップを策定し、今利用できる技術を最大限活用した、2030年度までの分野別の取組の方向性を示すこととしております。

しかしながら、2050年のゼロカーボン社会の実現には、化石燃料から脱却した産業構造への転換や、メタン、フロンといった温室効果ガスの削減など、既存の技術だけでは対応が難しい分野が課題となっております。

本県におきましても、水素の実用化への研究支援などに取り組んでおりますが、現在、様々な技術の開発が進められているところであり、今後、実用化される新技術の動向も見据え、2050年に向けたロードマップを策定していきたいと考えております。

**○山下 寿議員** このことは、何か人のことのように考えがちな事案なんですけれども、とにかく真剣に取り組まないと、先ほど申し上げましたとおり、地球温暖化のおかげで本当に島がなくなるような国もありますし、大変な状況になっていくと思いますので、どうか真剣に取り組んでいただきたい。よろしくお伺いいたしま

す。

次に、小中学校における教育問題等についてお伺いします。

先日、某テレビ局のニュース番組の中で、宮崎県内における不登校児童生徒数が年々増加しているという報道がありました。文科省の調査でも、全国的に不登校の児童生徒数は増加しているとのことで、2021年度は約24万人を超え、10年前からほぼ倍増しているとのことであります。不登校の理由としては、「無気力や不安」「生活リズムの乱れ」などが多く、コロナも影響しているそうです。

そこで、教育長にお尋ねします。

県内小中学校における昨年度の不登校児童生徒数についてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 国が実施しております「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、令和3年度の公立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校560人、中学校1,284人で、合わせて1,844人であります。

**○山下 寿議員** 不登校の子供たちは、学校で義務教育課程の所要の教育を受けることができていないのが実情だと思います。だからといって、何もしないわけにはいきません。これから先、宮崎の未来を担っていく子供たちなのですから、大切に育てていかなければいけないと思っております。

先ほどのテレビニュースでもあったのですが、保護者の方々も困惑されているようです。無理やり学校に連れて行って、さらに状況が悪化してしまえば、不登校解決のきっかけをなくしてしまう可能性だってあり得ます。慎重な対応が必要な、機微な問題であることは間違いありません。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

不登校傾向にある児童生徒への指導はどのようになされているのか、お伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 不登校傾向にある児童生徒への指導に当たりましては、まずは、本人はもとより、保護者とも十分に面談をするなど、不登校の要因や背景を把握するとともに、意向も考慮しつつ、不登校の状況に応じた支援や指導を行うことが重要であります。

その上で、学校では、その把握した状況を基に、今後の具体的な支援の在り方等を十分に検討し、場合によっては相談室や保健室も活用しながら、児童生徒や保護者に寄り添った学習支援や相談活動等を行っております。

さらに、登校がより困難になった児童生徒に対しましては、市町村が設置する教育支援センターへの通所を促し、生活リズムの改善や人間関係づくりなど、一人一人に応じた支援や指導を行っております。

**○山下 寿議員** 児童生徒が不登校になる原因の一つに、いじめ問題があります。このいじめ問題は昔から言われ続けていますが、なかなかなくなりません。

聞いた話によると、最近は特にその態様が陰湿になっているそうです。その要因として考えられるのが、インターネットやSNSなどソーシャルネットワークの発達だそうです。

そのキーワードは、「相手の顔が見えないから、気持ちが分からない」です。昔、SNSなどがなかった私たちの時代は、相手が目の前にいましたから、相手が嫌な顔をすれば、相手の気持ちが伝わってきました。そうやって私たちは人間関係を学んできました。

でも、今の子供たちの目の前にあるのは、スマートフォンやタブレットなんです。顔が見え

ない、だからエスカレートしやすい側面もある  
そうです。

そこで、教育長にお尋ねします。

深刻化しつつあるネットによるいじめの現状  
とその対策について、お伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** インターネット上  
のいじめにつきましては、特にSNS等の閉ざ  
された環境で発生する事案が多く、外部から見  
えにくく発見されにくいいため、深刻化しやすい  
傾向にあります。例えば、SNS上での心ない  
書き込みや、グループからの仲間外しといった  
事案があります。

そのため、県教育委員会といたしましては、  
ITの専門家によるネットパトロールを実施  
し、ネット上に、学校や児童生徒に対する悪意  
のある書き込み等がないか調査したり、学校に  
ITアドバイザーを派遣し、教職員をはじめ児  
童生徒や保護者に対して、具体的な事例を基に  
しながら講話や研修をするなど、ネットいじめ  
などへの対策を進めているところであります。

**○山下 寿議員** ネットによるいじめのもう一  
つの問題は、その実情が外から分かりづらいこ  
とにあります。

ネットの中だけでその問題が繰り返されて  
いるので、限られた児童生徒たちしか認識でき  
ない環境になってしまっている。問題が明るみ  
に出たときには、もう既に取り返しがつかない  
状態にまで発展してしまっていることも多いと  
感じます。

そこで、教育長にお尋ねします。

児童生徒の悩みや不安を把握するため、学校  
ではどのような取組が行われているのか、お伺  
いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 各学校におきまし  
ては、教職員による日常の観察はもとより、い

じめを含む生活に関するアンケート調査や個人  
面談を定期的に行うなど、児童生徒の様々な悩  
みや不安の把握に取り組んでおります。

さらに、把握した悩みや不安に対しまして  
は、スクールカウンセラーやスクールソーシャ  
ルワーカーなどの専門家も活用しながら、本人  
はもとより、保護者も加えた面談を行い、一人  
一人に寄り添った対応に努めております。

また、子供たちの小さな変化を見逃さないた  
めに、カウンセリングの仕方など、専門家を交  
えた研修を行い、教職員の資質向上に努めてお  
ります。

**○山下 寿議員** そのようにして明るみになっ  
た不安や問題の取扱いは、特に注意が必要だと思  
います。

多感な時期だからこそ悩みはつきもの。私た  
ち大人からしたら大したことではないことでも、  
子供たちにとっては大きな問題なのかもしれ  
ません。

子供たちの悩みの一つ一つに真摯に向き合い  
解決していくことが、子供たちの健全な成長に  
は必要だと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。

不登校やいじめに係る相談への在り方につい  
て、学校へはどのような指導がなされているの  
か、お伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 不登校やいじめに  
限らず、生徒指導上の相談への対応につきまし  
ては、学級担任が一人で抱え込むことのないよ  
う、組織としての対応が大変重要であります。

具体的には、管理職を中心に、必要に応じて  
スクールカウンセラーやスクールソーシャル  
ワーカー等の専門家も加えた「いじめ不登校対  
策委員会」等を開くなどして、学校全体で組織  
的に対応するよう求めております。

このことにつきましては、校長会をはじめ生徒指導主事会など、あらゆる機会を通して指導の徹底に努めているところであります。

**○山下 寿議員** 子供たちの不安や悩みにどんなに真摯に向き合っても、解決できないこともあるかと思えます。それは、人間ですからしょうがないことだと思います。

その場合、ほとんど学校に登校できない児童生徒もいるはずなんです。

そこで、教育長にお尋ねします。

不登校により欠席日数が多い児童生徒の進級や卒業の取扱いについて、お伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** これまでも、義務教育段階の各学校では、不登校等により欠席日数が多い児童生徒につきまして、家庭訪問による学習支援や定期的な面談など、一人一人に寄り添った指導・支援を行ってまいりました。

学校では、これらを総合的に評価しつつ、本人・保護者の意向も十分に考慮しながら、進級及び卒業を認定してきたところでございます。

文部科学省は、不登校児童生徒への支援の在り方として、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることを、改めて示しております。

今後とも、自立に向けた、子供の将来を見据えた支援を行ってまいりたいと考えております。

**○山下 寿議員** 本来、学校教育というものは、義務教育を通じて、共通の言語、文化、規範意識など、社会を構成する一人一人に不可欠な基礎的な資質を身につけさせ、国家・社会の形成者としての国民を育成するという側面と、子供たちを様々な分野の学習に触れさせること

により、個人の個性や能力を伸ばし、人格を高めるといった側面があります。

教育の現場では、教職員の先生方が、不登校の児童生徒たちも含め、みんなに同じように教育の機会を与えようと日々努力されています。

そんな教職員の先生方の勤務環境を調査した際、私は感じたことがあります。

現場の先生たちは、ぎりぎりの状態で頑張ってくれている。休んだ先生がいれば、その先生の分の業務は、ほかの先生が負担することになります。短期間であるならば大した問題にはなりません。長期の休みとなると補充が必要となり、話は別になります。

11月22日付の読売新聞の報道によると、病気による休職などで、東京都の公立小学校の教員の欠員が拡大し、欠員を補充できない小学校では、校長先生など管理職の先生が教壇に立って対応しているとのこととあります。

そこで、教育長にお尋ねします。

県内小中学校の教諭等における補充が必要な休職者等の全体の数と、それに対する学校としての対応についてお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県内小中学校の教諭等における令和4年4月1日現在の補充が必要な休職者等の全体数は、246名でありました。

その補充に対する学校の対応といたしましては、校長が、県教育委員会の講師登録システムを基に面接を行った上で、適任者を任用しております。しかしながら、すぐには見つからない状況もございます。

県教育委員会といたしましては、補充に必要な臨時講師を十分に確保するため、大規模商業施設におけるチラシの配布や、マスメディアを用いた広報活動を行うなど、登録者を増やすための手だてを進めております。今後とも、これ



らの取組をより一層工夫してまいります。

**○山下 寿議員** これは大変な問題ですから、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、JR線路周辺の雑草対策についてお伺いします。

去る10月24日、私の友人でもある永友浄さんが列車事故でお亡くなりになりました。御冥福をお祈り申し上げます。

この永友浄さんという方は、全国和牛能力共進会に過去6回出場され、優等主席を2回受賞された経歴を持たれる方です。口蹄疫のときには、所有する牛全頭殺処分という苦しい経験もされております。先日、川越進翁の献花式の御挨拶で、河野知事も哀悼の意をお示しになりました。

宮崎県の和牛改良を先頭で引っ張ってくれ、これからも後進の育成に力を注いでもらいたかった永友浄さんがなぜ亡くなったのか。それは、JR線路周辺の雑草除去の最中、接近する電気に気がつかず、電車と衝突してしまったのが原因でありました。

では、なぜ雑草を除去する必要があったのか。それは、線路脇のJRが所有する土地から大きく伸びた雑草が、永友浄さんが所有する畑へ垂れ下がり、農作物の生育に影響を及ぼしかねない状況が生じていたからであります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

JR線路周辺の雑草が生い茂る現状をどのように認識しているか、お伺いします。

**○総合政策部長(松浦直康君)** JR九州宮崎支社によりますと、線路周辺の除草作業は、専門業者への委託に加え、週2回、社員が直接実施するとともに、一部の地域では、定期的に市町村職員や地域住民も参加して、駅のホームあるいは線路周辺の草刈りを行っているとのこと

であります。

一方で、線路の距離が長く、除草作業が行き届かないため、住民からの苦情や要望が寄せられておりまして、同社としても対応に苦慮していると伺っておりますが、線路周辺に雑草が生い茂る状況というのは、安全面に加え、環境保全や景観づくりといった観点からも望ましいものではないと認識しております。

**○山下 寿議員** JRが管理する土地の雑草であるため、第一義的にはJRが適切な整備をしなければならぬと私は考えます。

しかし、それには人手が要る。県内のJR路線は利用者が低下傾向で、経営悪化も懸念されている中、環境整備に人件費を割いた結果、路線廃止になっても県民は困るわけです。でも、同じような事故が起きる可能性がある体制を放置しておくわけにはいきません。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

JR線路周辺の環境維持のため、県としてどのような対策が取れるのかをお伺いします。

**○総合政策部長(松浦直康君)** 線路周辺の環境維持につきましては、まずは管理者であるJR九州においてしっかりと実施していただくことが必要であると思っておりますが、一方で、鉄道への愛着を育て、利用促進につなげる観点から、同社と地域が一体となった取組も大変重要と考えております。

このような中、例えば日南線では、日南市とJR九州、地域住民が毎年一緒に草刈りを行っており、また吉都線では、「ななつ星」の運行開始に合わせ、地元のボランティア団体等が草刈りを実施するなどしてございまして、これらはまさに好事例でありますので、今後、文書やSNS等を通じて、沿線市町村や各種団体、県民の皆さんに対して積極的に普及・啓発をしてま

います。

また、御指摘のとおり、線路周辺の草刈りは大変危険でありますので、決して無断では行わず、まずはJR九州へ相談するよう、併せて注意喚起も行ってまいります。

**○山下 寿議員** 県内で鉄道が通っているところは皆さん同じ意見だと思いますので、よろしく御指導をお願いいたします。

次に、市町村及び県内の経済10団体から知事に直接提出される要望書についてお伺いします。

毎年、各市町村、各団体や各方面からいろいろな内容の要望書が提出されているわけですが、それらの要望書の重要度や実現性など、議員の私でさえ承知できていないことがたくさんあります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

令和3年度に市町村や経済団体から県に対して行われた要望のうち、知事が直接対応したものについて、件数と要望項目数をお伺いします。

**○総合政策部長(松浦直康君)** 令和3年度に県に対して行われた要望につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となったものもありますけれども、知事が直接対応したものは、市町村や市町村議会等からの要望が10件で、要望項目の合計は165項目、また宮崎県商工会議所連合会などの経済団体からの要望が5件で、要望項目の合計が36項目となっております。

**○山下 寿議員** 全てのものを聞き入れるということは大変でしょうけれども、各団体、各市町村の要望ですから、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、県土整備部長にお尋ねします。

児湯郡(市)町村議会議長会が先日要望した

ものの中から、2つの要望について、取組状況をお伺いします。

まずは、県道尾鈴川南停車場線の山本小学校から川南病院までの歩道整備についてお伺いたします。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 歩道整備につきましては、市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」の要対策箇所のうち、交通量や事故発生状況等を踏まえ、緊急度の高い箇所から順次整備を進めているところです。

県道尾鈴川南停車場線につきましては、川南町が策定した同プログラムに基づき、令和元年度より、歩道未整備区間である川南病院から川南小学校間の整備に取り組んでいるところであります。

議員お尋ねの山本小学校から川南病院間は、歩道が片側に整備されておりますが、今後、中学校の統廃合により利用者が増えることが考えられることから、学校関係者や川南町などと連携し、必要な対策について検討してまいります。

**○山下 寿議員** 次に、県道都農綾線の三日月原地区の冠水対策についてお伺いします。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 県道都農綾線の三日月原地区につきましては、大雨発生時に道路排水が流れにくく、さらには、その接続先である都市下水路等の流下能力が十分でないため、冠水が発生している状況にあります。

このため、地元の皆様の御意見も伺いながら、排水能力の高い側溝蓋に交換するなど、早期に対応可能な対策を実施するとともに、都市下水路等の管理者である都農町と、対応策について協議を重ねているところであります。

冠水対策につきましては、道路排水だけではなく、都市下水路の流下能力の向上などを含

め、雨水を速やかに河川などへ排水する計画を流域全体で検討していく必要がありますので、引き続き、都農町と連携を図りながら取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** このことも、よろしく願いしておきます。

次に、今後の農業問題についてお伺いします。

県は11月19日、新富町の採卵養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザの疑いがある鶏が見つかったと発表しました。

2シーズンぶりの発生に、周辺市町村に衝撃が走りましたが、日頃の管理体制と備えのおかげで、16万羽の殺処分を速やかに完了することができたそうです。関係者の御尽力に感謝を申し上げます。これ以降、鳥インフルエンザが発生しないことを切に願います。

さて、宮崎県は第1次産業が主力であります。私たちは農地を一家の大切な財産として守ってきました。私が住む川南町は開拓者の町と呼ばれ、戦後、全国からたくさんの人たちが入植され、人力で開墾し、農地が生まれました。

10月の消費者物価指数の上昇率が3.6%と、40年8か月ぶりの伸びとなり、消費税増税後の2015年3月以来の高水準となりました。

物価高の勢いに賃上げが追いつかない状況になれば、景気の下振れの圧力が高まり、景気が後退した結果、農林水産業がそのあおりを食らうこととなります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

子牛価格が低下しておりますが、その対策についてお伺いします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 配合飼料をはじめ資材価格の高騰が続く中、10月の子牛価格

は56万4,000円と、昨年同期と比較して16万円低下しており、生産者は今後の経営が見通せない状況に大きな不安を抱えているものと認識しております。

現在、子牛価格が発動基準を下回った場合に奨励金が交付される、国の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業や、配合飼料価格の生産者積立金に対する一部助成などにより、畜産農家の経営安定化に努めているところです。

一方、競りの状況を見ますと、発育のよい子牛は高値で取引される傾向にありますことから、県といたしましては、JAなどの関係機関とも連携しながら、飼養管理技術の徹底による発育のよい子牛づくりとともに、経営診断による効率的な畜産経営を支援してまいります。

**○山下 寿議員** とにかく、日本一和牛の宮崎県ですから、このまま手をつけないと、これではやめてしまおうとなかなか増やすことはできないと思いますので、どうか丁寧な手当てをお願いしておきたいと思います。

農林水産業が景気後退のあおりを受けた結果、後継者の成り手がなくなります。そうすると、農地はどうなるでしょう。人の手が入らなくなり雑草が生い茂り、有害鳥獣のすみかとなって、耕作放棄され農地が荒廃していきます。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

県内の荒廃農地の状況についてお伺いします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 荒廃農地は、通常の農作業では作物の栽培が不可能となっていると市町村と農業委員会が判断した農地で、令和2年11月末時点での本県の状況は、耕地面積の4%に当たる約2,860ヘクタールとなっております。

このうち、再生利用が可能な荒廃農地は約1,254ヘクタールで、また、森林の様相を呈しているなど、再生利用が困難な荒廃農地は約1,605ヘクタールとなっております。

○山下 寿議員 荒廃農地をそのまま放置していても何のメリットもありません。そのため、農地以外の目的でその土地を利用しようとする場合、農地転用許可や非農地の確認などを受けなければなりません。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

再生利用が困難な荒廃農地の非農地化の判断についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 再生利用が困難な荒廃農地の非農地判断につきましては、国の通知により、農地への復元が著しく困難であったり、農地に復元しても継続利用が見込まれない場合は、農業委員会が非農地判断を行うこととなっております。

一方、非農地判断に際して、農地の集団化や周辺農地の営農への支障についても配慮する必要があるため、優良農地の確保を目的とする農業振興地域制度との整合性を図ることも重要であります。

このため、県としましては、非農地判断を行う農業委員会に対して、農業振興地域制度を所管する市町村と調整を図りながら、適切に非農地判断を行うよう指導しているところです。

○山下 寿議員 農地のまま活用する方法も考えられます。最初に質問しましたカーボンニュートラルにつながることなのですが、荒廃農地に成長が早い木を植え、杉などの木材よりも早いサイクルで伐採できれば、CO<sub>2</sub>削減目標達成に貢献できるのではないかと考えます。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

バイオマス燃料としても活用できる早生樹等

を農地に植樹して活用する場合の、農地転用の取扱いについてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 農地に杉などの植樹を行う場合には、基本的には、農地法に基づき、都道府県知事等による農地転用の許可が必要となります。

しかしながら、ハコヤナギ等の早生樹を植樹する場合には、一定の要件を満たせば農地転用の許可が不要になる場合があります。

市町村農業委員会では、肥料の散布や下草刈りなど、農地としての管理を継続的に行っているか、周辺農地への影響はないかなどを確認した上で、農地転用許可が必要かどうか判断しますので、早生樹の植樹を行う場合には、事前に市町村農業委員会への相談が必要となります。

○山下 寿議員 最後に、台風第14号による被害の今後の対応についてお伺いします。

今年、宮崎県に甚大な被害を及ぼした台風第14号による被害は、特に山間部が大きく、道路や農林水産業等、合わせて約700億円余に上るとお聞きしました。

また、3名の方がお亡くなりになりました。御冥福をお祈り申し上げます。

近年、台風などによる災害は、地球温暖化などの影響を受け激甚化する傾向にあります。そのため、危機管理局におきましては、避難に係る情報等についての的確な情報発信に努めていただくよう、改めてお願い申し上げます。

さて、今回の台風第14号では、線状降水帯の発生などにより、特に山間部の被害が甚大でありました。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

台風第14号による森林・林業関係被害についてお伺いします。

○環境森林部長(河野譲二君) 森林・林業関

係の被害は、11月8日時点で、被害箇所が665か所、被害額が111億8,600万円となっており、県内各地で確認されております。

そのうち、林道被害は180路線460か所で、のり面や路肩の崩壊等の被害が発生しており、被害額は40億2,700万円となっております。

また、山腹崩壊等の林地被害は98か所で、被害額は69億3,100万円、立木の折損・倒伏等の森林被害は21か所で、被害額は1,000万円となっております。

その他、九州自然歩道の一部崩壊など、自然公園の被害が3か所、木材加工・流通施設の被害が5か所、ほだ場損壊等の特用林産物生産施設の被害が78か所で確認されております。

**○山下 寿議員** 先ほど報告がありましたとおり、林道被害が460か所、林地被害が98か所、森林被害が21か所、特用林産物生産施設被害が78か所、木材加工・流通施設被害が5か所など、かなり多くの被害が発生しているようです。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

森林・林業関係の被害復旧の見通しについてお尋ねします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 林道被害につきましては、来年1月までに実施されます国の災害査定を踏まえ、管理者である市町村等が優先順位をつけて3か年計画で復旧が行われることとなります。

また、林地被害につきましては、県において、道路などの重要な保全対象がある箇所は、今年度の災害関連緊急治山事業等で、それ以外の箇所については、来年度以降の事業で復旧してまいります。

そのほか、被災した九州自然歩道は、本年度の予算等で計画的に復旧していくとともに、森林や特用林産物生産施設の被害につきまして

は、国庫補助事業等を活用して、早期の復旧に向けて森林所有者や生産者を支援してまいります。

県としましては、国や市町村、関係機関等とも連携しながら、迅速な復旧に全力で取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** 特に林道被害については、林業経営に大きな影響を及ぼします。素材業者は林道から山へ入り、木を伐採し林産物を搬出するわけではありますが、林道が復旧しないと山に入ることもできません。つまり、伐期を迎えた山に入ることができなければ、伐採した木材を搬出することができないわけでもあります。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。

台風第14号の被害で木材の搬出に支障を来していないか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 素材生産業におきましては、県北を中心に多くの林道や作業道が被災し、木材の搬出ができない箇所や、高性能林業機械を現場から移動できない箇所もあると伺っております。

また、県営林等におきましては、今年度予定していました利用間伐の入札を公告後に中止するなどの影響が生じているところでもあります。

なお、先月の県内原木市場の取扱量は、例年と同程度となっておりますが、林道等の復旧状況によっては、今後の出材や木材価格に影響が生じる可能性もありますので、引き続き、原木市場への出荷状況などの動向を注視してまいります。

**○山下 寿議員** 以上で、準備しました質問については全て終わりました。

明快な御回答をありがとうございました。終わります。（拍手）

**○中野一則議長** 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

高知県中央部の中山間地域に位置するところに、日高村という人口約5,000人の小さな村があります。この村の取組が今注目されています。

全国的に人口減少と高齢化が加速する中で、デジタル化という新たな潮流と相まって、いかにデジタル技術を活用し、住民サービスの維持・向上を図っていけるか、地方行政における大きな課題の一つではありますが、この日高村は昨年、「村まるごとデジタル化」という名前の新しい事業に着手しました。

文字どおり村全体をデジタル化してしまおうというこの事業、「村まるごとデジタル化」の第一歩として村が始めた取組は、スマホの普及率100%。村民全員にスマートフォンを持ってもらい、それを村の社会インフラの基盤として位置づけ、活用していくことで、様々な課題の解決を図っていこうというのであります。

一見奇抜にも思えるこの事業、その内容は本質を突いた、的を射た発想で、身の丈に合ったデジタル化を目指しており、「不釣り合いな先進技術ではなく、ちょうどいい技術でコストも低く味変できる」と村がアピールするとおり、計画をして実行に移った後も、課題が見つければ事業途中で何度も改善を繰り返す「アジャイル型」と呼ばれる事業手法を採用している点が特徴的です。

この日高村は、KDDIなど民間事業者2社と包括連携協定を結び、昨年6月から事業を開始。村の高齢者を対象にした週1回のスマホ教室や、スマホを持たない高齢者に利便性を伝えるため、村内約50か所に村の担当者が出向いて説明会を実施。操作上の不安などにマンツーマ

ンで対応する「スマホよろず相談所」を保健センター内に常設したほか、端末の購入補助として最大1万2,580円分の地域通貨を付与しました。

こうした取組により、村のスマホ所有率は1年間で15.2ポイント上昇。特に70代の伸び率が最も高く、1年間で3割増加、今年6月時点の村民のスマホ所有率は、70代で7割、60代で9割、村全体で8割と、成果は顕著に現れています。

「村まるごとデジタル化事業」の立案者は、日高村役場企画課の安岡周総さん。この方は村のホームページにも登場されておりますけれども、今風の30代の若手職員であります。

その安岡さんが、「スマホの普及はあくまでも手段。日常的に使いこなしてもらうことが大事」と言うように、村はLINEアプリをはじめ、健康、防災、地域通貨の4分野のアプリ活用を推奨しながら、関連する施策を打ち出しています。

例えば、歩数や体重などを記録できる健康アプリを利用し、歩数に応じて地域通貨を付与するサービスを導入したところ、利用者の歩数が3か月間で1.5倍に増加。スマホの積極的な利用が村民の健康推進につながったほか、県の防災アプリを推奨、活用することで、村の災害情報の迅速な伝達にも役立てています。

今年度、日高村はスマホの普及で構築したデジタル基盤を基に、過疎化など村が抱える課題解決に向けて実証事業を行うため、全国から事業者を募り、その中から採択した企業との連携を始めました。私も、この村の今後の事業展開に大変関心を持って注目しているところであります。

本県に目を移しますと、さきの議会で示され

た県の次期長期ビジョンの策定にも、その背景には、少子高齢・人口減少の進行、気候変動問題、価値観や行動の変化、デジタル化など、近年の予想を超えたスピードで進む社会変化がありました。

昨今の急速な社会情勢の変化に対応するために、既成の枠に捉われない大胆な取組や人材登用、柔軟性とスピード感のある業務の見直し・改善など、変化には自らの変化で対応しようと改革に取り組む企業・団体、また自治体も少なくありません。

本県におきましても、政策・ビジョンの実現のためには、時に思い切った手法の採用や実行も必要ではないかと考えますが、県政における行政改革、組織改革について、知事の考えをお伺いします。

続けて知事にお伺いします。

12月の知事選挙まで一月を切りました。議会におきましても、明年4月の改選を控え、4年間の任期も終盤に差しかかっています。振り返りますと、4年前には想像もしなかった新型コロナウイルスの拡大と長期化によって、多くの時間と労力を感染症対策に費やし、県民生活はもとより県政におきましても、また私どもの議員活動におきましても、大変大きな影響を受け続けてきたとつくづく思います。

感染第7波が8月にピークを越え、9月後半から10月にかけて小康を保っているように思われましたが、ここに来て今月15日に605人、22日に750人と一日の感染者数の増加が再び目立つようになり、知事からも先日、「第8波の入り口にある」と、基本的な感染対策が改めて呼びかけられたところであります。

第7波並み、あるいはそれ以上とも言われている感染第8波の到来に備えて、知事はどのよ

うな姿勢で臨まれるのか、お伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、行政改革についてであります。

社会情勢が大きく変化する中、多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、戦略的に施策を進めていくためには、新たな発想を持った人材の育成に加え、柔軟な組織運営が重要であると考えております。

行政課題としましては、部局横断的な対応が求められるもの、また突発的なものなどが増えておりますので、これらには、私をトップとします本部会議や所属の異なる職員が、特定の期間、集中的に業務を遂行するプロジェクトチームを活用することで、組織、分野を超えた職員同士の連携・協力を図るなど、機動的な対応を行うこととしております。

現在策定を進めております新たな行財政改革プランでは、人材育成を含めた組織力の強化のほか、新型コロナへの対応を機に加速しましたデジタル化等にも焦点を当てるなど、県民サービスについても、より一層の向上を図ることとしております。

社会変化にしなやかに対応できる体制を構築し、県民本位の行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナ第8波への対応についてであります。

これから年末年始に向けて、感染再拡大に加え、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。全国的には既に感染の拡大が始まっております。多数の発熱患者にも対応可能な保健医療体制の構築が急務と考えております。

このため県におきましては、現在、医師会等と連携し、検査や外来医療体制等のさらなる強化を図るとともに、オミクロン株対応ワクチン接種の加速化に全力で取り組んでいるところであります。

新型コロナへの対応につきましては、ウイルスの変異に加え、検査、ワクチン、治療薬、そして飲食店等の各対策の進展も踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められているものと考えております。

私としましては、今後、ウイルスの病原性の変化や爆発的な感染拡大により、医療機能が不全に至るおそれがない限りは、これまでのような強い行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、強化した保健医療体制の下で、一定の感染を受け止め、医療の逼迫を防いでいきたいと考えており、このような方針で第8波に対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

**○坂本康郎議員** 県の感染第8波への対策について、続けて質問いたします。

9月26日に感染者の全数届出が見直しをされました。このことは新聞等でも、感染者の全数把握の簡略化が26日から全国一律で適用され、これに伴い、県内でも感染者への対応が大きく変わる、市町村別の感染者数や自宅療養者数などは把握できなくなり、約2年半続いた感染動向の把握や対応は、重症化リスクの高い人に特化した形に移行するなど報じられました。

このときに誤解が生じたのか、毎日発表されている一日の感染者数にも、それ以降は重症化リスクの高い人に特化した数字が適用されていると思込んでいる人、間違った認識をしている人が、実は多いのではないかと感じています。

一日の感染者数は、直近の県内外の感染状況

や感染リスクを判断する目安として、個人の感染対策行動にも影響するものと理解しておりますが、今後、県民に向けて注意喚起を促す際には、そのことも踏まえて、より丁寧な説明が必要ではないでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 全数届出の見直しは、第7波の爆発的な感染拡大を受け、医療機関等の負担軽減を図りながら、高齢者・重症化リスクのある者を守る対策を確実に実施していくため、国の方針により、9月26日から全国一律で導入されたものであります。

具体的には、医療機関からの患者の発生届出につきまして、これまで全例が必要であったものを、65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり治療薬の投与または酸素投与が必要と判断される者、妊婦の4類型に限定する形で見直されたものであります。

一方で、感染者数につきましては、医療機関等から毎日全数が報告されており、県において日々発表しております新規感染者数は、従来と同じく全数となっております。

今後とも感染動向を踏まえ、県民に対し注意喚起等を行う際は、この点も含め、丁寧な説明に努めてまいります。

**○坂本康郎議員** 日本より半年早く冬を迎えた南半球で、インフルエンザの流行が起きています。水際対策の緩和で海外から国内にウイルスが持ち込まれる可能性が高いことなどから、この冬、日本では新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行、感染対策が懸念されていますが、県の対策を福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** この夏の第7波では、オミクロン株の強力な感染力もあり、検査を目的とした多くの方々が発熱外来を



受診された結果、医療機関が逼迫する状況となりました。

このため、新型コロナとインフルエンザが同時流行するような極めて厳しい状況に備えまして、検査・外来診療体制の拡充を図るとともに、重症化リスクに応じた医療機関の受診や療養の流れが重要となってまいります。

具体的には、重症化リスクが低く症状が軽い方につきましては、新型コロナの検査キットで自己検査を行っていただくこととしており、そのために必要な抗原検査キットや解熱鎮痛剤等の備蓄をお願いしているところであります。

引き続き、県民の皆様にも、基本的な感染防止対策のほか、インフルエンザワクチンの早期接種について周知を図り、同時流行に対応可能な医療提供体制の確保に努めてまいります。

**○坂本康郎議員** 第8波では、子供を中心に感染拡大するおそれを指摘する専門家の知見が見られます。新型コロナとインフルエンザの同時流行が危惧される中、免疫の低下による子供への影響、肺炎やインフルエンザ脳症の併発など、命を落としかねない危険があることも心配されています。

子供を中心にした感染拡大について、県の対策を福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 第7波では、10代以下の感染が多く、家庭に持ち込まれた後、社会全体へ大きく広がったものと考えられます。現在、10代以下の子供の感染が再び増加傾向にあり、これ以上感染を広げないためにも、子供に対する感染防止対策が重要となります。

そのため、まずはワクチン接種の促進が課題であると考えており、重症化予防効果等について県民に分かりやすく周知を図りながら、12歳

以上へのオミクロン株対応ワクチンの年内接種や、小児や乳幼児への積極的なワクチン接種の検討を呼びかけているところであります。

さらに、子供たちの学びの場となる小学校や教育保育施設等におきましては、各施設に応じた感染対策マニュアルの下、引き続き、インフルエンザとの同時流行に備え、基本的な感染防止対策を講じていただくとともに、新型コロナの検査体制の強化についても進めてまいりたいと考えております。

**○坂本康郎議員** 令和2年2月から3月の、いわゆる感染第1波の時期を振り返りますと、感染対策として突然実施された学校の臨時休業により、現場では大変混乱していた様子が思い出されます。

新型コロナの感染流行は、日本の学校教育におけるICT化の遅れを認識させられる機会にもなりました。その後、国のGIGAスクール構想の前倒しもあり、整備が進められ、学校現場では、1人1台端末や高速通信ネットワークなど、学習環境の整備が一通り終わっているものと理解しております。

昨年策定されました、県の「教育の情報化」推進プランにも、「新しい教育様式の確立」として、「対面とオンラインの併用による教育の推進」「ICTを活用した学習活動や遠隔教育の推進」に取り組んでいくことがうたわれていますが、今後、感染の再拡大によって、再び学級閉鎖をせざるを得ない場合など、各学校ではオンライン授業が実施できる状況にあるのか、現状を教育長にお伺いします。

**○教育長(黒木淳一郎君)** 本年2月に文部科学省が行った調査では、県内小中学校の約85%が、臨時休業等の非常時に、児童生徒が端末を持ち帰り、ICTを活用した学習を行う準備を

していると回答しております。

新型コロナウイルス感染症第7波の際には、教室と家庭をつないだオンライン授業や、タブレット端末を活用して課題に取り組むなどの学習を実施した学校もありました。

県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村と連携しながら、子供たちの学びを止めないための環境づくりに取り組んでまいります。

**○坂本康郎議員** これもコロナ禍の影響ではないかと見られていますが、先ほど山下議員の質問でも触れられておりましたけれども、全国の小中学校で昨年度に不登校だった児童生徒が24万4,940人と過去最多になったことが、文部科学省の調査で判明しました。9年連続の増加で、前年度比25%増と過去に例のない増え方であります。

本県におきましても全国と同様の傾向が見られるようではありますが、不登校児童生徒の急増の要因について、教育長に御見解をお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 国の調査によりますと、全国の不登校児童生徒数は9年連続の増加となっており、要因としては、無気力・不安が最多であり、次いで、生活リズムの乱れ・遊び・非行が挙げられております。

文部科学省では、その背景として、新型コロナウイルス感染症により生活環境が変化し、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等が考えられると分析しております。

本県の不登校児童生徒数も、全国と同様に増加傾向を示しておりますことから、コロナ禍における影響もあるのではないかと考えておりま

す。

**○坂本康郎議員** 加えて、不登校児童生徒へのオンライン授業の活用について、県内の取組状況を教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 文部科学省の調査によりますと、本県において、学校がICT等を活用して不登校児童生徒を出席扱いとした数は、令和2年度より大幅に増加しております。

具体的には、自宅から、朝の会・帰りの会に参加したり、希望した期日・時間に授業の様子をオンラインで受信したりしております。

これは、1人1台端末による通信機器の整備が進み、オンラインによる学習を児童生徒に提供できるようになったことが背景にあると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も、市町村教育委員会と連携しながら、不登校児童生徒に対するICT等を活用した学びを、多様な学びの一つとする取組を進めてまいります。

**○坂本康郎議員** 次に、公的支援を受ける子供への配慮について質問させていただきます。

経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費など費用の一部が援助される就学援助制度があります。

援助の対象になるのは、生活保護を受けている、または受ける必要がある児童生徒の保護者と、それに準ずる程度に困窮していると市町村の教育委員会が認めた児童生徒の保護者です。

この就学援助制度を申請する際に、本県では、申請書や決定通知書のやり取りを、担任と子供を介して行っている自治体が見受けられます。

このやり方は、生活に困窮する家庭と子供を特定することにつながりかねない問題と、保護

者の所得など極めてプライバシー性の高い個人情報や学校が預かるリスクの問題があります。

就学援助制度を申請する保護者及び児童生徒の情報、端的に言いますと、誰が就学援助を受けているかということを知っておく必要があるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** もとより、学校における情報は、プライバシーの保護を第一に厳格に管理することが前提であります。その上で、児童生徒一人一人に適切な支援を行う上で、家庭の状況を把握することは大変重要なことだと考えております。

中でも、就学援助費を支給するために必要な、給食費や修学旅行費など実費に関する情報につきましては、学校でしか把握できない情報でありまして、支給事務を行う市町村に対し、就学援助対象者の情報を提供する必要があります。

以上のようなことから、申請において、学校が保護者や児童生徒の情報を把握しておくことは必要であると考えております。

**○坂本康郎議員** これは他県の事例になりますが、今年10月に実施された修学旅行の旅先で、生徒に全国旅行支援クーポンを配った際に、公的支援は二重には受け取れないと誤解して、就学援助を受けている生徒7人を除外して配布していたことが分かり、問題になっています。

新聞には、「修学旅行では3年生31人が2泊3日で岩手県を訪問。宿泊先のホテルで1人6,000円分のクーポンを教師が配布する際、家計が苦しく援助を受けている生徒を別室に集め、配らなかつた。除外された生徒の保護者が学校側に相談し発覚した」と。

このことについて、「「とんでもない事例」と教育評論家の尾木直樹さんは批判。配布時に

7人が隔離されたことに関しては「援助を受けている生徒が特定されてしまう」と問題点を指摘した。困窮者支援のNPO法人「ほっとプラス」の藤田孝典理事は、「教育現場で、公的支援を受けていることは恥ずかしいという考えを生徒に植え付けることは絶対にしてはならない」と話した」とありますが、私もこのお二人と全く同じ意見であります。

そもそも、誰が就学援助を受けているか、先生が知らなければ起きなかつた事件でありますし、本県におきましても、その問題の本質は同じだと私は思っています。

もっと言いますと、児童生徒本人もそれを知る必要があるのか、できれば子供には知られたくないという保護者もいらっしゃるのではないかと思います。

この就学援助制度の制度上の対象者は、保護者です。保護者全員へ制度の周知をした上で、申請を希望する保護者が、各市町村の教育委員会へ直接、郵送やオンライン等で申請する仕組みに、早急に見直すべきではないでしょうか。

県教育委員会をよく考えていただき、これは県の権限とか市町村の権限とかではなく、公的支援を受ける家庭の子供への配慮の在り方を、県の教育方針として、しっかり市町村へ伝達、共有を図っていただくよう要望いたします。教育長に御見解をお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 就学援助制度につきましては、市町村において、それぞれの実態に応じて事務手続を行っている状況であります。

申請書類や認定通知を取り扱っている学校におきましては、児童生徒が支援を受けることに後ろめたい気持ちにならないよう配慮した対応をしておりますが、議員御指摘のとおり、保護

者等には、個人情報 の取扱いに不安を抱いている方もいらっしゃるかと存じます。

県教育委員会といたしましては、今後、各市町村の取組を共有したり、仕組みについて協議する場を設定するなどして、市町村に必要な検討を働きかけてまいります。

**○坂本康郎議員** 次に、掲示板やSNSなどのインターネット上の個人への誹謗中傷による被害について、相談件数や検挙件数など県内の状況を、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長(山本将之君)** 令和3年中のSNSサイト等サイバー空間におきます名誉毀損・誹謗中傷に関する警察安全相談件数は、97件であります。本年10月末現在では87件となっております。平成29年・30年のこの種相談が200件前後であったのと比較いたしますと、今は減少傾向でございます。

次に、サイバー空間における名誉毀損・誹謗中傷に関する検挙件数につきましては、令和3年中は4件で、本年10月末現在では1件となっております。

**○坂本康郎議員** この問題は、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりするもので、匿名性を悪用した極めて悪質な犯罪です。

今年7月に侮辱罪が厳罰化されたことに加え、10月には改正プロバイダ責任制限法が施行され、誹謗中傷行為をした投稿者を特定するための手続が簡素化されるなど、法整備も進んでおります。

被害をなくしていくための県の取組を、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長(山本将之君)** SNSサイト等サイバー空間における名誉毀損・誹謗中傷等の

被害防止に向け、警察といたしましては、小中高、大学等で実施しております防犯講話やサイバーセキュリティカレッジにおきまして、ネット上における情報リテラシーを周知するとともに、SNS等への安易な書き込みや転送等が犯罪になり得ることを注意喚起するなどの広報啓発を行ってございます。

また、悪質な書き込み等に関する相談が警察に寄せられた際には、プロバイダーに対する削除要請の手続を教示するなどして、被害拡大防止に向けた対応を行うなどしております。

サイバー空間におけるこの種相談には、警察本部及び警察署に設置している警察安全相談窓口において対応しているほか、警察本部のホームページでも相談を受けてございます。

**○坂本康郎議員** 警察本部におかれましては、ぜひ今後も、最新の技術と最新の情報を更新しながら対策を講じていただくと同時に、もし被害に遭われても、警察に相談することで救われるケースも非常に多いと考えられますので、相談窓口の周知等に一層努めていただきますようお願いいたします。

次に、雇用・経済対策について質問いたします。

コロナ禍・物価高騰の影響で打撃を受ける多くの中小企業への支援策として、業態の転換や生産性の向上を図る企業を国が支援する補助金制度が創設・拡充されております。

さきの政府の総合経済対策にも、さらなる拡充が盛り込まれました。私も地元の事業者の方から相談を受けますが、事業の維持・拡大にこれらの制度を活用することは、大変有効な手段だと思っております。

中小企業支援を目的にした国の補助金、「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」につ

いて、県内事業者の応募状況、採択状況を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 国が昨年度から実施している事業再構築補助金につきましては、これまでに県内企業から合計720件の応募があり、このうち269件が採択されております。なお、県内企業の採択率は上昇傾向にあり、今年6月の第6回公募におきましては、89件の応募に対し49件が採択されております。

次に、ものづくり補助金につきましては、県内企業からの応募数は公表されておりませんが、平成24年度に公募が開始されて以来、合計1,048件の採択が行われており、今年5月の第11次公募においては、21件が採択されております。

いずれの補助金につきましても、採択数に変動はございますが、県内企業において広く活用されているものと考えております。

○坂本康郎議員 これらの補助金制度への応募及び採択後の事業者へのサポートはどのように行われているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 事業再構築補助金及びものづくり補助金につきましては、応募時には商工会議所や商工会、県産業振興機構等において、事業者の課題や取組内容を聞き取り、補助事業の要件確認から事業計画書のブラッシュアップまで、応募に必要な支援を行っていただいております。

また、採択後におきましても、県中小企業団体中央会を含めた各支援機関等において、事業実施に活用できる融資制度や様々な相談窓口の紹介など、事業終了まで、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を行っていただいております。

○坂本康郎議員 10月に委員会の視察で京都市

を訪ねた際に、市が企画・運営する「女性の働き方の幅を広げるデジタルスキル基礎講座」についてお話を伺いました。

基礎講座とはいえ、クラウドを活用したネットショップの作成やSNSマーケティングなど、実践的な内容が用意され、週1、6回の講座で構成されており、「女性向け」と特化している点が特徴です。

募集するとすぐに定員が埋まる状況が続いているとのことで、このような講座への女性のニーズの高さを感じました。

テレワークやリモートワークの普及など働き方の変化により、働きたい女性にとっては、デジタルスキルを身につけることで仕事の選択肢が広がり、収入アップにもつながることが期待されています。

女性のデジタルスキル習得のための支援について、県の取組を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、デジタル人材の育成の取組の一つとして、離職者等を対象に、基礎的なパソコンスキルからプログラミングまで、自分のレベルに応じて選択し、好きな時間に学習できるオンライン講座を、令和2年度から行っております。

これらは女性に限ったものではありませんけれども、昨年度は受講者83名のうち女性が36名、今年度は受講者82名のうち女性が50名と、女性の利用が多くなっております。

女性のデジタルスキル習得を支援し、就労を促進することは、女性の活躍の場の拡大や、不足するデジタル人材の確保にもつながりますことから、男女共同参画センターや女性・高齢者就業支援センターへの情報提供を行いながら、人材育成に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、県の「みやざき女性・高齢者就業支援センター」についてお伺いします。

センターの開設から2年がたちましたが、ここでは特に、高齢者の相談件数や利用者の年齢層など利用状況を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「みやざき女性・高齢者就業支援センター」は、女性と高齢者のための就業支援施設として、令和2年10月に開設しておりますが、高齢者の利用状況につきましては、開設から令和4年10月末までの相談件数が延べ2,004件で、就職決定者数は299名となっております。

また、利用者の年齢層につきましては、令和4年4月から10月までの利用者を年代別で見ますと、50代が6.7%、60代が38.8%、70代が53.1%、80代が1.4%となっており、利用者の平均年齢は69.3歳となっております。

○坂本康郎議員 センターの名称にあります「高齢者」について、何歳以上を高齢者として利用対象とするのか、一昨年のセンター開設の際に確認をしましたら、55歳以上が対象だとの回答をいただきました。

私は今月57歳になりましたが、センター開設のときにちょうど55歳を迎える時期にありましたので、それを聞いて大変複雑な気持ちになりました。私と同じ年代の人たちが、仕事の相談に高齢者就業支援センターに行くかという、恐らく行かないのではないかと思います。

一般的に50代の多くは、自分が高齢者だという自覚が、まずないと思われれます。また、50代の人たちが求める仕事が、高齢者就業支援センターに行けば見つかるとは、なかなか考えにくいのではないかと思います。

一方、思うように仕事が見つからない、決まらないという50代の人たちが多いこと、この年代の人たちが転職や再就職で大変苦勞されていることも事実です。私もそうした相談を受けることが間々ありますので、実感として、センターの役割は大変大きいと考えております。

そこで、センターが就労支援をする対象はそのまま、より幅広い年代の人たちがセンターを利用しやすいよう、ここはひとつ柔軟な対応で、名称の変更をしてはいかがでしょうか。商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 女性・高齢者就業支援センターは、開設から2年が経過し、労働力人口の減少等による人材の確保が喫緊の課題となる中、県民の皆様徐徐に定着し、利用者数も年々増加しております。

一方で、「高齢者」という言葉に対して違和感を持つ方もおられ、「施設の利用をちゅうちょする」等の声がありますことから、センター作成のチラシ等に「シニア向け」と併記する等の工夫を行っております。

高齢者の就労意欲が高まる中、センターの持つ役割はますます重要となってまいりますので、利用者や関係者等の御意見を伺いながら、センターの名称も含めまして、より利用しやすい施設となるよう、検討を行ってまいります。

○坂本康郎議員 次に、県営住宅の将来に向けた管理方法の見直しについてお伺いします。

これまで一般質問で度々取り上げておりますが、県営住宅では入居者の高齢化など社会変化に伴い、自治会活動に支障を来す状況が発生しており、団地自治会の運営や共用部分の管理について、長期的な視点に立った抜本的な見直しをお願いしてまいりました。

これに対して県は、3月に団地の自治会へア

ンケート調査を実施し、その結果、共益費の滞納や清掃活動への参加者の減少、班長などの成り手不足、草刈り作業などの一部を業者に委託せざるを得ない状況など、団地ごとの実態の把握をしていただいたところでもあります。

幾つかの団地の自治会役員や入居者の方から、私のところにも反応が寄せられており、今後の進展に皆さん大変関心を持って見守っていらっしゃいます。

実態を把握し、その次にどう進めていかれるのか、県の取組について県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県営住宅の共用部分の管理につきましては、アンケートの結果、議員御指摘のとおり、共益費の滞納や草刈り・清掃活動への参加者の減少など、一部の団地で入居者による管理に課題が生じていることが確認されたことから、将来に向けた管理方法を検討するため、先進的な取組について全国調査を実施したところです。

調査の結果、本県と同様に入居者が共益費を徴収し、管理をしている事例が大半を占める一方、自治体が共益費を徴収し管理を行っている事例や、自治体の支援により入居者が外部に管理委託することを検討している事例がありました。

いずれの方法についても、共益費の滞納の取扱いなど様々な課題が確認されたことから、今後は、詳細な分析を行うとともに、入居者の高齢化なども踏まえ、本県に適した管理の在り方について検討を進めてまいります。

**○坂本康郎議員** この問題は、空き部屋対策や建物のバリアフリー化などの課題と併せて、今後ますます社会の高齢化が進む中で、避けては通れない課題です。

団地自治会の抱える課題の解決に注力することで、それが住みやすい住環境の維持や団地内コミュニティの活性化につながるなど、一定の好循環の軌道に乗るまで、ぜひ頑張ってくださいようお願いいたします。

次に、マンションの老朽化に伴う問題について質問いたします。

人口が集中する宮崎市をはじめ、県内には相当数の分譲マンションがあります。この中には、築40年を超えるものも増加しており、そこには、建物の老朽化と所有者の高齢化という2つの問題が存在します。

老朽化したマンションが適正に管理されずに放置されると、外壁の崩落など、周囲を巻き込む事故などのリスクが懸念されます。

本来、建物の経年劣化に対する適切な維持管理や修繕、場合によっては建て替えなどの対応は、マンションの管理組合が所有者から一定数の同意を得て進めることになっていますが、所有者の高齢化に伴い、相続などを経て、所有者の所在や連絡先不明というケースも増加しているようであります。

このような分譲マンションの老朽化の問題に対して、県ではどう対策していくのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 本県の分譲マンションにつきましては、将来的に老朽化が見込まれることから、各マンションの管理組合による計画的な管理を推進する必要があります。

このため県では、令和2年6月に改正された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、適正な維持管理が見込まれる管理計画の認定制度や、管理組合に対する指導・助言などを盛り込んだ「宮崎県マンション管理適正化推進計画」を策定したところです。

管理計画の認定を受けると、リフォーム融資の金利引下げなどの優遇措置を受けられるため、適正な維持管理につながることを期待されます。

管理計画の認定は、町村区域においては県が、市の区域においては市が行いますので、今後は、関係市と意見交換を行い、推進計画の策定を促すとともに、県民へ認定制度の周知を図ってまいります。

**○坂本康郎議員** 次に、県の交通安全対策について質問いたします。

現在県では、「みんなの命を守る高齢者「制限運転」」の取組がなされています。

これは、免許証を返納すると、仕事や買物、通院など、生活に様々な支障が生じる高齢運転者が多い本県の実情を踏まえ、運転免許証を返納することなく、制限運転を宣誓して、自分自身で決めたルールを守ることで、交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようとする取組で、私も大変評価しております。

取組が始まって4年目に入りましたが、制限運転を宣誓された人数など受付状況と、事業の効果について、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長(山本将之君)** 制限運転の宣誓者数につきましては、取組を開始した令和元年から本年10月末までに4,601名となっており、本年7月からは、市町村での受付に加えまして、警察署と運転免許センターでの受付を開始したところ、宣誓者が増加傾向にあります。

制限運転は、高齢運転者が、体調が優れないときや夜間には運転しないといった運転条件、ルールを自らに課していただき、それを市町村や警察署等において宣誓していただくものですが、この制限運転の宣誓により、安全な運転に資する効果があると考えてございます。

宣誓者からも、「自分でルールを決めることで、安全運転への意識が高くなった」などの声をいただいておりますので、引き続き、各市町村が高齢者クラブ等において行う普及活動を、警察としても連携して行ってまいります。

**○坂本康郎議員** 次に、信号機のない横断歩道における車の一時停止につきまして、私も車に乗って市内を行き来していますと、歩行者を確認して一時停止をする車が以前に比べて随分多くなった印象を持っていますが、いかがでしょうか。警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長(山本将之君)** JAF(日本自動車連盟)の8月末の全国調査でございますけれども、本県の信号機のない横断歩道における車両停止率は53.6%で、昨年より8.6ポイント上昇しております。

なお、全国平均は39.8%でございますので、本県の順位は全国第12位となっております。

**○坂本康郎議員** 今年の夏から、県庁楠並木通りをはじめ幾つかの信号機のない横断歩道が、紅白にカラー舗装されております。

非常に目を引く色合いで、私はそれを目にしたその日に、自分のツイッター等で紹介させていただきましたが、話題性も含めて、歩行者の安全につながる工夫が感じられ、大変評価しております。

この紅白にカラー舗装された横断歩道の設置状況や効果、今後の取組について警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長(山本将之君)** 警察では、歩行者事故が発生した場所や、横断歩行者が多い県内の信号機のない横断歩道27か所をモデル横断歩道に指定いたしまして、本年7月から8月にかけて、白色の横断歩道と横断歩道手前のダイヤモンドマークの周りを赤色で塗装いたしまし



た。

議員御指摘のカラー舗装化の効果につきましては、27か所の塗装前の平均停止率が56.9%であったのに対しまして、カラー塗装した後は69.6%と、12.7ポイント上昇してございます。

カラー舗装化の今後の取組といたしまして、停止率の推移を今後とも見定めてまいりますとともに、カラー舗装化の効果等について道路管理者に情報提供するなどして、普及に努めてまいります。

○坂本康郎議員 今、御答弁にありましたように、このような効果的な取組につきましては、ぜひ、道路管理者である県土整備部との間で情報共有を進めるなど、積極的な横の連携を図っていただき、一層の対策に努めていただきますようお願いいたします。

次に、道路管理者の取組について、道路交通の安全対策を行う上で、関係機関との連携がどのように取られているか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(西田員敏君) 道路交通の安全対策につきましては、歩道の整備や道路の拡幅、さらには交差点改良など、道路管理者として必要な対策を、交通管理者である警察をはじめ関係機関と連携し、鋭意進めているところであります。

特に、通学路や事故発生箇所等の安全対策においては、警察、PTA、地元市町村や自治会などと合同で点検や調査を行い、防護柵など安全施設の整備に加え、ドライバーへ注意喚起を促す路面標示の設置などの取組を進めているところであります。

県といたしましては、今後とも、関係機関と十分に連携を図りながら、必要な予算の確保に

努め、道路交通の安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、避難対策についてお伺いします。

9月に本県を襲った台風第14号におきまして、県内各地で避難指示が発令された18日の避難行動など、県内の避難状況をどう分析されているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監(横山直樹君) 去る9月の台風第14号は、平成17年に県内に甚大な被害をもたらしました台風第14号と、その規模やたどったルート、県内が暴風域に入っていた時間がほぼ同様で、避難所に避難した最大数も約1万2,000人と同規模でした。

一方、避難の動向について見てみますと、今回の台風では、暴風域に入った直後から避難者が大きく増えはじめ、そのピークも早くなったという違いがございます。

早期避難につながった要因としましては、県民の防災意識が高まったことや、气象台、県、市町村、マスコミ等が繰り返し早期避難の呼びかけを行ったこと、また災害救助法が早期に適用されたことによりまして、市町村による避難所の開設が促されたことなどが考えられます。

○坂本康郎議員 台風災害時の避難の在り方について、県は各市町村に対してどのように取り組んでおられるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監(横山直樹君) 台風などによる風水害が予想される場合には、住民それぞれが置かれている状況に応じて、早期に安全な場所へ避難することが重要であります。

このため県では、市町村長による避難情報が適時的確に発令されるよう、市町村を対象に、避難指示発令の事例研究などを行う実務研修会

などを開催しております。

また、今回の台風第14号におきましては、県内が暴風域に入る前日に県の災害対策本部を立ち上げ、市町村と連携しながら、災害救助法の適用を決定したところであります。

これにより、避難所の設置主体が県となり、設置に必要な人件費、光熱水費、燃料費等の費用を負担することで、市町村の早期の避難所開設を促したところであります。

**○坂本康郎議員** 先日、福島県いわき市を訪ねました。その際に、いわき震災伝承みらい館の高田悟館長にお会いし、お話を伺う機会がありました。

いわき市は3年前の令和元年10月に台風第19号の直撃を受け、記録的な大雨によって夏井川など河川が決壊し、9名の高齢者が犠牲になりました。避難情報が届かなかったのか、逃げ遅れてしまい、その大半が御自宅で命を落とされています。「震災を経験し、避難の重要性をどこの誰よりも知っていたはずなのに。震災から10年もたたないのに再び犠牲者を出してしまった」と、無念そうにおっしゃる高田館長のお話が大変心に残りました。

いわき市では、地域防災計画や業務継続計画などに基づく災害対応業務が、3年前の台風第19号の際に十分に機能したのか把握するとともに、課題を明らかにして、その結果を今後の防災対策に反映させるために、6回にわたり検証委員会を開き、特に「情報伝達の在り方」「要支援者への支援、避難の在り方」「避難所開設の在り方」について重点的に検証し、報告書にまとめております。

本県におきましても、要支援者の増加や自然災害が年々激甚化していることを踏まえ、今回の台風第14号の避難状況について、県内で地域

防災計画や業務継続計画などに基づく災害対応業務が機能していたのか検証する機会を設け、市町村との間で情報共有し、今後の防災対策、避難対策に反映させていただきますよう、ぜひお願いいたします。

以上で、用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきましてありがとうございます。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分再開

**○二見康之副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

**○佐藤雅洋議員**〔登壇〕（拍手） 皆さんこんにちは。自由民主党の佐藤雅洋です。

本日は、知事への激励と応援も含め、地元から緒嶋団長をはじめとする西白杵傍聴団、そして各地からおいでいただいております。よろしくお願いいたします。

我が地元、西白杵では、夜神楽の笛の音、太鼓の音が響く頃となり、たき火を囲んでかつぱ酒と煮しめやいなりずしの振る舞いがうれしい季節となりました。

どうぞ皆さん、今の季節の西白杵へおいでください。私が御案内をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問を進めてまいります。

知事の今回発表の政策提案に、「全国を代表する知事を目指している」とありました。大変すばらしく、県民にとりましても誇らしいことであり、ぜひとも成し遂げていただきたいと強

く思います。

そこで、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に厳しさを増している状況でのお考えを、県民が誇れる、全国を代表する河野知事にお伺いいたします。

ロシアによる隣国への侵攻から既に9か月がたちました。ロシアの武力侵攻は、今年の初めには誰も想像していなかったほど国際情勢を大きく変化させました。中国による一方的な尖閣諸島などへの現状変更の試みや、台湾への圧力、北朝鮮による相次ぐミサイルの発射、ロシアによる北方領土不法占拠、南下による北海道侵攻の脅威など、我が国の防衛、そして外交は、かつてないほど困難な課題に直面しています。

8月には、米国のペロシ下院議長の訪台に反発し中国が発射したミサイルが、沖縄県波照間島南西の排他的経済水域（EEZ）に落下したとされ、また10月には、北朝鮮の弾道ミサイルが青森県の上空を通過し、5年ぶりにJアラートによる避難を呼びかける情報伝達が行われました。

さらに、今月18日には北朝鮮が、火星17と呼ばれるアメリカ全土をも射程に入れるとされるICBM級のミサイルを発射し、北海道渡島大島西の排他的経済水域（EEZ）に落下したとされています。

国においては、こうした情勢を踏まえ、防衛費の抜本的強化について議論が行われているところであり、年末にかけて国家安全保障戦略などが新たに策定されることとなっています。

防衛及び外交は、国家の専権事項と決まっているわけではないと、私は考えます。

この国に生きる国民の一人一人が、その地域に暮らす住民の一人一人が、この国の在り方

や、大切に守るべき家族、地域のことに思いをはせつつ、我が国の防衛力（守る力）の強化について、国民的議論を行うことが重要と考えます。

県や市町村においても、平素からの自衛隊等との連携、弾道ミサイルを想定した訓練の実施や避難行動の周知・啓発、あらゆる事態を想定した備えなど、重要な役割を果たす必要があると私は考えます。

こうした点を踏まえ、県民の命と暮らしを守る責務があると考えますが、知事の政治姿勢として、厳しさを増す安全保障環境に対する知事の思いを伺います。

次に、2035年に全線開通を目指しております森林基幹道高千穂日之影線について伺います。

両町のかげ橋ともなります乙女大橋が、先月10月23日に開通しました。地域振興と併せて、既に災害時のルートとして重要な役割を担っております。

開通式では、秋晴れの下、知事をはじめ江藤元農林水産大臣、歴代林野庁長官にも御挨拶いただき、地元神楽の奉納などもあり、大変すばらしい開通式となりました。

その開通式典に出席された感想と、今後の整備に対する思いを、本来であれば一番御苦労された環境森林部の河野譲二部長にお伺いしたいところでありますけれども、時節柄、河野俊嗣知事にお伺いいたします。

壇上の結びです。県を挙げてかなりの気合で臨んだ今回の第12回全国和牛能力共進会では、4大会連続の内閣総理大臣賞という大変すばらしい成績を収めました宮崎県チームですが、特にベテランと若手の連携の成果が見られました。

親から受け継いだ牛への愛情や、ベテランの

先輩から指導してもらった調教や手入れと仕上げの仕方など、技術をしっかりと伝承し、人を育てることが大事だと思います。

そこで、県としては、宮崎牛に携わる人たちの次回の全共に向けた人材育成、必勝の体制づくりについてどのようにお考えか、知事に伺います。

ここまでを壇上の質問とし、再造林、森林環境譲与税、森林経営計画、台風災害などの質問については、質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、安全保障問題についてであります。

本年2月に、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まりましたが、これは力による現状変更を行おうとするものであり、断じて容認できるものではありません。

また、アジア周辺におきましては、今月18日にも北朝鮮のミサイルが日本の排他的経済水域の内側に落下しており、北朝鮮による弾道ミサイルの発射実験は頻発化しております。

中国の軍事力の拡大、海洋進出の動きなど、我が国を取り巻く安全保障環境は急速に厳しさを増しているものと認識しております。

私としましては、我が国の平和と安全を守るため、国際社会の平和と協調のための不断の外交努力に努め、諸外国の協力関係をしっかりと深めていくことが重要であると考えております。

また、地方自治体におきましても、全国知事会において、沖縄における基地負担の問題、また日米地位協定の問題等を調査し、議論しております。

自治体としても、国としっかり連携を図りながら、できる役割分担、そしてしっかりとした

議論をしていくこと、これは極めて重要だと考えております。

国におきましては、引き続き、アジア太平洋地域における安定した平和と秩序づくりに積極的な役割を担うとともに、大きな不安を感じております国民に対しまして、安全保障の在り方に関する丁寧な説明を行っていただきたい、そのように考えておるところであります。

次に、森林基幹道高千穂日之影線についてであります。

この道路は、計画延長41.1キロメートルの林道であり、そのシンボルともなります乙女大橋の開通式典、先月23日に私も出席したところであります。

私も様々な道路や橋梁の開通式典に出席しておりますが、これほど会場までに長い道のりを通っていく場所はなかったと、それほど深い山奥に、この乙女大橋が整備された。

これまで、深い谷を挟んで目と鼻の先にありながら谷底まで下りていかなければ行き来ができなかった、高千穂町狩底地区と日之影町乙女地区を結ぶ、地元の皆さんが待ち望んでいた橋だということを、私も現地に行く中で改めて実感したところであります。

乙女大橋という随分ロマンチックな名前がつけられたんだなと思っていただけであります。集落の名前がつけられたということで、皆様の愛着というものも一層のものがあるかと思えます。

この橋が、開通式前ではありましたが、台風第14号災害による集落の孤立を防いだことを伺って、インフラ整備の重要性というものを改めて認識したところであります。

この林道の整備が進むことで、森林整備の推進や木材輸送の効率化はもとより、生活道や災

害時の迂回路、さらに神話スポットへのアクセス道としての利用など、西臼杵地域全体の活性化にも大きな効果があるものと期待をしております。

県としましては、引き続き、必要となる予算をしっかりと確保し、県民の皆様との連携を図りながら、令和17年度の全線開通に向けて全力で取り組んでまいります。

最後に、全国和牛能力共進会についてであります。

私も会場で応援したところではありますが、その感動がよみがえってまいります。これまでの大会と比べてもレベルが高い、しかも、これまでしのぎを削ってきた鹿児島県における開催、言わばアウエーにおける厳しい戦いでありました。

その中で、出品牛全てが上位の成績を占めるとともに、史上初となる4大会連続内閣総理大臣賞を獲得したこと、そして、おいしさ日本一のお墨つきを得たこと、これは大変大きな成果であったと考えておりますし、生産者をはじめ関係者の皆様の御努力に対しまして、改めて敬意を表するものであります。

こうした素晴らしい成績に加えて、今回は、ベテラン出品者はもとより、本県の若手担い手が躍動した大会、将来につながる大会だったということが、これも大きな手応えが感じられる成果であったと考えております。

とりわけ、20歳代の活躍もあった西臼杵地域などは、将来の本県の畜産を担う若手後継者が着実に育ってきているものと、頼もしく感じたところでもあります。これは、若い担い手に、経験豊富な出品者や技術者が惜しみなく技術を伝授し、地域ぐるみで支えてきた取組の成果だと思えます。チーム宮崎はしっかりと連携が図ら

れているなど、手応えを感じたところであります。

また、小林秀峰高校の活躍も素晴らしいものがありました。昨日は祝賀会がありまして、秀峰高校の取組発表の映像を見て、私は会場の後ろで一人でぼろぼろ涙を流しておりました。

練習風景を見に行ったんですが、そのときと比べても子供たちがぐっと進歩して、あの大舞台でこれだけ立派にやってもらったということ、素晴らしいなど、やはりこれも将来につながるなど手応えを感じたところであります。

今回の成績を次回以降へとつないでいくため、引き続き新たな世代を育てていく必要がありますことから、それぞれの地域での一層の連携や、チーム宮崎の結束力をさらに高め、着実に技術が継承されていくよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 知事、ありがとうございます。

乙女大橋たもとの山中神社での奉納神楽は、高千穂、日之影、町境を越えた郷土のお祭りが行われてきています。豊富で充実した森林資源、伐期を迎えた杉やヒノキなどを運び出す準備が着々と進み、地元の期待は大きく高まっています。森林基幹道高千穂日之影線の早期開通をよろしく願いいたします。

今回の全共は北海道です。技術だけでなく、牛を知り尽くし、市場流通をも学び、経営ができる人材を育てることも、宮崎牛ブランドに欠かせない大事なことだと考えますので、5大会連続の内閣総理大臣賞を目指し、主役である牛を心から愛する方々への引き続きの強い御支援を要望いたします。

牛づくり日本一の宮崎県は、杉生産も31年連続日本一であります。環境森林部及び関係者の

皆様の御貢献と、たゆまぬ御努力に敬意を表します。

杉生産日本一の森林県宮崎において、山を育てる、木を育てることは大変重要であります。世界的な環境問題を考える上でも、森林の果たす役割は大きなものがあり、その大切な資源、その先の子供たちの未来のため、再造林までしっかりと考えておく必要があります。

しかし、厳しい現実が立ちはだかり、特に再造林に対する森林所有者の意識低下や担い手不足が課題となっていますが、県としての対策について環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 再造林を推進していくためには、森林所有者の意欲の向上や担い手の確保が大変重要であると考えております。

このため県では、森林所有者との座談会等を通じて、再造林の必要性や山元立木価格などについて、市町村や森林組合と協力して周知を行うとともに、主伐収入と補助金により林業経営が成り立つことについて普及を行うなど、森林所有者の再造林意識の醸成を図っているところであります。

また、新たな造林担い手として期待される「ひなたのチカラ林業経営者」の育成に向けて、省力化・軽労化につながる資機材の導入や、造林作業に従事する新規就業者の継続雇用などへの支援を行っているところであります。

県としましては、今後とも、市町村や森林組合等と連携し、再造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 山を育て守ることの崇高さを知らしめる必要があります。

多様な恵みを与えてくれる森林を県民みんなで守り育てていく仕組みの一つとして、平成18

年4月に宮崎県森林環境税が導入されました。

この税を活用して、県民による森林づくり活動の支援や、災害に強い森林づくりなどが行われています。

片や、令和元年に創設された国の森林環境税及び森林環境譲与税は、地域の森林経営管理の強化を図るため、主に市町村が行う森林整備の促進等を目的としており、県のものとは金額や使途が異なりますが、導入以来、市町村における活用は着実に進んでおり、特に中山間地域等の森林の多い市町村での活用額は大きく増加しております。

近年、気候変動による激甚災害が頻発化している中、台風や大雨によって山にたまった水が一気に下流に流れ出て起こる洪水被害が多発しています。

森林を整備し再造林することは、災害被害の低減にもつながり、森林の有する防災や保水機能を高めることにつながります。国の森林環境譲与税について、森林の多い市町村への配分を高めるよう見直しを進める必要があると考えます。それが国を守ることにはなりますが、県の考えを再度、部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積が50%、林業就業者数が20%、人口が30%となっており、以前から、森林の多い地域に、より重点的に配分されるよう基準の見直しが必要ではないかとの意見があることは承知しております。

基準の見直しについては、現時点で、国から具体的な情報が示されておりませんが、仮に、山間部など森林の多い地域に、より重点的に配分されるような見直しが行われた場合は、林業県である本県にとって追い風になるものと考えております。

県としましては、国の動向を注視しつつ、まずは森林環境譲与税について、より一層の有効活用が進むよう、市町村支援に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 同じ森林面積でも、なだらかな山の北海道などと違い、宮崎県の山林は切り立った山であります。北海道などの山は皿を伏せたような山、一方、我が宮崎県の山は一升瓶を立てたような山々です。

急傾斜地での森林作業は、機械などに頼れず人力による大変な作業であり、多大な労力が必要です。そのことも踏まえた見直しが行われるよう、国への要望が必要と、私は考えます。

あわせて、山づくりにとって重要な森林経営計画について伺います。

森林経営計画における間伐の実施基準が地域の実情に合っていない、計画を立てにくい、作業が進めにくいとの声が現場から聞こえてきますが、この実施基準を地域の実情に合わせることができないのか、部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 森林経営計画は、森林所有者等が、一定のまとまりのある森林を対象に、造林や間伐等の森林施業について作成し、市町村等が認定する5か年の計画であります。

計画では、過密化した人工林について、5年間で計画的に間伐を実施していくこととなりますが、その実施基準となる間伐面積については、市町村が策定する市町村森林整備計画で定める間伐の実施回数等に応じて算出されることとなります。

このため、県としましては、引き続き市町村に対し、地域の実情を踏まえた間伐の実施回数等を市町村森林整備計画に盛り込むよう指導・助言を行うとともに、森林組合等と連携しながら、

森林所有者による適正な間伐の実施を支援してまいります。

**○佐藤雅洋議員** しっかりと市町村への指導・助言をお願いいたします。

東京2020オリンピックで世界中に木のぬくもりをアピールした国立競技場では、宮崎県産材をはじめとする国内の木材が大きな存在感を示しております。

高層ビルも、技術の進化により木造化が注目されております。私も林業活性化議員連盟の県外調査で、神奈川県横浜市にある大林組の日本初となる高層純木造耐火建築物を視察しました。木質化された空間がもたらすリラクゼーション効果や調湿効果に加え、風・光・香りなど自然を取り込むデザインや技術には目をみはるものがありました。

宮崎の木材が至るところで人々を雨、風から守り、宮崎の木ぬくもりが癒やしを与えることは、林業県宮崎が得意とする分野です。

県内外における木造化の取組や、中高層建築物等への県産材の販路拡大にどのように取り組んでいるのか、部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県内における販路拡大の取組につきましては、木造の設計スキルを持つ建築士の育成に加え、品質・性能の確かなJAS認証材等の供給体制の整備や普及促進を図るとともに、今年4月には、木造化・木質化を検討している建築関係者等を専門家が支援する相談窓口を、木材利用技術センター内に設置したところであります。

また、県外での取組としましては、川崎市と連携した利用拡大の取組を進めるとともに、今年8月に、大阪市内の複合商業施設内に設置した常設展示スペースを起点に、来月以降、関西圏の建築士や施工業者等を対象としたセミナー

や商談会の開催等を予定しているところであります。

こうした取組を通じ、県内外の中高層建築物等へのさらなる県産材の販路拡大を図ってまいります。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。森林組合連合会をはじめ県木連、県素連、林業協会などの県内林業団体ともさらに連携を強化し、県産材の販路と需要拡大に取り組まれることを要望します。

九州中央自動車道は、九州中央部を東西に結び、九州の高速道路網の骨格をなす重要な路線であります。

産業、経済、文化の交流・発展を支える基盤として、九州の一体的発展に不可欠な路線ではありますが、お隣の熊本県のホームページによると、「九州の中央に位置するという地理的な特性を生かし、「すべての道は熊本に通じる」との考えの下、大規模災害発生時に熊本が九州における広域防災拠点としての役割を担えるよう、幹線道路の整備を進めている」とあります。

宮崎県高千穂町は、天孫降臨の地、日本の始まりの地ながら、最も遅れています。高速道路においては、始まりの地ならぬ最後の地となりそうであります。

しかし、私たちは諦めることなく、災害に対応する「命の道」、九州全体の産業を活性化させる「経済の道」「地方創生の道」として大きな役割を担う、九州中央自動車道早期全線開通に向けて声を上げていきます。

そこで、国土交通省から出向され、我が西臼杵へも何度も未事業化区間の平底―蔵田間18キロを走り抜け訪れていただいております、永山副知事に敬意を表して、九州中央自動車道県内

区間の事業進捗状況、事業化への思いについてお伺いいたします。

**○副知事(永山寛理君)** 九州中央自動車道につきましても、昨年8月に日之影深角―平底間が開通したほか、蘇陽―五ヶ瀬東間、高千穂―雲海橋間において調査設計が進められております。

また、五ヶ瀬東―高千穂間におきましても、橋梁10橋、トンネル6本の整備が予定されておりますが、五ヶ瀬東インター付近での橋梁などの工事が順調に進められ、1月には童里トンネルの入札が予定されるなど、工事が本格化しており、今後のさらなる事業の進捗に大変期待しております。

一方、県内では平底―蔵田間が、議員御紹介のように未事業化区間として残されており、南海トラフ地震など災害時における人命救助や救援物資の輸送のほか、広域観光や地場産業の振興のためにも、一日も早いミッシングリンクの解消が必要であります。

私は副知事に就任以来、県北地域、西臼杵地域を度々訪問する中で、豊富な観光資源をはじめ、素晴らしい自然の美や、先日も高千穂の夜神楽を舞わせていただいたところがございますけれども、この地域が持つ高いポテンシャルを私自身、肌で感じております。

私としましては、県北地域、西臼杵地域が持つ魅力ある資源を生かしていくためにも、事業中区間の整備促進とともに、平底―蔵田間の事業化に向け、私の培ってきた経験、そして人脈を最大限に活用しつつ、佐藤県議、そして本日お越しの緒嶋先生のお力もお借りしながら、あらゆる関係者の皆様と一体となって、全力で取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。私た



ち地元のやるべきことは全てやりたいと思っております。早期全線開通をよろしく願いいたします。

次は、縦の道の質問であります。

県道竹田五ヶ瀬線は、大分県竹田市の国道57号と五ヶ瀬町の国道218号を結び、地域間交流や産業活動などを支える重要な路線でもあります。

道ができ橋が1つ架かることで、その地の暮らしがどれだけよりよいものになるかを、西臼杵の人々はこれまでに実感し感謝をしております。

今回も早期の整備を望む声が多くある中、県道竹田五ヶ瀬線に取り組んでおられる波帰之瀬工区の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県道竹田五ヶ瀬線は、広域的な観光周遊ルートの形成や、防災上の観点からも大変重要な路線と認識しており、現在3工区で整備に取り組んでいるところであります。

このうち、議員お尋ねの波帰之瀬工区につきましては、高千穂・五ヶ瀬両町を結ぶ約1キロメートルのバイパス整備であり、現在、町境の五ヶ瀬川に架かる約410メートルの橋梁工事を進めているところであります。

高千穂町側につきましては、今年8月に橋台工事が完了したほか、令和元年度から工事を行ってまいりました橋脚が、今年度末に完成する見込みとなっております。また、五ヶ瀬町側の橋脚工事につきましても、本体工事の着手に向け、契約手続などを進めているところであります。

このような大規模な工事には相当な事業費を必要とすることから、今後とも、予算の確保に

努め、早期整備にしっかりと取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。波帰之瀬大橋の完成も楽しみにしておりますし、今後、大分県日田市、熊本県阿蘇市、そして宮崎県を結ぶ観光道路、縦の道の起点ともなれる地域の道路であります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、かんがい排水用電力料金について、九州電力が期間契約から年間契約に改めようとしている動きがあると伺っております。

さきの台風第14号では、県内各地の農家が大きな被害を受けました。災害で困っている農家に対し、地元へ根づき地元とともに成長してきたはずの九州電力が、このタイミングでの一方的な値上げともなる契約変更はいかがなものでしょうか。

もちろん、諸事情により値上げに踏み込む背景には一部理解をしておりますが、それ以前に、災害に遭われた方々に対して支援する側へ回るなど、できる企業努力をしていただきたいところでもあります。また、県としても、それに対して意見すべきではと私は考えます。

あわせて、電力会社に対応できないということであれば、県として支援をすべきではないでしょうか。県としてどのようにお考えか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 九州電力のかんがい排水用電力契約は、これまで農業振興に配慮され、使用期間に限り料金を支払うものでしたが、燃油価格高騰などの影響を受け、来年1月から、未使用期間も基本料金が発生する年間契約に見直されるものと伺っております。

これに伴い、農業用ポンプ施設を利用する土地改良区や水利組合等では、年間の電気料金

が、一例では1.5倍に増加するという試算もあるなど、今後の運営に影響が出てくるものと受け止めております。

県としましては、省エネポンプへの更新などに対する補助や送水量の小まめな調整など、効率のよい施設運営のための指導・助言により、土地改良区などの持続的・安定的な運営を支援してまいります。

**○佐藤雅洋議員** 九州電力は、今回の被災で困っている農家に対して、傷口に塩を擦り込んだり、大雨時に傘を取り上げるようなことはせず、変更の見直し、もしくは延期などの御配慮を期待いたします。井手局長の企業局の電力を分けてもらうわけにはいかないでしょうか。

県内外に大きな爪痕を残した台風第14号により、山間部に張り巡らされた大切な用水路が大きな被害を受けました。

先人が、生きていくために米を作るべく水を流した、大切な用水路です。自然災害は人間の力で避けることはできなくとも、そのときに対する防災対策は、どれだけ備えても余ることはありません。むしろ、どれだけ防災対策ができていくかだと思います。

もしものときに備えて防災対策・防災意識を促している県としての、今後の用水路などの防災対策について、再度、部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 台風第14号では、県北の山間部において、農地や用水路などの農業用施設が甚大な被害を受けております。

特に山間部の用水路は、山の斜面の等高線に沿って造られたものが多いことから、斜面崩壊により土砂が用水路に流れ込み、雨水が水路からあふれたことが、被害を大きくした原因の一つと考えられます。

このため、土砂等の流入を防止するために水

路に蓋をかけたり、新たに水路トンネルを整備するなどの防災工事を進めているところです。

県としましては、中山間地域の農業生産活動の維持のためにも、市町村や土地改良区及び水利組合等と連携し、今後ともしっかりと用水路の防災対策に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 用水路等への防災対策をよろしくお願いいたします。あわせて、被災箇所の整備につきましても、春の田植に間に合うよう進める必要がありますので、支援強化を要望いたします。

さきの台風では、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域が大きな被害を受けました。

椎葉では、コロナの影響で今年3年ぶりに開催予定となっておりました「椎葉平家まつり」も、台風災害の復旧が間に合わず、やむなく中止とのことでありました。

この高千穂郷・椎葉山地域では、伝統を守り、希少動物の保全、棚田などの美しい環境維持に取り組み、農業と林業などを複合的に行いながら、人々の暮らしがあります。世界が認めた農業遺産の地で、昔から変わらずに守り続けてきた農業文化に誇りを持ち、自然を大切にし、共に暮らしてきた住民らの生活が、台風などの自然災害により壊される、自然を守る者が自然の仕打ちを受けるといった矛盾を感じてしまいます。

このような人々が災害に負けず前を向いて進めるよう、世界農業遺産地域を元気づけて、さらに盛り上げていくべきと考えますが、世界農業遺産地域の活性化に向けた今後の取組、支援について部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 高千穂郷・椎葉山地域は、伝統的な農林業、優れた景観や文化等が世界に認められた地域であり、また今回

の全共でも日本一おいしい宮崎牛の立て役者となるなど、食資源の宝庫でもあります。

今回の台風被害で地域は厳しい状況でありますが、このようなときだからこそ、県としましては、PRイベントなどあらゆる機会を捉え、積極的に地域のすばらしい魅力を発信するとともに、新たな体験メニューの構築などにより人を呼び込み、交流・関係人口の創出や拡大に努め、地域を盛り上げてまいります。

来るG7宮崎農業大臣会合の機会も活用しながら、今後とも、地元5町村等と連携し、住民の皆様が自信と誇りを持ち、元気になれるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** この地に住む人々は自然を大切に守ってきたにもかかわらず、その自然の仕打ちとも言える災害に遭いながら、それでもなお自然を敬い、そして自然にあらがい懸命に生きています。そのような人々の声に耳を傾けていただきますよう要望いたします。

その声に、このようなものがあります。「農地などの災害復旧事業補助率が、同じ郡内でも町によって差があり、できれば平準化してほしい」との声であります。主体となる市町村との連携、助言、支援をよろしく願いいたします。

今回の台風第14号では、地元の——見立川とも呼ばれていますが——日之影川と五ヶ瀬川の合流する地点の水位が、平成17年の台風第14号に匹敵する、もしくは上回るほどの水位でありました。しかし、国・県が行っていただいたかさ上げや河川掘削などの水防災事業のおかげで、被害が少なく済みました。

当時の対策がなければ、今回の台風では川沿いの家々は流されてなくなっていたと思われま。対策を本当にありがとうございました。

しかし、まだ降水量は増加すると思われま。そこで、西臼杵管内における河川掘削工事の取組と浸水被害の軽減効果について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 県では、平成30年度より、国土強靱化3か年緊急対策や5か年加速化対策、緊急浚渫推進事業を活用し、河川掘削工事に積極的に取り組んでいるところであり、西臼杵管内においては、これまでに、五ヶ瀬川水系の7河川で約5万立方メートルの掘削を実施してきたところです。

今回の台風第14号では、県北の山沿いで、平成17年の台風第14号と同程度の降雨量があったところですが、河川掘削等の効果により、三ヶ所川などで河川の水位上昇が抑えられ、五ヶ瀬川水系における浸水被害の軽減に一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、西臼杵管内においても、一部で浸水被害が発生していることから、引き続き、国土強靱化予算等を活用しながら河川の掘削工事を進め、浸水対策に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 力強いお答えをありがとうございます。引き続きの対策を行う中で、掘り上げた土砂を骨材や建設資材、さらには適正な盛土への有効利用をしていただきまして、中山間地域の利用可能な土地を増やしていただきますよう要望いたします。

宮崎を代表する観光地でもあります、私の地元の高千穂峡も、台風第14号で大きな被害に遭いました。

台風、豪雨のたびに河川が氾濫し、その都度、遊歩道の被害が繰り返されております。古代からの姿をそのまま保存し、その雄姿をより身近で感じてもらえる観光スタイルを守り続け

るために、自然災害との共存は避けられないことかもしれません。しかし、宮崎県の観光客集客に大きな影響を及ぼす高千穂峡の被害は、本県そして地元にとっても大きな打撃です。

今回はありがたいことに、被災後早々に今年度の国定公園等整備事業を活用いただき、速やかな復旧がなされ、先日、滝見台周辺遊歩道が一部再開されました。地元を代表して感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、今回の高千穂峡における自然歩道の被害状況と今後の復旧予定について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 高千穂峡につきましては、先般の台風第14号で、五ヶ瀬川の増水により、九州自然歩道の手すりの流失や歩道路盤の損壊など、利用者が立ち入ることができないほどの大きな被害が発生したところであります。

このため、発災後速やかに、今年度の国定公園等整備事業を活用して早期復旧に着手し、議員からもお話がありましたように、先日、頻繁に利用される一部区間について部分開放を行うことができたところであります。

また、全面復旧に向けた整備を加速させるため、国に対し、予算確保と本県への追加配分の要望を行ったところであります。

引き続き、高千穂町や関係団体の意見を伺いながら、歩道自体のかさ上げなど、被災しにくく、また多くの利用者が安心して自然を満喫できるよう、本県を代表する観光地である高千穂峡の施設整備に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** かさ上げなどの対策を行っていただけるとのことです。観光客の皆様様の安心・安全のため、何とぞよろしく願いいたします。

海と気候に恵まれた宮崎県産の肉、野菜や魚は、地産地消はもちろんでありますが、日本全国の食に欠かせないものであると思っております。

鮮度が物を言う世界で、宮崎から大消費地までの距離と時間をいかに速く短くできるかが鍵になります。その大役を担っているのは物流企業です。

燃油高騰の中、荷主や運送会社の適正な運賃負担への理解が重要だと考えますが、そのための取組と、残すべき重要なルートでもありますカーフェリーの利用拡大のための一ツ葉有料道路の料金助成について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 物流を安定的に維持するためには、荷主をはじめとして適正な運賃負担への理解が重要であります。

国においては、周知徹底を図る通知を發出するとともに、様々な機会を捉えて要請を行っているところであります。

また、県におきましても、JA経済連などの荷主、それからトラック協会、フェリー会社などの輸送機関で構成する「物流に関する意見交換会」を今年度も10月に開催し、担い手不足や働き方改革など、物流を取り巻く諸課題に加えまして、適正な運賃負担についても、理解の醸成や情報の共有化に取り組んだところであります。

なお、カーフェリーの利用拡大には、一ツ葉有料道路の料金助成も、御指摘のとおり有効な手段の一つであります。平成27年度から、宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会の会員であります宮崎港振興協会が、利用料金の一部助成を行っておりますので、県といたしましても、引き続き事業の周知に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 周知広報の徹底と、一部助成ではなく全額助成がフェリーの利用拡大につながると確信いたします。

次に、知床の観光遊覧船の事故はまだ記憶に新しく、船舶業界への大きな注意喚起となりました。海の恩恵を受け、地域ブランドとしても海、船舶は欠かすことができない宮崎県であります。

県民、また観光に訪れる方々に宮崎を満喫していただくためには、安心・安全は大事であります。

今回の遊覧船の事故を受け、宮崎の船舶を代表する宮崎カーフェリーに対しても検査が行われたようですが、その結果について総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 国におきましては、観光遊覧船の事故を受けまして、船舶運航事業者の安全管理体制の強化など、旅客船の総合的な安全・安心対策の徹底を目的に、宮崎カーフェリーに対しましても、令和4年6月末に「フェリーたかちほ」、また9月末には就航前の「フェリーろっこう」を対象として、海上運送法第25条の規定に基づく立入検査が行われております。

検査は、宮崎－神戸航路の運航中に実施されました。船内に保管すべき書類や無線設備の設置状況、それから事故発生時の緊急連絡体制に加え、遊覧船の事故で問題となりました、航海中における定点連絡の実施状況などについて確認があり、全て適正であったと伺っております。

○佐藤雅洋議員 日本全国から宮崎の海に魅了された人々が集い、北浦、門川、日向、青島、日南、そして串間と、近年人気が高まっております。我が西臼杵からも、磯の香りを求めて北

浦などの海へ足を運んでいるようであります。

その海を利用し、観光宮崎の後押しとなっている事業は、宮崎カーフェリーだけではありません。県内各地で運航を行っている遊漁船や瀬渡し船もあります。そして、それで生計を立てている方々も多数おられます。

そんな方々から、宮崎の地でこれまでとがめられることなく行われていた日常が、突然、法の名の下に縛られる現状があると伺っております。安心・安全の徹底はもちろんであります。その中で、それまでの対応を踏まえ、急に一方的に規制を突きつけるのではなく、厳しい状況の中で仕事をしている当事者の皆さんに、どれだけ寄り添った対応ができるかが、こんなときこそ大事になってくるのではないのでしょうか。

そこで、瀬渡し船の皆さんを含む遊漁船業者と、利用者の安心・安全の確保のための県の役割について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 客を船に乗せ釣り等をさせる遊漁船業は、利用者の安全の確保等を目的とした「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、県への登録や、荒天の際の出航中止の判断基準の策定等の様々な義務が課せられております。

県では、利用者の安全確保に取り組む遊漁船業者を支援するため、毎年開催する講習会を通じて、関係法令や安全管理に関する情報を提供しているほか、損害賠償保険加入を確実にするため、更新期限が迫る業者に継続の通知を行っております。

県としましては、このような取組を通じ、利用者が安心して遊漁船を利用し、海洋レジャーの一翼を担う遊漁船業者が安心・安全に営業を継続できるよう、丁寧な説明や助言に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員　あまりにも一方的かつ急な厳しい指導により、心折れ、事業継続の意欲をなくした方々もいるとの情報が入っています。そのようなことがないよう、くれぐれも当事者側に立った丁寧な助言を要望いたします。

宮崎に生まれ育った子供たちの多くが、高校までは県内での学びを選んでおります。現在、県立学校については担当部局が教育委員会であり、宮崎の教育の発展に御尽力をいただいております。

中山間地域では子供の数も減少を続けており、生徒が高校を自由に選べる今では、特に中山間地域での県立学校においては、生徒確保と併せて学校の維持が大きな課題です。子供と学校の存在は、地域の発展、栄枯盛衰に大きな影響を与えます。今後も、地域の県立学校の持続的経営安定のためには、総合政策部などを含め、部局を超えた発展的政策、横断的な取組が学校と地域の魅力を高めると考えますが、県の見解を日隈副知事にお伺いします。

○副知事（日隈俊郎君）　人口減少や担い手不足により、地域活力の減退が懸念される中、県立高校は、学びの場にとどまらず、人材育成や元気で活力ある地域づくりの実現など、地域振興の核としての大きな役割も担うようになってまいりました。

私が教育長を務めておりました際にも、地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実に向け、例えば、地域資源を活用した商品開発や、学校が地域と相互に連携し、地域課題を発見、解決する取組などを推進してきたところであります。

このような、学校と地域が一体となった県立高校を核とした地域づくりについては、取り組まれている市町村においては、各部局を超えた

取組となっているようであります。

県といたしましても、教育委員会と関係部局がさらに連携し、地域の核となるような高校づくりと地域振興が相乗的に図られていくよう、取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員　ありがとうございます。井上紀代子議員によると、隣県の熊本高森高校にはマンガ科ができるとのこと。地元高千穂は観光地であり、全国から観光客が集まる有数の観光スポットでもあります。

例えば、観光産業を学ぶ観光科などの設立も、学校の活性化につながる策ではないでしょうか。今後の新たな部局横断的な取組を必ず行っていただきますよう、要望いたします。

「地域みらい留学365」という制度を皆さんは御存じでしょうか。学生が高校生活の1年間を利用して国内留学をするという、大変魅力のある制度です。

例えば、畜産を学びたいという学生が高千穂高校へ留学する。高千穂では、日本一の牛を育てる畜産農家・肥育農家をホームステイ先として、勉学に畜産にと学ぶことを想像すると、この先の子供たちの無限大の可能性を感じずにはいられません。

そのほか、自然を生かした観光について学べる環境づくりなど、子供たちの未来への挑戦をサポートできるのではないのでしょうか。

県内で既にこの制度を導入している高千穂高校と飯野高校の状況はどこまで進んでいるのかを、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君）　地域みらい留学365は、高校2年生の1年間、都会から中山間地域の学校へ国内留学を行う制度であります。この制度は、本物の自然や文化に触れ、新たに出会う仲間たちとともに、地域ならではの魅力と課

題に向き合って学ぶことを目的に、学校と地域が連携して実施しており、本年度、高千穂高校で3名、飯野高校で2名の留学生を受け入れております。

留学生は、地域課題について取り組んだり、農家民泊や神楽体験を行うなど、積極的に活動しております。留学生の好奇心旺盛な姿や、主体的に学ぶ姿勢、言葉や習慣の違いなどに受入れ校の生徒もよい刺激を受け、互いに切磋琢磨する環境ができていると聞いております。

県教育委員会といたしましても、このような取組は、生徒たちの成長につながる大変有意義な取組であると考えており、今後も情報を共有し、連携してまいります。

**○佐藤雅洋議員** 全国の中学生への周知をもっと行い、宮崎県の高校を選んでもらわなければならないと考えます。

私は、観光地としても有名な高千穂の高校へ、地域みらい留学1年間だけでなく、3年間の長期留学を実現すべきだと考えます。

都道府県の枠を超えて、魅力ある地域の魅力ある学校で充実した学校生活を子供たちに送ってもらうことは、大変重要なことです。そのためには、地元の人々の理解、そしていまだ不十分な寮などの住環境の整備も必要であります。地域の発展と子供たちの未来に向けて、県教育委員会の市町村との連携を強く要望いたします。

山里に夜神楽の笛の音、太鼓の音が聞こえ出す頃となりました。先人が人々の暮らしが穏やかに続くことを願い、守り受け継がれてきた伝統が、宮崎には数多くあります。それらは日本が世界に誇る歴史と文化であり、後世へ必ず継承すべきものだと考えます。

高千穂はもとより県内各地の夜神楽や、風流

踊とくくられる五ヶ瀬町の荒踊などの民俗芸能に関するユネスコ無形文化遺産登録について、現状と今後の取組を教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** ユネスコ無形文化遺産につきましては、今週中に風流踊が正式登録される見込みであります。その中には五ヶ瀬の荒踊が含まれており、本県で初めてのユネスコ登録となります。

一方、神楽につきましては、本県が事務局となり、先月、高千穂神社の後藤俊彦宮司を会長とする「全国神楽継承・振興協議会」が、国指定神楽40のうち、県内4つの神楽を含む7割以上の加入を得て発足いたしました。現在、全国の神楽が一丸となった体制づくりを目指して、残りの保存団体や関係自治体にも直接足を運び、加入に向けた協議を重ねているところであります。

今後も引き続き、国への要望活動を進めるとともに、新たに情報発信による機運の醸成を図りながら、本県が先頭に立って、風流踊に続く神楽のユネスコ登録に向けて邁進してまいります。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。後藤宮司は、全国神社の「長老」の称号も授与されました。また、本日お越しいただいております緒嶋雅晃氏、前町長内倉信吾氏とともに、高千穂町名誉町民にも選ばれました。

全国神楽継承・振興協議会に全ての団体が加盟し、荒踊に次ぐ登録に向けて、引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

2023年、来年10月より開始となりますインボイス制度に向けて、県内の個人事業主、中小企業の皆さんは、それぞれ対応が必要となります。しかし、まだよく理解されていない方が、今現在多数いらっしゃいます。

新制度については、中小企業はもちろんですが、農畜産を含む個人経営者の皆さんがスムーズに制度導入への対応ができるよう、直前になって慌てることのないよう、早め早めの周知と対策が必要と考えます。

県から商工会などへの支援も不可欠であります。今後の対応について商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** インボイス制度につきましては、令和5年10月の制度開始から適用を受けるためには、令和5年3月31日までの登録申請が必要となっております。

このため、県内各地の商工会等において、事業者に対する説明会を開催し、制度の周知を図るとともに、経営指導員による経営相談や巡回指導等を通じて、制度の内容や登録のための具体的な手続などについて、丁寧に助言・指導をいただいているところでございます。

県といたしましては、これまで、インボイス制度を分かりやすく説明した資料の提供や、経営指導員の研修に対する支援などを行ってきたところではありますが、今後とも、国の動向も含めた情報を適宜提供するなど、商工会等の取組をしっかりと支援してまいります。

**○佐藤雅洋議員** 2023年、来年3月31日の申請期限までに、県内全対象者が誰一人取り残されることなく、申請漏れが出ませんよう、商工会連合会や経済連などの関係団体の広報周知の取組に、一層の御支援を強く要望いたします。

結びに、もうすぐ師走に入ります。皆さんにとってすばらしい一年の締めくくりになりますことを祈りまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○二見康之副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時56分散会



11月29日（火）



# 令和 4 年 11 月 29 日 ( 火 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (36名)			
2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)	
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)	
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)	
6番	山下寿	(同)	
7番	窪菌辰也	(同)	
8番	佐藤雅洋	(同)	
9番	安田厚生	(同)	
10番	日高利夫	(同)	
11番	川添博	(同)	
13番	中野一則	(同)	
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひまわり)	
15番	有岡浩一	(郷中の会)	
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)	
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)	
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)	
20番	徳重忠夫	(同)	
21番	外山衛	(同)	
22番	山下博三	(同)	
23番	濱砂守	(同)	
24番	西村賢	(同)	
25番	右松隆央	(同)	
26番	日高博之	(同)	
27番	井上紀代子	(県民の声)	
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)	
30番	満行潤一	(同)	
31番	太田清海	(同)	
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)	
33番	日高陽一	(同)	
34番	横田照夫	(同)	
35番	野崎幸士	(同)	
36番	星原透	(同)	
37番	蓬原正三	(同)	
38番	丸山裕次郎	(同)	
39番	二見康之	(同)	
欠席議員 (1名)			
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)	

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
監査事務局長	高山智弘
人事委員会事務局長	日高幹夫

## 事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。一般質問を行います。

4年目を迎えようとするコロナ禍は、今なお先行きが見通せない中にあります。さらに、現在の感染者数を見ると、既に第8波と言える状況にある上、専門家からは、年末にかけてインフルエンザの流行と同時に急拡大するのではとの予測すら出ております。

そのような状況の中にあって、県は、これまでのようなアクセルとブレーキを使い分ける経済対策を見直し、経済は止めることなく回し続けるとする考え方へと、その方針を大きく転換させました。これは、常在コロナの中にあって、積極的に経済を推し進めていくとする知事の政治判断に基づくものであり、当然、知事にはその責任が大きく伴うこととなります。

そしてまた、県民側には、県がコロナ対策における対処方針を転換することにより、私どもの日々の暮らしに係るこれまでの生き方において、新たな方針に沿うべく、幾つもの見直しを余儀なくされる事態につながる、重大な節目になると思います。

つまり、これまでの生き方を大きく変化させ、かつて経験したことのない生活の在り方が求められているという、切実・重大な分岐点に私たちは今、ぶち当たっているのであります。

そのような考えに立つとき、県がこれまで

度々使ってきた「新しい生活様式」なる表現は、この節目を通過した後に県民が行き着くこととなる新しい暮らしの在り方のことを示しておられたのだと、県に倣い、熟慮することもなくこの言葉を使ってきた私ではありますが、遅ればせながら、ここに至って初めて、そう気づかされたのであります。

そして同時に、私は知事に対して、「新しい生活様式」へと向かう県民のリーダーとして、海図に水路なく、地図に道路なき前人未到の目的地へと県民を導かなくてはならないという、言うならば、県民総勢による大規模冒険隊の長たる立場にあるんだとの覚悟をお持ちか否かを、しっかりと確認せねばならないと思うに至ったのであります。

ところで、冒険と言えば、皆さん御存じのとおり、世界を代表する冒険家の一人に、五大陸全ての最高峰の登頂に世界で初めて成功するという偉業を成し遂げた日本人、植村直己さんがおられます。植村さんは、彼の満43歳の誕生日である1984年2月12日に、北アメリカ大陸の最高峰であり、以前はマッキンリーと呼ばれていた山であります。2015年8月30日に、当時のアメリカ合衆国大統領バラク・オバマ氏が、大統領としてのアラスカ訪問に先駆け、アラスカ先住民と植村さんの偉業への敬意を込めて、先住民の言葉で高いもの、偉いものを意味する「デナリ」へと名前を変更したことを発表しております。植村さんは、このデナリ登頂に成功したのであります。

しかしながら、残念この上ないことでありますが、登頂に成功した翌日、13日の下山途中に消息を絶ったのであります。その植村さんが残された言葉の中に、「出発するとすぐ、帰ることばかり考えるんですよね。毎日先に進みなが

ら、いかにして先に進むかじゃなくて、いかにして引き返すかっていうことばかり考えてるんです。それがあある一定のところまで進むと、もう引き返しのきかない状況まで来るわけです。そこで初めて、先に進むことだけしか考えなくなるんです」というのがあります。

そしてまた同様に、世界の大陸の最高峰全ての登頂に女性として世界で初めて成功した田部井淳子さんは、エベレスト登頂に成功した際に、「本当にしんどくて、でもいつかこの一步は終わると信じて、ただ前に進み続けた」として、「足を引きずりながらの一步一步でも、歩き続ければ必ず頂上に登り着く」と言い残されております。

さて、冒頭に申し上げましたように、これから向かうこととなる「新しい生活様式」であります。誰もがこれから初めて経験することになる生き方であり、言わば、まさしく冒険そのものであります。私どもの向かう先は、エベレストなのか、デナリなのか。これから知事に導かれることとなる「新しい生活様式」では、どのような暮らしが待っているのか、県民総じて大変気がかりなのであります。

知事の考えておられる「新しい生活様式」による暮らしとは、具体的にどのようなものなのか。そしてまた、知事が常々口にされるように、県民の誰をも取り残すことなく、そこへ導くのだとの強い覚悟を持たれての4期目への挑戦であるのか伺い、壇上からの質問といたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

コロナ発生当初におきましては、未知のウイルスから県民の命と健康を守るため、3密の回

避をはじめ、ビジネスや教育のリモート化など、生活の様々な場面で人と人の身体的距離を取ることを要請してまいりました。

その後、ワクチン接種の進展やウイルスに関する知見の蓄積も進んだことなどから、現在は、基本的な感染対策を継続しながら、社会経済の歩みを止めない政策に軸足を置いているところであります。コロナ前の生活に完全に戻ることは難しいものと認識しております。

特に、デジタル技術の普及は、コロナへの対応だけでなく、人口減少対策などの側面からも、今後ますます進んでいくものと想定されます。県民の仕事や暮らしも、デジタルが十分活用できるものへと変化させていかなければならないと考えております。

その一方で、私たちには変えてはならないもの、守らなければならないものがあります。それは、人と人のつながりや他者に対する思いやり、心身の健康をはじめとする県民の暮らしの安心であります。

新しいライフスタイルへの転換には、様々な課題が生じるものと認識しておりますが、私は知事として、誰一人取り残さないという強い覚悟を持って、県民の皆様の不安を払拭し、幸せを実感できる県づくりに全身全霊で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 では、引き続いて知事に伺います。

県は先月、令和5年度当初予算の編成方針を公表し、来年度当初予算については、年末に知事選が行われることから、骨格予算として編成し、6月補正で肉づけを行うとしております。

また同時に、令和5年度の施策の構築に当たっての視点も公表し、1、コロナ禍、物価高騰等からの再生・復興、2、中山間地域の暮ら

しの維持・活性化、3、経済・産業の促進、4、次世代育成、若者・女性活躍の推進、5、安全・安心な県土づくりの推進、これら5つの視点を示しております。

いずれも重要な視点ではありますが、コロナの収束がまだ見えず、第8波に突入する中、来年度は、これまでのウイズコロナに加えて、これから向かうとされる「新たな生活様式」への対応が求められることとなります。

県では、これまでも同様な施策を講じてきており、コロナへの対応も4年目を迎えることとなりますが、5つの視点に基づき、新たにどのような事業の構築が必要になると考えておられるのか伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の視点につきましては、喫緊の課題であります新型コロナ対策や物価高騰対策など、県民生活や地域経済の着実な再生とともに、人口減少、国土強靱化をはじめとする本県の諸課題への対応、さらには、将来を見据えた新たな成長活力の創出を図ることを目的に整理したところでもあります。

コロナへの対応としましては、まず、公共交通の利用促進や小規模事業者の新事業支援をはじめ、子ども食堂等の生活困窮世帯への支援、相談体制の強化等による自殺予防対策など、暮らしや産業の下支えを行いつつ、インバウンド需要の回復を見据えた誘客強化など、経済の活性化にも取り組む必要があると考えております。

また、新型コロナの再拡大や新たな感染症への備えとして、医師や看護師の確保をはじめとする医療提供体制の強化に引き続き対応していくほか、デジタルガバメントの推進や県内企業のデジタル実装支援、IT人材の育成など、デジタル社会に向けた対応を強化することも重要

であります。

今後、社会経済の早期回復を図るとともに、デジタルを活用した感染症にも強い社会を築いていけるよう、効果的な事業構築に努めてまいります。

**○坂口博美議員** 限られた財源、大変多様なニーズ、ぜひ効率的・効果的な事業展開を期待しております。

ところで、私は先日眼科を受診した際に、医療スタッフから、高齢者の白内障患者や子供の患者が増えているという話を伺いました。これは、コロナ禍においてデジタル化が急速に進んだことにより、スマートフォンやタブレットを利用する高齢者や学生たちの間において、タブレットなどの活用頻度が増加していることが目の酷使につながり、眼科の患者が増える要因になっているのではなかろうかと考えます。

また、これにとどまらず、長期にわたる感染に対する不安や、直接会って話す機会の減少による人間関係の希薄化等により、様々なストレスが心理面に影響し、心の病にかかる人が増加しているのではないかと懸念しております。

そして、さらに、社会や人々の生活様式が急激に変化したために、これまでとは異なる傾向の新たな病気が増えてくる可能性もありはしないかとの危惧すらも有しております。

しかしながら、「新たな生活様式」がいかなるものであっても、相談したいときに適切な相談が受けられたり、病気にかかったときに最適な治療を受けることができるような、まさしく誰一人として取り残されない社会、これを構築し、維持していかなければなりません。

コロナ禍により、社会や生活様式が大きく変わる中で、医療や福祉の需要の変化をどのように認識し、今後どのような対応をしていかれる

のか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナが長期化する中で、高齢者等の外出機会の減少等により、「つまずきやすくなった」「階段の上り下りがつらい」など、転倒や骨折の要因となる運動機能の低下が指摘されております。

また、高齢者以外にも広く、スマートフォンの利用やリモートワークの増加による視力への影響も生じております。さらに、健康や経済、人間関係等の不安や悩みを抱えた方や、対面での活動が制限されたことにより、つらい気持ちを周りに伝える機会を失っている方などの増加も懸念されております。

このような中、県のひきこもり地域支援センターの対応件数や自殺予防の夜間相談電話も増加傾向にあります。

県といたしましては、このような医療や福祉の需要の変化に対応できるよう、新たな視点を加えながら、引き続き、医師会や大学など関係機関と連携の下、県民の皆様の健康や命を守る取組を進めてまいります。

○坂口博美議員 ところで、学校では「新しい生活様式」への転換を余儀なくされ、合唱や運動などの教育活動が制限されたり、行事等も中止や短縮されたりしております。

また、子供たちの生活の中でのデジタル化も大きく進み、コロナによる在宅期間においても、タブレットを活用した学習が進むとともに、遊びの場でもタブレットやスマートフォンを手放さない子供たちが多くいるとも聞き及びます。

そのような話を聞くと、コロナ禍における制限された生活やデジタル化は、少なからず子供たちの健康に影響があるのではないかと感じております。

生活様式が変わったことによる子供たちへの様々な影響について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナの拡大に伴う「新しい生活様式」への転換によりまして、子供たちの生活様式も大きく変容し、様々な影響が懸念されております。

文部科学省が毎年実施する調査では、新型コロナの影響によりまして、生活環境の変化による生活リズムの乱れ等が、不登校児童生徒数の増加の一因であると報告されております。

また、文部科学省発行のガイドブックには、新型コロナの影響に伴い、屋外で遊ぶ時間が減り、デジタル端末の視聴時間が長くなることで、視力低下や近視の増加に拍車がかかるおそれがあるとの専門家のコメントが記載されております。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携しながら、子供たちの心と身体の健康につながる教育や指導の在り方について、一層研究を深めてまいります。

○坂口博美議員 今、福祉保健部長や教育長の答弁にもありましたように、「新しい生活様式」を進めれば、光だけではなく、それに伴う影もまた生じることになります。つまり、行政が果たすべき新たな事務の出現であります。知事はこの部分に関しては、いまだその姿を示されていないのでありますが、いずれにせよ、新たに出現する行政ニーズに万全を期すべきは当然であります。

しかしながら、県の新年度予算編成に際しての5つの指針には、これらの考え方は見当たらず、これへの対応の在り方を懸念するところであります。私は、このように時代の変化に伴い生じる新しい行政需要への対応については、指

針の6本目の柱として示されるべきではないかと考えます。

今のお二人の答弁からも推しはかれますように、知事が導く生活様式の変容やデジタル化の進展などにより、新たに生じ、そしてそれがいかなるものか、おいそれと予測できないような大きな課題に対して、どのように対応していかれるのか、知事の考えを伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 重要な御指摘と受け止めております。

コロナ禍において、感染防止対策の実践やデジタル技術の進展によりまして、テレワークをはじめとする新しい働き方やキャッシュレス決済の普及など、この数年で私たちの生活は大きく変化してきております。本県におきましても、産業のデジタル化や人材育成など、これらの社会変化に対応するための様々な対策を講じてまいりました。

一方で、御指摘のような、特に子供たちの心や身体への影響について大変心配しているところでもありますし、医療需要の変化、さらにはデジタル格差や孤独・孤立の問題などが顕在化しております。それらの課題にもしっかりと目配りをしていくことは、今後の県づくりにおいても大変重要な視点であると考えております。次期アクションプランにも反映させたいと考えております。

このような認識の下、来年度の事業構築におきましても、今回の5つの視点に加え、誰一人取り残さないための取組について、様々な状況を想定しながら対応してまいります。

**○坂口博美議員** 続けて知事に伺います。

政府が今臨時国会に事業規模約72兆円の総合経済対策予算を提出しておりますが、国の動きに合わせ、県としても早期に対応すべきだと

考えます。

今回の国の総合経済対策を受け、県は予算にどのように反映させていくのか、また令和5年度当初予算とどのように連動させていくのか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の国の総合経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化や食料安全保障、TPP等対策などに関する公共事業につきましては、経済対策と発注時期の平準化の観点から、今議会に約285億円を追加提案し、いち早く対応することとしました。

また、今回は予算化が難しいものの、国の総合経済対策に基づく必要な事業については、今後、詳細な内容を確認し、速やかに対応してまいります。

さらに、本県の令和5年度当初予算は骨格予算とするものでありますが、編成方針に掲げた5つの視点には、コロナ禍、物価高騰からの再生・復興や、経済・産業成長の促進などに、国の総合経済対策と方向性が同じものが多く含まれております。

このため、国の動きと連動し、来年度も活用できる補正予算を編成するとともに、次の任期を私が担うこととなりましたら、当初予算においても相乗効果が発揮できる事業を構築し、切れ目なく対応してまいります。

**○坂口博美議員** コロナが長期化する中、国はこれまで、コロナ対策や経済対策を次々に打ち出してきております。

円安や物価高騰の先行きも不透明であり、国全体が停滞する中、積極的な財政出動は必要ではありますが、一方で、その財源のほとんどを赤字国債に依存しており、将来を考えると、財政の健全化という点では懸念があります。

そのような中、報道によれば、岸田首相は



昨28日、防衛費を今後5年で増額し、2027年度には安全保障関連費を含めて、現在の対GDP比2%に達するよう予算措置を講ずるよう指示したとのことであります。それからして、これから先は、国の財政運営が地方財政に大きな影響を及ぼすおそれは否定できません。

国が大変厳しい財政状況にある中、本県では、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の両大会を合わせて、最大で688億円程度の開催経費が見込まれております。さらに、公共施設等総合管理計画に基づく各施設の老朽化対策と、今後、多額の財政負担が見込まれております。

今後の公共施設等の老朽化対策に必要な経費をどのように見込んでいるのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 県有の公共施設等につきましては、5,000棟を超える建物系施設と、道路や橋梁など30種類のインフラ施設がございます。

その老朽化対策に必要な経費は、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の中で、一旦概算で試算をいたしました。その後、建築物を構成する部材やその劣化状況の詳細調査をした上で、将来の保全計画や他の施設との集約等の1次評価を総務部が行い、さらに、施設ごとの個別状況を踏まえた2次評価を担当部局と協議しながら進め、昨年度に計画改定をしたところでもあります。

その結果、今後50年間で必要となる経費は、建物系施設とインフラ施設を合わせて、約1兆4,700億円を見込んでおります。

**○坂口博美議員** 今答弁にありましたように、国民スポーツ大会の開催と公共施設の老朽化対策のいずれも、多額の経費が見込まれておりま

す。

そうなりますと、計画的な予算措置が必要になる上、これらのハード整備に多額の県債発行を要し、今後、残高も増加していくこととなります。

さらに本県には、人口減少対策や産業・物流対策、中山間地域の振興、医療福祉の充実などの諸課題への対応に加え、高速道路など社会基盤の整備にも、これまでに引き続き、合わせて取り組んでいく必要があります。

こうした様々な財政需要がある中、将来にわたって本県の財政の健全性に問題はないのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、本県の財政需要は、今後ますます増加すると見込まれており、また、危機事象への緊急的な対応、そして何より、人口減少等の本県の諸課題に適切に対応していくためには、財政の健全性を維持していくことが大変重要であると考えております。

そのため県では、中長期的な財政見通しを作成し、将来を見据えた計画的な予算計上を行っております。現段階で見込まれる財政需要に対しては、財政関係2基金の残高を一定水準確保するとともに、県債残高の抑制にも努めているところであります。

その上で、国庫補助金や有利な地方債の活用などにより、実質的な負担を軽減するとともに、毎年度の財政支出を平準化するため、特定目的基金を設置・活用しているところであります。

今後とも、物価高騰などへの臨機への対応や将来の財政需要の増大にしっかり対応できるよう、財政の健全性を維持し、積極的かつ的確な財政運営を行ってまいります。

○坂口博美議員 次に、国土強靱化に関して伺います。

9月に本県を襲った台風第14号は、県内に甚大な被害をもたらした平成17年の台風第14号と同規模と言われており、長時間にわたる記録的な豪雨により、各地に土砂災害や浸水被害をもたらし、3名もの貴い命が奪われました。改めて、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今回の台風第14号による被害額は、全体で700億円を超える大規模なもので、そのうち公共土木施設の被害は、県・市町村合わせて、件数が約1,400件、被害額が約400億円となっております。私は改めて国土強靱化の取組の重要性を認識したところであります。

まず、国土強靱化に係る水防災に関し、県土整備部長に数点伺います。

国土強靱化対策については、平成30年度から令和2年度までの3か年緊急対策を経て、現在、令和3年度から令和7年度までの5か年加速化対策が実施されております。

これまで、本県でも多くの予算を確保し、対策を講じてきておりますが、今回の台風第14号の被害等も踏まえ、国土強靱化における治水対策の取組の評価について伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、県民の安全・安心な暮らしを守るため、河川においては、平成30年度から約230億円の国土強靱化対策の予算を活用し、河川掘削や堤防の整備等の治水対策に重点的に取り組んできたところであります。

平成17年の台風第14号では、県北の山沿いで総雨量が1,000ミリを超え、五ヶ瀬川水系と耳川水系で約1,800棟の住家の浸水被害が発生しまし

た。今回の台風第14号でも、県北の山沿いの総雨量は同程度であったものの、同水系の浸水被害は約700棟に軽減されており、これまでの整備に加え、国土強靱化の取組による一定の効果があったものと考えております。

一方で、河川改修が未整備の区間などでの浸水被害や内水による被害が発生しており、さらなる整備が必要な状況にありますことから、今後とも国土強靱化予算の確保に努め、治水対策にしっかりと組んでまいります。

○坂口博美議員 平成17年災に比べると、浸水被害、約半分ですね。だから、ぜひ今後とも頑張ってくださいと思います。

このように、浸水家屋数の軽減など、一定の効果があつたとのことでもありますが、今回の被害状況を見ると、まだまだ安全にも安心にも程遠く、国土強靱化対策の継続的な取組の必要性を痛感しております。激甚化、頻発化する水害への対策として、令和2年度に流域治水という取組が国から示されております。

当然ながら、県ではこれまでも地域の実情に合った治水対策を進めてきていると考えますが、流域治水の考え方と今後の取組について伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 流域治水とは、気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化を踏まえ、堤防整備などの対策をさらに加速するとともに、流域に関わる国や市町村、地域住民などのあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト一体となった水災害対策を行うものであります。

年内に県内58水系全てで、関係者が行う対策を取りまとめた流域治水プロジェクトを策定し、河川の掘削や堤防補強などを行うほか、貯水機能を確保するためのダムの事前放流や農業

用ため池の活用、保水機能を確保するための森林整備を実施しているところであります。

また、住民の避難を促すためのソフト対策として、浸水想定区域図を作成する対象河川を拡大し、きめ細かな情報提供を行うこととしております。

今後とも、関係者と連携を図りながら、治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** 今、流域治水プロジェクトとして、ダム的事前放流の取組も行っているとのことでありました。事前放流は、ダムの利水容量の一部を洪水前に放流し、水位を下げおくことで、ダムの貯水機能を強化するものであり、令和2年度から全国一律で取組が始まっております。

これについては、本県においても取り組んでおりますが、今回の台風第14号において、事前放流を行ったダムは県内に、管理者別に幾つあるのか伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県内には、1級水系と2級水系合わせて46のダムがあります。そのうち、今回の台風第14号では、ゲート放流などで水位を低下させることができる30ダムで、事前放流を実施しております。

その管理者ごとの内訳は、県管理が7ダム、県企業局管理が2ダム、九州電力管理が15ダム、土地改良区などが管理する6ダムであります。

**○坂口博美議員** 30のダムで事前放流を実施したとのことでありました。ダムの規模に応じ、洪水調節に利用可能な容量にも大小があると思います。規模の大きな一ツ瀬ダムには余裕があるように思える一方で、中小規模のダムである杉安ダムは、事前放流の効果があるのか疑問であります。

そこで、今回の台風における両ダムの放流状況についてお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 九州電力の報告によりますと、一ツ瀬ダム及び杉安ダムでは、治水協定に基づき、両ダムとも台風第14号に備え、9月15日14時頃に事前放流を開始しております。

一ツ瀬ダムでは、事前放流完了後、降雨によりダムへの流入量が増えたものの、流入量より少ない放流の状態を維持し、18日の21時頃に最大流入量に到達しております。その後、ダムへの流入量が低下し、23時頃には放流量と同量の流入量となり、ダムでの事前放流の効果が見られたところです。

また、下流にある杉安ダムでは、事前放流完了時には、既に流入量と同量の放流量となっており、最大流入量には、18日の23時頃に到達しております。

**○坂口博美議員** 今回の台風では、一ツ瀬ダムが最大の放流状態のときには、小規模な杉安ダムは既に流入量と同量を放流する状態であったということであります。

この結果を見ますと、中小ダムである杉安ダムは、事前放流の効果を生かせたとは言い難いと考えます。

ところで、一ツ瀬ダムと同一水系の三財川には、治水と利水の機能を持つ多目的ダムである立花ダムがありますが、立花ダムの放流状況についてはどうであったのか伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県が管理する多目的ダムである立花ダムでは、治水協定に基づき、9月15日の20時頃に事前放流を開始したところであります。

その後、台風に伴う降雨によりダムへの流入量が増えたことから、9月18日の12時頃から洪

水調節を開始したところです。

しかしながら、20時頃に最大流入量に達し、その後も降雨が継続したため、ダム水位が上昇し、ダム本体に危険を及ぼすおそれがあると判断したことから、流入量と同量を放流する、いわゆる緊急放流を、23時頃から翌朝の6時まで実施したところです。

**○坂口博美議員** 立花ダムでは、緊急放流に至ったとのことでありました。緊急放流に至る間において、最大流入量に達した時点では、まだしっかり洪水調整しているということもうかがえます。

しかし、最終的には貯水することができなくなり、ダム本体を守るために緊急放流せざるを得なくなったとのことでありました。

今回の台風では、県内の多くのダムで事前放流を行ったと思いますが、成果があった一方で、事前放流の課題も残したのではないかと考えます。

県内ダムにおける事前放流の取組の効果と課題について伺います。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 今回の台風第14号において、30のダムで事前放流を実施し、例えば立花ダムのある三財川などでは、洪水時にダムからの放流量が減少できたことに加え、河川の掘削を実施し、水位が低減されたことにより、平成17年の台風第14号と比較すると家屋浸水被害が軽減されるなど、一定の効果があったものと考えております。

一方で、ダムの放流設備等の構造によっては、放流量が制限され、事前の貯水位低下に時間を要すること、また、線状降水帯の発生などの早期かつ正確な降雨予測が現段階では難しいことなど課題もあります。

県としましては、これらを踏まえまして、今

後とも関係者と連携し、事前放流をはじめ、効果的な流域治水に取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** 一概にその減少だけで判断は難しいんですけど、例えば、降雨量が何ミリと予測していた、しかし、結果的にその河川の流入域内に雨雲がかからなかったということもありますが、結果的にやっぱり治水効果が最後まで保てるか、また、その逆もしかりかなと思っております。

さらにこれは、気象の精度、予測の精度も含めてですけれども、まだまだ研究が要ると考えております。

事前放流は、成果がある一方で、今のように課題もありますが、県有ダムはもちろんのこと、特に電力会社の巨大ダムは、豪雨時の治水効果を大きく有しております。例えば一ツ瀬ダムでは、ダムは有効貯水量が1億5,550万立米であるのに対し、治水容積は2,700万立米でしかなく、まだまだ余力を持っておりますので、今後その能力をさらに大きくしてもらえることを期待したいと思います。

次に、県設置の残土処理場の崩壊問題について伺います。

先ほどのダムの問題についても、またこの問題につきましても、災害に対し強靱な国づくりのため、つまり国土強靱化のためには大きく注視すべき事案の一つだと考えております。

この事案については、県では第三者委員会を設置し、検討を行っていくようではありますが、具体的にはどのようなことを検証していかれるのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長(河野譲二君)** 県では、椎葉村及び美郷町の残土処理場の崩壊を受け、被災原因の究明・分析などを行うため、今月4日に「林地及び林道災害原因究明調査検討委員会」

を設置したところであります。

委員には、林野庁のアドバイスを受けながら、砂防学や地盤工学などを専門とする大学教授3名を選定し、今年9日と10日に現地調査を行うとともに、第1回の調査検討委員会を開催したところであります。

今後、委員会において、必要に応じ現地調査を実施しながら、まずは、残土処理場が設計どおりに施工されていたのか確認を行った上で、地下水の流れや、地質・地盤に関する専門的な検証を行い、被災原因を特定するとともに、残土処理場の復旧に向けた設計の助言や、今後、同様の災害を引き起こさないために必要な技術的提言をいただくこととしております。

**○坂口博美議員** 崩壊、流出してしまっている処理場、ここから設計と施工の妥当性というのが検証できるのかどうか甚だ疑問なんですけれども、どうなっているんでしょうか。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 議員御指摘のとおり、既に残土処理場は崩壊しておりますが、崩壊はその一部にとどまっておりますことから、残存する盛土について、土の性質や締め固め具合、水の浸透などの試験を行い、委員会において、降雨に対する盛土の安定性を評価することとしております。

また、当時の設計図書や施工業者が管理した状況写真、管理図など現存する資料から、設計内容や施工状況等を確認していただくこととしており、客観的な検証を行うことは可能であると考えております。

**○坂口博美議員** ぜひ、徹底した解明につながるというふうに思っております。でも、なかなか難しいと思いますよ。

調査対象というか、検証の目的ですけれども、こういう類いの事故では、被害者への損害

賠償に発展する可能性というのでも考慮しなければいけないと思います。

崩壊の原因となった設計及び施工上の原因や責任の所在というものをしっかりと調査すべきと考えますが、知事の御認識を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回、県が設置しました残土処理場が崩壊し、工場敷地や水田等に土砂等が流入したことによりまして被害を受けられた方々に対し、誠に申し訳なく思い、改めて心よりお見舞いを申し上げます。

現在、県では、土砂等の撤去に向けた準備を進めるとともに、調査検討委員会において、被災原因の特定や復旧工事の検討などのため、現地調査を行っているところであります。

議員御指摘のとおり、この委員会の検証結果は、設計や施工上の責任に伴う被害者への損害賠償に影響することが考えられますことから、これらを念頭に置いて、専門家の知見を踏まえた客観的かつ丁寧な調査に努めますとともに、原因究明後は、検証結果を踏まえ、法律の専門家である弁護士に相談し、責任の所在について明確にしていきたいと思いますと考えております。

**○坂口博美議員** 委員会を立ち上げたんですから、ぜひ、しっかりと検証していただくようお願いいたしておきます。

ところで、災害が発生した場合、「想定外」という言葉をよく耳にいたします。近年では、記録的な大雨をもたらす台風や線状降水帯が頻発しており、本県をはじめ全国各地で、甚大な被害が毎年発生しております。日本各地に毎年甚大な被害を引き起こす記録的な大雨が、果たして本当に想定外であるのか。確かに、近年の記録的な大雨は、過去には大変まれなるものでありました。しかし、地球温暖化がさらに進むことにより、大雨のリスクはより一層高まると

言われています。

地球温暖化が降水量に与える影響について、そのメカニズムなどに関し、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 大雨をもたらす積乱雲は、水蒸気を含んだ暖かい空気の上昇により形成され、海面水温が高く、空気中の水蒸気量が多くなるほど発達しやすくなります。

現在、日本の平均気温や海面水温は、この100年で1度以上上昇しており、気温1度の上昇で、空気は水蒸気を7%程度多く含めるようになることから、大気中の水蒸気量も増加傾向にあり、地球温暖化の進行が大雨の発生につながると考えられております。

なお、気象庁のデータからも、2018年以降では、観測地点の3割で、72時間雨量が観測史上最多を更新するとともに、約40年前と比べて、1時間降水量について、10年平均で50ミリ以上は1.4倍に、80ミリ以上は1.7倍に、年間の発生回数が増えるなど、極端な大雨の頻度や強度が増大していることが確認できます。

**○坂口博美議員** 今の答弁で、40年前と比べてどう増えているのかというのが、なかなかイメージしづらいんですけども、気象情報などでよく言われる、「過去に経験したことのない」だとか、「降り始めてからの連続雨量が例年の1か月分を既に超した」など、豪雨のたびに報道されますし、近年、雨の降り方というのが激変し、激しい雨が長時間、広範囲にわたって降り続けているのは実感済みであります。

先ほどの答弁では、短時間雨量など一定の時間内の雨量が増えているというふうに理解しましたが、台風などの大雨における総雨量はどうなっているのか、再度伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 気象庁によりますと、今回の台風第14号では、最も雨が降った観測地点の4日間の総降水量は900ミリを超え、九州や四国地方では、複数の地点で9月の1か月の平年値の2倍前後となっております。

また、昨年8月の西日本から東日本にかけての大雨では、9日間の総降水量が、多いところで1,200ミリを超え、この月の西日本の1か月の降水量は、平年値の3倍を超えております。

また、過去に災害をもたらした気象事例では、1週間以上、雨が降り続いた事例の件数及び最も雨が降った観測地点の降水量の平均について、昭和20年以降の10年間は3件、721ミリに対し、平成24年以降の直近10年間では10件、1,362ミリと大幅に増加しており、このように近年、大雨の長期化や降水量が増大している傾向が顕著になっております。

**○坂口博美議員** 今の答弁のような状況からしましても、この自然災害防止に対しては、先ほどのダムにしても、また今回の残土処理場にしましてもしかりであります。近年の気象状況の中にあつては、従来の技術基準などでは通用しないものも出てきているのではないかと思料いたします。

そのような中、今年5月に成立した盛土規制法では、盛土を規制する区域を指定し、盛土を行う際は、都道府県知事等の許可が必要になると聞いております。

これらを踏まえ、今後、残土処理を行う場合は、一定の技術基準に基づき施工する必要があると考えておりますが、県としてどのように対応していかれるのか、関係部の代表部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 議員御指摘のとおり、今年5月に成立した盛土規制法では、

規制区域内における残土処理を含む盛土等は、今後、政令等で定められる技術的基準に基づき、設計・施工を行うよう規定されております。

現在、国が公表している技術的基準の案では、地山と盛土との密着を図るための段切り施工を行うことや、盛土の締め固め厚さを1層当たり30センチ以下にして盛土すること、溪流等に設置する盛土の高さが15メートルを超える場合は、盛土本体などの安定計算を行い、安全を確保することなどが示されているところです。

さらに、国におきましては、技術的基準の運用マニュアルなどを策定していく予定と伺っておりますので、県としましては、これらの統一的な基準を踏まえ、残土処理の適切な設計・施工を行ってまいります。

**○坂口博美議員** そのほかにも伐開、伐根なども必要になってくるでしょうし、今の答弁の段切りや厚さ30センチ以下の締め固めとなりますと、逆に30センチ以上の大きな石とか岩というのは、そこにはそのままでは捨てられないことになるわけです。じゃ、それを砕いたり、選別したりする作業というものが、まず必要になってきます。それから、それを行うヤードの確保も必要になってきます。

これらを考えますと、残土処分のための経費は、特にトンネルなどでは処理費だけで莫大な経費になると思うんですね。だから、これはサービス工事じゃいけない。工事費積算においても、新たな経費の積み上げなど、しっかりと積算されるように求めておきます。

国土強靱化の取組については、本県を災害に強い県とするため、計画的に整備を進めておられますが、まだまだ道半ばであり、ましてや今後は、先ほどのダムの機能や残土処理の問題な

どのような新たな経費の発生など課題が待っております。

しかしながら、それでもなお、令和7年度までの5か年加速化対策後も継続して財源を確保していく必要があります。全国知事会の地方税財政常任委員長の立場として、国土強靱化対策予算の確保にどう臨まれているのか、御所見を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘のとおり、国民・県民の命と暮らしを守るため、国土強靱化対策は、国・地方を挙げて取り組むべき喫緊の課題であると考えております。

このため、地方税財政常任委員長として、政府・与党に対し、その重要性を継続して訴えてきたところ、国費や地方単独事業を含む地方財政措置の拡充につながり、本県としてもこれらを最大限に活用し、県土の強靱化を進めているところであります。

しかしながら、先般の台風第14号における被災状況を見ますと、部長も答弁しましたとおり、これまでの対策の効果が現れている一方で、想定を超える被害の発生もあり、今後の継続的な取組の必要性を強く実感しております。

このため、来年度に向けた全国知事会の提言の中に、資材価格高騰の中でも、これまでの取組をさらに加速させるための必要かつ十分な予算の確保という点や、5か年加速化対策の完了後を見据えつつ、必要な財源の安定的・継続的な確保の必要性、これらを明記いたしまして、先日、国への要請活動を実施したところであります。

今後とも、全国の知事と連携し、全国のため、宮崎県のために、国土強靱化対策に必要な財源の継続的な確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 これは大変大きな力の入れどころが待っていると思います。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それでは、視点を変えまして、引き続き質問いたします。

国土強靱化対策の実施により、本県の公共事業予算は大幅に増えているにもかかわらず、担い手となる建設業従事者は減少しております。

その要因は幾つかあるとは思いますが、建設業や公共事業の果たす役割の重要性や建設業自体の魅力もさほど感じられなくなっているのではと考えます。

防災・減災対策を進める上で、建設業の担い手の確保は喫緊の課題であります。建設産業における担い手確保に向けた取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、建設産業の深刻な担い手不足に対応するため、産業開発青年隊における技術者の育成や、資格取得の支援などに取り組むとともに、建設業団体などと連携し、小学生から大学生を対象に、建設産業の魅力を発信する出前講座などを行っております。

また今年度から、県建設業協会に担い手コーディネーターを設置し、教育機関との連携強化などにより、建設企業の採用力向上への取組を支援するとともに、建設産業の魅力や企業情報などを若者向けに発信するため、携帯端末向けのポータルサイトの構築を進めております。

加えて、建設産業の魅力を高めるため、県発注工事における週休2日工事やICT活用工事のさらなる工種拡大など、働き方改革や生産性向上に向けた施策をより一層進めながら、しっかりと担い手の確保に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 土木とか建築、荒っぽい仕事

に見えるけど、物すごく緻密で精度を求められる仕事です。だから、特に若い人たちは、今の最先端のあらゆる技術を取得していく、そういう場を与えられると、そこにぐんと入り込んでいくのかなという気もいたしておりますので、ぜひ今の答弁のように、育成を頑張っていたきたいと思います。

そしてまた、公務員の担い手についてですが、これは、さきの9月議会でも数名の議員が取り上げられました。現在、発注側の県の土木技術職員の採用が大変厳しい状況にあることから、数年先には、発注量や事務量に見合った技術職員が確保できなくなり、県が担う業務の在り方も見直す必要があるのではないかとの懸念があります。

公務員の魅力を高めるためには、職場環境の改善を含めた働き方改革が大変重要と考えます。県土整備部における働き方改革に向けた取組について、お伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 御指摘のとおり、業務の削減・効率化に向けた働き方改革を進めていくことは大変重要であると考えております。

このため、私が自ら全ての出先機関へ出向き、若手職員を対象とした意見交換を行い、その意見を踏まえ、ウェブ会議の積極的導入をはじめ、災害待機時の応援態勢や執務環境の見直しなどを行ったところであり、このほか総合評価落札方式における入札手続の電子化や、現場確認をビデオ通話で行う遠隔臨場、庁内で使用する書類の統一化・システム化などにも取り組んでいるところであります。

また、来年度からは、より効率的に積算業務が行えるよう、ガイダンス機能が充実した新たな積算システムを導入するなど、デジタル技術



を活用した、さらなる働き方改革を進め、魅力ある職場づくりに努めてまいります。

**○坂口博美議員** やはり、直接出向いて行かれて、様々な悩みなり、あるいは夢なりを聞いてあげられるということ、これが大きいのかなと思います。引き続き御努力方、お願いいたしておきます。

そしてまた、建設産業における担い手不足についてであります。私は、主たる理由の一つに、これから先も国家的に必要な基幹産業として事業を継続できるという、将来に向けての安心感の欠如があると考えております。

企業が将来の経営計画を立てる上で、「どれだけ稼いでいけるか」という観点は絶対に必要であります。公共事業を受注する建設産業においては、公共事業の量が不透明なままでは、そのような将来計画を見通せません。

このため、建設産業が、中長期的な見通しの下で安定的な経営ができるような予算確保の担保が必要であると思っております。すなわち、建設業をなりわいとする、あるいは職とすることへの将来の不安の排除こそ、最低限の不可欠条件であると考えております。

その意味からも、私は、今回の国土強靱化5か年加速化対策で終わるのではなくて、最低でも10年くらいの長期計画が繰り返し策定されるなどの見通しがなければ、建設産業における将来への不安は払拭されないと考えます。

本県は、他県に比べ災害リスクが高く、インフラ整備も遅れており、やるべきことはまだまだこれからであり、強靱化への取組は継続的かつ安定的に進めていかねばなりません。

知事は国土強靱化に関して、「ナショナル・レジリエンス懇談会」の委員であると伺います。持続的な建設産業を実現し、国土強靱化を

継続的かつ安定的に進めていくためには、中長期的な予算の確保が必要と考えます。本懇談会における発言状況を含めて、今後の国土強靱化予算についての知事の考えを伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 地域の建設業者におかれましては、台風第14号の通過直後から、昼夜を問わず応急工事を行っていただいているところでありますし、先日の鳥インフルエンザの初動防疫においても大きな役割を果たしていただいております。地域の守り手として、なくてはならない存在であることを改めて認識しているところであります。

災害リスクの高い本県にとりまして、着実に国土強靱化を進めていくためには、必要な予算を中長期的に確保することが重要でありまして、このことが、建設産業の安定した経営環境の整備につながるものと考えております。

このため、国土強靱化の次期基本計画の策定に向けまして、大学や経済界などの有識者により議論を行う「ナショナル・レジリエンス懇談会」に、私は地方自治体の代表委員として参画しているところであります。先日開催された懇談会におきまして、今年9月の台風第14号の被害について説明し、これまでの対策で一定の効果があったものの、本県の強靱化はいまだ道半ばであり、国土強靱化の取組は中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取組を進めていくことが重要であると、国に強く訴えたところであります。

今後とも、私に与えられたこうした立場を最大限に生かしながら、国土強靱化予算の必要性を国に訴え、県民の命と暮らしを守るため、私が先頭に立って、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** 「ナショナル・レジリエンス

懇談会」というのは、他の全国知事会の、例えば、先ほどの常任委員長とかのように、提言、提案、要望という立場から物申すんじゃなくて、意思決定の中に参画されておるわけですから、ぜひまた違った角度からの御苦勞というか、汗を流していただければと思います。

そして、永山副知事にも、ぜひこの状況というのは知っていただいて、また今後、いろんな形でサポートいただければなと思っております。

それから、知事、「ナショナル・レジリエンス懇談会」というよりも、むしろ「防災・減災懇談会」とすれば本当に分かりやすいと思うんです。これは何かなと思って。存在が物すごく遠いんですよね。これは私の個人的な考えですが、ぜひそこらも頭に置いていただければと思います。

そして、知事に一言申し上げたいんですが、先ほど私は、植村直己さんの言葉を紹介させていただきました。「最初は進むよりも引き返すことばかり考えているが、ある一定のところまで行くと、もう前に進むことしか頭にはない」という言葉を残しておられました。

知事は既に、県民を伴って、新たな生活へと進行を始められたわけでありまして。つまり、もう引き返さない、そういうところまで来ているのであります。前に進むしかない。未知なる世界への前進でもありますが、4期目への意思を示されたわけでありまして。「間違いなく私は、県民のためのよりよい生活様式を構築するんだ」との信念を持って、その方向性を、そしてビジョンをしっかりと示し、前に進んでほしいと考えます。

知事の決断力と合わせて、極めて優秀な頭脳集団であり、かつ使命感に満ちた県職員の皆さ

んの汗と力。知事と県職員の皆様が一体となって県民に奉仕する。それであるなら、我々の行く先には必ず、よい暮らしが待っていると思います。

ところで私は、河野知事は本当に幸せな人だなどと思っております。地元の間人じゃないなどと、何かにつけて耳にしないわけでもありません。しかしながら、知事に就任されてはや12年がたち、いよいよ4期目を目指そうとされております。齒にきぬ着せずに申し上げるなら、並の人間だと、4期目ともなると、俺は優秀なんだと、ついつい自分が自分のみの力で育ってきたやに勘違いをしてしまうのも、また人の常であります。

知事に申し上げますが、いかにあっても知事には、「私は恵まれている。私を育ててくれているのは宮崎県民の皆様であり、県庁の職員であり、そしてまた、議会の議員たちなんだ。私自身の力で育ってきたのではないんだ」と、そう信じて、そのような姿で宮崎の新しい暮らしづくりに汗してほしいことを申し上げ、一般質問を終わります。(拍手)

○二見康之副議長 次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 自民党の日高博之でございます。坂口先生の鋭い質問の後で荷が重いのでございますが、ルールですので、通告に従い質問をいたします。

本年6月定例会で、私が一般質問で知事にリーダーシップについて質問した際に、知事は「司馬遼太郎の小説「項羽と劉邦」が大好きで、自分は項羽ではなく劉邦でありたい。大事なことは、多くの皆様の力を結集して目標を達成していくこと、そのプロセスや姿勢が非常に重要だ」という趣旨の答弁をされました。

私の期待したリーダー像とは全く違うもの

で、正直、戸惑いもありましたが、飾らない、本心からの言葉だと感じました。また、本県の強みを市町村や関係団体との連携と評価し、「小さいながらも、しなやかな強さを備えた県」とされる発言も耳にしたところでございます。

私はこうした言葉に、河野知事の政治姿勢、リーダーシップに関する考え方がよく表れていると感じているのであります。と同時に、日々予測不能な事態が起こる今の時代には、強烈な個性を持ったカリスマ、スーパースターよりも、「他者の力を生かし、その力をまとめていくことができる人」が求められているのではないかと考えるようになりました。

そして私は、挫折が似合わないヒマワリのような知事と、何回も踏んで踏みつぶされて、はい上がってくる私みたいな月見草とは人生観が頭から違うというふうに勝手に思っていました。が、これまでのやり取りを見ますと、私は人生の先輩である河野知事に、改めて52歳にして自分の生き方や人生観をじっくり見詰め直すことができました。本当にありがとうございます。

知事は、今議会初日の提案理由説明において、自ら「県民との絆を大切にしながら、着実に実績を積み重ねてきた」と述べておられます。また、施策分野間の絆をより強くすることで、県内経済循環の強化や中山間地域の人材確保にも効果があるのではないかと考えます。

知事に、県民との絆を生かしたこれまでの成果とこれからの施策展開についてお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は「対話と協働」を掲げて県政運営に取り組んでおりまして、県民の皆様や関係団体との絆を生かして取り組んだ県政の最重要課題の一つとして思い浮かぶのは、新型コロナへの対応であります。

感染が拡大する局面におきましては、県民生活や地域経済の多大な影響を考えると、まさに苦渋の決断ではありましたが、様々な専門家、また県民の声に耳を傾けながら、県民の命と暮らしを守るため、厳しい行動要請など必要な対策を迅速に実行してまいりました。

一方で、感染が落ち着いた局面では、県としても事業継続のための資金繰り支援や雇用の維持、市町村と連携した消費喚起など、できる限りの経済対策を機動的に実行することで、難局を乗り越えてまいりました。こうした対策の構築や実施に当たりまして、事業者の皆様、医療関係者など様々な立場の皆様の御理解と御協力があつたものと受け止めております。

また、強く記憶に残っておりますのは、口蹄疫からの再生・復興であります。非常に難しい、厳しい局面を生産者や農業団体などの皆様と一体となって乗り越え、そしてさらに、さきの全国和牛能力共進会で4大会連続の日本一に輝くことができたことは、関係者の皆様が積み上げてきたそれぞれの努力のたまものであると同時に、共通のゴールに向かって全員が共に汗を流し、力を合わせてきた固い団結力の結果であると考えております。

昨今のコロナ禍や原油・物価高騰などにより、当面は先行き不透明で厳しい状況が続くものと思われませんが、県民の皆様や関係団体など多くの皆様との絆を大切にしながら、迅速かつ柔軟に、また力強く施策を展開することで、確実に宮崎再生を図り、夢と希望あふれる明るい

未来を切り開いてまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 今年の日本シリーズは、オリックスが優勝で幕を閉じたわけであります。中嶋監督は、終始笑顔で、「選手が頑張ったから」と繰り返しておられました。控え目な性格なんです。高津監督も控え目な性格。森保ジャパンの森保監督も控え目な監督で、人の力を引き出す天才ではないか、そういう指導者じゃないかなと思っております。あんまり大きな声じゃ言えないんですけど、監督が目立ち過ぎると、なかなか成績がというのもありまして…、これ以上、議事録には残したくないんですね。

シリーズを見て感じたのは、特に球が速いピッチャーが次々と出てくることですね。多くの投手が160キロにも達するような、フォークも150キロを超えておりました。本県の山本投手もおり、また比嘉投手とか山崎投手も、皆出てくる投手がすごいんですけど、高校時代そんなに活躍した選手ではないんですよね。今回のシリーズで分かったように、もうパリーグでは160キロじゃないと通用しない。セリーグは150キロぐらいで通用するんですね。だから、村上選手がなかなか対応できなかったというのは、パリーグのレベルの高さなんですよね。ホークスに勝って、ここまでオリックスが上がってくるんですから、やっぱりオリックスの強さはすごいなと思っております。

話がちょっとそれるんですけど、なぜ、オリックスにこんなに球の速いピッチャーがそろったのか。それは、やはりひとえに速い球を投げるといふ「強み」を秘める選手を発掘する、探し出す。欠点の修正を行いつつ、それを補って余りある「強み」を伸ばすことに力を注

力したからだ、私は考えております。

このことは、子育てや人材育成はもとより、県勢発展の方策にも通じるものがあるのではないかと私は考えますが、知事にこの2つの強みを伸ばす方策についてお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎県の強み、様々ございますが、例えば、宮崎牛やマンゴーなどの食、日本屈指のスポーツ環境、豊かな自然環境や神話等、こうした多彩な魅力、資源が本県の強みであると考えております。

特に、食につきましては、世界的な人口増加や国際情勢の変化等の影響によりまして、世界規模での食料安全保障問題が危惧される中、全国有数の食料供給基地としての本県の役割は、ますます重要になるものと考えております。

本県の農林水産業について、担い手の確保や生産基盤の強化を進めるとともに、フードビジネスの振興や、生産・流通・販売の強化などにより付加価値や競争力を高めるなど、その成長産業化を図ってまいります。

また、スポーツにつきまして、本県ではこれまで、県を挙げてキャンプ・合宿等の誘致に取り組み、その結果、ラグビーワールドカップや東京オリパラの事前合宿、侍ジャパン合宿などの受入れを実現し、本県経済の活性化にもつなげてきたところであります。

今後、これまで培ってきたノウハウに加え、屋外型トレーニングセンター、国スポ・障スポ関連施設を整備、活用していく中で、国際水準のスポーツの聖地宮崎として、さらなる飛躍を目指してまいります。

さらには、G7宮崎農業大臣会合、宮崎県人会世界大会等の好機を捉え、本県の多彩な魅力を国内外に発信してブランド力を高め、インバウンドを含む観光振興やグローバル戦略の展開

につなげてまいります。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

次に、私は日向市のスポーツ少年団の本部長とか幼稚園PTA連合会の会長もしておる関係で、今、保護者や子供たちと、日頃から意見交換をする機会が相当あるんですよ。

そういった中で、特に今出てきているのが、「宮崎のシンボルキャラクターである「みやざき犬」はなくなるのか」という質問が相当多方面から上がってきております。私の娘も「みやざき犬」のファンで、「みやざき犬」がなくなったら、もうパパとは話ほししない」とか、そういうところまで言われておるぐらいで、何でかなと思ったら、発信力のある、今回の知事選のある候補者が「みやざき犬」の見直しを検討しているという発言をしているから、そういう話があったんだなということで、後で気づきました。

「みやざき犬」は宮崎を代表するゆるキャラで、子供たちから愛され、知名度も年々上がってきております。私は、宮崎のPRキャラクターとしてなくてはならない存在だと強く感じますが、「みやざき犬」に対する知事の思いをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 「みやざき犬」は、私が初めて知事に就任した年、2011年に県のシンボルキャラクターに決定して以降、県民の皆様は県の様々な施策を親しみやすく、かつ分かりやすくお伝えするほか、県外へ向けましては、宮崎牛やシイタケ、神楽などの宮崎の魅力を、一目で分かるかぶり物で発信するなどの広報活動を、10年以上にわたって担ってきたところであります。

この「みやざき犬」の強みは、ほかのゆるキャラにはない個性的な3匹のユニットである

ということとか、愛きょうのある見た目やしぐさと、それとはギャップのある切れのよいダンスなどで注目を集められることであります。

私はこれまで様々なイベントで、その様子と来場者の反応を見て、「みやざき犬」の発信力の高さと、子供から大人まで多くの人に愛され、人気定着していることを実感しております。様々なイベントで、私が挨拶をしているのに、「みやざき犬」が出てくれば、そっちに注目がいってしまうといったところも感じております。

さらには、その動きやかぶり物といった見た目のみで表現が可能でありまして、万国共通で人の心をつかむものと考えておりますことから、今後さらに、海外での活躍というものも大いに期待をしているところであります。

国内外に向けて、本県の魅力を広く効果的に伝えるキャラクターとして活躍できると確信をしておりまして、その認知度はますます高まっていくものと期待しておりますので、これまで以上に積極的に活用し、宮崎の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ですから知事、これまで知事が直接「みやざき犬」のPRをするというのが薄かったように思うんです。これからどんどんやっていくということなので、お願いいたします。「みやざき犬」をなくさないためにも、ぜひとも知事に、勝ち抜いて、引き続き県政を担っていただくことを願っております。

次に、県内産業のデジタル化の推進についてお伺いいたします。

県内産業のデジタル化を推進するために、それを担うIT技術者が必要ですが、世界全体でデジタル化・DX化が進む中、その人材不足が顕著になっております。

2月のデジタル田園都市国家構想実現会議において公表された資料によりますと、平成27年国勢調査のデータでは、全国のIT技術者約100万人のうち、6割弱の約58万人が東京、千葉、神奈川、埼玉のいわゆる東京圏に集中しており、都市部と地方とでは大きな格差があります。ちなみに、同じデータで、宮崎県のIT技術者数は2,570人ということです。

国としては、このようなデジタル人材の不足、都市圏への偏在を解決するため、6月に策定したデジタル田園都市国家構想基本方針において、2026年末までに230万人のデジタル推進人材の育成・確保に取り組むとしており、県の情報化推進計画においても、情報化を担う人材の育成・確保が柱の一つとなっております。

そこで、県は、デジタル人材の育成・確保のため、どのような取組を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** デジタル人材の育成・確保につきましては、首都圏のICT人材との人的ネットワークの強化や求職者の学び直し、県内ICT企業等への就職支援、ICT企業の誘致などに取り組んでおります。

また、県内産業のデジタル化を推進するためには、技術者だけではなく、企業の中で、一定の知識を持ち、デジタル化を進めるための業務の整理やICT企業との折衝などを担う人材も必要であります。

このため県では、AI技術の活用事例等を学ぶためのオンライン講座や、実際の企業現場で業務のDXを進めるための手順等をグループワークで学んでいく連続講座を実施するなど、様々な取組を進めております。

**○日高博之議員** 県内の中小・小規模事業者においても、デジタル化に取り組まなければなら

ないという機運は少しずつ高まっていると思いますが、中小・零細が多い本県事業者は、「まず何から取り組めばよいのか分からない」「デジタル技術を導入するためのIT企業をどのように探せばよいのか分からない」といった状況であり、デジタル化の一步目を踏み出すことができていないのではないかと思います。

このようなデジタル化に対する悩みや、いろいろな困り事を一つずつ解消していくことが、事業者のデジタル化を進める上で大事なことはないかと考えております。

そこで、中小・零細事業者のデジタル化を推進するため、事業者の相談窓口が必要であると考えますが、県の考えを総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 民間事業者のデジタル化を推進することにつきましては、啓発セミナーや人材育成の講座、デジタル技術の実装支援のほか、悩みを抱えておられる事業者の課題を整理し、ICT企業とのマッチングなどを行う伴走支援にも取り組んでいるところであります。

その中で、「小規模な事業者でも参考になる事例が知りたい」、あるいは「デジタル化についてどこに相談すればよいかよく分からない」、そういった声を多く伺っており、様々な悩みを抱える事業者に対し、きめ細かな支援を届けていくことが課題であると認識しております。

このため、今年度の取組の内容を精査しながら、今後の支援体制を含め、より効果的な支援の在り方について検討をしております。

**○日高博之議員** しっかり検討をお願いいたします。

次に、福祉人材の確保についてお伺いいたし

ます。

人口減少、少子高齢化待ったなしの中、あらゆる分野で人材不足が叫ばれておりますが、特に福祉分野では、人材確保が大きな課題となっているところであります。

本県でも、福祉分野の担い手確保のため、事業所と働き手のマッチング、介護の仕事の魅力を紹介するテレビ番組の放映、介護を学ぶ外国人留学生に奨学金を支給する介護事業所への支援等、様々な手法で人材確保に取り組まれていることは承知しております。

コロナ禍にあって、地元志向の追い風から、高校生の県内就職率は改善傾向が見られてはおりますが、福祉関連職業の有効求人倍率は全職種平均と比べ1ポイント以上高い状況にあり、福祉・介護の現場では人手を必要としています。

本県の将来を担う若い世代の方々にどうやって福祉分野への就職を選択していただくか、就職先の選択が間近に迫った高校生、あるいは大学生に、福祉分野の就職をアピールしても遅過ぎるのではないのでしょうか。もっと早く、中学生のうちから、支援を必要とする方々の日々の暮らしを支える福祉の仕事の魅力を伝え、福祉分野に興味・関心を持ってもらうことが重要ではないかと考えますが、この点に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 議員御指摘のとおり、若い世代に福祉分野を就職先として選択していただくためには、福祉の仕事について、中学生など早い段階から知っていただく必要があると考えております。

このため県では、児童生徒向けに福祉の仕事を紹介するガイドブックを作成し、県内の小・

中・高校に配付するとともに、中学校、高校において出前講座を行うほか、福祉系高校で介護を学ぶ生徒が中学生に介護の仕事の魅力を伝える交流会を開催しております。

県としましては、少子高齢化が進む中で、将来にわたって、福祉・介護サービスを継続して提供するため、引き続き、教育委員会等と連携し、福祉人材の確保に取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 次に、幼保小連携・接続について伺います。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎となる時期であり、義務教育やその後の学校教育の基礎については、この幼児期からしっかりと培っていく必要があります。このため、小学校就学前の教育と小学校教育とを円滑に接続していくことが重要であります。

しかしながら、現在、幼保小連携・接続への意識や取組については、市町村間や幼保小間で差があるという状況ではないかと思えます。

国においても、「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進することとしており、その中では、幼稚園・保育園・認定こども園といった施設類型を問わず、幼児教育の質の向上と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要視されております。

そこで、本県における幼保小連携・接続の取組状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 子供の成長を切れ目なく支えるためには、幼児教育・保育施設と小学校がお互いに理解を深めながら、円滑な連携・接続を図ることが重要であります。

県内の幼保小連携の取組につきましては、交流はあるものの、接続を見通したカリキュラムの編成までは至っていないケースが多い状況で

あります。

このため県では、幼保小連携・接続推進会議を設置し、研究指定地域における取組や様々な課題について具体的な協議を行うとともに、研究成果を県内に広く展開するための、幼児教育・保育施設や小学校を対象とした研修会を実施するなど、市町村における連携推進体制の確立に向けた支援に取り組んでおります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

続きまして、幼児教育センターについて伺います。

幼児教育に関しては、幼児教育・保育の無償化など、全ての子供に質の高い教育・保育を適切に提供するための体制整備が進められてきており、平成29年度には、幼稚園、保育所、認定こども園の各要領等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が明確化、そして共通化されております。

こうした幼児教育の指導指針の着実な実施はもとより、園バスの安全対策や新型コロナ対策、特別な配慮を要する園児への対応など、幼児教育現場における課題は多様化しております。質の高い幼児教育の推進や専門性の高い課題に的確に対応していくためには、現場をバックアップする体制の充実が不可欠であり、拠点となる「幼児教育センター」を設置するなど、体制強化を図る県も増加しております。

本県においても、幼児教育・保育施設の現場からは、幼児教育センターの設置を求める声が高まっております。

そこで、本県の幼児教育推進体制の強化を図るための幼児教育センターの設置について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期でありまし

て、質の高い幼児教育を全ての子供たちに提供することは大変重要であると考えております。

御質問にありましたとおり、幼児教育現場におきます多様化、専門化する様々な課題に的確に対応するため、幼児教育の内容の充実や専門性の向上が求められております。

お尋ねの幼児教育センターにつきましては、幼児教育の質の向上や幼保小連携・接続の拠点として位置づけられておりまして、その果たす役割は大変大きなものがあると考えております。

現在、関係部局と教育委員会が連携して具体的な検討を進めておりまして、今年9月には、幼児教育団体や学校、市町村などの関係者を交えた検討委員会を設置し、施設職員の研修内容や訪問指導體制、連携・接続の推進方法など、センターの機能や体制について協議を行っているところであります。

引き続き、幼児教育センターの設置について、関係機関と連携を図りながら、具体的な検討を進めてまいります。

○日高博之議員 学校や教育委員会と連携して、ぜひやってほしいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、半導体不足について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内事業者を支援するため、県においては、国のコロナ交付金等を活用しながら、県内企業のニーズに応じた補助事業などに取り組まれているところであります。

しかしながら、コロナ禍に加え、原油価格や物価の高騰等によって、依然として県内事業者は厳しい状況にあることから、引き続き、必要な対策を打ち出していくことが必要と考えます。



このような中、半導体不足が幅広い分野に影響を与えており、例えば自動車など、これまでもならすぐには買えていたものが、手元に届くまで数か月以上を要する状況となっております。

通常、県が実施する補助事業は、年度内に事業を完了する必要がありますが、このような半導体不足の影響により、期限内に納品されるめどが立たず、必要な支援を受けられなかった事例もあると聞いております。

そこで、環境森林部長と商工観光労働部長に、県が国の交付金を財源として行う事業者支援において、半導体不足により年度内に事業が完了できなかった等の影響が出ている事例はないのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 環境森林部におきましては、今年度6月補正において構築しました、太陽光発電設備の導入などを支援する補助事業について、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、当該交付金は翌年度への予算繰越しが認められていないことから、年度内の事業完了を補助要件としております。

このような中、事業者から、補助金交付申請に係る事前相談において、太陽光パネルで発電した電気の制御装置の一部が、半導体不足の影響により入手困難であり、年度内の設置完了が難しいとの声が複数寄せられ、事業者が補助申請を見送ったという事例がございました。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 商工観光労働部におきましては、昨年度、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業として、コロナ禍における県内中小企業の新分野・新事業展開への進出を支援する「地域中小企業等新事業構築支援事業」を実施いたしました。

この事業では、年度内の事業完了を補助要件として、177事業者に交付決定を行いました。そのうち3事業者において、導入を予定した装置が、半導体不足の影響により年度内での導入が困難となり、事業を中止しております。

**○日高博之議員** 地方創生臨時交付金を活用した事業の中にも、半導体不足の影響により納品の遅れが生じ、予定の事業期間内に完了しなかった事例もあるということでありました。

国の交付金事業を活用した事業であっても、やむを得ない理由によって事業期間内に完了しない場合は、一定の手続きを行えば繰越しが認められることは、私も理解しておりますが、実際の運用が実態に合っていない感じがしております。

現在の状況を鑑みますと、半導体不足によって様々なものが入手しにくい状態は、今後も続くことが予想されます。先ほどの事例のように、半導体不足による納期の遅れということであれば、事業者の責めに帰さない正当な繰越し理由と考えられますので、半導体不足による事業の遅れについては繰越しを認めることを、あらかじめ国に指示していただくなどの工夫もできると思います。

臨時交付金を最大限活用するためにも、繰越要件の緩和等の弾力的な運用を国に求めていくべきと考えますが、総合政策部長に県の考え方をお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 地方創生臨時交付金につきましては、対象事業の拡充など、地方の意見が制度設計に十分反映されるよう、これまでも全国知事会と一体となって、国と様々な協議を重ねてきたところであります。

また、運用に当たっては、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するため、手続の簡素

化など弾力的な取扱いを国に要望しております。また、繰越し手続に係る提出書類の簡略化など、一定の対応が行われております。

御質問のとおり、半導体不足をはじめ、様々な状況の変化が今後も想定されますので、適正な事業期間を確保し、効果的な施策を展開できるよう、繰越し要件の緩和など交付金の弾力的な運用について、引き続き様々な機会を通じて国に求めてまいります。

**○日高博之議員** 知事はもう直接、国の中枢の方にインプットできるポジションにいるわけですから、この辺もしっかりお願いしたいと思っております。

次に、クロマグロについてであります。

クロマグロは本マグロとも呼ばれ、とてもおもしろく、人気があり、本県でもマグロはえ縄漁業や定置網漁業で漁獲され、高価で取引されております。

このクロマグロについては、国際的な資源管理の下、都道府県ごとに漁獲枠が定められておりますが、先日、地元の漁師さんから、「クロマグロの漁獲枠をもっと増やしてほしい。最近では枠を使い切って、捕っても放流しなければならないことが多くなってきた」という要望がありました。

クロマグロを漁獲する漁業者は、決められた漁獲枠を守るため、釣れた魚を放流したり、操業を自粛したりと、日々の資源管理に取り組まれているそうです。

そこで、農政水産部長に、本県におけるクロマグロの資源管理の状況についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** クロマグロの資源管理については、国際的な管理の下、漁獲量が厳しく制限されており、日本に割り当てら

れた漁獲枠は、さらに国によって各県に配分されています。

県では、この漁獲枠をより有効に活用するため、漁業種類や地域、期間ごとに漁獲量の上限を定め、漁獲量を常時把握しながら、適切な管理に努めています。また、枠を超過しそうな場合には、国からの追加配分や他県からの譲受けなど、必要な漁獲枠の確保に努めております。

国の報告によると、これまでの取組により、資源は順調に回復してきておりますので、将来の漁獲枠増加につながるよう、引き続き、国等と連携しながら、資源管理にしっかりと取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 資源が回復しているということで、引き続き資源管理に取り組んでいただき、将来の本県の漁獲枠が大きく増加することを祈っておりますし、漁師さんの努力が報われることを願っております。

引き続き、水産についてお伺いいたします。

国は、水産政策の改革で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指しております。

本県におきましても、漁業者が安心して経営を継続するためには、水産資源の回復を図るため、資源管理の強化が重要ですが、何より、それと両立した漁業の収益性を高めることが極めて重要だと思います。

そこで、本県水産業の収益性向上を図る取組について、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県水産業の持続的な維持・発展には、資源の適切な管理と漁業の収益性向上の両立が極めて重要だと考えております。

このため県では、国の事業を活用して、高性

能漁船などの導入によりまして生産性の向上を図るとともに、浮魚礁の整備や海洋レーダーによる海況情報の提供により、操業の低コスト化に取り組んでいるところであります。

また来月、新たに竣工します県漁業調査船「みやざき丸」は、最新の調査機器によりまして、資源や漁場の探索機能が強化されており、操業のさらなる効率化に大きく貢献するものと考えております。

こうした取組により、本県水産業の競争力を高め、漁業者が安心して経営できるよう、本県水産業の発展に努めてまいります。

**○日高博之議員** 宮崎牛だけではなくて、マグロのPRもよろしく願いたいします。

次に、親元就農について伺います。

農業の担い手が減少する中で、持続可能な農業を展開していくためには、担い手の確保・育成は喫緊の課題ではないかと思えます。

本県では、新規就農者の確保・育成に向け、就農相談から定着まで切れ目のない支援に取り組まれ、中でも新規参入に対しては、国庫事業による生活支援を目的とした資金給付などの手厚い支援が行われているようであります。

一方、親元就農は、親の資産をそのまま引き継ぐことや、親から技術指導を受けられる等のメリットがありますが、近年、減少傾向にあることから、もっと支援していくべきではないかと考えます。

そこで、親元就農に対する支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県では、令和元年度より、国の事業の対象とならない親元就農者に対して、市町村と連携し、早期の経営安定に必要な資金を交付しております。

また、国に、親元就農者に対する支援を継続

して要望した結果、経営開始時の機械や施設等の導入に対し、最大750万円を補助する「経営発展支援事業」が本年度、創設されたところであります。現時点で、本県の採択者数は30人で、うち親元就農者が4人となっております。

県としましては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、親元就農者の支援に努めてまいります。

**○日高博之議員** 経営発展支援事業は、親元就農はもとより、新規就農の初期投資費用の負担軽減につながるなど、就農を後押しする有効な対策と思われそうですが、今年度の事業活用者が、先ほど30名ということで、意外に少ない印象を受けました。

独立自営による新規就農者の確保数が毎年100人を超えている実績からすると、本事業を活用したい方々はもっといるのではないかと思われ、事業の活用拡大に向けた対応が必要だと思えます。

そこで、今後、経営発展支援事業をどのように推進していくのか、農政水産部長に再度お伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本事業は、今年度、新たに創設されたため、事業の周知期間が不足したこと等により、議員御指摘のとおり、本県の新規就農者数に対し、活用が少ない状況にあると認識しております。

このため県では、今年の5月、国に対して事業手続の前倒し等を要望するとともに、8月から9月には各地域を巡回し、市町村や関係団体に、来年度の事業活用に向けて対象者の掘り起こしなどを依頼したところであります。

また、来年度事業につきましては、詳細な情報が判明次第、農政水産部のホームページ「ひなたMAFiN」や市町村の広報紙等による情

報提供など、様々な機会を捉えて農業者への周知を図り、活用を推進してまいります。

**○日高博之議員** この事業は750万円という上限があるようですが、今の、ハウス等の価格高騰が続いている状況を踏まえると、投資の規模に応じた支援の拡充なども必要ではないかと私は考えております。国へ要望するなど、取組の拡大に向けた対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農業の担い手確保に当たりましては、農業経営者となる担い手のみならず、雇用人材についても幅広く確保していくことが必要であり、中でも外国人材の確保、とりわけ本県への入国が最も多いベトナム国との連携については、他の地域や他産業に遅れることなく進めていくことが重要であると考えております。

このような中、先月13日に、本県とベトナム国立農業大学が、人材の確保・育成に向けた連携合意締結を行った旨の報道があり、期待に胸を膨らませたところであります。

そこで、ベトナム国立農業大学との連携合意締結を契機として、農業分野での外国人材確保対策をどのように進めていくのか、県の考えを農政水産部長にお伺ひいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** ベトナム国立農業大学は、農学、畜産、獣医、食品化学等の14学部、約3万人の学生を擁するベトナム有数の大学であります。今回、同大学と初めて人材確保・育成に関する連携合意を締結したことは、今後の本県農業にとって大変意義あるものと認識しております。

県としましては、この連携合意を契機として、インターンシップ制度や技能実習制度を活用した学生等の受入れを円滑に行うため、県内農業経営体とのマッチング体制の構築等に、関

係団体と連携して取り組むこととしております。

今後とも、本県、ベトナム双方にメリットのある取組として発展していけるよう、同大学との連携をより一層深めながら、本県農業の外国人材の確保対策を進めてまいります。

**○日高博之議員** 本取組のほか、G7農業大臣会合の開催を4月に控えるなど、本県農業の魅力を海外にも発信できる明るい話題が続くこととなりますので、今後の推進についても、よろしくお願ひいたします。

次に、10月に行われた全国和牛能力共進会で、本県は4大会連続内閣総理大臣賞を受賞しました。平成22年の口蹄疫からの復興を改めて示したわけであります。当時、様々な御苦勞があった中で、移動制限区域内にいた県有種雄牛「忠富士号」を含む6頭を、家畜改良事業団から西都市尾八重地区に避難させ、県民の財産を守ったと伺ひましたが、その経緯についてお尋ねいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 経緯につきまして、時系列にお答えいたします。

平成22年5月10日当時、県としては、農林水産大臣に対し、主力の県有種雄牛6頭を移動制限区域外へ移動することを認めてほしい旨の要請を行いました。

翌5月11日から12日にかけて、国の求めに応じ、移動する種雄牛の清浄性の確認や、移動制限区域内の畜産関係者からの同意などを完了させ、協議文書を国に提出いたしました。

これを受け、13日に農林水産省から本県に対して、種雄牛の移動は妥当と判断される旨の回答を得たことから、種雄牛を西都市に移動させたところでした。

**○日高博之議員** この移動については、国から

のお墨つきをいただいたから、行政判断で移動させたということで、再度お願いします。

○農政水産部長（久保昌広君） はい。そのとおりでございます。

○日高博之議員 分かりました。残念ながら、そのときのスーパー中のスーパーである忠富士号が、その後、殺処分された。本当に悲痛だったと思うんですね。過去にそのような苦難がありながら、今回の全共で、おいしさ日本一を証明するなど、本県の畜産農家のおかげであって、底力を感じるとともに、それをしっかりと支えてこられた、知事を先頭としたオール宮崎体制のたまものだと思っております。

こうした明るい話題が続くためには、人材の育成・確保が大変重要でありますので、引き続き頑張ってくださいようお願いいたします。

次に、災害復旧工事における入札の不調・不調策についてであります。

今回の台風第14号は、猛烈な風雨により、県北を中心に、道路、河川護岸の崩壊、土砂崩れが発生するなど、本県に甚大な被害をもたらしたところであります。

そこで、台風第14号による公共土木施設の被害状況と復旧に向けたスケジュールについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 今回の台風第14号における道路や河川などの公共土木施設の被害状況は、現時点で県、市町村合わせて、件数が1,438件、被害額が約403億円となっており、その内訳としましては、県が464件の約224億円、市町村が974件の約179億円であります。

復旧に向けたスケジュールにつきましては、現在、測量や調査設計を行っており、今月上旬から2月上旬までに国の災害査定を受け、順次、復旧工事に着手することとしております。

○日高博之議員 県と市町村を合わせて1,438件と、大変多くの被害箇所があるとの答弁でした。

災害査定が終われば、これから災害復旧工事の発注が急増することと思われれます。加えて、本議会で追加提案された国土強靱化の補正予算も200億円を超える規模となっており、年明け以降、かなりの数の工事が発注され、地元の建設業者が対応できずに、災害復旧工事を中心に入札の不調・不調が増加するのではないかと危惧しているところでございます。

そこで、今後、災害復旧工事の発注が急増すると思いますが、不調・不調策にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 今回の台風第14号に伴う災害復旧につきましては、件数が多くなることに加え、県北地域に集中していることから、御指摘のとおり、入札における不調・不調の発生が懸念される所です。

このため、現場代理人の常駐義務の緩和や、工期の余裕期間の設定などの取組を積極的に活用し、受注者の負担軽減を図ることとしております。

また、被災地域内の建設企業単体のみでは、施工を十分に担うことができないことが想定されるため、JV制度の活用を検討している所です。

さらに、今回の災害で被害が多かった市町村と合同で、建設関係団体と十分な意見交換を行い、地域の実情の把握に努め、災害復旧工事の円滑な発注に取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

JV制度の活用、これ重要だと思うんですね。この辺をしながら、不調・不調策につい

て、様々な取組を検討いただきますよう、市町村ともしっかりと意見交換しながら、対応をお願いいたしたいと思っております。

これから災害復旧工事が本格化していく中で、県民の皆様の日常を1日でも早く取り戻すためには、建設業の力を十分発揮してもらう必要があります。県としても、しっかり後押しをしていく必要があると考えます。そのような中、今月2日、宮崎県建設業協会が河野知事に対して、「台風第14号災害からの復興を図るために必要な社会インフラの早期復旧に向けた緊急要望」を行ったと伺っております。

要望書を見ますと、道路の寸断による資材価格上昇への対応や、被災地域で工事が集中することによる建設資材逼迫による負担増への対応など、早期の復旧・復興に向けて、速やかに取り組む必要がある内容ではないかと感じたところでもあります。

そこで、台風第14号災害からの早期復旧に向けて、宮崎県建設業協会が知事に緊急要望を行いました。その辺、どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 台風第14号災害からの早期復旧に向けて、円滑な工事の執行を進めるためには、適正な予定価格の設定が大変重要であります。

このため、緊急要望の内容を踏まえ、早速、今月から3つの取組を行ったところであります。

まず、国道327号の通行止めにより影響が生じている生コンクリートの価格については、原材料の輸送費の増加を考慮した単価を設定いたしました。

次に、被災地域で主要な建設資材が逼迫することによるコスト増加に適切に対応するため、

実態に応じて設計変更できる運用を定めたところです。さらに、建設資材の高騰を受けて行っていた臨時調査を、被災地域等においては継続して実施することとしております。

今後とも、一日も早い復旧・復興に向けて、災害復旧工事の円滑な執行に取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 早急な対応をしていただいたということで、ありがたい限りです。安心いたしました。引き続き発注者、受注者が一丸となって、災害からの復旧・復興に向けて取り組んでいただくよう、お願いいたします。

次に、盛土規制法についてですが、この法律は、全国一律の基準で、様々なエリアを隙間なく規制することから、環境森林部、農政水産部、県土整備部の公共三部の連携が必要ではないかと6月議会で質問したところ、知事より、「この法律は、組織を横断した対応が必要であり、県全体で強く連携し、取り組む」との答弁をいただきました。

このような中、本県でも、台風第14号では多くの災害が発生し、盛土の流出も確認されたところでございます。本県においても、盛土規制法に適切に対応することが大変重要であり、このためには、公共三部をはじめ、県全体でスクラムを組んだ体制の下、着実に進めていく必要があります。

そこで、盛土規制法の施行に向けて、現在、どのような体制で、どのように検討を行っているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県では、公共三部に加え、県とともに盛土規制法の許可権者となる宮崎市や、独自の条例を有する延岡市とも連携し、ワーキンググループを9月に設置したところであります。

この中で、規制区域の指定に向けたロードマップの策定や、基礎調査の実施方法、さらに、盛土情報を住民から幅広く収集する仕組みづくりや、危険な盛土などが確認された場合の対応手順などについて検討してきたところで

す。また、区域指定後に生じる様々な業務への役割分担のほか、公共工事で発生する残土の受入先の確保などについても検討することとしております。

今後とも、国の動向を注視しつつ、このワーキンググループを活用しながら、盛土規制法に関連する業務を着実に進めてまいります。

**○日高博之議員** 坂口先生からも質問がございましたが、そういったことで、しっかりと公共三部の連携を取ってもらいたいと思っております。

公共三部と関係市がしっかりと連携して、盛土規制法対策に取り組んでおられるわけですが、そのような中、今議会で盛土防災総合推進事業が補正予算で追加提案されており、県内の盛土調査費8,300万円が計上されたところであります。この事業は、盛土対策を進めていく上で大変重要な事業だと思っております。

そこで、盛土防災総合推進事業における取組内容について、県土整備部長に再度お伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 今回の補正予算でお願いしております盛土防災総合推進事業につきましては、盛土規制法の施行に先駆け、県と宮崎市が一体となって、規制区域の指定に必要な土地の利用状況等の調査や、人家等に被害を及ぼし得る既存盛土の分布状況の把握などを行うものであります。

また、住民からの通報窓口となる「盛土110

番」を新たに設置し、区域指定前の危険な駆け込み盛土などを的確に把握するとともに、必要に応じて行政指導や応急対策を行うこととしております。

今後とも、県民の安全安心な暮らしの確保に向け、公共三部はもとより、県内市町村と連携し、盛土規制法の実効性を速やかに発揮することができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 基礎調査を速やかに行うとのことや、区域指定までの期間に対応する「盛土110番」の設置など、適切に対応されるということで、分かりました。この「盛土110番」がばんばん鳴らないようお願いしたいと思っております。

次に、内水面の水産資源についてです。台風第14号による内水面漁業への影響と対策について伺います。

本県は、九州の中でもアユ、ヤマメ、ウナギなど内水面漁業が盛んな県であります。特に五ヶ瀬川では、今まさにシーズン中であるアユやなにより多くの観光客が訪れ、また、山間部のヤマメ釣りには、福岡、熊本のほか、遠くは東京からも遊漁者が訪れるほど、本県には人気のある溪流があります。

このような状況の中、本年9月の台風第14号による大雨により、河川にも大きな影響がもたらされました。台風の通過がアユの産卵時期と重なったことで、アユが産卵する石が泥をかぶり、産卵する親アユも流され、あるいは滞留して痩せ細り、このままでは次年度の天然アユの遡上が全く期待できない状況にあります。

また、ウナギの寝床であります岩の隙間や、内水面漁業者が設置したウナギの石倉礁なども埋まってしまい、ウナギ資源への影響を懸念す

る声が、内水面漁業者から届いております。

企業局には、日頃から本県内水面漁業振興に尽力いただいております。令和2年度からは、農政水産部と共同で、県内河川でのアユの産卵場の造成やアユ・ヤマメの稚魚放流、外来魚の駆除にも支援をいただき、多くの内水面の皆様から、井手企業局長に大変感謝の言葉が届いております。

今シーズンのような自然災害による重大な影響があった場合には、企業局が水力発電を行っている河川に対し、内水面水産資源の回復のための支援を行うことができないのか、井手企業局長にお伺いいたします。

**○企業局長（井手義哉君）** 川の恵みを受けている水力発電は、地元の御理解と河川環境への配慮が大変重要であります。

このため、企業局におきましては、農政水産部との共同事業により、令和2年度から「みやぎの内水面資源回復推進事業」に取り組んでおります。

加えて、水力発電を行っている河川での企業局独自の取組といたしまして、内水面漁協や地元自治体等が、水力発電の理解促進と併せて行う河川環境保全活動を支援する事業を設けております。こうした事業を活用していただくことで、今回のような状況に対する資源回復にも役立てられるものと考えております。

今後とも、内水面漁協や地元自治体等をはじめ、地元の皆様方の御意見をお聞きしながら、河川環境保全等につきましても、関係機関と連携し、推進してまいります。

**○日高博之議員** 井手企業局長から非常に前向きな答弁をいただいて、内水面に関係する皆様もほっとしているところだと思いますので、よろしくお願いたします。

続いて、ひなたサンマリンスタージアム宮崎についてであります。

今年10月頃、読売巨人軍の関係者から、私のところに「サンマリンスタージアムの芝が傷んでいるのではないか」との連絡がありました。その後、巨人軍の秋季キャンプは無事に終了したところですが、言うまでもなくサンマリンスタージアムは、スポーツランドみやぎを推進する本県の中核施設であるとともに、巨人軍にとっても重要な施設であることから、本県としては、今後のために適切な管理が必要ではないかと考えております。年が明ければ、巨人軍の春季キャンプや、WBC日本代表の宮崎合宿も控えております。

そこで、ひなたサンマリンスタージアム宮崎の芝の状況について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 宮崎の温暖な気候を生かした内外野総天然芝のひなたサンマリンスタージアム宮崎は、巨人軍のキャンプをはじめ、プロ野球公式戦などが開催されるスポーツランドみやぎの中核施設であるとともに、県内で野球に携わる方々にとっても憧れの場所でもあります。

議員の御指摘にもありましたように、今年は例年よりも害虫の被害が大きく、9月から10月にかけてまして、芝に傷みが出た時期もありましたが、各種大会や行事の合間に駆除や肥料散布を行い、各大会や巨人軍の秋季キャンプの受入れは円滑に実施できたところでもあります。

県教育委員会といたしましては、プロスポーツ選手、そして県民の皆様が安全かつ快適に利用できますよう、引き続き関係機関と連携を図りながら、施設の適切な管理に努めてまいります。



**○日高博之議員** 教育長、答弁ありがとうございます。

これは、芝生の管理というか、県の公園の関係で、教育委員会と都市計画と、もう一つ何かあったですね。よく分からない、オール…、商工ですね。縦割り過ぎてよく分からないので、何かもうちょっと分かりやすくやってもらったほうがいいのかなと思います。スポーツランドみやざきが重要だと知事が言っているわけですから。その辺もお願いしたいと思いますが、このヨトウムシはガの幼虫ですね。何かきれいなんですかね。成虫を見たことはないんですけど。いつ飛来するか分からないので、この辺しっかりと管理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、来年2月1日からの巨人軍の春季キャンプに続き、17日からWBC日本代表の宮崎合宿が開始されます。今回は11日間の長期間で実施され、25日土曜日と26日日曜日には、同じく宮崎市内でキャンプを実施している福岡ソフトバンクホークスとの壮行試合も開催されると伺っております。

今回のWBCには、エンゼルスの大谷選手が参加の意向を表明しており、合宿に参加すれば、2009年のイチロー選手が参加されたとき以上の盛り上がりが見込まれます。

合宿の実施に当たっては、選手、スタッフをはじめ、多くの観客を迎え入れるための準備をしっかりと行っていただくとともに、せっかくのこの機会を、本県のPRに生かしてほしいと考えております。

そこで、知事にお聞きしますが、WBC日本代表の宮崎合宿に向けての知事の意気込みをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 来年3月に開催されま

す第5回WBC日本代表の事前合宿につきましては、先般、日程が発表され、過去最長の11日間を受け入れることとなりました。

本県は、2009年の第2回から4大会連続で合宿地として選ばれておりまして、これまでの実績が高く評価されたものと大変うれしく思う一方で、その役割の大きさに身の引き締まる思いも感じているところであります。

県としましては、本大会直前の大事な合宿でありますことから、宮崎市や関係機関と連携し、世界一奪還のために、万全の受入れ態勢を整え、県民挙げて、この合宿を盛り上げてまいります。

また、御指摘がありましたように、イチロー選手が参加した第2回の合宿の際は、延べ約24万人が来場しております。今回は、それを上回る可能性もありますことから、経済効果が大変楽しみなわけではありますが、安全かつ快適に観戦できるよう、交通対策や感染症対策に万全を期すことはもとより、この絶好の機会を逃すことなく、4大会連続で内閣総理大臣賞を受賞し、おいしさ日本一となった宮崎牛をはじめとする本県の食の魅力や、宮崎の自然の美しさなどをしっかりPRしてまいります。

**○日高博之議員** 知事の答弁で、4大会連続内閣総理大臣賞を受賞した宮崎牛をしっかりとPRするという言葉もいただきました。

これも当局、知事も御存じだと思いますが、宮崎県には「二刀流」という名前の種牛がいるようです。例えば、私個人の提案ではありますが、大谷選手が合宿に参加すれば、県産品として宮崎牛を贈呈し、その際に、この「二刀流」の種牛に触れていただくなどすると、話題性が非常に高まるのではないかと考えております。

そうなれば、やっぱり海外からの記者も来る

と思うんですね。アナハイム、ロサンゼルスから来たときに、来賓として受け入れて、その辺はしっかりとやって、エンゼルススタジアムでハンバーガー、二刀流ハンバーガーと、将来あり得る可能性もあって、宮崎牛が黙っていても世界に行くんですね。この機会を逃す手はないので、そこは知事が先頭に立って、いろんな角度からアイデアを出し合って、本県のPRをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○二見康之副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後1時0分再開

**○中野一則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、武田浩一議員。

**○武田浩一議員**〔登壇〕(拍手) 自由民主党串間市選出の武田浩一でございます。本日は、串間から一日がかりで議会傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。感謝いたします。

「縁ありて、花ひらき、恩ありて、実を結ぶ」「出会いに感謝」を基本に、私は20年近く生きてまいりました。今なお悩み多き日々ではありますが、悩んだとき、行き詰まったときには、この基本に戻るように心がけています。

最近、思うことがあります。何事をなすにも一人では何もできないということであります。国のトップである総理大臣も、県知事も、行政課題に対応するために基本的な方針を決定し、その方針に基づき、具体的な施策を進めてまい

ります。いろいろな立ち位置の人がいても多様な価値観を認め合いながら、多くの関係者や職員の方々と議論し悩みながら、そして少しでも多くの方々に理解していただく努力をし、決定していくものだと思います。

世界では政治・経済が不安定な状態であり、時代の変革期に来ていると感じています。本県も多くの課題や困難に直面していますが、少しでも多くの皆様の御理解を得られるよう努力することで、本県はチーム宮崎で乗り越えていけると確信しております。

さて、来年4月には県議会選挙が行われ、県議会議員数名の先輩方が勇退を表明されております。出会いと別れは世の常であります。県議会議員のすてきな先輩方と、これまでに出会った全ての皆様の御恩に感謝しながら、今任期最後の一般質問に入ります。

まずは、知事の政治姿勢について。

河野知事は「対話と協働」「現場主義」というスタンスで、国や市町村、経済団体と連携体制を構築しながら、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の危機的状況から本県の復興・成長を進めてこられました。

現在も新型コロナ対応、原油高・物価高騰等の対策を打たれながら県政運営に鋭意取り組んでいただいておりますが、12月の知事選挙に当選されますと、県政4期目がスタートします。次期県政運営は、新型コロナウイルス感染症で疲弊した本県経済の再生と感染症対策を講じながらの、これまで以上に難しい県政運営になると推察いたします。

さらに、宮崎県政の課題はこれだけではなく、少子高齢化、人口減少をはじめ、多くの課題が山積しています。その課題解決には3期12年の経験と実績、国との太いパイプ、そして宮

崎県を「安心と希望あふれる宮崎へ導く」という強い信念と行動力が必要であると考えます。

そこで河野知事に、4期目を見据え、県勢発展、宮崎再生にどのような考えで取り組んでいられるのか、強い意気込みを伺います。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

**○知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕 お答えします。

現在、コロナ禍に加えて、原油・物価高騰、100年に一度とも言われるこの難局に直面し、県民の暮らしや経済は大きな影響を受けておりますが、県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、次の4年間を宮崎再生の期間と位置づけ、県民の力を一つにして、この難局を克服し、本県を次のステージへと飛躍させるための取組を進めてまいりたいと考えております。

4期目に向けた私の思いにつきましては、先日発表いたしました政策提案の中でもお示ししておりますが、まずは新型コロナ対策により、県民の命と健康を守る取組のほか、宮崎再生基金等を活用して、厳しい状況に置かれている方々の暮らしや経済活動の回復に積極的に取り組んでまいります。

次に、本県が持続的に発展していくための土台づくりとしまして、人口減少対策をはじめ、医療・福祉の充実や中山間地域対策、防災・減災対策の強化、高速道路をはじめとする交通・物流ネットワークの充実などに取り組んでまいります。

そして、活力ある未来づくりのため、本県の基幹産業である農林水産業の成長産業化や中小企業等の育成・振興、デジタル社会・ゼロカーボン社会に向けた取組の加速化、地域産業を支

える人材の育成などに取り組んでまいります。

このほか、宮崎の魅力や価値を国内外に発信することでブランド力を高め、国際水準のスポーツの聖地宮崎としてのさらなる飛躍や、インバウンドを含む観光振興や移住の促進、グローバル戦略の展開に取り組んでまいります。

このような取組を通し、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる安心と希望あふれる宮崎県を実現してまいります。以上であります。〔降壇〕

**○武田浩一議員** 次に、地域課題に対する知事の考えを伺います。

11月7日に、県議会自民党会派「地域振興・産業振興調査会」で、西諸地区意見交換会に出席してまいりました。2市1町の首長、議長をはじめ、JA、商工会議所、商工会、建設業協会、森林組合等の代表の方々と、予定の2時間を超え、みっちり意見交換をしてまいりました。

そこで、西諸地区と県内の条件不利地域の抱える課題は同じであると痛切に再認識させられました。それは、「医療体制の確保(医師確保と診療科の偏在)」「県立高校の存続」「人口減少対策」の大きく3つであります。

本県でも特に人口減少・高齢化の進む地域共通の、地域課題に向けた知事の思いを伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県の都市部には、多くの企業や商業施設、医療、高等教育機関などが集積している一方で、特に山間地域では、暮らしに必要な機能の維持が困難になりつつあり、こうした状況は、本県の抱える大きな課題であると認識しております。

このため、9月に策定しました長期ビジョンにおきましても、市町村や圏域が互いに連携し

て、必要な機能を補い合うことの重要性を掲げましたほか、現在建設中の国民スポーツ大会に向けた3つのスポーツ施設につきましても、分散整備を進めるなど、地域のバランスを考慮した施策の推進に努めているところであります。

また、地域課題の解決につながると期待されますデジタル技術等の進展が見込まれますことから、これらの技術を積極的に活用し、暮らしを維持できる仕組みや若い世代が活躍できる環境づくりを進めることも、重要なポイントであると考えております。

今後とも、県内各地域の実情に寄り添いながら、住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせる、そして若者にも選んでもらえるような地域づくりを進めてまいります。

**○武田浩一議員** 先日、在京串間会総会に出席してまいりました。そこで串間市民病院院長が涙ながらに市民病院への支援を訴えられましたし、西諸地区からも医師確保に、特に産婦人科医と小児科医について切実な要望をいただきました。県内各地域の実情に寄り添いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり、知事、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症第8波が心配されておりますが、今後の県勢発展を考えると、2つの相反する課題、コロナウイルス対応と社会経済活動の両立について、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 新型コロナについては、当初から、感染防止対策と社会経済活動のバランスをいかに図っていくか、そのように苦心をしながら取り組んできたところでありますが、発生当初は、爆発的な感染拡大時には、県民の皆様命と健康を守ることを最優先としまして、苦渋の判断ではありましたが、例えば、

飲食店等への営業時間短縮、さらには移動自粛などの強い行動制限などをお願いしてきたところであります。

その後、ワクチンの開発や接種の進展、ウイルスの変容や知見の蓄積も進んできましたことから、現在では、基本的な感染対策を継続しながらも、社会経済活動の回復へと政策の軸足を移してきているところであり、9月には宮崎再生基金も設置しまして、県民生活や事業活動の下支えに取り組んでいるところであります。

本県も既に第8波の入り口にあり、さらに今後、人の往来や交流の機会が増える年末年始を控えておりますことから、改めて、一人一人の感染対策の徹底や医療・検査体制の維持等に努めながら、コロナの中でも、できる限り社会経済活動を継続できるよう、全力で取り組んでまいります。

**○武田浩一議員** 次に、総合交通対策について。

県では、持続可能な地域交通ネットワーク構築に取り組んでいますが、私の住む串間市では、長く宮交の路線バスが走っていません。正確には、日南市から串間市市木幸島までの国道448号を通る1路線が走っています。

このように、県内の市町村で交通格差があるように、市町村の地域内でも、買物、通院等、生活する上で大きな格差が生じています。高齢で自動車免許を返納したいが、公共交通機関を含め交通手段がない。そのような交通弱者の方々に光を当てることが行政の務めであると思えます。

地域住民の移動手段を確保するためには、単一の市町村で運営されているコミュニティーバスをつないだりしながら広域化を図るなど、JR、宮交バス、コミュニティーバス、タク

シー、助け合いマイカー等、地域にある様々な交通資源の連携が有効であると考えますが、地域交通の現状と今後の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域住民の移動手段を確保していくためには、コミュニティバス等の最適化・効率化を図り、その上で、広域的な交通機関である鉄道や地域間幹線バス等と結びつけることが重要であります。

このため県では、コミュニティバスのデマンド化やタクシーの乗り合い化などに取り組む市町村を積極的に支援するとともに、来年度策定予定の地域公共交通計画には、地域間幹線バスと鉄道、それとコミュニティバス等との乗り継ぎの円滑化を盛り込む予定としております。

また、御提案の市町村ごとのコミュニティバス同士をつなげ広域化を図る取組などにつきましても、今後、市町村と研究をしてまいります。

○武田浩一議員 これからますます高齢者が増えてまいります。知事からもありましたように、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのためにも、地域の移動手段確保は待ったなしの状況です。よろしく願いいたします。

次に、国際線再開について。

10月11日から新型コロナウイルスの水際対策が大幅に緩和され、入国者数の上限が撤廃されるとともに、多くの外国人観光客が入国し始めています。来年3月からは、国際クルーズ船の寄港も再開される見通しとのことです。

本県では、日隈副知事を団長として、宮崎—台北線定期便再開の要望協議を目的に台湾を訪問され、チャイナエアラインに対して早期再開の要望を行われましたが、その感触と今後の国

際線の予定について、日隈副知事に伺います。

○副知事（日隈俊郎君） 宮崎—台北線につきましては、令和2年2月より運休していることから、先般、中野議長や、星原議員を会長とされます日台友好議員連盟の皆様をはじめ、宮崎市などととも、台湾のチャイナエアライン本社を訪問し、他県に先駆けまして、運航再開に向けての要望活動を行ったところであります。

同社からは、「東京線を除き、日本路線はまだ利用者が少なく、現時点で地方空港の再開は難しい」と、厳しいお話があった一方で、宮崎線については、「チャーター便を検討する」という提案をいただきましたので、まずはチャーター便の運航に向けまして、準備を進めてまいりたいと思います。

また、ソウル線につきましては、今月、2年8か月ぶりにチャーター便が運航されるとともに、来年の1月から2月にかけて、アジアナ航空が週2便のプログラムチャーター便を計画しております。

本県にとりまして国際線は、海外との人や物の交流を促進する上で欠かすことのできない重要な交通基盤でありますので、引き続き、航空会社への要望はもとより、検疫などのC I Q官署や宮崎空港ビルなど、関係機関と一体となって受入れ体制を整えまして、定期便の早期再開に向けて積極的に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 次に、10月4日に宮崎カーフェリー「ろっこう」が初就航しました。「たかちほ」と待望の新船2隻体制となり、本県の農畜産物等を関西へ、また関西から本県への観光誘客に期待が高まっています。

しかし、3年にも及ぶコロナ禍や世界の情勢不安等による燃油高騰等、厳しい経営環境ではないかと推察いたします。

そこで、宮崎カーフェリーの利用状況と利用拡大に向けた取組について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 宮崎カーフェリーにつきましては、新船効果もありまして、特に旅客におきましては、10月の輸送実績が前年の約3倍となりました。

現在、会社におきましては、旅客のさらなる拡大に向けて、神楽の披露などの船内イベントや御当地メニューの提供など、船旅ならではの魅力創出に取り組んでおられます。

また、貨物につきましても、物流展や港湾セミナーの場などを生かしまして、県外の荷主や物流事業者に対する積極的な営業活動に加え、県トラック協会と連携した情報発信など、利用拡大の取組を強化しているところであります。

県におきましても、神戸市との連携協定に基づくPRイベントを開催するなど、様々な取組を行っているところでありまして、今後とも、航路の維持・拡充に努めてまいります。

**○武田浩一議員** 国際線の運航再開も宮崎カーフェリーの利用拡大も、コロナ禍と物価高で疲弊している本県の再生にとって大変重要であります。宮崎—台北線で、現段階において「チャーター便を検討する」というお話をいただいたことは、まずもって日隈副知事をはじめ、台湾を訪問された皆様に感謝申し上げます。宮崎再生に向け、さらなる努力をお願いいたします。

次に、東九州自動車道の整備状況について。

いよいよ今年度中に清武南—日南北郷間が開通予定であり、順調に進んでいると聞いております。先月は、串間市で初となる串間市奈留—志布志市夏井間の着工式が開催されました。我が串間市にもやっと高速道路建設のつち音が聞

こえてまいります。道づくり女性の会をはじめ、南那珂地区住民は、悲願である東九州自動車道の全線開通が見えてきたと喜んでおります。

しかしながら一方で、南郷—奈留間が唯一の未事業化区間として残っております。6月定例会では、永山副知事に熱い答弁をいただきました。今回は、東九州自動車道の未事業化区間の早期事業化と全線開通に向けた、河野知事の熱い意気込みを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州自動車道につきましては、先月、油津—南郷間と奈留—夏井間において着工式を開催するなど、着実に整備が進んでいるところであります。道づくりを考える女性の会の皆さんをはじめ、力強く後押しをいただきました地域の皆様に、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

今年度中には、いよいよ清武南—日南北郷間が開通予定でありまして、日南市から北九州市までが結ばれることにより、広域観光や地場産業の振興、南海トラフ地震などの災害時における人命救助や救援物資の輸送などに大きく寄与することが期待されます。串間市から宮崎市に來られるときも、一日がかりにはならないのではないかと考えております。

一方で、南郷—奈留間が唯一の未事業化区間として残されておりまして、事業中区間の事業促進はもとより、南郷—奈留間の早期事業化が大変重要であると考えております。

このため、あらゆる機会を捉えて、国に対して、本県における高速道路の必要性や重要性を強く訴えているところでありまして、10月には、東九州自動車道建設促進協議会の会長という立場で、東京で中央大会と提言活動を行いまして、全線開通に向けた地域の熱意を国へ届け

できたところであります。

引き続き、県議会の皆様をはじめ、沿線自治体や関係団体、地域の皆様と一体となって、私がお先頭に立って、早期事業化に向けて全力で取り組んでまいります。

**○武田浩一議員** 知事就任後12年、東九州自動車道、九州中央自動車道、都城志布志道路と、県内の交通インフラ整備は着実に進んでまいりました。この流れを前へ前へとさらに進め、一日も早い南郷－奈留間の事業化と全線開通へ向け、沿線自治体や関係者、地域の皆様の先頭に立って全力で取り組んでいただくよう、お願いいたします。

次に、近年、巨大地震や気候変動に伴う集中豪雨等の大規模な自然災害が頻発化・激甚化しております。

本県でも9月の台風第14号に伴う記録的な豪雨により、県内各地で土砂災害や浸水被害が発生し、3名の貴い命を奪い、道路、鉄道、電力、水道、通信等のライフラインのほか、地域経済を支える商工・観光業、農林水産業等の広範囲な分野において甚大な被害を及ぼしたところであります。

串間市ではこれまで、市木・本城地域で毎年のように河川が氾濫し、家屋の浸水や多くの農地が浸水する被害に見舞われてまいりました。今回は、河川改修や河道掘削の実施効果もあり、県北のような甚大な災害はありませんでした。

このように、防災・減災、国土強靱化対策の効果は確実に上がっていると確信していますが、午前中、坂口議員からもありましたように、本県の現状を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策後も、予算・財源を継続して確保していく必要があります。

す。どのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 国土強靱化につきましては、高速道路のミッシングリンク解消や流域治水対策、インフラ老朽化対策などを中心に、本県におきましても、様々な取組を進めております。

議員のお話にもありましたように、例えば、串間市の市木川では、平成24年の6月豪雨で13戸の浸水被害が発生したところでありますが、その後の河川改修に加え、強靱化予算を活用した河道掘削の結果、同等規模の降雨でも家屋の浸水被害は発生しておらず、一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、今回の台風第14号は、県内各地に甚大な被害をもたらしたところであり、県民の安全・安心な暮らしを守るため、国土強靱化の取組は、5か年加速化対策後においても継続的・安定的に進めていくことが大変重要でありますので、今後とも、必要な予算の確保に努め、県土の強靱化にしっかりと取り組んでまいります。

**○武田浩一議員** 次に、国道448号について。

平成29年6月の豪雨で被災した箇所は、地域住民の命の道、生活道路として、また幸島・都井岬への観光誘客道路として、大変重要なインフラであります。

令和3年10月に藤磯平トンネルが開通し、大変喜ばれております。今回はそこから少し南郷側の市木、舳地区の道路であります。本年9月の台風第14号襲来後、道路中央に亀裂が入るなどの路面変状が確認され、大変心配されております。調査すると聞いておりますが、現状と今後の方針について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 国道448号の舳

地区につきましては、国の点検要領に基づき、今年度、海岸側の擁壁やのり面について点検を行ったところであり、その際、擁壁の一部に段差などの変状を確認しておりました。

今回、台風第14号通過後のパトロールにより、路面の亀裂が新たに確認されたことから、雨水の侵入を防ぐため、応急的に路面等の補修を行ったところであります。

現在、亀裂が発生した原因を特定するため、測量及びボーリングなどの詳細な調査に着手しており、その結果を踏まえ、対応について早急に検討してまいります。

**○武田浩一議員** 私も先日、国道448号を通ってきました。確かに応急的な路面の補修がされていましたが、今後の天候次第では不安が残ります。一日も早く詳細な調査を実施し、早急な対策をお願いします。

また、知事より坂口議員への力強い答弁もありましたが、防災・減災、国土強靱化対策の継続的・安定的な予算確保に努めていただきますよう、重ねて要望いたします。

次に、現在県では、宮崎県水道広域化推進プランの策定を進めていますが、プランの全体像と広域化の効果及びそれに伴う課題について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 水道事業の経営環境は、人口減少に伴う収益性低下や、施設の老朽化等の更新需要の増大などに伴い、厳しさを増す状況にあります。

宮崎県水道広域化推進プランは、これらの状況に対応すべく、市町村単位での水道事業の広域化推進の必要性から、経営基盤の強化を目的に、県が策定するものであります。

当プランでは、市町村が単独で行う窓口業務や検針業務等の14項目について、県内を3圏域

に分け、広域的に事務を行う場合の効果をシミュレーションし、その上で、広域化に伴う優先的に取り組むべき事項やスケジュールをお示ししております。

広域化の効果としましては、例えば、検針や警備業務等の一括委託による事務の効率化や費用削減が考えられます。

一方、課題として、広域化に伴う住民サービス低下への配慮が必要なことや、各市町村ごとに異なる水質検査や検針業務の仕様の統一等、一定の調整が必要なことが挙げられます。

**○武田浩一議員** 水道広域化プランの概要は理解しました。

先日、県北の方からも、水道料金が高いという意見を伺いました。人口減少に伴う収益性の低下や、施設の老朽化等の更新需要の増大等を考えると、経営基盤の強化を目的に、県が策定する必要性は理解できますが、今までもいろいろな広域化施策が、効率性や収益性等の下に進められてまいりました。

しかし、見方を変えますと、合理化だけに頼る広域化は、地方の弱体化、人口減少に拍車をかけてきた現実も否めませんし、地域経済に与える影響も心配です。

そこで、当プランを進めることによる各市町村の管工事組合等の事業者への影響について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 当プランにおいて実施する広域化シミュレーションにつきましては、窓口業務や検針業務等、水道事業の運営に係る部分の広域化を目指して実施するものであり、水道管の布設等のハード整備に関する部分については、当プランの対象外としております。

このため、水道の管路工事につきましては、



従来どおり各市町村単位で発注することから、工事に係る地元事業者への影響はないものと考えられます。

**○武田浩一議員** 次に、地域住民に与える影響について。

県内の山間部や農漁村等には様々な形態の飲料水供給施設があると認識しておりますが、県内の簡易水道及び飲料水供給施設の現状と、当プランにおける位置づけ及びそれらの施設に対する今後の県の対応について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県内の水道事業のうち、給水人口が101人以上5,000人以下であります簡易水道事業は、令和2年度末時点で、市町村営が59か所、地元住民が管理する民営が16か所となっております。

また、給水人口が100人以下となる井戸水や湧水等を利用した、いわゆる飲料水供給施設は、県が把握しているものが、令和2年度末時点で196か所となっております。

当プランでは、上水道のほか、市町村営の簡易水道を広域化シミュレーションの対象としておりまして、民営の簡易水道及び飲料水供給施設は対象としておりません。

対象としていない民営の簡易水道につきましては、今後も水道法に基づき、必要な指導を行い、また飲料水供給施設に対しては、適切な衛生管理が行えるよう、地域の実情を踏まえた助言・指導を続けていくことで、安全な水の確保に努めてまいります。

**○武田浩一議員** 住民生活にとって一番なくてはならない水であります。もちろん、効率性や収益性に留意すべきではありますが、その地域で暮らす住民生活や地域経済に与える影響に配慮しながら当プランを策定していただきますよ

う、要望いたします。

次に、我が国の食料自給率について。

20～30年前、世界の人口は50億人でした。先日、国連より世界人口が80億人に達したと発表されました。70億人達成から11年であります。国連によると、90億人に達するには今後15年、100億人を超えるのは2080年以降になると予想されているようであります。

今後、増加傾向はペースが落ちていくとはいえ、世界の人口増加は、限られた地球の資源の中、水資源と食料不足が危惧されております。

諸外国の食料自給率（カロリーベース）で見ると、2019年数値で、アメリカ121%、カナダ233%、ドイツ84%、スペイン82%、フランス131%、イタリア58%、オランダ61%、スウェーデン81%、イギリス70%、スイス50%、オーストラリア169%、韓国35%、日本38%であります。世界的な人口増加の現状、不安定な国際情勢から見ても、我が国の食料安全保障の現状は危機的状況であると言えます。

そのような中、我が国の食料自給率の向上に向け、県としてどのように貢献していくのか、河野知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 海外に食料供給の多くを依存する我が国の食料自給率は、令和3年度のカロリーベースで、今、御指摘がありましたような38%と、諸外国と比べて低く、世界的な人口増加による食料需要の増大に加えて、ウクライナ情勢等の影響によりまして、食料安全保障への危機感が高まっていると認識しております。

このような中、農業を基幹産業とし、全国第6位の農業産出額を誇る本県は、生産力の維持・強化に取り組み、食料自給率の向上に寄与していく必要があります。

このため、農地の集約による大規模化や、スマート技術の活用等を通じた農業生産の強化に加え、飼料用米の生産拡大等による飼料の国産化や、堆肥の有効活用による化学肥料の削減など、海外資源に依存した農業からの転換を進めているところであります。

これらの取組をさらに進めて、食料供給基地としての本県の役割を果たすとともに、我が国の食料自給率の向上にもしっかりと貢献してまいります。

**○武田浩一議員** 日本の食料自給率は、1961年（昭和36年）の78%からほぼ毎年のように減り続け、2021年（令和3年）で38%と、危機的状況であります。

知事の言われるように、海外資源に依存した農業からの転換を進め、日本の食料基地としての本県の役割を果たしていただきますよう、お願いいたします。

次に、10月6日から10日に第12回全国和牛能力共進会が行われました。本県は史上初の4大会連続内閣総理大臣賞受賞、特に、和牛肉の新しい価値観として「おいしさ」に着目し、これまでの肉量・肉質の評価に加え、牛肉のおいしさに関連する「脂肪の質」を評価する肉牛の部・第7区において、優等賞首席内閣総理大臣賞を受賞し、「おいしさ日本一宮崎牛」の称号をいただきました。畜産農家をはじめ関係者の皆様の御努力と御尽力に、改めて敬意を表するものであります。

本県の農畜水産物は海外でも高い評価を受け、さらなる海外輸出が期待されておりますが、国内だけではなく海外においても、日本の農畜水産物ブランドの産地間競争の激化が予想されます。今後の本県農畜水産物の輸出の取組について、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県農畜水産物の魅力、またその潜在能力の高さということを考え、人口爆発を背景とした世界市場の拡大ということ踏まえ、輸出はさらに伸ばす余地があり、そして進めていく必要があるものと考えております。

現在、この農畜水産物は10年連続で右肩上がりで輸出が伸びている。このコロナ禍にあっても伸びているところであります。

国も、オールジャパンの体制で日本産品を売り込んでおり、県も協調して取り組んでいるところであります。国・地域、品目によっては、他国や国内産地との競合も生じているところであります。

このようなことから、宮崎ならではの品目というものをしっかりとアピールし、輸出拡大につなげていくことが重要と考えております。例えば、先般の全共で4連覇を成し遂げた宮崎牛は、おいしさ日本一、言わば、おいしさ世界一なわけでありまして、海外でも通じる分かりやすいセールスポイントを前面に押し出した販売拡大に取り組んでまいります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携しながら、宮崎牛をはじめ、スイートピーやキンカン、カンショ、ブリなど特徴ある品目の強みを生かした販売・PRの取組を支援し、海外での競争力アップと、さらなる輸出拡大に努めてまいります。

**○武田浩一議員** 食料安全保障、食料自給率向上、本県農家経営の安定の点からも、先ほどの知事の答弁にありましたように、飼料・肥料の国産化も必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 国際情勢等が

不安定な中、地域資源を活用した県産飼料・肥料の生産を進めることは、農業経営の安定化を図るためにも、また、我が国の食料自給率向上のためにも大変重要であります。

このため県では、海外肥料の代替として、県産の豚ふん堆肥を原料とした低コスト肥料生産の支援に取り組んでいるところです。

また、収益性の高い飼料用米の導入や、耕畜連携による稲わらや堆肥の循環システムの整備、品目に応じた堆肥の製造への支援等を行っているところです。

今後とも、地域資源を持続可能な形で活用し、県産飼料・肥料の生産拡大に努めてまいります。

**○武田浩一議員** よろしく願いしておきます。

農政最後の質問です。農家の皆さんをはじめ関係者の御尽力により、本年はサツマイモ基腐病の発生が抑えられているとの話をお聞きしますが、今年度導入された抵抗性を有する「べにまさり」のサツマイモ基腐病の発生状況、収量及び市場評価並びに来年度のサツマイモ基腐病対策について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 「べにまさり」につきましては、今年度、南那珂地域で普通掘りの約6割に導入され、サツマイモ基腐病の発生は主要品種の「宮崎紅」と比較しても少なく、被害はほぼ認められなかったところです。

収量は、掘り取り調査結果によりますと、「宮崎紅」と比較しても多く、また主な出荷先である関西地域の市場からは、甘くておいしいという高い評価を得ております。

来年度以降も引き続き、気を緩めることなく、「持ち込まない」「増やさない」「残さな

い」の3つの対策を徹底するとともに、「べにまさり」など抵抗性を有する品種の選定・導入等を進めながら、関係機関・団体と一体となって取り組んでまいります。

**○武田浩一議員** 本年度、「べにまさり」の導入により、ある程度の効果が認められました。収量、市場評価も高いということであり、一安心したところであります。しかし、串間市内の農家の皆さんとお話をすると、そう簡単にはいかないということも感じております。

来年度以降も引き続き、3つの対策を徹底しながら、さらなる発生防止対策に取り組んでいただき、串間市の食用カンショ産地復活をお願いいたします。

次に、商工・観光政策について。

3年にも及ぶコロナ禍で疲弊しているところに、世界情勢の不安定化や円安等による原油価格高騰、物価高騰、県内の中小企業は先の見えない中、悪戦苦闘しています。

県はこの現状をどう考えているのか、県内中小企業の現状と対策について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 今年9月の、県とみやぎん経済研究所によるアンケート調査では、7月から9月期の全般的業況DIが、全ての業種でマイナスであり、「物価上昇が業況に影響している」と回答した企業の割合が94.2%に達するなど、県内中小企業は、依然として厳しい経営環境に置かれているものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では、販路開拓や新商品開発などへの支援を行うとともに、今年10月に創設した「みやぎき再生支援特別貸付」では、事業者に対する定期的なモニタリングを通じて、中小企業支援ネットワークの構成

機関によるプッシュ型の経営支援を実施することとしており、関係機関と連携し、事業者に寄り添いながら、経営改善に向けた取組を後押ししてまいります。

○武田浩一議員 知事、今、部長から「物価上昇が業況に影響していると回答した企業の割合が94.2%に達するなど、県内中小企業は、厳しい経営環境に置かれていると認識している」との答弁がありました。

現場からは悲痛な声が聞こえてまいります。いま一度、コロナ禍と物価高という、100年に一度と言われる社会情勢の中にある中小企業に対する河野知事の思いについて伺います。

○知事(河野俊嗣君) 中小企業は、本県の企業の99.9%を占め、地域経済の活性化や雇用の創出をはじめ、地域コミュニティーの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本県経済や県民生活にとって極めて重要な役割を果たしています。

オンリーワンの商品や技術力を持ち、国内外で活躍されている事業者や、長年にわたって地域に根差した事業を営み、それぞれの地域にとって欠かせない存在となっておられる事業者も数多くおられ、日々重ねてこられた努力と本県への多大な貢献に対し、改めて敬意と感謝の思いを抱いているところであります。

現在、こうした中小企業を取り巻く経営環境は、長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ情勢等を発端とした原油価格・物価高騰などの影響により、厳しさを増している状況であります。

私としましては、今年度創設しました宮崎再生基金等も活用しながら、中小企業の経営基盤の強化や生産性向上に向けた取組を支援するなど、一日も早い本県経済の再生に向けて、全力

で取り組んでまいります。

○武田浩一議員 県内の中小企業の置かれている状況は、私たちが机上で考えているより、はるかに切迫しています。知事・部長の答弁にあったように、事業者の実情に寄り添いながら、中小企業の経営基盤の強化や生産性の向上に向けた支援をお願いいたします。

次に、スポーツランドみやぎを一層推進していくためには、日本や世界のトップアスリートによる大会・キャンプ誘致は大変有効であると考えますが、全ての人々がスポーツに触れ合える環境も大切であると考えます。

昨年からの大谷翔平選手の活躍や、先日の日本対ドイツ戦の勝利も、多くの日本国民に感動を与えました。スポーツの力はすごいと、改めて感じたところであります。

そこで、スポーツの裾野を広げ、本県のスポーツランドみやぎを一層推進していくためには、障がい者スポーツを受け入れる環境づくりも重要だと考えますが、県の取組状況を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 県ではこれまで、障がいのある方の視点も踏まえて県有のスポーツ施設を整備するとともに、宿泊施設や公共交通機関におけるバリアフリー化の支援にも取り組んでおります。

具体的には、スポーツ施設にスロープや多目的トイレの設置を行うとともに、宿泊施設のトイレや浴室の改修、JR駅のエレベーターや点字ブロックの設置などに支援を行っております。

また今後、順次供用開始する屋外型トレーニングセンターや体育館、陸上競技場などについても、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めております。

県としましては、今後とも、障がい者スポーツ協会などの関係団体から意見を伺うとともに、庁内関係部署とも連携を図りながら、障がい者スポーツの受入れ環境を整備し、スポーツランドみやぎきを一層推進してまいります。

○武田浩一議員 次に、屋外型トレーニングセンターの管理運営における収支の課題について、県ではどのように対応していくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 屋外型トレーニングセンターの管理運営に要する経費は、年間6,100万円と見込まれる一方で、施設の利用によって得られる料金収入は、年間820万円を予定していることから、差額の年間5,280万円が県の負担となる見込みであり、3年間で1億5,840万円の指定管理料を債務負担行為の追加として、本議会で御審議いただくこととしております。

県といたしましては、施設のPRやセールス活動を積極的に実施し、新たなスポーツ団体の誘致に取り組むことにより、利用料金の収入確保に努めるとともに、ネーミングライツ制度の導入や施設内の広告スペースの活用を図り、これらの収入を指定管理料の財源に充当し、可能な限り財政負担の軽減を図ってまいります。

○武田浩一議員 さて、ただいまの部長答弁からも、収支については今後大変厳しい財政負担が考えられますが、知事をはじめ担当職員や関係者の御努力で、来春のWBC2023侍ジャパン合宿地に選定されました。

1年を通して温暖で快晴の日が多い恵まれた気候の「日本のひなた宮崎県」であります。本施設の開業は、施設の収支だけでは図れない経済効果を関係産業に与える大きな可能性を含んでいます。スポーツランドみやぎきの将来を見

据え、県は屋外型トレーニングセンターをどのように活用していくのか、河野知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 屋外型トレーニングセンターにつきましては、将来のスポーツランドみやぎきの鍵を握る重要な施設として、来年4月の供用開始に向け、現在整備を進めているところであります。

この施設は、現在カタールで開催されておりますサッカーワールドカップの会場と同様の人工芝など、高規格な仕様を備えていることとありまして、あの日本対ドイツ戦が行われたスタジアムと同じハイブリッド芝だということとあります。国内外の代表やトップアスリートの受入れが可能でありまして、国際水準のスポーツの聖地として、さらなるブランド力の向上が図られるものと考えております。

また、本施設の整備に伴い、県内各地へのスポーツキャンプの一層の拡大が図られ、観光振興や経済の活性化にもつながるとともに、トップアスリートと県民との交流などを通じ、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会を見据えた県内アスリートの競技力向上にも寄与するものと考えております。

他県とのスポーツキャンプの誘致競争の激化に加え、国スポ・障スポの開催を控えた本県としましては、今後、この施設を広く県内外へPRし、積極的な活用を図ることで、スポーツランドみやぎきをさらに推進してまいります。

○武田浩一議員 河野知事は就任以来、スポーツランドみやぎきを推進してこられました。これまで県内の各市町村でも、プロ野球、Jリーグ等の国内キャンプや、トップアスリートをはじめ、大学、高校等のスポーツキャンプ・合宿地としての実績を伸ばしてきました。そこに、

さらに障がい者スポーツ推進に力を注ぎ、県内のバリアフリー化を進め、本県のスポーツランドみやざきを国内外にPRしていただくことを要望します。

実は、今年に入りまして、マラソンの谷口浩美さん——私の南那珂、南郷の大先輩であります——と2回ほど話をする機会がありました。話をするたびに言われるのが、「どこでもスポーツはやっているよね。そこに障がい者スポーツが来て、地域がバリアフリー化していく。それを売りにするというのを、今後、市町村でやっていくのはどうだろうか」という御意見を伺ったところでありました。それで、今回はこういう質問をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、教育政策について。

本年、国連が日本に対し、「特別支援教育の中止」を勧告いたしました。欧米では障がい児と健常児が共に学ぶインクルーシブ教育が浸透していると聞いていますが、本県の学習指導要領にも示されたインクルーシブ教育システムに対する本県の考えを、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県でも、インクルーシブ教育システムの構築が重要であると考えておりまして、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ機会を積極的に設けております。

システムの構築には、そもそも合理的配慮の提供が求められておりまして、小・中・高等学校の学習指導要領での明記にもつながっております。

県教育委員会といたしましては、全ての教員を対象とした特別支援教育に関する研修の充実や、通級指導教室という、これは障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍したままで指導が

受けられる学びの場ですが、その充実を図るなど、今回の国連の勧告を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築をより一層推進してまいります。

**○武田浩一議員** 県教委が小・中・高等学校の学習指導要領の中で、障がいのある子供とない子供が共に学ぶ機会を積極的に設けていること、全教員を対象にした特別支援教育に関する研修等、インクルーシブ教育のシステム構築を推進していることは理解いたしました。

しかし、私は、そもそも国連のいうところのインクルーシブ教育と日本の文部科学省の考えるインクルーシブ教育の考え方に乖離があるのではないかと思います。それは国連が、「特別支援教育の中止」を勧告していることから分かります。欧米の考えが全て正しいわけではありませんが、国連で、障害者権利条約に関する日本政府に対する初めての審査が開かれ、建設的対話に受審国の障がい当事者と関係者が100名以上集まり、その熱心さは会場で話題になったそうであります。

今後、国の動向なども見ながら、障がいという垣根を越え、共に学ぶ教育の推進に努めていただきますよう、要望いたします。

次に、本県の県立高校で全国からの出願を認める学校・学科について、現在指定されている学校の現状を、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 全国からの出願を認める学校・学科につきましては、飯野高校では、平成31年度入学者選抜検査から普通科と生活文化科において導入しておりまして、これまで18名の生徒が入学しております。

また、高鍋農業高校では、今年度から園芸科学科と畜産科学科において導入しておりまして、4名の生徒が入学しております。

入学者は、北海道から沖縄まで16都道府県から集まっており、生徒たちはそれぞれの夢に向けて取り組んでおります。

○武田浩一議員 次に、県立高校における今後の特色づくりについて、また、全国からの募集を全県的に広げる可能性について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像等を、令和3年度にスクールミッションとして改めて整理し、あわせて、それを県立高校の特色づくりの一つとして位置づけ、さらなる教育活動の充実を進めているところであります。

全国からの募集につきましても、そのような特色づくりの一つとなっております、学校や地域の活性化につながるような取組によって、希望者も年々増えております。

今後、地域のニーズを踏まえ、現在指定を受けている学校の成果とともに、課題についても検証を進め、指定校を増やす可能性について研究してまいります。

○武田浩一議員 今後の県立高校の全国募集に関しては、地域ニーズや課題等もあると思いますが、地域に残る唯一の県立高校は、条件不利地域にとって、なくてはならない学校であります。検証を早急に進め、指定校を増やしていただくよう、要望いたします。

次に、先日、串間市の住民の方から、県立高校内の草がぼうぼうで見苦しいとの御意見をいただきました。私たちの頃は、PTAや生徒たちで草刈り等の環境整備をしていたような記憶もありますが、現在の県立高校における草刈り等の環境整備及びその予算措置の状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校における

草刈り等の環境整備につきましては、各学校でシルバー人材センターと年間契約を結び、計画的に実施しております。樹木剪定や伐採等の作業も、必要に応じて専門業者に委託して実施しております。また、議員の御質問にもありましたとおり、今でも一部の学校におきましては、PTA等による環境美化の活動を定期的に行っているところでもあります。

次に、県からの予算措置につきましては、各学校に対し、年2回調査を行い、必要額を配分しているほか、緊急性のあるものには、随時、配分を行っております。

今後、地域の学校として適切な維持・管理がなされるよう、予算確保に努めてまいります。

○武田浩一議員 最後の質問になります。

10月に特別委員会、常任委員会の県外調査に久しぶりに行ってまいりました。そこで先進的な取組をされている企業等を調査させていただき、勉強してまいりましたが、一つ気づいたことがあります。どの企業もトイレがきれいであるということです。また、バックヤード等、お客様に通が見えないところもきれいだということです。

先日、数名の保護者と関係者から、県立高校のトイレが臭い、汚いとの御意見をいただきました。そこで、県立高校におけるトイレの改修状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校のトイレの改修につきましては、新型コロナウイルス感染症等の予防や老朽化解消に向けまして、令和2年度から、便器洋式化や自動水栓化を重点的に進めております。

トイレの洋式化率につきましては、令和元年度末の25.2%から、今年度末までには63.0%に

達する見込みであります。トイレの壁等の室内整備につきましては、十分ではない状況もありますので、トイレの洋式化をさらに進めながら、今後も学校の要望等を踏まえ、整備に努めてまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

学校に行って、トイレに行きたくないという女子高校生の声を、お母さんとか関係者の皆様からいただきました。かわいそうですね。

あるところで学校説明会に行って、「トイレが汚くて受験をやめた」との、真偽はともあれ、笑えない話も聞こえてまいります。

我々の未来を担う生徒たちのことを考えますと、まずは、環境整備も含め、教育施設のトイレ等の改修を計画的に進めるとともに、予算拡充にも努めていただきますよう、要望いたします。

故稲盛和夫先生の言葉であります。「86年間歩んでこられて、人生で一番大事なものは何だと思われますか」との質問に、概要ではありますが、こう答えられたそうであります。

「一つは、どんな環境にいても、真面目に一生懸命生きること。自分が自分を一つだけ褒めるとすれば、どんな逆境にあらうと不平不満を言わず、慢心せず、今、目の前に与えられた仕事に、どんなささいな仕事でも、全身全霊で打ち込み努力したこと。もう一つは、利他の心。皆を幸せにしてあげたいと強く意識し、生きていくこと」と答えられたそうであります。私もそんな生き方を目標にしてまいりたいと思っております。

最後に、12月25日に県知事選を控える河野知事に、県政のトップは、真面目に愚直に確実に、県民福祉の向上に真摯に取り組んでいただき、そこに少しのユーモアと未来への希望を与

えていただくよう、エールを送り、私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時59分散会



11月30日（水）



# 令和 4 年 11 月 30 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (36名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

## 欠席議員 (1名)

28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
-----	------	------------

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	日高幹夫

## 事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の岩切であります。

県議会に関心を持って傍聴にお越しいただいた皆さんや、ネット配信を視聴いただいている皆様、さらには今日は新規採用職員の研修で傍聴にお越したと伺いました。参考になるやり取りができるように努めたいと思います。

さて、本日は11月30日ということでございます。11月末でございますが、11月は「児童虐待防止推進月間」で、シンボルはオレンジリボンということで、私は年中つけておりますけれども、児童虐待防止に関わる様々な啓発事業が行われました。

また先週11月25日は、田口議員から御紹介いただいた、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」ということで、11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」という期間になっていました。シンボルはパープルリボンとなります。

県庁がオレンジ色にライトアップされたり、紫色にライトアップされました。虐待もDVも、いずれも家庭内での暴力です。家庭内のことですが、私たちは、社会として対応していこう、しっかり取り組みましようということに現代はなりました。

虐待やDVを減らすには、またなくしていくためには、その発生するメカニズム、発生する

社会背景に目を向けて変化させていくこと、この取組を強化しなければならないと私は考えます。

今後も虐待防止、DV防止の取組に関心を持っていきたいと思っております。

そして、オレンジやパープル以外にも、ピンクやレッド、グリーン、イエローと様々なシンボルカラーを定めて取り組まれる福祉課題であります。これについての質問は後に回しまして、まずは知事の政治姿勢について質問いたします。

最初に、今お話ししたような福祉社会の充実が私の政治課題なのですけれども、知事のホームページ、個人のホームページに政策提案というページがあり、その文章には、福祉・医療の充実に努めと、1行あります。加えて、先日、選挙に向けた政策集を頂きました。

私は、福祉の充実に強い関心を持つのですが、先ほど紹介した政策提案の中にあります福祉に対する知事の思い、1行の中に込められた思いについて、この間の在任中や、これからのことなど、知事から詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

次に、日米共同訓練に関しまして質問します。

10月24日に県庁で、日米共同訓練についての連絡協議会が開かれ、11月8日から18日にかけての日米共同訓練に関する説明が、九州防衛局からなされています。

その際のインタビュー記事として、知事は「全て基地内宿泊が、望ましいゴールとは限らない。今後どう考えるか議論が必要だ」とインタビューに答えたとありました。

この意味はどのようなものなのか、基地の外への宿泊を奨励するという事なのか。これが

ら何がしかの議論の場を具体的につくっていくということなのか、この発言の趣旨を伺いたいと思います。

次に、国保問題について福祉保健部長に伺います。

国民健康保険は、安定的な財政運営を期待して、平成30年度（2018年度）から県が運営を担うこととなりました。

国保は、高齢者など無業者を50%以上抱える保険制度であり、被保険者の保険料を負担する力が弱いことが課題です。この負担率、医療保険の負担については、勤め人が加入する協会けんぽは収入の9.34%で、これを労使で負担します。健保組合は大企業で、率も低くなり7.62%で、これを労使で負担するのですが、国民健康保険制度は平均8.9%を本人のみで負担する保険であります。これだけでも厳しい負担となっていると理解できます。

その中で、現在は保険税率が市町村ごとに違うのですが、県が運営を担うことになる際に議論となった保険料率の一律化という問題について、これからどうしようと考えているのか、福祉保健部長に質問します。

壇上の質問は以上として、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、「医療・福祉の充実」に込めた思いについてであります。

少子高齢化や人口減少の進行など、社会環境が大きく変化する中、誰もがそれぞれの地域で安心して暮らせる社会を築いていく上で、医療・福祉の充実はその根幹をなすものと考えております。

私はこれまで、医療や福祉に関わる人材の育

成・確保や、ドクターヘリの導入、新県立宮崎病院の建設など、医療体制の強化を進めるとともに、地域包括ケアの推進や重度障がい者医療費助成制度の充実など、高齢者や障がい者を地域で支える社会づくり、さらには子育てをしやすい環境や健康長寿社会づくりに取り組んでまいりました。

加えてこの3年間は、新型コロナ対策や顕在化してきた生活困窮者に対する支援、自殺対策にも全力で取り組んできたところであります。

このような中、今回の政策提案の柱に「安全・安心で持続可能な暮らしの実現」を掲げ、医療・福祉の充実をさらに進めていくこととしたところであります。

今後、医療・福祉に対するニーズはますます増大・多様化するものと考えておりますが、高齢者や障がい者、子供たち、また生活困窮者や困難を抱える女性など、支援を必要とする方々の目線に立った施策を推進し、県民の命と健康、暮らしを守り、安心と希望あふれる宮崎を築いてまいります。

次に、日米共同訓練についてであります。

今回の日米共同訓練においては、参加した米軍人110人のうち、そのほとんどとなる90人が基地内施設に宿泊したところであります。

令和3年3月に、私が立会人となり、九州防衛局と周辺市町が締結した「米軍再編に係る新田原基地への訓練移転に関する確認書」を踏まえ、新型コロナがいまだ収束しない中、基地内施設への宿泊に努力いただいたものと理解しております。

御指摘の発言につきましては、ワクチン接種の進展や、ウイルスに関する知見の蓄積も進んだことで、新型コロナに対する意識が変化している中、基地の外に宿泊することによる経済効

果を期待する声も周辺市町からあったことを踏まえ、今後、議論していくことも必要との観点から、そのような発言を行ったものであります。

私としましては、確認書において、「訓練参加要員の宿泊について、基地内に整備した宿泊施設を使用するよう米軍と調整し、その実現に努める」とされておりますことから、あくまでも、この確認書に基づき、引き続き基地内の宿泊を求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○福祉保健部長（重黒木 清君）**〔登壇〕 お答えします。国民健康保険についてであります。

県は、平成30年度に実施された国民健康保険制度改革により、財政運営の責任主体となり、保険税の標準的な算定方法を国保運営方針で定めるなど、国保運営における中心的な役割を果たしております。

保険料率の一律化、すなわち保険税水準の統一につきましては、財政運営を県単位化した意義を高めるため、議論を深めることが重要であると考えているところです。

一方、保険税水準の統一においては、市町村ごとに、医療費水準、保健事業の内容、保険税の算定方式が異なるなどの課題があります。

このため、現在、県と市町村担当課等で構成する県市町村国保連携会議において、統一化における課題について議論を行っているところであります。〔降壇〕

**○岩切達哉議員** 福祉政策に対して知事から、当事者目線に立った施策を推進するという答弁でございました。

この充実強化については、この県で暮らすことをより幸せに感じることができるといった内容になっていくと思います。ぜひ普遍的な福祉施

策の向上を求めておきたいと思えます。

日米共同訓練に関しましては、県民の安心・安全が担保されるよう、これからも注意して対応いただきたい課題だと認識しているところでございます。ぜひそのような態度でいただきたいなと思えます。

国保について、その保険料率は、合意なき統一はないと思えますが、そのような姿勢で臨まれると今、認識させていただきました。

引き続き、国保の実施状況について質問させていただきます。

福祉保健部長に伺います。コロナ禍における保険料の収納率についてであります。

被保険者の中で就労されている皆さんは、自営業の方が多いのですが、経済活動が厳しくなっている中で、納付がより困難になっている傾向は見られないでしょうか。

納付が困難な場合には、短期被保険者証や資格者証となるのですが、それはとてもつらい思いを与えます。そのような状況が増えていませんでしょうか。

さらに、県が保険者となる平成30年度にかけて、差押件数・金額増という資料があるのですが、県が保険者となって以降はいかがな状況でしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 国民健康保険税の収納率につきましては、令和2年度が前年度を0.37ポイント上回る94.59%、令和3年度は前年度を0.42ポイント上回る95.01%と、コロナ禍前より上昇しております。これは、新型コロナにより収入が減少した世帯を対象とした国保税の減免も影響していると伺っております。

また、収納率の向上により、滞納世帯は年々減少し、直近の令和4年6月1日現在で、短期

被保険者証の交付世帯数は、前年比392減の6,204世帯、資格証明書の交付世帯数は、前年比185減の791世帯と、いずれも減少しております。

差押数及び差押金額につきましては、国保制度改革のあった平成30年度が延べ8,158世帯、約17億7,000万円、それ以降はおおむね減少傾向となり、令和3年度は延べ5,491世帯、約11億6,000万円であります。

**○岩切達哉議員** 国民健康保険の加入者を保険証が手元にないという状態にさせたくないなど、常日頃から思っております。ぜひ、そういう思いをする方が減るように御努力いただきたいと思っております。

次に、宮崎県の医療費は、その総額は4,100億円余りだと伺いました。このうち国保が負担するのは1,074億円という資料がありました。

県は、レセプトデータ分析によって市町村国保保健事業を支援する業務を実施し、その報告書が令和4年3月に提出されています。

この報告を受け、保険者としての県は、内容をどう理解して、どのような対策を行うこととしたのか、伺いたいと思っております。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** レセプトデータを用いた国保の医療費分析事業につきましては、疾病ごとの有病率や1人当たりの医療費、高額レセプトの発生状況などを市町村ごとに分析したものです。

この分析を通じ、糖尿病の有病率に地域差があるなど、健康課題は市町村ごとに異なり、それぞれの課題に応じた保健事業を実施することの重要性が明らかになったところであります。

このため県では、県立看護大学の専門家とともに各市町村を訪問し、具体的な課題を基に、保健事業の改善点などについて、グループワー

クを通じ必要な助言を行っているところであります。

今後とも、こうした取組を充実し、より効果的な保健事業を実施できるよう、市町村を支援してまいります。

**○岩切達哉議員** 疾病ごとに有病率が違うなどの把握をされたということでもあります。効果的な保健事業に充ててほしいと思っております。

医療費抑制対策の一つとして、特定健診というのがございます。その健康診断を受診させて早期発見、早期治療を行うことが、結果的には医療費抑制になるということは明らかだと思っております。

ところが、特定健診の受診率は、県下で60%の目標に対し2020年度は35.9%と、目標を超える市町村は、26市町村の中で4市町村にとどまると伺っております。

保険者として、医療費抑制対策推進のため、受診率を引き上げる努力が必要ではないかと思っております。所見をお聞かせいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 特定健診の受診率の向上は、本県の健康長寿社会づくりを推進する上で重要な課題であると認識しております。

このため、県におきましては、5月と10月を「健康診査広報月間」に定め、県内全ての医療保険者で構成する保険者協議会と連携し、集中的に広報を行っており、県政番組や広報紙等の活用、テレビCMのほか、今年度から新たにユーチューブ広告により啓発を行っているところであります。

また、市町村におきましては、はがきや電話等による個別の受診勧奨や、夜間・休日健診の実施による受診機会の拡大等により、受診率向

上に努めているところであります。

今後とも、市町村をはじめ関係機関と連携して、受診率向上に向けた取組を進めてまいります。

**○岩切達哉議員** 健康診断を受けるよう、啓発を強化していただきたいと思えます。

国保問題の最後になりますけれども、国は、子供の医療費の窓口負担への助成をしている自治体に対しては、国庫負担金の減額措置を行っています。

今、ほとんどの自治体が子供子育て支援のために取り組んでいるところですが、国による減額措置はやめるよう、国に対し強く求めるべきではないかと考えます。

この間、国に対してどのような対応を行っているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 市町村が子供の医療費を助成した場合には、市町村国保に対する国庫負担金の減額措置が行われております。

この減額措置につきましては、全国知事会を通じ廃止を要望してきたところでありまして、平成30年度より、未就学児までの措置が廃止されたところであります。

子供の健やかな育ちの観点から、小学生以上の子供についても減額措置を廃止するよう、引き続き全国知事会を通じた要望を行うなど、あらゆる機会を捉え、国へ働きかけてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 国民皆保険制度ということで、国民健康保険制度の維持は社会保障上、大事な課題であります。その責任を託された県として、引き続き努力をお願いしたいと思えます。

次に、関連しますが、宮崎県の精神医療につ

いて伺います。

今年9月に国連の障害者権利委員会が日本政府に、障がい児を分離した特別支援教育の中止を要請したほか、精神科の強制入院を可能にしている法律の廃止を求めました。

内容の詳細は述べませんが、例えば、全世界の精神科病床の約2割が日本にあるとか、人口1,000人当たりのベッド数比較で、日本は一貫して世界一であるということであります。日本の精神科医療は、世界の潮流とは異にしていると思えます。

そこで伺いますけれども、県内の精神科医療病床数の現状と、この間取り組んでこられた地域移行支援事業の現状を、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 本県の精神病床につきましては、昨年10月1日時点で5,835床あり、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しております。

次に、地域移行支援事業につきましては、保健・医療・福祉等の関係機関で構成される協議会を県及び保健所に設置し、地域のネットワークづくりや精神障がい者に対する理解促進に取り組んでいるところであります。

また、地域で暮らす精神障がい者が自らの体験に基づき支援を行うピアサポート活動や、モデル地域において、精神科病院とグループホームなどの様々な関係機関が連携した相談対応や住宅確保の調整など、きめ細かな支援を行っているところであります。

このような取組を通じて、昨年6月末時点の入院期間1年以上の患者数は2,969人で、5年前と比較し472人減少しております。

**○岩切達哉議員** 長期入院している方が減っているということはありがたいですが、5,000床を



超えるベッドがあつて、利用されている方がいらっしゃると。100万人の人口の中で多いなど、私は思います。

国連の障害者権利委員会が日本政府に勧告した内容は、長期間または無期限の入院や、精神科を退院した方の行き先が特定のグループホームだったりということをやめるように求めています。

私は、日本の精神科医療のありようは、変化が始まる気がしています。また、そうあらねばならないと思います。

宮崎県はその変化の先駆者となってほしいと期待しているのですが、知事は障害者権利委員会の勧告をどう捉えていらっしゃるか、所見をお聞かせいただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 障害者権利条約は、全ての障がい者に、あらゆる人権と基本的自由を平等に保障することを目的に定められたものでありまして、その目的に沿って障がい者の権利の実現に向けて取り組むことは、大変重要であると考えております。

今回の勧告では、精神科病院に入院している全ての障がい者を対象にその状況を確認し、地域社会において必要な支援を行い、自立した生活を送れるようにすることが強く要請されております。

国においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、様々な施策を実施しているところではありますが、今回の勧告を受けて、より一層の取組が進められるものと考えております。

県としましても、精神障がいのある方が地域で安心して自分らしく生活できるよう、精神障がいに関する理解促進を図るとともに、支援体制の充実等に取り組むことで、障がいのあるな

しによって分け隔てられることなく、地域で共に生きる社会の実現に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** この精神障がい者領域や、他の身体障がいや知的障がいなど、障がい者福祉は大変広範で、かつどれもが重要であります。

県執行部の出先を含めた障がい者福祉推進体制については現状でいいのか、十分検討され、対応されることを期待しております。

次に、教育長に伺います。

国連の障害者権利委員会が出した勧告では、特別支援教育の中止、とりわけ分離教育の中止を求め、インクルーシブ教育の推進を強く求めています。

昨日、武田議員も質問されましたが、私は、この勧告に対する教育長の所見を聞かせていただきたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 誰一人取り残すことなく、誰もがよりよい人生を送るために多様な他者を認め合う、いわゆる共生社会の実現は不可欠であると考えております。

障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶインクルーシブ教育は、その意味でも大変重要であり、これからの社会を支える教育の仕組みであります。

その推進に当たりましては、全ての子供が生きる力を身につけることが大切でありますので、個別のニーズに応じた指導も肝要であります。

あわせまして、一人一人の学びの場の選択が的確に行われることが重要であるため、市町村教育委員会で行う就学先決定への支援にも力を入れてまいります。

今後も共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** いずれの課題も、日本のシステムに対する国連からの意見表明です。その対応については、ぜひ宮崎県が先陣を切って実践されていくことを期待しております。

教育に関連してもう一問。小学校や中学校、高校でも年度の初めに家庭訪問を行っていること認識していますが、その必要性について問い直す声をいただきました。

家庭訪問をする先生方の負担軽減や、短時間の訪問では何も分からないという意見、受け入れられる家庭では仕事を休む必要があるなど、いずれの側にも、一斉の家庭訪問についてはやめていいのではという意見があるようです。当然、必要という意見もあると思いますが、この家庭訪問の在り方について、教育長のお考えはいかがでしょうか。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 家庭訪問の目的は、通学路の安全確認をしたり、家庭生活の様子を把握しながら、子供一人一人への理解を深め、日々の指導に生かすことであり、これまで県内多くの学校で実施されてまいりました。

一方、保護者の負担が大きいことや、授業時間の確保などの視点から、例えば、家庭訪問を廃止し学校での面談に変更する、家庭訪問か面談のいずれかを各家庭が選択できるようにする、対象学年を絞って実施するなど、見直しも進んできております。

今後も、家庭訪問の在り方につきましては、子供を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、各学校の実態や保護者の実情に応じた様々な工夫・改善を図っていくことが大切であると考えております。

**○岩切達哉議員** 実情に応じるという教育長の姿勢は、現場からも歓迎されると思います。ぜひよろしく願います。

次に、河川にあります樋門の自動化について、県土整備部長に伺います。

台風第14号の大雨で、家屋に床上、床下浸水の被害が出た西都市で、水路などから一ツ瀬川へ排水するために開けていた樋門から水が逆流し、周辺の地域に流れ込んだ可能性があるとのことでした。

西都市消防本部によりますと、大雨でダムの放流量も増え、急激に一ツ瀬川の水位が上昇したことや、暴風で樋門を閉じる操作ができなかったことが要因と、記事にありました。

手動の場合、誰が開け閉めを行うのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 樋門の開閉操作につきましては、基本的には、樋門が設置されている市町村に操作の委託を行い、その操作は市町村の職員や消防団員などが行っております。

**○岩切達哉議員** 操作は自治体職員や消防団員ということでございますけれども、その樋門を閉める判断は誰がいつ行うのか、お聞かせください。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 樋門のゲートを閉じる閉門につきましては、県の操作要領に基づき、操作員が現地において本川から支川へ逆流が始まったことなどを確認し、その判断を行っております。

**○岩切達哉議員** 操作員が現地で目視してということでもあります。夜間や暴風の中では困難かつ危険だと思います。

私は、このような危険な作業から人間を解放するのが、デジタル化とか合理化ということだと思っています。デジタル化、いわゆる樋門の開閉についての自動化の見通しはいかがでしょうか。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 県が管理する樋門では、東日本大震災を踏まえ、津波が河川を遡る区間において、本川の水圧により自動的に閉鎖するゲート、いわゆるフラップゲートによる自動閉鎖化を優先的に進めているところがあります。

今回の台風第14号においては、風や雨が強く、一部で現地周辺が冠水し、大変厳しい操作環境であったものと考えており、現在、関係自治体や操作員との意見交換を行っているところでもあります。

今後は、そこで出された御意見も踏まえ、十分な検証を行い、操作環境の改善に努めるとともに、津波遡上区間以外につきましても、フラップゲート等による自動閉鎖化を検討してまいります。

また、樋門操作のデジタル化、遠隔化につきましては、不測の事態のバックアップ体制など運用上の課題もありますことから、今回の台風第14号を踏まえ、国の動向も注視してまいります。

○**岩切達哉議員** 操作をされる方の安全は極めて大事なポイントだと思いますので、ぜひ研究を進めていただきたいと思います。

次に、国と地方との関係についてお尋ねします。

政府の2022年度骨太方針で、自治体への新たな計画策定の義務づけ・枠づけは最小限にすると示されました。これは、法令で計画等の策定を義務づけるものが増えておりまして、負担感が増しているという自治体側からの、地方からの削減要求が受け入れられたものと理解しています。

確認させていただきたいのですが、現在、策定義務や努力規定など、法により策定を求めて

いる法令は幾つあるのでしょうか。これは過去からどの程度、増加しているのでしょうか、総合政策部長にお聞きます。

○**総合政策部長（松浦直康君）** 県では、様々な分野におきまして、取組の指針となる計画を策定しておりますけれども、内閣府の調査によりますと、国が都道府県に対して計画策定を求める根拠となっている法令等の条項の数は、令和2年12月末時点で、策定を義務づけるものが157、策定するよう努めなければならない、いわゆる「努力義務」が61、策定することができる、いわゆる「できる規定」が143、合計で361となっております。

この数を10年前の平成22年と比較しますと、全体で95増加しております。法令等によって都道府県に計画の策定を求めるケースは増加傾向にあります。

○**岩切達哉議員** できる規定をやらないとしても、200を超える計画をつくらないといけないというような認識だと思います。大変増えてきているという実感なんですけれども、全国知事会は、骨太方針に対して、計画策定の義務づけ見直しを高く評価している一方で、計画を作ることと財政措置を行っている政策に関して必要な財源保障を行うことと、今後は、計画等の策定を求める法令の規定や通知は原則として新設しないことを求めたとのことでもあります。

知事に伺いますが、宮崎県知事として、この骨太方針や知事会の評価についてどのように受け止めていらっしゃるか、お考えをお聞かせください。

○**知事（河野俊嗣君）** 本来、県における計画策定は、地域の課題や実情を踏まえて主体的に行うものでありますが、現実には、国庫補助金等の交付要件として計画策定が求められるな

ど、実質的な義務化により国が関与し、その対応に多大な労力を要するといった課題があります。

私は全国知事会の地方税財政常任委員長として、補助金など地方の財源を求めていく立場ですが、補助金がどんどん認められたとしても、その一方で、こういった計画が義務づけられているというような実態が進むと、現場の担当者に強い負荷を与えるものであって、それは大いに問題であると考えております。

このような認識の下、全国知事会として、国に対し計画策定等の見直しに向けた提言を行うとともに、国の有識者会議におきましても、見直しに向けた検討が行われ、議員御指摘のとおり、今年の骨太の方針において、計画策定等の見直しが掲げられたところであります。

このことは、地方の自主性・自立性を確保するものであると、私としても評価しているところであります。

今後は、この方針の実効性を担保するため、計画策定を要件として財政措置が行われている各政策に関しては、国が必要な財源保障を行うことなどについても、引き続き全国知事会と歩調を合わせて求めてまいります。

**○岩切達哉議員** 計画策定は大変なんです。でも、作らないとお金が渡らないというか、もらえないと。そんな矛盾の中で大変御苦労なさっていると思いますけれども、ぜひ地方の立場でしっかり意見を表明されて、見直しをさらに進められるようお願いしたいと思います。

次の質問であります。電気料の高騰に伴って、今議会に相当額の補正予算が提案されています。このような理由での補正というのは珍しいことではないでしょうか。それほど急激な引上げであります。

電力会社は、原油値上がりや円安などの影響を、消費する側に価格転嫁できるようであります。今、県民は、家庭では節電をして支払額を抑えようとしています。宮崎県庁関連の全体の電気使用量を抑えるための方策はありませんでしょうか。

暗い廊下があったり、昼休みには消灯していたりと努力している様子は承知しております。それよりは、節電のための投資として、太陽光発電装置を庁舎に設置したり、蓄電など、初期投資は必要になるのですが、数年たてば得をするという方法で節電を検討できないか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 県では、昨年度改定した「宮崎県公共施設等総合管理計画」において、施設の更新や修繕等に合わせた省エネ等に努めることとしております。

本庁舎や総合庁舎等につきましては、これまでに照明のLED化や空調設備の省エネタイプへの改修を行い、令和2年度に完成した防災庁舎につきましては、照明の全館LED化のほか、高断熱サッシの採用や太陽光発電設備の設置を行ったところです。

さらに現在、環境省の補助事業を活用した「県有施設ゼロカーボン化推進モデル事業」としまして、7号館及び延岡総合庁舎において、太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギー導入とLED照明への更新による省エネを組み合わせ、電気使用量を削減する取組を進めております。

今後とも、高い節電効果が見込める取組を、関係部局と連携を図りながら進めてまいります。

**○岩切達哉議員** では引き続き、総務部長に質問させていただきます。

職員採用に係る国籍条項について、宮崎県の判断を伺いたいと思います。

税の賦課・徴収部門に配属しないことや、管理職登用に制限があることを前提に、職員として採用する府県が9つに達したということを知りました。

企画調整や観光振興に積極的に配置するというのですけれども、宮崎県ではそのような職員採用はいかがな状況でしょうか。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 地方公務員につきましては、これまで国の見解や判例により、外国籍を有する者は公権力の行使や公の意思の形成への参画ができないこととされており、例えば、税の賦課・徴収や行政の多くの分野における監視・立入調査、許認可業務などに従事できず、また所属長など管理職への登用が制限されることとなります。

このため、職員の国籍条項につきましては、本県におきましては職務の性質上、公権力の行使や公の意思の形成への参画には関与しないと思われる、一部の医療関係職種等に限り撤廃しておりますが、その他の職種に関しましては、慎重に検討する必要があると考えております。

**○岩切達哉議員** 同じ法律の下で、できるとした府県さらに市町村、政令市があるわけでありまして、ぜひ研究を進めてください。

次に、今年、人事院勧告では、職員給与の在り方について、「定年延長を踏まえた制度の見直しが必要」と報告しております。

この内容が意味するところ、地域間の格差が拡大するように私は感じております。都市部と違って地方は賃金が安いということで、地域手当偏重の賃金になるとすれば、今低位にある宮崎県をはじめとする地方においては、必要な人材確保に支障が出るものと考えます。総務部長

の所見はいかがでしょうか。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 今年度の人事院の「職員の給与に関する報告」において、社会と公務の変化等に伴う諸課題に対応できるよう、現行の給与制度についてアップデートを図っていく必要性が報告されており、令和6年に必要な給与制度上の施策を講ずることを目指すとされております。

また、本県の人事委員会においても、今後、国の検討状況や他の地方公共団体の動向を注視していく必要があるとの報告がなされております。

現時点で、これらの見直し内容等は不明であります。今後とも、県職員として働く魅力のPRといった受験者を確保する取組や弾力的な採用を行うなど、人材確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** アップデートというか、見直しがあるたびに、おおよそにおいて地方は都市との格差を広げられているというのがこれまでの状況でありますので、地方の立場でぜひ発信をしていただきたい、そのように思います。

次に、会計年度任用職員の任用のルールについて伺いたいと思います。

会計年度任用職員が県に勤務できるのは、最長3年とかの制限があるのでしょうか。仕事に慣れた方に辞めてもらうとすれば、それは利益にならないと思います。どのような制度か、お聞かせいただきたいと思います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 会計年度任用の職につきましては、地方公務員法により、一会計年度を超えない範囲内で、毎年度、その必要性を吟味し、新たな職として設置することとなっております。

また、採用者の決定に際しましては、原則と

して、毎年度、公募を行い、客観的な能力実証を行うこととされております。

県におきましては、これらの考え方を踏まえつつ、現在任用されている職員の勤務実績が一定水準以上で、翌年度も同一の職務内容の職への任用を希望する場合には、人材の確保、雇用の安定等の観点から、公募を経ずに、当年度の能力実証により、連続2回まで再度の任用ができることとしております。

公募を経て、客観的な能力実証が行われるのであれば、任用回数に制限はありません。

**○岩切達哉議員** 制度ということでありますので、ここでは議論できませんけれども、ぜひ雇用の安心というものを働く側に提供いただきたい。切にお願いしたいと思います。

では、避難訓練について危機管理統括監に伺いたいと思います。

避難ビルを実際に利用して避難訓練をするということについての御質問であります。

避難タワーではない、一般にマンションとかが指定されている避難ビルについて、訓練として利用することははばかられる、やりづらいという声を聞きました。

人様が居住されているので、配慮は必要だと思います。いざというときだけ利用してほしいと言われれば、そのとおりではありましようけれども、日頃から訓練をしっかりしておくことは、防災上必要と思います。

避難ビルを利用した訓練の実態について、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 津波による浸水が想定される沿岸市町では、行政や自治会、学校、事業所等による地域の実情に応じた様々な避難訓練が行われておりますが、マンションやアパートなどの避難ビルへの避難訓練

は、建物の所有者や居住者の理解と協力が必要となることから、積極的に行われていない状況でございます。

県では、今年6日に南海トラフ巨大地震の発生を想定して日南市や串間市で行いました県総合防災訓練において、住民が参加する避難訓練を実施したところでございますが、今後とも、多くの住民を巻き込んだ実効性のある避難訓練が各地域で実施されるよう、沿岸市町と連携してまいります。

**○岩切達哉議員** やって見ないと分からない話というのが、訓練に期待されるころだと思いますので、ぜひ関係市町と十分議論してほしいと思います。

では次に、スケアードストレイトの活用について、警察本部長に伺いたいと思います。

交通安全教室の手法として、スケアードストレイト方式というのがあるということですが、その手法の説明と導入状況、県内で適切な業者選定ができているのか、お聞かせください。

**○警察本部長（山本将之君）** スケアードストレイトとは「恐怖の直視」という意味で、スタントパーソンが自転車と自動車の事故、あるいは自転車と歩行者の事故を再現して、その衝撃や音を実際に感じていただき、事故の恐ろしさを実感することを通じて、交通安全に対する意識を向上させる教育技法でございます。こちらは、JA共済連全国本部と警察庁が連携いたしまして、JA共済連全国本部が契約したスタント会社が、全国で自転車交通安全教室を実施しております。

なお、本県では平成22年以降、中学校及び高等学校で45回実施しております。

**○岩切達哉議員** スタントパーソン——スタン

トマンと、私が幼い頃は習いましたけれども——が実際に車にぶつかって転げ回る、そんなニュースを見たことがあります。

このスクエアドストレイト方式の安全教室、実際にはねられたり、自転車ごと巻き込まれる様子もあるようですけれども、これを録画した上で広く市民に広報できないものなのか、お尋ねします。

○警察本部長（山本将之君） スクエアドストレイト方式の交通安全教室の動画による広報につきましては、これまでに県内で実施した実際のスクエアドストレイトの交通安全教室を警察本部において撮影し、宮崎県警察交通部のツイッターで動画を配信しておりますが、今後、他の広報手段についても検討してまいりたいと思っております。

○岩切達哉議員 交通安全確保というのは、本当に時間のかかる、そして地道な作業ですけれども、ルールを守るしかないということで、恐怖を直視するという手法による広報をお願いしたいと思えます。

次に、県庁ライトアップについて伺いたいと思います。

県庁本館は、今年90年目となる貴重な登録有形文化財と聞いております。県庁周辺では、楠並木と曳家で移動させた5号館も歴史を感じる文化財です。

このかわいが観光地になっているのですが、夕方になりますと、県庁本館が様々な色にライトアップされることがあります。そのライトアップされたカラーが何を意味するのか、県庁ホームページを訪ねても、趣旨が簡単には分からないという状況にあります。

冒頭の質問でも触れましたけれども、様々なシンボルカラーの意味が分かるようにできない

のかという質問であります。

例えば、県庁周辺にQRコードを掲示して、解説するホームページに誘導するとか、デジタル時代に見合う対策をしてはいかがでしょうか。総務部長の答弁を求めます。

○総務部長（渡辺善敬君） 県庁本館のライトアップにつきましては、本県を代表する建物に、LEDライトによる多彩な色を投影できることから、県が取り組む啓発活動のイメージカラーを発信する手段として幅広く活用しております。

ライトアップで映し出される色の趣旨を、各世代の方々に丁寧に説明することは、県の施策推進につながると考えておりますので、ライトアップ情報の庁舎掲示板への掲示や、QRコードを使った県ホームページ等への誘導など、簡単に分かりやすくお伝えできる取組を具体的に進めてまいります。

○岩切達哉議員 よろしく申し上げます。

次に、有害鳥獣駆除の関係でございます。

有害鳥獣駆除をするために、狩猟免許が必要になります。最初に、狩猟免許の所持者の動向について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 令和3年度末の狩猟免許の所持者数は延べ5,236人で、10年前と比べ、わな猟等の免許所持者が578人増加したのに対し、銃猟免許所持者数は1,851人減少し、全体では1,273人少なくなっており、狩猟者の減少傾向が続いております。

○岩切達哉議員 わなを使われる方は増えましたが、銃を使って狩猟を行う方は減ったということでございます。

銃を使用した狩猟に必要な猟銃の所持は、銃刀法に基づく銃砲所持許可が必要で、その所持許可には実技講習が必要であると聞いておりま

す。

その実技講習を行う射撃場について、特にライフル銃については、実技講習の場として指定されている、いわゆる教習射撃場が宮崎県内にはないと伺っております。

実技講習の実態や射撃場の状況について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 猟銃の所持許可の3年ごとの更新時には、銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、猟銃の基本的な操作と射撃技能に関する技能講習を、指定された射撃場で受講することとされております。

県内には、技能講習を行う射撃場が3か所ありますが、猟銃のうち、ライフル銃に関しましては指定を受けておりませんので、ライフル銃の更新に際しましては、福岡県または大分県の射撃場で技能講習を受講していただいております。

なお、技能講習につきましては、射撃指導員等に加え、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づきまして、特定鳥獣被害対策実施隊員や、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している方につきましては、この受講が免除されており、過去3年間、本県では更新申請者全体の約8割の方が免除されております。

**○岩切達哉議員** 限られたライフル銃所有者、ライフル銃によって狩猟を行う方の課題だとは認識しているんですけども、県内にはライフルの技能講習が受けられる場所がないということで、福岡や大分のほうに行っていたらということをございました。この課題はまた今後伺いたいと思います。

最後に、散弾銃の技能講習については県内で受けられるわけでありましてけれども、このよう

な状況で猟銃の所持許可更新がなされるわけですが、有害鳥獣捕獲には、狩猟免許を持つ方の確保がこれからも必要と思います。

これからの確保対策について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 有害鳥獣による農林作物等の被害を防止するため、捕獲を担う狩猟者の確保は大変重要であります。

このため県では、猟友会や市町村と連携し、狩猟免許取得希望者向けの講習会の開催や試験会場の増設、銃砲所持許可申請手数料などの一部助成を行うとともに、林業大学の長期課程のカリキュラムに、わな免許の取得を組み込むなどの取組を行っております。

また、有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者に対して、銃の散弾など捕獲活動に要する費用の助成や、狩猟税の減免措置により、負担軽減を図っているところであります。

今後はさらに、県民の狩猟への関心を高めるためのPRの工夫を行うなど、市町村及び関係団体と連携を図りながら、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 狩猟を担う方の確保をしっかりと行っていただいて、農産物を守ったり生活の安全を守るという場面で活躍していただけるように、その確保と、そして射撃場の実態についても、それぞれの立場で注目していただきたいと思います。

予定より随分時間が余ってしまいましたけれども、これで終了させていただきます。御答弁ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 次は、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員**〔登壇〕（拍手）日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い、一般質問を行います。



知事の政治姿勢から伺ってまいります。

安保法制、日米共同訓練から見る日本の政治のありようについてです。

集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、憲法違反の安保法制（戦争法）が強行されて7年、自衛隊の海外での武力行使に道を開く、この安保法制の下で、日本は確実に「戦争する国」へと向かっております。それは、宮崎でも毎年繰り広げられる日米共同訓練からも見てとれます。

とりわけ今年は、8月に、えびのの霧島演習場での日米共同訓練、11月に新田原基地を使つての日米共同訓練、終わると翌日から、日向灘での日米機雷掃海訓練、近年では、海上自衛隊の訓練場でもない日向のお倉ヶ浜海岸で「L C A C（エルキャック）ビーチング訓練」と称する訓練が、今年は10月に行われています。まさに宮崎県は、陸・海・空の全てで軍事訓練を許す異例な県となっています。県民は常に、事件や事故と背中合わせの生活を余儀なくされているといっても過言ではないと思います。

とりわけ今回の日米共同訓練は大規模化し、イギリスやフランス、オーストラリア、カナダ、インド、韓国など多数が参加いたしました。さらにN A T Oも含む実に多国籍型の統合演習で、そこに九州全域の自衛隊基地などが組み込まれ、大規模な訓練となりました。

我が党は、こうした訓練の中止を強く求めてまいりました。今、ロシアのウクライナ侵略で国際的に軍事的緊張が高まる中、こうした一連の軍事演習は、東アジアの緊張も一層高めることにつながりかねないのではないのでしょうか。

政府の有識者会議は報告書で、敵基地攻撃能力の保有や軍事費を5年間で倍増、G D P比2%の大軍拡計画を示して、「財源は国民全体で

の負担が必要」としています。

岸田首相は一昨日、財務大臣と防衛大臣に、この軍拡予算措置を講じることを指示いたしました。この財源は消費税のさらなる増税か、また社会保障費の削減か、国民の暮らしはどうかになるのでしょうか。

戦争は二度としないと誓った憲法9条を持つ国で、こうした政治のありようが果たして許されるのか、まず知事の御見解を伺いたいと思います。

壇上からは以上で、あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

政府においては、現在、国の安全保障政策に関する国家安全保障戦略等の、いわゆる防衛3文書を年末までに改める方針とされております。

また、政府の有識者会議が、反撃能力の保有や防衛費増額の税負担を提起するなどの動きがありますが、その背景には、北朝鮮による弾道ミサイル発射やロシアのウクライナ侵攻、中国の軍事力の拡大など、急激に厳しさを増す我が国の安全保障環境があるものと認識しております。

私としましては、我が国の平和と安全を守るためには、まずは国際社会の平和と協調のための不断の外交努力が重要であると考えております。その思いで私も外交官を志しておったところではありますが、学生時代の同級生が今、外務省に幹部としております。ぜひ頑張ってもらいたいということを常々願っておるところであります。

同時に、国として万一の時代に対応するため、諸外国との協力関係をしっかりと深めてい

くことも極めて重要であると認識しております。

安全保障問題への対応を含め、外交、防衛に関することは、国の根幹や、将来、国民の暮らしに関わる重要な問題でありますので、今後、国において慎重かつ十分に議論を行うとともに、国民に対する丁寧な説明が必要と考えております。以上であります。〔降壇〕

**○前屋敷恵美議員** 不断の外交努力が必要だと言われましたけど、まさにそれはそのとおりでと思います。

しかし、防衛が必要だと軍備を増やすことは、軍事対軍事の悪循環を招き、戦争につながる一番危険な道だと思います。日本の果たすべき役割は、憲法9条を生かした平和外交、これが不断の努力で行われなければならないと思います。そして、徹底した話合いの積み重ねで、戦争にさせない道を開くことです。軍備増強では問題は解決しないと思います。国民の暮らしを犠牲にした軍拡は、かつての戦争への道そのものです。

政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意したはずの日本が、今、政府の行為によって再び戦争への道を歩むことは、絶対に許されるものではありません。私はそのように思います。

知事も立憲主義の下に、政府の憲法を逸脱する行為、戦争への道には、何よりも県民の生命・財産・安全を守る立場から、毅然とした態度で臨むべきではないかと思えます。重ねてここを強調しておきたいと思えます。

では、続いて質問いたします。次に、統一協会問題について伺います。

9月定例会においても、この問題は来住議員が取り上げました。

今や、信者家族との関係でも高額な寄附行為をめぐって家族崩壊を引き起こし、その被害者救済のための新法制定が不可欠になるなど、統一協会が反社会的な集団であることが、より明白になっております。

そこで改めて、知事の統一協会に対する認識を伺いたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 旧統一教会につきましては、教団の名前を出さない形での勧誘や、不安をあおっての靈感商法、多額献金の強要など、そのトラブルが社会問題化している団体であると認識しております。

**○前屋敷恵美議員** 「世界平和統一家庭連合」と不当に名称変更した統一協会が、関連団体とともに、国会議員はもとより地方自治体や地方議会、議員にも働きかけを行い、政界との関係を密にしてきたことも明らかになっております。

いま一度、知事へ、同団体のイベントや後援会などへの出席、またメッセージの要請といったものはなかったのか、またその対応はどうだったのか、改めて伺いたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 旧統一教会と私の関わりは、メッセージ等の提供も含めて一切ございません。

**○前屋敷恵美議員** では引き続いて、商工観光労働部が所管して、「ピースロード2022in宮崎」に宮崎県が後援団体として名を連ねたことに関して、当時、団体の性格は分からなかった、後援する会の基準に合致していたなどという理由で、後援は取り消さないとの態度を変えてはおりませんが、果たしてそれでよいのかということです。

反社会的な団体ということが明らかになった以上、過去に遡って後援を取り消すことこそ、

県の取るべき姿勢ではないでしょうか。知事の見解を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県の後援名義につきましては、県の基本方針に合致し、福祉・文化の向上や地域振興等に寄与する行事に対し、主催者の申請に基づき承認を行っているものであります。

御指摘の「ピースロード2022in宮崎」につきましては、旧統一教会と接点のある団体が共催しておりましたが、主催者やイベントの趣旨・目的のほか、事業内容が宗教的、政治的なものではないことなど承認基準を満たしていたことから、後援名義の使用を承認したものであり、取消しは考えておりません。

一方で、今回のような社会的に問題が指摘されている団体への対応については、県民に疑問や不信を抱かれることのないよう、十分留意する必要がありますことから、共催者につきまして、主催者と同様の承認条件を設けるなどの承認基準の見直しを行ったところでありまして、今後は、より厳正な審査に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 私は非常に残念に思います。もう既に県民は疑問や疑念を抱いているからこそ、私はその取消しが必要だと申し上げているところです。県が当時、団体の性格が分からなかったとすることを責めるものではありません。

しかし、後援に値しない団体と分かった以上、その当時、条件には合致していた、怪しい団体ではなかった、問題あるイベントではなかったと、このように判断されたということなんですけれども、統一協会が関わっていたという事実は明らかなので、真摯に対応して後援を取り消すことこそ、県としての真っ当な対処であり責任の果たし方だと思います。そ

うでないと、問題が少しでもある団体に、またそのイベントに、県がお墨つきを与えたこととなります。今後に汚点を残すことになると思います。他県でも取消しを行っているではありませんか。ぜひ再考いただくことを強く求めておきたい、このように思います。

次に、日本一の子育て・子育て立県について、知事に伺います。

知事は就任当時から、日本一の子育て・子育て立県を標榜してこられました。それは、子育て・子育てのためによい環境を整える子育て支援を前提にしてのことと、私は理解をしております。3点について伺いたいと思います。

まず、子供の医療費助成についてです。

私は、子供の医療費助成は子育て支援の要だと思っております。何より、子供の命と健康を守り、健やかに育てることが、子育ての基本と思うからです。

現在、県の医療費助成は、一部負担もありますが、就学前まで窓口無料が実施されております。同時に、県内全ての自治体は、住民の強い要望を受けて独自の助成を行い、高校生まで無料という自治体もあり、それぞれ努力がなされております。現在の状況を福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 子供の医療費助成につきましては、県において、小学校就学前までの子供を対象とした、市町村に対する助成事業を実施しており、これに加えまして、各市町村においては独自の上乗せ助成が行われております。

対象年齢で申し上げますと、宮崎市ほか21市町村におきましては、中学生までを対象に、残る新富町、西米良村、木城町、川南町の4町村におきましては、18歳となる年度までを対象に

助成を実施しております。

**○前屋敷恵美議員** 全国的にも子供の医療費助成は大幅に進んでおります。ところが、国は、小学生以上の医療費を助成した自治体の国保に対して、国庫負担について減額のペナルティーを課しています。先ほど岩切議員も取り上げられましたけれども、本来ならば、国が主体的に医療費助成を進めなければならないのですが、自治体はその肩代わりをしているわけです。その自治体の努力に水を差すもので、本末転倒だと言わなければならないと思います。このペナルティー廃止を強く国にも求めていくことを、岩切議員と併せて要望したいと思います。これは福祉保健部長、もう一度お答えください。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 国民健康保険における子供の医療費助成に対する国庫負担金の減額措置につきましては、全国知事会を通じて廃止を要望してきたところでありまして、平成30年度より、未就学児までの減額措置が廃止されております。

子供の医療費負担の軽減を図ることは、健やかな育ちの観点から大変重要でありますので、小学生以上の子供についても減額措置を廃止するよう、引き続き全国知事会を通じた要望を行うなど、あらゆる機会を捉え、国に働きかけてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 知事に伺いたいと思います。知事の就任以来、子供の医療費助成は全く進んでおりません。前任の知事が、3歳未満だった医療費助成を就学前までに引き上げて以来12年間、据え置かれたままであります。

全ての自治体の子育て世帯に寄り添って支援しているわけですから、県もそれ相当の応分の負担で支援することが求められている、また必

要だと思いますが、知事の御見解を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 子供の医療費に対する助成は、その健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る上で、大変重要な子育て支援策だと認識しております。

このため県では、市町村と連携して、これまでも取り組んできたところではありますが、本来この制度は、国の責任において全国統一に行われるべきものと考えておまして、全国知事会を通じて要望を行っているほか、本県単独でも、「みやぎきの提案・要望」の中で、地方の実態を踏まえた制度設計や必要な財源の確保について、強く要望を続けているところでありませ

す。先日もそのような思いの下で、来県された、ある厚労省OBと意見交換を行ったところではありますが、この医療費負担がどんどん軽減される、それは結構なことではありますが、一方で、それが過度に進むと、気軽に受診して、言わばコンビニ受診のような形になり、医療費の増額であったり医療現場の負荷につながってしまうのではないかとということで、そのバランスをどう取るかというような論点もあるという御指摘もいただいたところでもあります。

来年4月にはこども家庭庁が設置され、子供・子育て支援の充実がさらに加速化されるものと考えておりますので、引き続き様々な機会を通じまして、この全国統一な制度設計に向けて、国に対して働きかけを行ってまいります。

**○前屋敷恵美議員** 病気になったからこそ子供をすぐにでも病院に連れていきたい、これは親の思いそのものです。病気でもない子供を、コンビニ受診とかいって病院に連れていく親はおりません。その辺の認識は、ぜひ改めていただきたいと思

既に都道府県段階では、18歳までの助成制度は鳥取、福島、静岡、鹿児島。東京は来年4月から実施となります。また、先日は長崎県の大石知事が、先週始まった県議会で、18歳までの子供が安心して医療を受けられるよう、来年度、県独自の医療費助成制度の創設を発表されました。私は英断だと思います。

親にとって、子供の病気ほど心配なことはありません。「手持ちのお金がなくて病院に行けなかった」という、胸の痛む声を度々聞きます。病気になっても、お金の心配なしにすぐ病院に連れていける。これほど子育てで安心なことはありません。そして、重症化を防ぐことにもなるわけです。

県内どこで暮らしても安心して子育てができる宮崎にしていこうではありませんか。知事の御決断をぜひ見せていただきたい。いま一度、知事の考えを述べていただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** あくまでも大変重要な子育て支援策と認識しておる中で、全国ほとんどの市町村が、中学生までを対象とした医療費助成を行っているという状況、これはもともと地方単独事業ということで、自主的な取組としてスタートしたものでありますが、その実態を踏まえると、やはりこの制度は、本来、国の責任において全国統一的に行われるべきものと、その財政力に応じて違いが生じるといったようなことがないような制度であるべきだと考えております。

引き続きあらゆる機会を捉え、国に対して働きかけを行いますとともに、様々な子育て支援策等を通じて、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりに取り組んでまいります。

**○前屋敷恵美議員** 本来やらなければならない国がやらないから、地方自治体はその肩代わり

をしているわけです。ですから、国がやらないからといって、そのまま座して待つわけにはいきません。各自治体の努力に、県も応えるべきだと私は思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、学校給食費の無償化について教育長に伺ひます。

県内小中学校の給食費について、現在、無償化または何らかの補助が行われている状況について伺ひたいと思ひます。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 今年4月に、国の地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策分が創設され、給食費への補助も対象となりました。

5月に県教育委員会が小中学校を対象に実施した調査では、26市町村中、21市町村が臨時交付金の活用について検討している状況でありました。また、市町村独自の財源で給食費の補助を行っているのは12市町村で、そのうち実質無償化となる全額補助は6町村でありました。

その後、10月に再度調査を実施しましたところ、この臨時交付金を活用しているのは21市町村でありました。また、給食費の補助を行っているのは24市町村で、そのうち全額補助は7町村でありました。

**○前屋敷恵美議員** 「義務教育は無償とする」とした憲法第26条に則して、また、「学校給食は食育である」とした学校給食法に照らしても、本来、学校給食は国の責任で恒久的に無償とすべきものですが、それを求めつつも、現在、給食費助成を行っている市町村を支えて、県の支援で、全ての学校での無償化を図ることが重要と思ひますが、教育長の見解を伺ひたいと思ひます。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 給食費につきまし

ては、学校給食法を基に、保護者が負担することが基本となっております。

市町村立の小中学校における給食費の無償化につきましては、学校給食の実施主体であります市町村において、学校や地域の実情を踏まえた上で、これまで検討がなされてきたものと考えております。

なお、県教育委員会におきましては、市町村担当者会を開催し、国の臨時交付金に関する給食費の補助についての的確な情報提供を行い、学校給食における保護者負担軽減が効果的に行われるよう支援させていただいたところでありませ

す。  
**○前屋敷恵美議員** 先ほど教育長も述べられましたけれども、文科省が食材費高騰抑制のために臨時交付金の活用を促してといたしますか、通知をされております。

こうした財源も使って給食費の値上げを抑えている、こういう自治体が今、大変増えていることは喜ばしいことだと思います。

子育て支援の観点からも、父母負担の軽減につながる、こうした給食費の値上げを抑えるとか、そして何よりも給食費の無償化そのものを実現すべきだと思うところです。

ちなみに千葉県は、来年1月から、小中学校や県立学校に通う第3子以降の児童生徒の給食費の無償化を打ち出しました。また、政令市には県が4分の1、ほかの市町村には2分の1を県が負担、県立の中学校や特別支援学校は、県が全て負担をする。このような発表をなされて、大いに子育て支援、父母の負担を軽くしていこうという方向性が示されました。

こうした県の努力も、全国的にも始まっております。ぜひ宮崎でもこうした方向を早く検討していくことが必要であると思っておりますので、

ひこのことも強く求めておきたいと思っております。

3点目は、国保の子供の均等割の減免・廃止についてです。

今年4月から、国保の未就学児の均等割が半額に軽減されました。

現在、子供の均等割軽減について、自治体で独自に対象を拡大している自治体があればお聞かせいただきたいと思っております。福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 国保税の均等割につきましては、令和4年4月から全国一律の制度として、未就学児の国保税均等割額の5割が軽減されているところであります。

今年8月の国の調査によりますと、県内では、高原町と新富町の2つの町が独自の軽減を行っております。そのうち高原町では、未就学児の法定軽減分以外の残り5割を独自に軽減しております。また、新富町では、未就学児の法定軽減分以外と、小中学生に係る均等割の5割を軽減しております。

**○前屋敷恵美議員** 今お伺いしたように、子供の均等割の軽減を拡大して、子育て支援を始めた自治体も出てまいりました。私は、こうした自治体に対して県も応分の支援をして、この均等割の軽減をもっと安定的なものにする必要があると思っておりますが、福祉保健部長の見解を伺いたいと思っております。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 全国一律の制度として、市町村が未就学児を対象に実施する国保税均等割の軽減措置につきましては、既に今年度から県においても、軽減に要する費用の4分の1を負担しているところであります。

一方、市町村が独自に対象年齢や軽減額の拡大を行う場合には、一般会計からの繰入れによる財源確保について、受益と負担のバランスの

観点からの検討が必要になります。

また、平成30年度の国保制度改革以降、県が財政運営の責任主体とされ、国保財政の安定的な運営が求められております。

県独自の市町村への支援につきましては、国の地方財政措置の対象とされず、県はもとより市町村の負担も伴うため、慎重な検討が必要と考えております。

**○前屋敷恵美議員** 県の財政負担がかかってくるわけですから、慎重な対応が必要ということは十分理解できますが、やはり将来の社会を担う子供たちをしっかりと安心して育てていくためには、十分な補償もしていく必要があると思います。

この子供の均等割は、子供の多い世帯ほど負担が増える、子育て支援に逆行する税金です。子供の国保税均等割はなくすように、国に要望することが必要だと思いますが、福祉保健部長の見解を伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 子供の健やかな育ちの観点から、子育て世帯の負担軽減を図ることは重要でありますので、今年4月から開始された全国一律の軽減制度をより充実し、さらなる負担軽減を図るよう、全国知事会を通じ、国に要望しているところであります。

引き続き、国に対して、対象年齢の拡大等の制度の充実を働きかけてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 子育てしやすい環境を整えること、これは行政の役割です。子育て世帯に寄り添った親身で積極的な対応を行ってこそ、私は「子育て立県」に値するのではないかと思います。

私は今日、3点にわたって県の姿勢をただしてまいりましたけれども、ぜひ子供たちに寄り

添う、子育てに寄り添う、そういう県の御努力を強く求めておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では次に参ります。台風第14号における被害対策についてです。

今回の台風第14号は、県内各地に甚大な被害をもたらしました。私も幾つか現地に入って、その被害の大きさに本当に胸の痛む思いでした。一日も早い復旧、対策、被害に遭われた方々の生活再建支援が求められます。

まず、災害救助法の適用について伺いたいと思います。今回の台風第14号被害で、延岡市の被害同様、都城市の下川東の浸水被害は甚大なものでした。延岡市は災害救助法も被災者生活再建支援法も適用になりましたが、都城市は適用にはなりませんでした。被災現地は内水氾濫で、身の丈ほどの浸水で避難を余儀なくされ、家財道具は全て使えない悲惨な事態となりました。

救助法適用ならば65万5,000円以内の応急修理代の支給に、支援法が適用ならば補修で50万円の支援金が受け取れ、生活再建にも役立つものでした。しかし、国の制度である救助法適用条件そのものにも、人口規模で滅失家屋を100以上にするなどとする弊害もあったことは否めません。

しかし、災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく適用になぜ至らなかったのか。4号適用は、多数の者が生命または身体に危害を受ける、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要とする場合に判断するものです。4号適用になぜ切り替えなかったのか、その判断はどうだったのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。危機管理統括監、お願いします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 議員の御指摘にございました災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用は、多数の者が生命・身体への危害を受け、または受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要とする場合に可能とされておりますが、国が運用上の取扱いとして示している適用判断の要件といたしまして、被災市町村に災害対策本部が設置されていることや、避難者数が今後増加する見込みであることなどがあり、今回、この要件を満たさなかったことから、適用を見送ったところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 今、御説明をいただきましたけれども、緊急時での対応や判断には困難性も確かにあるかとは思いますが、しかし、そこには、やはり適切かつ的確な判断が求められるものだと思います。

今回、この経験を教訓として、今後どのように生かしていくのか伺いたいと思います。危機管理統括監、お願いします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 今回の台風第14号では、災害救助法第2条第2項が、災害が発生するおそれのある段階で適用とされた初めての事例となりました。その判断を行うまでの過程におきまして、市町村との連携の重要性を改めて認識したところでございます。

このため、近く災害対策本部の設置や廃止の考え方、住家被害の早期報告の必要性などについて、市町村と意見交換を行うことにしております。今後のより適切な適用判断につなげてまいります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ今後に生かしていただきたいと思っております。今後の対応として、特別警報が発せられたら、ちゅうちょなく4号適用を行うことが必要だとも思います。救助を必要と

する人への支援を重視することが大事であります。

そこで、被災者生活再建支援法の適用とならなかった市町村に居住する世帯の住家被害に対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 自然災害による住家被害につきましては、災害救助法とは別に被災者生活再建支援法があり、本年9月の台風第14号につきましては、現在、延岡市に適用されているところであります。

これにより、延岡市内の中規模半壊以上の被害を受けられた世帯に対しましては、国と都道府県の拠出により造成された基金から、被害の程度や再建の方法に応じ、最大300万円の支援金が支給されます。

御質問のありました、被災者生活再建支援法が適用とならない市町村の被災世帯につきましては、県と市町村で設置しております宮崎県・市町村災害時安心基金から、法に基づく支援と同じ条件で、同等の支援金を市町村を経由して支給することとなっております。

**○前屋敷恵美議員** しっかり支援を行って、被害に遭われた方々の生活再建に寄り添っていただきたいと思っております。

あわせて、下川東の浸水・内水対策で、一昨日、国交省による対策会議が開かれました。都城市や宮崎県からも出席されたようですけれども、今後、原因の究明や排水機場の課題などを検討されるのではないかと思います。ぜひ県も積極的に今後の安全対策に関わっていただきたい、このことを申し上げておきたいと思っております。ぜひ、今回の被災の状況、台風の対応について、今後に大いに生かしていただきたいと思っております。



では続いて、インボイス制度について伺います。

来年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が図られることになっております。

そもそも、なぜ国は制度導入を必要としているのか、その理由、制度の認識について総務部長、お聞かせいただきたいと思っております。

**○総務部長（渡辺善敬君）** インボイス制度につきましては、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことで、令和5年10月から導入されるものであります。

複数税率の下で消費税の適正な課税が行われるためには、売手と買手で税率の認識が一致していることが必要とされていますが、現行制度では、売手側に請求書等の交付義務やその写しの保存義務もなく、買手側が適正に申告しているかどうか確認が困難な状況にあります。

こうしたことから、インボイス制度は、取引内容の正確な把握と、申告のミスや不正を防ぐために必要なものであると認識しております。

**○前屋敷恵美議員** 政府も、複数税率の下で適正な課税を行うために必要と言うわけですが、2019年から消費税が10%に引き上げられ、8%と10%、2つの複数税率が導入されて3年がたちます。納税事務に混乱が起きたなど聞いたことはありません。インボイス制度を導入しなくても、現行の売上額と仕入額から納税額を計算する「帳簿方式」で十分やっていけるのではないかと思います。

インボイス制度が導入されると、消費税の免税事業者への影響が大きいと言われていますが、県としてはどのように見ておられるのか、地域経済にも影響を及ぼすと考えられますが、

どう認識しているのか、商工観光労働部長に伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** インボイス制度の開始に伴い、中小零細事業者やフリーランス、シルバー人材センター会員などの免税事業者は、仕入税額控除に必要な「適格請求書」を発行できる課税事業者となるか、免税事業者のままでいるかを選択することとなります。

この点について、県内の商工団体からは、免税事業者が課税事業者になることを選択した場合、新たに納税や経理事務の負担などが発生することとなり、一方、引き続き免税事業者であることを選択した場合には、買手側である課税事業者が仕入税額控除を受けられないために、取引を打ち切られる可能性もあるのではないかと意見を伺っております。

このような制度導入の影響を受ける事業者につきましては、国において負担軽減策の検討が行われているところでありますので、県といたしましては、商工団体とも十分連携しながら、国の動向も含め、制度の周知や広報などに努めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** いろいろ伺ってまいりました。今、商工観光労働部長も、様々な影響が及ぶであろうということをお話しになりました。

このインボイス制度が導入されると、商品を販売したりサービスを提供したりして消費税を受け取るたびに、インボイスを発行して相手に渡すこととなります。

しかし、インボイスを発行するためには、国税庁に申請して登録事業者になることが必要です。

ところが、消費税法では、登録事業者は免税の特例を受けられないということが定められて

おります。年間売上げが1,000万円以下であれば、現在は免税ですが、登録してしまうと、売上げがたとえ50万円とか100万円しかなくても消費税を納税しなければならなくなります。

インボイスの導入で、事務的な負担が増すだけでなく、金銭的にも大きな負担が生じることとなります。しかし、登録事業者にならなければ、仕事や取引から外されたり、値下げが要求されたりと、小規模事業者にとってはまさに死活問題、廃業の危機にさらされることにもなりかねません。

実際に影響を受ける可能性のある業種は、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、小売店や飲食店、理美容やクリーニング店などのサービス業、大工の一人親方、個人タクシー、貨物運送業、農家、フリーランスで働くインストラクター、ダンス・スポーツジム・ピアノ教室などの講師、文化・芸術家などなど、シルバー人材センターの会員も含めると、約1,000万人は超えるだろうと推定されております。

まさに国民生活そのものの危機と、地域経済にも影響を及ぼすことは疑いないと思います。なぜ政府は今、導入しようとするのか。私は、最大の理由はさらなる消費増税のためだと思います。

政府は今、軍事費の倍加を言い始めました。その財源も含めて消費税の増税で賄うとすれば、税率は大幅に引き上げられ、食料品以外にも幾つかの軽減税率の必要性が出てまいります。そうなると、帳簿方式では対応できなくなり、インボイスの導入は不可欠だと考えることに至ったのだと思います。

国民に、県民に不利益をもたらすインボイス制度の導入について、中止を求めるべきと考えますが、知事の御見解をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税が行われるために導入されるものでありますが、一方で、制度の円滑な導入に向けては、中小事業者に与える影響等を踏まえながら、引き続き、IT導入補助金など必要な支援が行われるべきであると考えております。

なお、報道によりますと、国においては、小規模事業者への軽減措置や、シルバー人材センターの運営が困難にならないよう契約形態の見直しなども検討されているということでありませぬ。

県としましては、このような国での議論も含め、国や関係団体と連携しながら、今後とも周知・広報などに努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 今まさに、政府が行おうとしている激変緩和策でありますけれども、それは時限的なもので、何年かすればなくなってしまふわけですから、国民への負担、行政の負担は本当に計り知れないと思います。

今、インボイス制度への不安が広がり、反対世論も高まっています。既に全国では500に近い自治体で、また北海道、愛知、兵庫、福岡、熊本など12の道県で実施中止や延期を求める意見書が採択されております。

また、登録にはマイナンバーの記載が必須とされ、プライバシーも侵害されるとして反対声明も出されております。

暮らしや営業を脅かし、文化・芸術分野の活動も生業も潰していくインボイス制度は、実施を中止する以外にありません。このことを私は強く求めておきたいと思ひます。

では続いて、会計年度任用職員制度の在り方と処遇改善について伺ひます。

まず、令和4年4月1日時点での知事部局の

会計年度任用職員の数、あわせて、知事部局の職員数に占める会計年度任用職員の割合を伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（渡辺善敬君） 知事部局における会計年度任用職員数は、令和4年4月1日現在で1,305人となっております。

また、知事部局の職員数と会計年度任用職員数の合計に占める会計年度任用職員数の割合は、令和4年4月1日現在で26.6%となっております。

○前屋敷恵美議員 ではあわせて、会計年度任用職員制度の概要をお聞かせください。

○総務部長（渡辺善敬君） 会計年度任用職員の任用においては、原則として毎年度、公募を行うこととされておりますが、例外として、公募を経ずに同一の職務内容の職への再度の任用も連続2回までできることとしております。なお、公募を経て客観的な能力実証が行われるのであれば、任用回数に制限はありません。

勤務時間につきましては、職務の内容や業務量を考慮して設定しており、知事部局においては、一部を除き、パートタイムでの任用となっております。

また、給料・報酬の水準は、従事する職務の内容に応じて、一般の職員の給料表を基礎としており、一定の条件を満たす場合には、期末手当も支給されるといった制度になっております。

○前屋敷恵美議員 地方公務員法と地方自治法の改定によって創設されたのが、会計年度任用職員制度です。宮崎県も2020年4月から導入されました。それまでの非正規職員の方のほとんどが、この会計年度任用職員になられたと思います。

今や自治体にとってなくてはならない非正規

職員、会計年度任用職員として、正規の職員の皆さんと一緒に仕事を行うことで、職場は回っていると思います。だからこそ、もっと処遇改善が必要だと思っています。

そもそも会計年度任用職員制度は、正規職員を原則とする地方公務員法に、1年任用の会計年度任用職員として、新たな非正規職員を制度化するもので、この非常勤の職を「人員の調整弁」として利用することがあってはならないと私は思います。

本来、住民の生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自治体が直接執行すべきものです。基本的に正規職員を増やして、会計年度任用職員に頼らない体制を取るべきだと思いますが、総務部長の見解を求めたいと思います。

○総務部長（渡辺善敬君） 多様化する県民ニーズに対応するためには、組織として最適と考える任用、勤務形態による職員構成を実現することにより、効果的、効率的な行政サービスを行っていくことが重要であります。

このため一般の職員につきましては、業務の必要性、効率性等を総合的に判断の上、必要な人員を配置し、適切な定員管理に努めております。

また、会計年度任用の職につきましても、毎年度、業務内容や業務量を考慮し、設置の必要性を吟味しております。

引き続き、それぞれの職場の実態を踏まえながら、適正な業務執行体制の確保に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 私は、今申し上げましたけれども、正規の職員の肩代わりをさせるような任用制度であってはならないということは、強く申し上げておきたいと思っています。そして、処

遇改善についてですが、1つは、今部長がお答えになりましたけれども、それまで支給されなかった一時金が支給されるようになった。私は、それは改善面だと思います。

しかし、期末手当だけの支給で、勤勉手当がありません。しかし、法改定当時になかった国の非常勤の勤勉手当が、現在では支給されております。ですから、自治体の会計年度任用職員にも当然支給すべきものだと私は思います。

2つには、公募なしでの更新についてです。

制度前までは、何年もの間、非正規職員を任用してきたのに、公募なしでの更新は2回までとしていることの不合理性です。

総務省は、会計年度任用職員制度導入に際しても、公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきだと、このように言っております。公募なしの更新は、自治体の判断で本人の希望を最大限に受け入れるべきだと思います。これらをぜひ検討していただきたいと思います。

この件は、これからも引き続き求めていきたいと思っております。総務部長、御見解があればお聞かせください。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 御指摘をしっかりと受け止めまして、国や社会経済情勢の変化に対応して、しっかりと検討していきたいと思っております。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。今、国民・県民を総じて、この物価高騰の中で大変厳しい生活を余儀なくされております。しかし、それを棚に上げて、政府はもっと軍事費を増やして、県民の生活はより一層厳しいものになろうとしております。

こういう国の政治を踏まえて、県民の暮らし、平和と安全をしっかりと守っていくのが地方

自治体の大きな役割であることをしっかり知事も認識していただいて、県民の暮らしと平和と安全を守るために御尽力いただきたいと思っております。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時40分休憩

---

午後1時0分再開

**○中野一則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、右松隆央議員。

**○右松隆央議員〔登壇〕**（拍手） 定期購読をする月刊「致知」に、目を引く一説がありました。

ゾウから鼻を取ったら、ゾウでなくなる。キリンから首を取ったら、キリンでなくなる。では、人間から何を取ったら、人間でなくなるのか……。

それは……「心」……であります。

こころを持って生まれてきた

これほど尊いものがあるのか

そして、この心を悪く使う

これほど、相すまぬことがあるのか

人間は生まれながらに、心を備えている。こんなに尊いことはない。まさにその通りである。心がなければ、宇宙も、世界も、存在しない。嬉しい、楽しい、幸せ、だといった、感情は一切なくなる。人間は、こんなに素晴らしいものを天から与えられているのである。ところが、この心を、悪く使うことがある。こんなに、相すまぬことが、あろう

か。

一番、大事なことは、  
この、ここに、  
花を咲かせること  
小さい花でもいい  
自分の花を咲かせて  
仏さまの前に持ってゆくことだ

今年8月に、類いまれな経営者として天寿を全うされた稲盛和夫氏は、「私は、“善きことを思い、善きことをするときには、天地が味方する”ということを、人生のバイブルとして、これまで歩んできた」と述べておられます。その稲盛氏のお話で最も有名なのが「心の経営」であります。

その中で、人生・仕事の成功の方程式は、「能力×熱意×考え方」だと提唱されております。

熱意と能力はプラスの方向だけに左右しますが、考え方はプラスとマイナス、どちらの方向性もあり、考え方がマイナスだと結果は全てマイナスとなることから、考え方が最も重要であると説いておられます。能力も熱意もある人が、妬みや嫉妬、怒りなどマイナスの考え方で動くと、大きな悪害を及ぼすこととなります。すなわち心、心の在り方が最も大事だということでもあります。

そこで知事に、本県の県政運営を株式会社宮崎県と見立てて、そのトップである社長として、「心の経営」という観点から、県職員に、県勢発展にはどういう考え方や姿勢が必要であると説いていかれるのか、お伺いいたします。

あとは質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

御質問の「心の経営」という観点につきましては、一代で京セラを世界的な電子部品メーカーに育て上げられたほか、日本航空の再建にも手腕を発揮された稲盛和夫氏の経営哲学に基づくものと理解しております。

稲盛氏は、心という概念を経営の中心に据え、人間として何が正しいかを判断基準とし、倫理観や道徳観、社会的規範に基づく公明正大な経営、業務運営を行うことの重要性を説いた経営哲学が、京セラフィロソフィとして広く知られております。

また、その哲学を日々の経営に反映させるため、アメーバ経営という経営管理手法を提唱されております。その中では、組織を構成する部署ごとに、現場の社員一人一人が主役となって自主的に経営に参加する、全員参加経営を実現することが重要とされております。

稲盛氏のこの経営哲学の中では、職員が日々業務に取り組む際の指針として、現場主義に徹することや率先垂範する姿勢、お客様第一主義、チャレンジ精神などが掲げられており、これらは私が基本姿勢とします「現場主義」や「対話と協働」、さらには県の人材育成方針にも相通ずるものがある大変重要なメッセージ、また提唱であろうと考えております。

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来やデジタル化の進展などにより、本県を取り巻く環境は大きく変化するとともに、新型コロナ等で不安感や閉塞感が漂うこのような時代だからこそ、全ての職員の総力を結集し、県民の心に寄り添った行政経営・運営に取り組むことで、県民の福祉の向上や県勢の発展に結びつけてまいります。以上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 知事の復唱になってしまいますが、心をベースに経営すると業績がよくなる

根拠として、稲盛氏は7つ挙げられております。

1つは、幸福観や仕事観、人生観や企業観といった価値観を共有する「経営理念」があるから。2つ目に、リーダーの人格が企業に魂を入れる「リーダーシップ」があるから。3つ目に、全員で課題を共有し、知恵を出し成果を喜ぶ「全員参加」であるから。4つ目に、従業員の能力を最大に引き出す「目標管理」があるから。5つ目に、経営を見える化し、人間の弱い心を補完する「会計管理」があるから。6つ目に、考え方を共有し、伝え続ける「フィロソフィ教育」があるから。そして最後に、仕事場が実践的要素の場を提供する「アメーバ経営」であるからと理論づけております。そして、強烈な思いがあれば、夢を実現する機会は無限があると、社員に説かれております。

ぜひ、4期目の信任を得ていただきまして、心の経営を根幹に置いた県政運営をお願い申し上げます。

続いて、本県の財政運営について伺ってまいります。

国において、8月に総務省がまとめた来年度予算の概算要求は、一般会計で、今年度比6.7%増の17兆5,675億円、自治体に配る地方交付税は、特別会計からの繰入れを含めて、同0.8%増の18兆1,931億円となり、三位一体改革以降の20年間で最高水準となっております。

自治体が比較的自由に使える一般財源総額は、同1.3%、8,000億円増の64兆7,000億円を見込んでおります。なお、地方税収は、コロナ禍でも堅調な企業業績を背景に、1.2兆円増の45兆円と試算されているところであります。

現在、財務省による査定が行われており、各省庁の要求が積み上げられた予算案が、来月、

閣議決定され、国会での審議が年度末にかけて行われることとなります。

そこで、地方交付税の配分であります。所管する総務省の概算要求の概要において、来年度も引き続き、地方財政は2.4兆円という巨額の財政不足が生じ、平成8年度以降28年連続して、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求すると明記されているところであります。

地方交付税は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合、及び平成26年に新設された地方法人税の全額とされており、その制度の性格として、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するためのもので、言わば国が地方に代わって徴収する、地方固有の財源であると法律で位置づけられております。

したがって、義務的経費においては、国は必要な財源措置を講じなければならないのであって、財源不足が常態化している地方財政において、地方交付税の法定率を引き上げることによって、地方が安定的に一般財源総額を確保する抜本的な対策は、極めて真つ当な国への要求になるわけであります。

そこで知事に、全国知事会の地方税財政常任委員長として、来年度の一般財源総額確保のために、地方交付税率の引上げについて、国に対しどのような要望をされているのか、具体的にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地方団体が、住民に身近な行政サービスを安定的に供給しつつ、デジタル化や脱炭素化の推進などの重要課題に対応するためには、地方交付税を含む一般財源総額

の安定的な確保・充実が必要であります。

しかしながら、御指摘のとおり、地方交付税については、巨額の財源不足が継続的に生じてきておりますことから、総務省の令和5年度概算要求においても、交付税率の引上げが事項要求されております。

地方としましても、地方交付税の本来の役割が適切に発揮されるよう、臨時財政対策債の廃止や交付税率の引上げなどの抜本的改革により、財源の安定的な確保を図ることが必要不可欠と考えております。地方税財政常任委員長として、全国知事会の提言にその旨を明記し、総務省や財務省をはじめ、政府・与党に継続して訴えているところであります。

今後とも、全国の知事を代表しまして、交付税率の引上げによる地方交付税総額の安定的な確保に向けて、地方の声を粘り強く国に届けてまいります。

**○右松隆央議員** 同じく本県の財政運営について、域内経済の活性化や企業業績とも連動する法人住民税の推移と、増収に向けた取組について伺ってまいります。

この法人住民税のうち法人税割の税率は、都市と地方の税收格差を解消するため、先ほど申し上げた、平成26年に地方法人税が新設されたことによって段階的に引き下げ、引下げ相当分を地方交付税の原資にする措置が取られております。そういった中で、これは市町村であります。この10年で、税率の引下げにもかかわらず増収を増やした市町村が、全国の3割に当たる575に上っております。

そこで総務部長に、法人住民税のうち税率の変わらない均等割における、県と市町村のこの10年間の推移と、黒字法人だけが利益に応じて納付していただく法人税割の、市町村の税收

状況をお伺いいたします。

**○総務部長(渡辺善敬君)** 議員御指摘のとおり、企業からの税收の増加を図るという視点は、地域経済の活性化や県政の安定的な財政運営にとって重要であると考えております。

まず、法人県民税につきましては、法人の所得にかかわらず資本金の額に応じて課税される均等割は、直近10年間で、11億7,118万2,000円から12億3,690万6,000円と、約5.6%増加しております。

次に、法人市町村民税の均等割は、県内市町村の合計で、令和3年度の速報値で29億5,597万9,000円と、10年間で約7.5%増加しております。

また、国税である法人税を基準として、企業の所得に応じて課税される法人税割につきましては、10年間のうちに6.3%の税率の引下げがあった中でも、令和3年度の速報値では、10年前と比較して14市町村で増加しております。

なお、令和2年度時点で増加となるのは7市町村でありましたので、令和2年度から3年度にかけては、新型コロナからの回復傾向も見られると考えております。

**○右松隆央議員** 引き続き、法人住民税を伸長させた全国での市町村の例を見ると、従来型の団地整備だけでなく、広大な農地や自然など、地方の弱みと言われていた要素を逆に生かした柔軟な発想と戦略で企業を呼び込み、域内経済を活性化させた例が、枚挙にいとまがないほど出てきております。

全国トップの4.9倍に増収させた熊本県合志市は、既に40年前から熊本テクノポリス建設基本構想によって、県主導で半導体関連の集積を進めてきた成果が出てきており、今回、台湾のTSMCが進出することになった、隣接する菊陽

町と、さらなる相乗効果を生み出す例は別格として、例えば食品製造業で図抜けた北海道では、ニセコ町が食品製造企業の増加や観光業で3.2倍に増収させたり、同じく北海道で過疎指定を受けた更別村では、農地を実験場として使える実証フィールドの拠点として、IT企業の集積によって、税収を2.8倍に引き上げております。

そこで総合政策部長に、税収増につながる域内経済の活性化を本県はどう進めていくのか、法人住民税の増収につながると手応えを感じている県内の事例と、今後の具体的な戦略について伺います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 地域経済の活性化には、地域の強みを生かしながら企業や産業の成長を図ることが重要でありまして、豊富な農林水産物を核としたフードビジネスの振興や、地域経済を牽引する成長企業の育成、企業立地の推進等に取り組んでいるところであります。

議員御紹介のような取組の事例といたしましては、まず、企業立地の事例といたしまして、航空機部品メーカーである日機装の進出によりまして、約230億円の設備投資や、約700人の雇用創出という直接的な経済波及効果がありましたほか、関連企業の立地や県内企業との取引も進んでおりまして、今後はさらに新分野への展開なども期待されるところであります。

また、フードビジネスの事例では、以前お答えいたしました宮崎市高岡町のお茶農家を中心とした有機栽培と、県外商社との連携によるEU等への輸出の取組が、現在では近隣市町の農業法人等も加わりまして、90ヘクタールを超える輸出向け生産グループに拡大しております。

今後、このような波及効果の高い取組を各地域において後押しするとともに、デジタル化やゼロカーボンなどへの対応、さらに新たな成長の芽となるスタートアップの支援等を積極的に進めることによりまして、企業や産業の育成・集積につなげてまいります。

**○右松隆央議員** 域内経済の活性化も税収増につながる取組も、長年の地道な努力が実を結んでいる自治体がほとんどであります。

引き続き、地域の特色と強みを生かした産業育成に力を尽くしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本県の経済政策について伺ってまいります。

今回、私が取り上げる施策は、来年度の県施策の構築に当たっての視点にもある、スタートアップ事業とDX事業であります。

スタートアップ事業で参考になるのは、やはり福岡市の取組であります。今から10年も前にスタートアップ、すなわち会社を興す、起業・都市宣言を行い、国家戦略特区を活用し、医療や農業などで革新的な事業をする、設立5年未満の法人を対象に税制を優遇するなど、市独自の制度も創設しております。

相談窓口であるスタートアップカフェの支援を受けて会社を興した件数は、この8年で681件に上っております。相談件数は、年間3,000件を超えるとのことであります。スタートアップ都市宣言の目的は、雇用を創出しながら、地域の課題も解決するサービスを誕生させて市民生活の向上を図ることがその狙いともなっております。

また、国もスタートアップ支援に本腰を入れ、岸田総理の看板政策である、新しい資本主義の柱として、本年をスタートアップ創出元年



と位置づけ、新興企業数を5年で10倍に増やす目標を掲げたところであります。

そこで商工観光労働部長に、本県経済の浮揚のために、新たな成長活力の創出につながるスタートアップ事業に具体的にどのように取り組み、そしてどのような成果を出していくのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 先進的な技術やアイデアを強みに、新しいビジネスの急成長を目指すスタートアップにつきましても、経済活性化の原動力となるイノベーションを生み出すとともに、環境問題など社会課題の解決にも貢献し得るものとして、これからの社会経済において大変重要な役割が期待されているものと認識しております。

国も新しい資本主義の実現に向けた重点投資分野の一つに位置づけている中で、本県におきましても、地域特性を踏まえたスタートアップ創出・支援のための施策を検討しているところであり、例えば、起業家の育成や機運醸成、民間投資による資金調達の支援などが考えられるところでございます。

今後、産学官の関係機関とも連携を図り、国の支援策も積極的に活用しながら、スタートアップの急成長を後押しすることで、本県の産業振興の中核を担う先進的な企業の創出につなげてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 本県の新しい取組に期待しますとともに、地道なスタートアップ企業の育成をよろしくお願いたします。

同じく、国の重点投資の下、官民連携で推進していくことになるDX（デジタルトランスフォーメーション）についてであります。

様々な自治体がDX推進に向けて取組を強化していく事例の中で、例えば東京都では、財団

法人を設立し、民間の高度な専門人材を雇い、区市町村に技術面で助言し、申請サービスの電子化を加速させる事業であったり、隣県の大分県では、DXに本気で取り組む意欲のある県内企業をDX宣言企業とし、コンサルや必要な技術を提供できる事業所をDX推進パートナーズとしてそれぞれ募り、両者のマッチングを県が図る事業なども始まっております。

そこで、本県におけるDXの取組について、地域の課題を解決し、事業者や市民生活の向上を図るという観点から、とりわけ自治体DXがどこまで進んでいるのか、そして今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 国は、住民や事業者の利便性向上と行政の業務効率化の両立を図るため、自治体DX推進計画を示してございまして、市町村に対しましては、子育てや介護などの行政手続オンライン化などを、そして県にはその支援を求めています。

官民連携による地域課題の解決を進めるためにも、自治体のデジタル化が期待されておりますけれども、専門人材や推進体制を十分に確保できず、本計画への対応に苦慮されている市町村が多いと認識しております。

このため、県では今年度、自治体DXサポート事業におきまして、システムやネットワーク、セキュリティーなどの専門人材をアドバイザーとして県内外から6名確保し、システム導入に関する研修会の開催や、進捗状況に応じた個別具体的な助言指導を行ってございまして、来年3月までに、全ての市町村で国が求める27の業務のオンライン化が整うような作業を進めております。

今後とも、自治体DXの着実な推進のため、

デジタル庁職員を招いた研修会の開催や、先行する自治体の優良事例の共有なども含めて、引き続き、市町村の実情に応じた伴走支援に取り組んでまいります。

**○右松隆央議員** 自治体DXは順調に進んでいるようであります。引き続き、官民連携でのDXの推進に積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本県の経済政策において、ウォークブル推進都市による域内消費の拡大について考えてまいります。

今、全国の自治体が、「歩きたくなるまちづくり」に注力し始めております。推進都市は今年の6月の時点で328都市と、全自治体の2割を占めるまでになっており、全国最多の大分県では9割もの自治体に取り組むほどであります。

この、まちなかウォークブル推進事業は、国土交通省が令和元年7月に始めており、街路や公園、広場の利活用といった計画・構想を認定し、事業費の半額を国費で補助するものであり、車中心から人中心の空間に「まち」を転換させることで、域内消費や健康寿命の延伸など、地域課題の解決につなげていく取組であります。

さきの大分県は、平成29年に、県庁所在地の大分市も含めた全市町村が人口減に転じたこともあり、中心市街地衰退への危機感を強く抱き、再生の起爆剤として、豊後大野市や津久見市が施策を積極的に活用し、モデルケースとなっているものであります。

市町村が都市再生整備計画を策定し、居心地がよく歩きたくなる町なかの創出を官民一体となって取り組むことは、まちに活力を生み出すことはもとより、世界のまちづくりの潮流に乗り、持続可能かつ高い国際競争力の実現にもつ

ながるものと認識しております。

そこで県土整備部長に、街路空間の再構築、利活用の先進的な取組が見られるようになった近年、町なかの歩行者の増加を狙う、まちなかウォークブル推進事業をどのように進めていくのか、そして人口減対策や域内消費の拡大への効果をどう考えているのか、お伺いいたします。

**○県土整備部長(西田員敏君)** まちなかウォークブル推進事業は、居心地がよく歩きたくなる町なかを目指し、県や市町村、民間事業者等が実施する道路や広場等の整備に対して、国が国費率のかさ上げや支援対象の拡充などにより、重点的な支援を行うものであります。

現在、県内では高千穂町と綾町で、県と町が連携し、事業を実施中です。

具体的には、高千穂町の天岩戸神社周辺では、神話伝承の地にふさわしい歩道橋などの整備を進めており、綾町の役場周辺では、電線地中化と質の高い歩道空間の整備により、中心市街地の魅力向上に取り組んでおります。

このほか、宮崎市の高千穂通り周辺では、国や県、市などが連携し、本事業の活用も視野に、人々が集い、にぎわいが感じられる町なかを目指し、社会実験を進めているところであります。

県としましては、本事業には、交流人口の増加や域内消費の拡大などの効果に加え、住み続けたい魅力ある町なかとなることで、人口減少下でも持続可能なまちづくりが期待できることから、今後も市町村と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

**○右松隆央議員** コロナ禍で、ウォークブル推進都市を一層増やした都道府県が多く出てきておりますので、引き続き積極的な取組をよろし

くお願いいたします。

本県の経済政策における最後に、移住支援策について伺います。

近年、公営住宅を活用した移住支援が、全国の自治体で広がってきております。低所得者世帯の入居が原則の公営住宅であります。老朽化に伴う空き住戸の増加や入居者の高齢化もあって、入居条件を緩和して、お試し移住や若者世代を受け入れて地域活性化を図るなど、公営住宅を有効活用する例が増えてきております。

本来の対象者の入居を妨げなければ、入居条件にかかわらず、国の承認を得て、空き住戸を使用できる制度に目をつけて、それぞれの自治体で独自の取組を展開しているところであります。

岩手県では、移住・定住を望む人に県営住宅を月額1万円で入居者の募集をかけたところ、最初の5月では15戸が半月で埋まり、第2弾の募集も実施しております。なお、入居要件として、県の公式交流サイト、SNSなどで県内の生活や魅力を発信すること、申請時に世帯主が18歳から59歳までであり、3か月以上、居住できることなどが要件となっており、原則として先着順で入居者を決めることとなっております。

そこで、公営住宅の空き住戸の有効活用策として、入居条件を緩和して本県独自の要件を設けることで、移住希望者や若者の単身者などを受け入れる取組を検討できないか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県営住宅の空き住戸の割合につきましては、令和4年3月末時点で、建て替えなどのために入居募集を止めている住戸を除いて約18%となっており、その

解消は重要な課題と認識しております。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するものでありますが、これまでに、障がい者支援を行うグループホームや、配偶者からの暴力被害者、東日本大震災や、今回の台風第14号による被災者の支援などを目的に、使用を認める運用をしてきたところでもあります。

御指摘のとおり、国の承認を得ることにより入居条件を緩和し、地域の実情に応じて弾力的に空き住戸を活用できる制度があり、この制度を活用することで、外国人技能実習生の受入れや、移住の促進、団地自治会活動の活性化などにつながることを期待されますことから、本県におきましても、関係部局と連携し、UIJターンを含む若者の受入れなど、幅広く空き住戸の活用を検討してまいります。

**○右松隆央議員** ぜひ、空き住戸の有効活用をよろしくお願いいたします。

次に、医療・福祉政策について伺ってまいります。

まずはコロナ対策であります。

新規陽性者の全数届出の見直しが、9月26日に全国一律でスタートいたしました。発生届の対象を、高齢者など重症化リスクの高い患者に限定することで、医療機関の事務負担を軽減させることが大事であるとの狙いは、十分理解できるものであります。

一方で、届出の対象外となる低リスク患者の体調急変時の対応も、また大事になってまいります。健康のフォローアップ体制をしっかりと整え、体調異変に的確に対応していくことが極めて重要であります。

そこで福祉保健部長に、コロナ新規陽性者の全数届出の見直しが、全国一律でスタートし

て、はや2か月になるわけではありますが、この間、保健所や医療機関における事務負担の軽減など、現場の声をどのように受け止めているのかお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 全国一律で全数届出の見直しが導入されたことにより、医師が発生届を提出しなければならない対象者は、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり新型コロナの治療薬の投与または酸素投与が必要な方、妊娠している方の4類型に限定されました。

全数届出見直し導入後、本県における届出対象者は約4,000人で、県が発表した新規感染者約2万人の2割程度となっております。

届出対象者については、従来どおり医療機関で発生届を作成し、保健所等で健康観察等を行っておりますが、保健所においては、それまで全ての感染者に行っていた疫学調査の業務負担が大幅に軽減し、届出のあった重症化リスクの高い方の疫学調査や入院調整など、ハイリスク者への重点的な支援につながっているところであります。

また、医療機関におきましては、新規感染者の報告内容が年代別の人数のみに見直され、発生届の入力対象は約2割となったことから、事務負担が相当数軽減されたとの御意見をいただいております。

**○右松隆央議員** 引き続き、届出の対象外となる低リスク患者の体調急変時の対応が的確に行われているのか、現場の実例も含めてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、届出対象外の方等の健康管理を適切に実施するため、看護師等が常駐するフォローアップセンターを設置しているところであります。

新規感染者の約8割を占める届出対象外の方につきましては、このフォローアップセンターにおいて、24時間体制で体調悪化や療養中の相談に対応しております。

全数届出の見直しが導入された9月26日から11月25日までの2か月間にフォローアップセンターに相談があった件数は、延べ1,667件で、そのうち体調悪化や症状に関する相談は、延べ665件、約4割となっており、療養や受診に関する助言を行っております。

また、全数届出見直し後は、保健所においては届出対象外の方を把握しないこととされたため、緊急性を要する場合に備えて、各保健所と消防局や消防本部において、あらかじめ救急搬送に関する協議を行ってきたところであり、実際に小児の熱性けいれんを起こした子供を救急搬送した事例があるなど、体調急変時にも適切に対応しているところであります。

**○右松隆央議員** 引き続きの的確な対応をよろしくお願いいたします。

次に、福祉政策において、ヤングケアラーの支援強化について伺ってまいります。

昨年9月の代表質問において、重層的支援体制整備事業を問うた中で、家族の介護や世話に追われる子供たち、いわゆるヤングケアラー、そして、ダブルケアの問題などを抱え、社会的孤立に悩む方々への相談体制の統合と、一括した整備について問わせていただきました。

今回は、ヤングケアラーで悩む子供たちへの直接支援について伺ってまいります。

さきの6月議会で河野議員が問われておりましたが、近年、様々な自治体で、個人面接やアンケートを通して大規模な実態調査を行っております。

例えば大阪市の市立中学に通う5万人を対象

にした調査では、回答者の実に9%が、家族の介護や世話をを行うヤングケアラーに該当すると公表しており、その具体的な影響として、「自分の時間が取れない」「勉強、宿題に影響が出ている」との回答が上がっております。

また、他の自治体の調査においては、ヤングケアラーという言葉自体を知らなかった割合が、小学生で68%、中高生でも56%に上ったところもあり、「人に相談すべきことではない」と考える児童生徒もおりまして、その御家族の世話には、障がいのある兄弟を見守るといったケースも含まれるということでもあります。

実態調査の中で、大変難しい家庭の実情があることがうかがい知れるものであります。

そのような中で、以前、視察にも行ったんですが、子育て支援において様々な先駆的な取組を進めている明石市などを抱える兵庫県において、神戸市が、日常的に家族の世話を追われる18歳未満のヤングケアラーがいる世帯を対象に、無料でヘルパーを派遣し、勉強など子供の本来の生活を確保することを目指す新規事業を始めております。

同市では、昨年6月に、全国の自治体で初めて「こども・若者ケアラー相談支援窓口」を総合福祉センターに開設しており、1年で176件の相談を受け、今回の新規事業で100世帯ほどの利用を見込んでいるとのことでもあります。

そこで、本県におけるヤングケアラーの実態調査の取組の進捗状況と、ヘルパー派遣といった踏み込んだ支援策も検討すべきと考えますが、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな部分に関わるが多く、表面化しにくい問題で

あるため、まずはしっかりと実態を把握することが重要であります。

このため県では、教育委員会と連携し、外部委託により、県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の約3万人を対象に、家庭や生活の実態についてアンケートを行うとともに、ヤングケアラーに関する教職員の認知度や学校の対応状況等につきましても、現在調査中でありませぬ。

今後は、委託業者からの結果報告を12月中に受け、来年1月には速報値を公表する予定としており、詳細な調査結果につきましては、庁内関係各課や市町村、学校とも共有し、福祉や介護、教育等の各分野における具体的な支援策の構築につなげていきたいと考えております。

議員の御質問にありましてとおり、他県では、ヤングケアラーの負担軽減や学習支援を目的とした直接的な支援に取り組み始めた自治体もありますことから、そのような先進事例も参考にしながら、取組を進めてまいります。

**○右松隆央議員** 実態調査の迅速な対応に感謝しますとともに、公表結果を受けて、様々な支援策の構築をよろしくお願いいたします。

次に、本県の環境農林政策について伺ってまいります。まずは、建築材の供給状況についてであります。

ロシアによるウクライナ侵攻や、従来のウッドショックによる外材の価格高騰や輸入減による納期遅延によって、国産建築材の安定供給に向けた体制の強化に取り組む自治体が増えてきております。

今年の夏ぐらいからは、木材価格が徐々に下がってきているとはいえ、国産材の製材品価格は依然として高値で推移しております。

我が国は、木材需要の6割を輸入材、特に米

材や欧州材に依存してきたことから、外材が高騰した際の急激な建築材の不足に早急に対応できなかった中、国産材の安定供給を強みに対応可能であった住宅メーカーというのは、一部に限られておりました。

北海道は、道産建築材の生産拡大のため、原木生産者への燃料費高騰に伴う経費の一部補助はもとより、2億5,000万円の事業費のうち6,000万円は、建築製材業への新規参入支援に充てたところであります。

そこで環境森林部長に、国産材製品の価格の推移と、県産建築用材の供給がどのような状況にあるのか、あわせて、県産建築用材の安定供給や増産に向けて、今後の取組をどう進めていくのかお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野謙二君）** 令和4年10月の国産材製品の全国平均価格は、杉の乾燥柱材で、1立方メートル当たり11万4,700円と、5年前に比べ約1.7倍の高い水準となっております。

また、令和3年の本県の製材品出荷量のうち、建築用材は約90%の90万4,000立方メートルであり、これは、全国の建築用材出荷量の約12%を占め、全国1位となっております。

現在、脱炭素化の動きを背景とした木材を建築物に積極的に利用する機運や、外材に対抗し得る品質・性能の確かな国産の建築用材への期待が高まっております。

このため県では、利用が進んでいない大径材を建築用構造材として利用するための研究開発や、強度の確かな乾燥材など高品質材の生産拡大に向けた木材加工流通施設整備に対する支援に加え、住宅メーカーとの協定締結による県産建築用材の安定供給体制の構築等に努めているところであります。

今後とも、こうした取組を着実に進めていく

ことで、県産建築用材の安定供給にしっかりと取り組んでまいります。

**○右松隆央議員** 今回の第3次ウッドショックによって、輸入材に依存してきたリスクが顕在化したわけでありますが、これからの脱炭素社会の実現に向けて、木造住宅の価値がより一層高まるとともに、新たな木の時代に入るとも言われております。このような時代の趨勢の中で、引き続き県産建築用材の安定供給体制の構築に御尽力をお願いいたします。

引き続き、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の一つである健康住宅、いわゆる「ZEH（ゼッチ）」と言われるゼロエネルギーハウスの積極的な普及についてであります。

新規の戸建て住宅を検討する際に、今や必ずZEH（ゼッチ）の文字を目にすることとなりました。6年前に大手ハウスメーカーが一斉にZEHを取り入れた住宅を発表したことにより、認知度が一気に高まったわけでありますが、高断熱、高気密によって省エネを図るとともに、文字どおりエネルギー収支をゼロ以下にするわけでありますので、太陽光発電や蓄電システムを設置することで、環境と災害に強い家づくりにもつながることとなります。

国も普及に向けて補助メニューをそろえているわけでありますが、自治体によっては、ゼロカーボンに向けた目標数値を達成するために、独自の補助制度を構築しているところも出てきております。

そこで、本県が森林県としてカーボンニュートラルの実現をしっかりと進める上において、環境に優しく快適な暮らしにもつながる高断熱、高気密、さらにはZEH住宅の普及をどのように考え、どう支援していくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 住宅の消費エネルギー収支の実質ゼロを目指すZEHは、CO<sub>2</sub>の排出削減に寄与するとともに、室温を一定に保ちやすいため快適性を高める効果や、太陽光発電設備、蓄電池を活用することにより、災害など非常時の電源確保としての効果も期待できます。

国内では、新築住宅において、断熱性能の向上や高効率な設備の導入等により、一定以上のエネルギー消費量を削減したZEHを含む省エネ住宅の割合が、2020年度は約24%となるなど普及が進んでおり、本県においては、その割合を2030年度までに100%とする目標を、第四次宮崎県環境基本計画の一部改定において設定する方向で検討しております。

県としましては、ZEHの普及啓発を図るとともに、今年度は、住宅への太陽光発電設備、蓄電池の導入や省エネ住宅につながる窓ガラスの断熱改修などの支援に取り組んでいるところであり、今後とも、ゼロカーボン社会の実現に寄与するZEHの普及拡大を推進してまいります。

○右松隆央議員 ZEHの普及など、住宅建築は、基礎工事も含めて日進月歩にあります。快適な住環境と、環境にも優しい省エネ住宅の普及拡大への後押しを、よろしくお願いいたします。

続いて、農政で2問お伺いいたします。まずは、化学肥料の高騰に伴う対応についてであります。

J A全農が発表した供給価格によれば、過去に例のない最大94%の値上げとなった秋肥より、上げ幅は抑えられたものの、春肥の価格帯は一部で前年比1.7倍と、さらに高騰が続くとされております。

そのような中、昨日も出ましたが、J A宮崎経済連が豚ふんでつくった堆肥を3割配合した肥料を新たに開発し、全て化学肥料の同等の銘柄より15%から25%安く販売することとなりました。

農水省の第2次補正予算においても、肥料や飼料の国産化など、米粉の増産も含めた食料安全保障の強化に向けた構造転換対策に1,000億円超を計上し、持続可能な農業の拡大という今後の方向性を示しているところであります。

国産肥料の供給力を高める取組は、堆肥の利活用にとどまらず、下水汚泥から肥料の原料となるリンや窒素を回収し作られた肥料に、化学肥料の価格が20キロで数千円となる中、10キロで20円と安価であることも相まって、注文が殺到している佐賀県の事例も出てきております。

農水省は、さきの1,000億円のうち100億円を国内肥料資源利用拡大対策費に充てており、ペレット堆肥の製造の後押しをし、耕種農家による活用実証も含めて、堆肥の広域流通や下水汚泥肥料の活用拡大も加えて、国産肥料の安定供給の実現に本腰を入れることとなりました。

そこで農政水産部長に、輸入肥料の高騰が大きな課題となり、県内資源の肥料化に向けて、国庫予算も活用した積極的な取組が求められる中、堆肥や下水汚泥の活用も含めて、持続可能なみやざき農業をどのように確立していくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内の肥料資源を利用する資源循環型農業の推進は、本県の農業が持続的に発展するためにも重要な施策の一つであり、県では様々な取組を行っているところです。

堆肥につきましては、県内の生産量と利用量の乖離が大きい課題等を踏まえ、良質堆肥の生

産や堆肥利用の拡大を図るとともに、県産の豚ふん堆肥のペレット化機械の導入支援等にも取り組んでおります。今後とも、御質問にありました国の事業等も最大限活用しながら、積極的に対応してまいります。

また、下水汚泥につきましては、県内29か所の施設で活用され、そのうち宮崎市上下水道局では乾燥肥料として安価で販売されるなど、農業への活用も行われておりますが、今般、国において利用拡大に向けた検討が進められたところですので、県ではその動きを注視しているところ です。

堆肥や下水汚泥などの未利用資源の活用は、肥料価格が高騰する中、農業経営の低コスト化にも極めて有効でありますので、今まで以上にこのような取組を加速化させ、持続可能なみやぎ農業の実現を目指してまいります。

**○右松隆央議員** 続いて、養殖業についてお伺いいたします。

農水省の漁業産出額のデータによれば、漁業産出額に占める養殖業の割合は、この60年間で4倍に増加し、2020年には36%に達しております。漁業資源の減少や、従事者の高齢化によって、特に福岡や和歌山では、漁業の柱を養殖へシフトする動きが加速しております。

先日、部会で視察に行った福井県小浜市のかつみ水産ベースは、もともとは国立研究開発法人水産研究・教育機構の庁舎跡地を県が取得し改修したものでありますが、県水産試験場の先端施設として、酒かすを食べさせて臭みをなくした「よっばらいサバ」や「ふくいサーモン」の効率的な養殖技術の確立を目指しておりました。

まだこれからの段階ではありましたが、所長が特に強調していたのが、陸上養殖の優位性で

ありました。海洋環境や担い手、労働力の変化も踏まえ、加えて漁労利益の安定性に鑑み、特産のブランド品を今後量産する体制が構築できるのであれば、その将来性を示唆するものでありました。

そこで農政水産部長に、本県の養殖業における漁業算出額の推移と、今後の取組や支援の在り方、そして陸上養殖の将来性についてお伺いいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 本県の海面養殖業における生産額は、ブリ類やマダイを主体に85億円前後で推移しており、漁船漁業が伸び悩む中、水産業全体の生産額に占める割合は徐々に増加し、県漁連の速報値では、令和3年は34%となっております。

国は、世界的に増大する水産物需要を背景に、計画的に生産できる養殖業を成長分野の一つとして捉え、生産から販売・輸出に至る施策を総合的に推進しております。

県としましても、「宮崎県海面養殖振興方針」を策定し、大規模沖合養殖システムの導入による養殖生産量の拡大や、人工種苗の早期の供給による養殖業者の競争力強化などの取組を進めております。

一方、陸上養殖は、初期投資と電気使用量が大きいなどの課題があるものの、海面養殖に比べ、天候に左右されない生産環境や、従事者に優しい労働環境などの優位性があることから、国は、その生産実態の把握と振興の在り方について検討を進めております。

県としましては、このような新たな動きやその将来性も注視しながら、関係団体と連携し、本県養殖業のさらなる成長産業化を推進してまいります。

**○右松隆央議員** 漁船漁業、それから養殖業と



も本県の大事な守るべき基幹産業であります。成長産業化に向けた引き続きの支援をよろしくお願いいたします。

最後の項目として、本県の教育政策について伺ってまいります。

今議会でも取り上げられております、不登校の児童生徒への対応についてであります。

私の知り合いの塾の先生から、市内の小学校に通う2人の児童の不登校の相談をお受けいたしました。不登校に至った詳細な経緯と、現在の深刻な状況をお聞きし、黒木教育長へ御相談させていただいたところ、担当課からすぐに塾の先生に連絡を取っていただき、親身に、そして丁寧に御対応いただきました。心から感謝を申し上げます。

不登校の子供たちへの対応については、今議会の質問の重複を避けさせていただきまして、今回政府が設置を目指している不登校特例校について伺ってまいります。

河野議員も9月に取り上げられておりますが、文科省は、不登校の子供を対象に柔軟なカリキュラムを組める不登校特例校について、全都道府県並びに政令市への設置を目指すこととしました。

不登校特例校は、児童生徒の事情に合わせて授業時間や学習内容を調整でき、フリースクールとは異なり元の学校から転校でき、通常と同じ卒業資格を得られるというメリットがあります。

2017年施行の教育機会確保法で、自治体による設置が努力義務とされましたが、今年4月現在で、財政的な制約などから、設置は10都道府県の21校にとどまっております。

政府が6月に策定した骨太の方針において、全都道府県の特例校設置が初めて明記されたこ

とを受けて、文科省は、夜間中学との連携や公共施設の活用など、先行事例を自治体と共有し、広報活動を強化しております。

財政支援としても、都道府県が特例校を設置する際は、市町村と同様に、教職員の給与を国庫が一部負担する制度の周知も図っているところであります。

そこで教育長に、不登校の児童生徒への対応として、政府が全都道府県への設置を目指す不登校特例校について、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 不登校特例校につきましては、平成29年に施行された教育機会確保法において、設置が努力義務となりまして、今年6月には、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の中で、全都道府県等での設置の促進が求められております。

また、同じく今年6月に、不登校に関する調査研究協力者会議の報告を受け、文部科学省は、設置の推進を、今後重点的に実施すべき施策として通知しております。

不登校特例校は、通常の学校と同様に転校も可能であり、国は設置において、教職員定数・国庫負担の対象とするなど、財政措置も講じており、他県では、本校から分離して設置する分教室や、夜間中学との併置による設置も見られてきております。

この不登校特例校は、子供の実態に応じた教育課程を編成することができ、不登校児童生徒の教育の機会を確保するための学びの一つであると考えております。

現在、県教育委員会といたしましては、複数の市町と設置に向けた意見交換を行っておりまして、今後も、市町村教育委員会との連携を深めながら、取組を進めてまいりたいと考えてお

ります。

**○右松隆央議員** 質問の締めくくりとなりますが、私は今の教員離れに大きな懸念を感じております。両親が小学校教諭の家庭で育ちました。毎日、朝早くに学校に行き、遅くに家に帰ってきてからも机に向かう後ろ姿を見て、子供ながらにそのすごさを感じていたものであります。そして今でも、学校の恩師とお会いすれば、背筋がぴっと伸び、畏敬の念を感じ接することも多々あるのであります。

教育は人づくりであります。そして、「国家百年の大計は教育にあり」と言われております。人材育成こそ我が国の「要」であります。それを担っていただく学校の先生方の大切さを感じざるを得ません。働く環境が大きく変わり、デジタル化も一気に進んでおります。人の価値観も多様化し、きめ細やかな対応が求められ、社会の大きな変化にも対応していかなければならない中で、教員には大きな労働負荷がかかっていると、率直な印象を抱かざるを得ないのであります。

私の娘が宮崎国際大学の2年生ですが、今、海外研修でカナダに行っておりますのでこれは言えるのでありますが、親としては、おじいちゃんの跡を継いで学校の先生になってもらいたいと願っております。しかし、今の学校の労働環境の大変さを感じ、無理には言えないのも親心であります。

そこで教育長に、労働負荷が大きいという不安や忌避から教員離れが止まらない中で、教師としての喜びや使命、そして誇りをどのように伝えていかれるのか、希望を持って教員になろうと思っている若者へのメッセージも込めて、お伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 私は、教師という

仕事は、子供の成長に出会える、ともすると人の人生の1ページに関わることのできる、かけがえのない職業だと思っております。

議員御指摘のとおり、教育界を取り巻く環境は大きく変化してきておりまして、この課題は重く受け止めております。

しかしながら同時に、教師という仕事のすばらしさもしっかりと発信していかなければならない、そう強く思っております。

教師は常に子供の持っているものを認め、その潜在する能力を引き出し、褒めて、期待する、理想ともいえるべき教える力を磨き続けております。言い換えれば、子供の心に届く指導力であります。

その指導力が子供の心に届き、子供が自ら心の扉を開け、昨日までできなかったことをやり遂げる瞬間、まさに成長に立ち会えることこそ、教師としてこの上ない喜びであり、誇りであります。

そして、それはまた、子供の可能性は無限であることを教師が子供から学ぶ瞬間でもあります。教師も成長であります。

人を利して自らも豊かになる。これほど人生をかけるに足る仕事はないと、心から思っております。

**○右松隆央議員** 教育長の思いのこもった御答弁に、心から感謝を申し上げます。

最後に、まだ2月議会が残っておりますが、今年度で退職をされます県職員の方々、国に戻られる国家公務員の方、そして御勇退をされます先輩議員の方々に、本県発展への長年の御尽力に心からの敬意と感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で一般質問は終わりました

た。

---

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第30号まで及び報告第1号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

---

◎ 議案第20号から第22号まで採決

○中野一則議長 ここで、教育委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第20号から第22号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第20号から第22号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第19号まで、第23号から第30号まで及び報告第1号委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第19号まで、第23号から第30号まで及び報告第1号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日12月1日から6日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時57分散会



12月5日（月）



# 令和 4 年 12 月 5 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	濱 砂 守 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	右 松 隆 央 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	二 見 康 之 (同)

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 幹 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

---

◎ 議案第31号追加上程

○中野一則議長 本日は休会の日であります  
が、議事の都合により、特に会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付のとおり、知事から議案第31号  
の送付を受けましたので、これを日程に追加  
し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

議案第31号を上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説  
明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようござ  
います。

ただいま提案いたしました補正予算案の御説  
明に先立ち、本県の新型コロナウイルス感染症  
対策の状況について、御報告を申し上げます。

この冬に見込まれる第8波につきましては、  
水際対策の緩和等に伴い、季節性インフルエン  
ザとの同時流行が懸念されております。新型コ  
ロナが夏の第7波のような爆発的な感染とな  
り、かつ、インフルエンザが過去のピーク時の  
ような流行となった場合、県内で一日に約8,500  
人の患者の発生が想定されます。

このため、先週末に県対策本部会議を開催  
し、感染症対策協議会の専門家の御意見も踏ま  
え、本県の第8波への対応方針を決定しまし  
た。脆弱な県内の医療提供体制が機能不全とな  
る状況を防ぐため、1、検査体制の拡大、2、  
外来をはじめとする保健医療体制の強化、3、

オミクロン株対応ワクチン等の接種の加速化の  
3つの対策を重点的に推進してまいります。

既に北海道や東北などでは厳しい感染状況が  
続く中で、県内の新規感染者数も徐々に、そし  
て確実に増加しており、本県も第8波に入りつ  
つあるものと認識をしております。これから年  
末年始にかけて、人と接触する機会や大人数で  
の会合などの増加も想定されます。

引き続き、基本的な感染防止対策を徹底し、  
必要な保健医療体制をしっかりと確保すること  
で、日常生活や社会経済活動を維持しながら、  
第8波による感染拡大や医療の逼迫を防いでま  
いります。

それでは、議案の概要について御説明申し上  
げます。

今回の補正は、早急な対応が必要な国の総合  
経済対策に係る第2次補正予算に対応するもの  
、年明け以降の観光需要喚起策に係るもの及び  
高病原性鳥インフルエンザ対策に係る経費につ  
いて措置するものであります。

補正額は、一般会計38億5,607万7,000円  
であります。これに要します歳入財源は、国庫支  
出金32億2,424万7,000円、繰入金6億3,183万  
円であります。この結果、一般会計の予算規模は  
7,575億4,407万4,000円となります。

以下、事業の概要について御説明いたしま  
す。

まず、国の第2次補正予算に係る事業とし  
て、幼稚園や特別支援学校などに通う子供の送  
迎用バスへの安全装置の導入に要する費用を措  
置するとともに、妊娠期から出産・子育てまで  
の相談支援と出産・子育て応援ギフトによる経  
済的支援を一体的に実施する市町村に対し、そ  
の費用を補助します。

次に、年明け以降の観光需要喚起策として、



旅行会社や宿泊事業者に対し、宿泊などの割引や県内限定で使用できるクーポン付与に係る経費を補助します。

最後に、高病原性鳥インフルエンザが全国各地で多発している状況を踏まえ、防疫措置に係る費用を増額します。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。  
質疑の通告はありません。

---

◎ 議案第31号委員会付託

○中野一則議長 ここで、議案第31号は、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日は、議事整理のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時5分散会



12月7日（水）



# 令和 4 年 12 月 7 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	岡 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	濱 砂 守 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	右 松 隆 央 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	二 見 康 之 (同)

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	山 本 将 之 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第19号まで、第23号から第31号まで、及び報告第1号の各号議案、並びに継続審査中の請願第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和4年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、国庫補助決定に伴うもの、庁舎等の電気代等の高騰に伴うもの等について措置するもので、13億8,000万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、繰入金10億6,600万円余、国庫支出金2億2,000万円余、県債7,700万円余であります。

次に、議案第23号は、国の令和4年度補正予算（第2号）に係るもの、職員の給与改定に係るもの等について措置するもので、292億1,000万円余の増額となっており、歳入財源の主なも

のは、国庫支出金152億4,000万円余、県債122億1,000万円であります。

次に、議案第31号は、国の令和4年度補正予算（第2号）に係るもの、年明け以降の観光需要喚起策に係るもの及び高病原性鳥インフルエンザ対策に係る経費について措置するもので、38億5,600万円余の増額となっており、歳入財源は、国庫支出金32億2,400万円余、繰入金6億3,100万円余であります。

これら3つの議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は7,575億4,400万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で6,700万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は273億6,000万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で4億6,400万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,356億2,300万円余となります。

次に、わくわくひなた暮らし実現応援事業についてであります。

これは、県外からの移住の促進等を図るため、一定の要件を満たす移住者に対して移住支援金を支給するもので、今回、対象者が当初の想定以上に増えていることから予算を増額するものであります。

このことに関連して委員より、移住者が増えている要因について質疑があり、当局より、「相談体制の整備や移住サポーターの設置などに加え、移住者自身がさらなる移住者を呼び込む動きがあることも大きな要因である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、移住者は地域を支える人材となり、地域活性化も期待されるこ

とから、移住後の生活が安定し、定住につながるよう、さらなるフォローアップに取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、錦本町県有地の処分についてであります。

これは、現在、整備を進めている宮崎市錦本町の県有グラウンド跡地について、プール施設等の建設予定地以外の余剰地の処分を行うものであります。

このことについて委員より、「駐車場を増設することも可能であると思うが、プール利用者の駐車場は足りるのか」との質疑があり、当局より、「約260台分の駐車場を整備する予定であり、通常時の利用者分は十分確保しているため、売却して有効活用を図りたい」との答弁がありました。

このことに関連して別の委員より、「民間事業者に売却するというのであれば、売却時に定める条件は最低限にとどめ、事業者の提案を広く募っていただきたい」との意見がありました。

次に、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場のサーフェス改修についてであります。

これは、同庭球場のサーフェスについて、現在の砂入り人工芝コートからハードコートに改修するものであります。

このことについて委員より、「軟式テニスは、ハードコートでの競技は困難であるが、どのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「大会については、可能な限り硬式テニスを県総合運動公園で開催し、軟式テニスが生目の杜運動公園などのほかの施設を優先的に利用できるよう、硬式テニスの競技団体である県テニス協会とともに調整してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、軟式テニスと硬式テニスの大会が円滑に進められるよう、利用調整に努めていただくことを強く要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、庁舎等の電気代等高騰に伴うものなどに要する経費として5,400万円余を、議案第23号が、職員の給与改定に要する経費として3,000万円余を、議案第31号が、出産・子育て応援事業等に要する経費として9億4,800万円余を、それぞれ増額するものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,853億9,000万円余となります。

このうち、新規事業「出産・子育て応援事業」についてであります。

この事業は、本年4月以降に妊娠・出産された方を対象として、伴走型支援と出産や育児に関する経済的支援を一体として実施する市町村に対して、事業費の補助を行うものであります。

このことについて委員より、「少子化対策のためには、継続して支援を行うことが必要であるため、今後も事業を継続するよう国に対して要望していただきたい」との意見がありました。

次に、新規事業「送迎用バス安全装置等導入支援事業」についてであります。

この事業は、幼稚園等の幼児教育・保育施設や障害児通所支援事業所等の送迎用バス等における置き去りを防ぐための安全装置の設置が義務化されることから、当該安全装置の導入に要する経費を支援するものであります。

このことについて委員より、安全装置の義務化に伴う設置期限について質疑があり、当局より、「令和5年度末が設置期限となる見込みであるため、可能な限り早期の設置を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、安全装置を設置した後も安全確認を怠ることのないよう、施設や事業所に対して引き続き適切な指導を行っていただくよう要望します。

次に、公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定についてであります。

これは、地方独立行政法人法の規定に基づき、県が当該法人の達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に対して指示するものであります。

このことについて委員より、「第1期中期目

標からの変更点として、卒業生に対するUターン支援を推進することが盛り込まれているが、具体的にどのような支援を予定しているのか」との質疑があり、当局より、「大学において、同窓会を通じて県内での就職に関する情報を発信したり、卒業生からの問合せに対して、県内での就職先を紹介することを検討している」との答弁がありました。

次に、宮崎県水道広域化推進プランの策定についてであります。

これは、市町村等の水道事業の持続的な運営を図るため、広域化の取組を推進し、事業の経営基盤強化を図る必要があることから、県として広域的な視点から、市町村等の区域を越えた実現性のある方策を提案するものであります。

このことについて委員より、「人口減少による収益性の低下など経営環境が厳しくなっていくことは市町村等も認識しているが、市町村等の財政は厳しい状況にあることから、補助制度等の支援がないと広域化はうまく進まないのではないか」との質疑があり、当局より、「どのような支援が必要かを各市町村等において検討いただくとともに、県としては、市町村等の意向を踏まえた上で、国の補助メニューに関する情報を市町村等に的確に提供するなど、支援してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、水道事業の実施主体である市町村等と県との役割分担を明確にした上で、サービスの低下が生じないよう十分配慮しながら、中長期的な視点での経営基盤の強化のための方策を積極的に提案していただくよう要望します。

次に、病院局の補正予算についてであります。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与



改定に伴うもので、病院事業費用について8,600万円余の増額補正となります。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第1号、第14号及び第15号については賛成多数、その他の議案等についてはいずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、屋外型トレーニングセンターの開所準備等に要する経費として1億2,700万円余を、議案第23号が、職員の給与改定に伴う人件費に要する経費として800万円余を、議案第31号が、年明け以降の観光需要喚起策に要する経費として19億5,000万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は810億5,300万円余となります。

このうち、観光みやぎき回復支援事業についてであります。

これは、県内宿泊等の割引支援や県内限定で使用できるクーポンを付与することにより、年明け以降も観光関連産業の事業回復を図るものであります。

このことについて委員より、「みやぎき割のクーポンが使用できる店舗は約2,900店舗で、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンとほぼ同じとのことだが、使用期限がチェックアウト日までとなっているため、店舗によっては期限が切れたクーポンへの対応に困ったところもあるようである。混乱のないよう対応していただきたい」との要望があり、当局より、「事務局である県観光協会と連携し、情報を共有しながら、混乱が生じないように対応してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、2月にWBC日本代表の事前合宿等も予定されており、事業の実施により受験生の宿泊等に影響が出るなど、時期的に混乱が生じることも想定されることから、関係機関と十分な情報共有を図り、対応していただきますよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第23号として、国の第2次補正予算成立に伴う防災・減災、国土強靱化事業等を行うための経費等として、一般会計で223億4,500万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,169億800万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

まず、来年4月に供用開始予定の屋外型トレーニングセンターの指定管理者を指定することについて、商工観光労働部から、「シーホース宮崎」と称する、株式会社馬原造園建設・

フェニックスリゾート株式会社・株式会社MR Tアドの3社から成るグループから応募があったとの説明がありました。

このことについて委員より、「今回のように応募者が1者の場合、指定管理候補者の選定審査において最低基準点を満たしてさえいれば、応募者は県が定めた基準価格とほぼ同額の指定管理料の提案であっても選定される。競争性が働いていないことに強い懸念を抱いているが、競争性の確保にどう取り組んだのか」との質疑があり、当局より、「指定管理者の公募に当たり、テレビや新聞等で広報するとともに、体育施設の指定管理実績のある企業には個別に周知を図るなど、競争性が働くように努めた。現場説明会には11社の参加があり、一定の周知の成果は得られたと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「結果的に複数の応募者がいなければ、競争力が働かない。競争性の確保に向け、さらなる工夫が必要ではないか」との意見がありました。

また、県営住宅の指定管理者について、県土整備部から、現行の指定管理者である一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会1者から応募があったとの説明がありました。

このことについて委員より、「同一の指定管理者からしか応募がない状況が続いた場合、独占状態になることが懸念される。競争性を働かせるための工夫が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「指定管理候補者の選定においては、指定管理料提案額の妥当性など、サービスの質の確保を維持しながら、競争性も確保できるよう課題として検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、指定管理者制度

の本来の目的である県民サービスの向上や経費節減が達成されるよう、競争性の確保に向けた周知の在り方や、審査方法等について、研究していただくよう要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、国庫補助の決定によるもので1億6,600万円余を、議案第23号が、国の第2次補正予算等に伴うもので27億9,600万円余を、それぞれ増額するものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は267億6,700万円余となります。

このうち、新規事業「盛土防災総合推進事業」についてであります。

これは、今年5月に成立した、いわゆる盛土規制法に基づき、規制区域の指定に必要な調査

等を行うものであります。

このことについて委員より、「昨年7月の静岡県熱海市における盛土崩落被害が発生した後、本県も盛土の調査を行ったと思うが、その際に県内全ての盛土を調査していないのか」との質疑があり、当局より、「当時は民間等で施工した盛土を対象とした調査を実施した。今年10月には、県の事業等で施工した盛土を対象に調査を行っているが、これら以外にも盛土がある可能性があるため、これから行う調査で県内の盛土の状況が把握できるものと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「この調査で、既存の盛土が危険であることが分かった際に、施工した会社等がなくなっていることも考えられるが、その場合の責任の所在など、どのような対応を考えているのか」との質疑があり、当局より、「今回の調査結果を踏まえて、必要に応じて個別に検討していく必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、盛土の崩落被害から県民の命と財産を守るため、早急に事業を実施し、必要な対策を講じていただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、国庫補助決定及び庁舎等の電気代等高騰に伴うもので1億4,700万円余を、議案第23号が、国の第2次補正予算等に伴うもので33億9,200万円余を、議案第31号が、高病原性鳥インフルエンザ対策として9億4,500万円余を、それぞれ増額するものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は521億2,700万円余となります。

このうち、農業基盤整備促進事業についてであります。

これは、都城市高崎町における農業用水路のトンネル崩落の復旧を行うものであります。

このことについて委員より、「人の高さほどのトンネルであり、崩落した箇所への復旧には相当の時間を要すると思うが、来年の米の作付には間に合うのか」との質疑があり、当局より、「次の作付に間に合わせるために、トンネルの壁面を補強しながら改修する本工事と並行して、仮設の水路による用水確保を計画している」との答弁がありました。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策についてであります。

このことについて、今季、県内1例目の発生について執行部から説明があり、委員より、「養鶏農家からは、防疫対策は徹底して行っているが、最新のウインドレス鶏舎でも発生していることから、もう防ぎようがないという声が上がっている。これまでの事例について発生原因は究明されているのか」との質疑があり、当局より、「発生農場には国の疫学調査チームが入って調査を行っている。過去の事例では、明らかに野鳥や野生動物が鶏舎に入った痕跡がある農場もあるが、そうでない場合でも発生した事例もあることから、現状として明確な発生原因は分かっていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、徹底した防疫対策を行っていただくとともに、鳥インフルエンザに加え、折からの飼料価格の高騰により深刻な影響を受けている養鶏農家、特に採卵鶏農家に対して、丁寧な支援を行っていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法

第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、各公営企業会計において職員の給与改定に伴うもの、及び電気事業会計において、国の令和4年度第2次補正予算を受け、県土整備部が多目的ダム改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであります。

その内訳は、電気事業会計について、収益的支出の事業費及び資本的支出で3億1,100万円余の増額を行うもので、補正後の合計額は85億4,000万円余となります。

また、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計について、それぞれ収益的支出の事業費を増額するもので、補正後の合計額は、工業用水道事業会計が5億5,300万円余、地域振興事業会計が1,900万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、県立学校及び社会教育施設等における電気料等の高騰に伴い2億5,500万円余を、議案第23号が、職員の給与改定及び宮崎海洋高等学校進洋丸の代船建造における資材高騰に伴い4億9,700万円余を、議案第31号が、特別支援学校、小中学校及び義務教育学校のスクールバスの安全対策に要する経費として1,000万円余を、それぞれ増額するものであり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,136億8,100万円余となります。

このうち、県立学校及び社会教育施設等における電気料等の増額についてであります。

このことについて当局より、「今般の燃料高騰の影響により、全ての県立学校等において電力入札が不調となったことから、九州電力と随意契約をすることになった」との説明がありました。

これに対して委員より、応札状況についての質疑があり、当局より、「1社から応札があったものの、入札金額が予定価格を超えていたため、契約に至らなかった」との答弁がありました。

次に、次期「宮崎県教育振興基本計画」(骨子案)についてであります。

このことについて委員より、「児童生徒の能力を伸ばすためには、教職員の働きやすい職場環境の整備と資質能力の向上を推進することが非常に重要であるため、それらを推進する施策を追加するなど、施策の充実を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、警察署等にお

ける電気料等の高騰に伴い1億2,300万円余を、議案第23号が、職員の給与改定に伴い1億800万円余を、それぞれ増額するものであり、一般会計の補正後の予算額は273億2,000万円余となります。

次に、官民連携によるサイバー犯罪対策の強化についてであります。

このことに関連して委員より、職員のサイバー犯罪への対応力とITに精通した人材の確保についての質疑があり、当局より、「職員の対応力については、本県では、全ての警察職員がサイバー捜査検定を受検することとしており、そうした検定等を通じて警察全体のサイバー犯罪への対応力を底上げしている。また、IT人材の確保については、平成31年にIT企業出身者1名をサイバー犯罪専門の捜査官として特別採用したほか、令和3年から新たな職員採用枠として情報工学枠を追加したところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、社会のデジタル化の進展に伴い、サイバー犯罪の増加が見込まれる中、被害を最小限に食い止めるためには、高度なIT人材の育成が急務であることから、職員育成の取組を一層推進していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結

果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 おはようございます。私は日本共産党を代表して、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」及び議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」の2議案について、反対の立場から討論をいたします。

議案第1号は、13億8,053万円の追加補正をしようとするものであります。内容は、国庫補助決定に伴う補助公共・交付金事業として、都市高崎町における水路の復旧事業や高千穂町などの林業や生活を支える林道整備を行うなど、県民生活に欠くことのできない補正であり、評価するものであります。我が党が同意できないこととして、屋外トレーニングセンター事業に関する予算が補正措置されていることでもあります。

議案第14号は、屋外トレセンの施設の管理運営を、フェニックスリゾート株式会社・株式会社馬原造園建設・株式会社MR Tアドの3社で構成するグループ「シーハウス宮崎」に指定しようとするものであります。

この2つの議案は深く関連いたしておりますので、併せて討論いたします。

我が党は、屋外トレセンが議題となった当初から、「屋外トレセンはフェニックスリゾート

社の附帯施設そのものである」と指摘してきました。ただいま議題となっている指定管理の議案がこのまま議決されるなら、まさにフェニックスリゾート社の附帯施設の総仕上げとなることに間違いありません。

この事業をおさらいすると、シーガイア跡地に建設費18億2,600万円を投じ、今回の補正で整備費、機材購入費などの開設準備費など1億2,783万4,000円、合計19億5,383万4,000円を投入することとなります。さらに申し上げるなら、この事業に携わっている職員の皆さんの人件費を加えるなら、20億円ほどになると思われまます。さらに今後、指定管理委託料を毎年5,280万円投入することとなります。

この施設は、県民が利活用する保健・体育施設ではありません。商工観光施設であることは明白であります。このトレセンは、使用料として年820万円の収入を見込んでおります。年間820万円の収入を上げるのに約20億円の初期投資を行い、これから820万円の実に6.44倍の委託料という名の県民の税金を投入することになります。

これは、スポーツランドという経済効果の大義を幾ら並べてみても許されるものではありません。シーガイア等の建設に伴う第3セクターに出資する際も当然、大義は並べ立てられたと思います。結果は御承知のとおりです。反省もないまま、また同じ轍を踏もうとしております。

採算が取れて事業として成り立つなら、フェニックスリゾート社が自ら進めればよいことあります。知事とリゾート社の関係がどのようなものかは承知しておりませんが、特定の企業のために大変な血税を投入する。これからも委託料だけでも毎日14万4,657円が来る日も来る日

も投じられる。一方、県民の暮らしは深刻で、中でも酪農などはまさしく危機であります。

指定管理者の指定についても重大な問題があります。指定管理候補者はシーホース宮崎というグループだけでありました。このことによって競争原理は全く働かず、基準価格年額5,291万6,000円に対し、提案された額は99.78%の5,280万円、ほぼ満額でありました。

また、3社がシーホース宮崎というグループを組織したのも、実に見え透いております。フェニックスリゾート社は、指定管理委託を受けるに当たり他社とのグループを組む必要など全くなかったのであります。同社は、設立当初からゴルフなどスポーツ施設を有し、芝の管理などスポーツ施設の管理のノウハウは、日本を代表するようなものを有していると思われまます。同社が1社だけで管理委託を受けるなら、あまりにも露骨であり、県民の批判を受けるため、グループを組織したというのが見え見えであります。見方によっては「県民も軽く見られたものだ」と思います。

管理委託も、屋外トレセンの話合いが行われた当初の段階から合意されていたものではないかと、我が党は推測いたしております。

高校生をはじめ学生の県内就職の重要性は強調するが、職業技能検定受検料の補助については情け容赦なく切る。年間僅か500万円でありまます。これらと比較しても、屋外トレセンは目的も方法もあまりにも逆立ちしていると言わなければなりません。こうした事業は即刻中止することを求めて、討論を終わります。(拍手)

〔降壇〕

○中野一則議長 次に、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、議案第5号及び

第15号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第5号「宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例」についてです。

同条例は、2020年6月の「個人情報の保護に関する法律」の改定に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度が個人情報保護法に基づく全国共通の制度に移行されることになったとして全部改定を行い、県条例の名称を「宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例」とするものです。

しかし、法改定そのものに問題があります。

以前、リクルートの就職情報「リクナビ」が、インターネット閲覧履歴等から内定辞退率を予測して採用企業に販売していた行為が就活学生に不利益をもたらし、社会問題となりました。法改定では、このような不当な行為を防ぐことが求められていたはずですが、閲覧履歴やサイトから得る情報などの取扱いは明確化にとどまり、抜本的な対策は取られておりません。

また、個人情報に関し、事業者に対して、「違法、不当な行為を助長、誘発するおそれがある方法」での利用を禁止し、本人からの利用停止・消去の請求権などを広げたとして、個人の権利を拡大したとしていますが、「おそれがある方法」「おそれがある場合」などの基準は一切示しておらず、裁判をしなければ利用停止が行えるかどうか分からない、こういったことでは実効性に乏しいと言わざるを得ません。

このリクナビ事件は、同意に基づくデータの利活用であっても人権侵害が起り得ることを示しました。技術の進歩によって、個人情報の消去、利用停止の必要性が一層強まっている下で、改定法はそれを実質的に保障してはおりません。

さらに問題なのは、個人情報の利活用を進める新制度「仮名加工情報」が盛り込まれていることです。「仮名加工情報」とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された、個人に関する情報のことです。現行の「匿名加工情報」よりも加工水準が低く、個人が特定され得るものも含まれ、まさに個人情報の利活用推進への規制緩和であり、プライバシーの侵害のおそれが高まると言わざるを得ないものです。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるものであり、プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。データの消去権、利用停止権など、いわゆる「忘れられる権利」も含め、本人が個人情報をコントロールできる仕組みにすることが肝要であり、こうした個人情報が保護されないような改定法の下で、県民に不利益を与えることがあってはならないと考えるものです。

次に、議案第15号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

同議案は、県営住宅について、宮崎、日南、串間、都城、小林、高岡、西都、高鍋の各土木事務所管内の県営住宅81団地、6,642戸の管理を、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会に指定管理者として委ねるというもので、指定期間は5年間です。

この指定管理者制度は、行政コスト縮減などを目的に、「官から民へ」の構造改革路線の一環として導入され、あらゆる部署で進められております。

我が党は、特に公営住宅については、これまでも指定管理者制度はなじまないとして反対をしております。

公営住宅制度は、国や地方公共団体が、健康

で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉に寄与することを目的にします。それだけに公営住宅は、他の公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。

行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの保護という重要な役割を担っています。

特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかりと担保されているか、住宅環境が十分整備されているかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。

したがって、今回提案された県営住宅の指定管理者の指定についても反対をするものです。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第14号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第14号についてお諮りいたします。

[井本英雄議員退席・退場]

○中野一則議長 本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

[井本英雄議員入場・着席]

---

◎ 議案第1号、第5号、第15号及び第30号採決

○中野一則議長 次に、議案第1号、第5号、第15号及び第30号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、議案第1号、第5号、第15号及び第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号から第13号まで、第16号から第19号まで、第23号から第29号まで、第31号、及び報告第1号採決

○中野一則議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号から第13号まで、第16号から第19号まで、第23号から第29号まで、第31号、及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。[巻末参照]



○中野一則議長 まず、請願第6号及び第9号について一括お諮りいたします。

両請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、両請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

令和4年12月7日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

議員発議案第2号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

議員発議案第3号

防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書

議員発議案第4号

地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

議員発議案第5号

L P ガス料金上昇抑制のための財政措置を求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第5号まで追加上程

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第3号「防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求むる意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

近年の気候変動による豪雨災害は、甚大な被害をもたらし、日本はもとより世界的な規模で深刻化しております。

国内で激甚化・頻発化する災害に対する抜本的対策が求められていることは、言うまでもありません。また、道路や橋、トンネルなどの老朽化対策も喫緊の課題です。

政府は、2018年には、重要インフラの緊急点検を実施、3年間で7兆円の事業規模の「3か年緊急対策」を打ち出し、20年には、5年間で15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を進めています。

こうした災害復旧対策や国土の保全、防災・減災対策、インフラ整備などに国が責任を持って財源の確保をすることは当然のことです。

しかし、考えなければならない問題は、こうした大規模災害から国民の生命・財産を守り、人々の営みを守るとした事業が、真にその目的に沿ったものになっているかということです。

国土強靱化基本法や交通政策基本法は、その基本理念において、「国際競争力の向上」や「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」を掲げ、高速道路やリニア新幹線建設、港湾、空港など大規模開発事業が組み込まれ、新たなダム建設事業なども、水害・防災対策として建設促進が図られるなど、大規模開発を推進する根拠にされていることです。

この間、一部法改定が行われ、法案に関する「決議」に「住民合意」が盛り込まれたものの、依然として、防災・老朽化対策の重視、大規模災害を口実に、新規の大規模開発事業を継続

・拡大させる根拠にしていることの問題を指摘しなければなりません。

また、本意見書案で、予算・財源を通常予算とは別枠で確保することや、新たな中期事業計画の策定・法制化を求めています。基本的な理念が転換されない限り、大型開発事業促進の税金投入に至ること、併せて地方財政にも影響を及ぼすことは必至です。

人口減少や危機的な財政状況、大規模災害、社会資本の老朽化が進行する中で、こうした大型開発事業に公共事業予算を増額すべきではありません。新規・新設の大型開発事業の中止・抑制を図り、予算の使い方を切り替えれば、真の防災・減災対策に予算を回すことは可能です。

とりわけ今、新型コロナウイルス感染症は第8波に至る状況にあります。地域経済も消費税のインボイス導入での危機感が強まる中、国土強靱化の新たな財源確保が国民負担に及ぶことにもなりかねず、さらなる国民負担を強いることは許されません。

以上、国土強靱化基本法の問題点や公共事業政策の抜本的転換の必要性を指摘し、真に必要な、適切な防災・減災対策で国民の生命・財産を守れるものにするを求めて、反対の討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議員発議案第1号及び第3号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号及び第3号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議

員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号、第4号及び第5号  
採決

○中野一則議長 次に、議員発議案第2号、第4号及び第5号について、一括お諮りいたします。

これらの議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第2号、第4号及び第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと24日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えますよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、令和4年11月定例会を閉会いたします。

午前10時59分閉会



# 資 料



# 令和4年11月定例会日程

20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
11.18	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
19	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
20	日					
21	月				( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
22	火				( 議 案 調 査 )	
23	水				( 閉 庁 日 ) 勤労感謝の日	
24	木	本会議	一 般 質 問			
25	金					
26	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
27	日					
28	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00		
29	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
30	水			議会運営委員会 9:30		
12.1	木	休 会	常 任 委 員 会			
2	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)		
3	土			( 閉 庁 日 )		
4	日					
5	月			特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)	
6	火			( 議 事 整 理 )		
7	水			本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第6号 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第8号 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第9号 地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 損害賠償額の決定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 当せん金付証票の発売について
- 議案第18号 公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定について
- 議案第19号 一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について
- 議案第20号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第21号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第22号 収用委員会委員の任命の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）



2 1 5 - 1 2 3 0  
令和4年11月24日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 議案の送付について

令和4年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第3号）
- 議案第25号 令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）
- 議案第26号 令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第27号 令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第29号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 2 5 2  
令和4年12月 5日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和4年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第31号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）

（文書取扱 財政課）

令和4年11月定例会

## 一般質問時間割

11月24日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	県民の声	井上紀代子	10:00~11:00	
2	郷中の会	有岡 浩一	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	山下 博三	13:00~14:00	
4	自由民主党	安田 厚生	14:00~15:00	

11月25日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
5	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:00	
6	公明党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
7	県民連合宮崎	太田 清海	13:00~14:00	

11月28日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
8	自由民主党	山下 寿	10:00~11:00	
9	公明党	坂本 康郎	11:00~12:00	休憩
10	自由民主党	佐藤 雅洋	13:00~14:00	

11月29日(火)

順序	会派	質問者	時間	備考
11	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
12	自由民主党	日高 博之	11:00~12:00	休憩
13	自由民主党	武田 浩一	13:00~14:00	

11月30日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
14	県民連合宮崎	岩切 達哉	10:00~11:00	
15	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
16	自由民主党	右松 隆央	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）			可決		
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例	可決				
第6号	宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第8号	市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第9号	地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例					可決
第10号	工事請負契約の締結について			可決		
第11号	工事請負契約の締結について			可決		
第12号	工事請負契約の変更について			可決		
第13号	損害賠償額の決定について		可決			
第14号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第15号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第16号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第17号	当せん金付証券の発売について	可決				
第18号	公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定について		可決			
第19号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第23号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	可決	可決	可決	可決	可決
第24号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第3号）					可決
第25号	令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）					可決
第26号	令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）					可決
第27号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）		可決			
第28号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第29号	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例					可決
第30号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第31号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	可決	可決	可決	可決	可決
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 工事請負契約の変更について			承認		

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表





議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	12月7日・可 決
〃 第2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県個人情報保護に関する法律施行条例	〃
〃 第6号	宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第18号	公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定について	〃
〃 第19号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について	〃
〃 第20号	教育委員会委員の任命の同意について	11月30日・同 意
〃 第21号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	12月7日・可 決
〃 第24号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第3号）	〃
〃 第25号	令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）	12月7日・可 決
〃 第27号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
〃 第28号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	12月7日・承 認
議員発議案 第1号	宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例	12月7日・可 決
〃 第2号	宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書	〃
〃 第4号	地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書	〃
〃 第5号	L P ガス料金上昇抑制のための財政措置を求める意見書	〃

議 員 發 議 案 等





され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、宮崎県議長（以下「議長」という。）が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第2条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの  
(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの

- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
  - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法

人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限る限り特定しななければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。



(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報 を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (3) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項

	規定に違反して利用されているとき	(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づき、電話を除き、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- （匿名加工情報の取扱いに係る義務）
- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づき、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- 第3章 個人情報ファイル  
（個人情報ファイル簿の作成及び公表）
- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の

記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

###### (開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

###### (開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

###### (保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第7条第2号ウに掲げる

情報（同号に規定する公社の役員及び職員に係るものを除く。）を除く。以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しななければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情

報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しななければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。



(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内になければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報の開示決定等については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場

合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかにかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記載されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の

開示にあっては、議長は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しななければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）には、当該期間内に限り、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。  
(費用負担)

第30条 第28条第1項の規定により公文書の写しの交付（同項の議長が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわれなければならない。  
（訂正請求の手続）
- 第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所  
(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項  
(3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。  
（保有個人情報の訂正義務）
- 第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行なわれなければならない。
- （訂正請求に対する措置）
- 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならぬ。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。  
（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならぬ。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### （訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等を要する期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### （保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 第3節 利用停止

##### （利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されるとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消

去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されるとき 当該保有個人情報の提供の停止  
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面に

より通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る個人情報情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をすする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった

ときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第 号）第12条に規定する宮崎県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等を行う者に対する情報の提供等）



第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の適正な取扱いの確保）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(宮崎県個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置等)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行うこと。</p> <p>(2) 法第129条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、実施機関に意見を述べること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(審議会の調査権限)</p> <p>第14条 審議会は、第12条第1号の審議を行うため必要であると認</p>	<p>(設置等)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年宮崎県条例第 号。以下「<u>県議会個人情報保護条例</u>」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行うこと。</p> <p>(2) 法第129条及び<u>県議会個人情報保護条例</u>第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、<u>実施機関及び宮崎県議会議長</u>(以下「議長」という。)に意見を述べること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(審議会の調査権限)</p> <p>第14条 審議会は、第12条第1号の審議を行うため必要であると認</p>

<p>めるときは、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審議会に諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の開示を求め、その提示された保有個人情報において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 ～ 4 [略]</p>	<p>めるときは、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び<u>び</u> <u>県議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項</u>の規定により審議会に諮問をした実施機関及び<u>議長</u>（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の開示を求め、その提示された保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 ～ 4 [略]</p>
--	--

議員発議案第 2 号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(開示請求権)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内になければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内<del>にそのすべてについて</del>開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第11条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内<del>に</del>になければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内<del>にその全てについて</del>開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求</p>

<p>、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前条の規定による開示決定等をしななければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の<u>日数は、同条の期間に算入しない。</u></p>
--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

近年、巨大地震や気候変動に伴う集中豪雨等の大規模な自然災害が頻発化・激甚化しており、本県においても、本年9月の台風第14号に伴う記録的な豪雨では、県内各地で土砂災害や浸水被害等が発生し、被害額にして約710億円、3名もの尊い人命が奪われ、道路、鉄道、電力、水道、通信等のライフラインのほか、地域経済を支える商工業や観光業、農林水産業等の広範な分野で甚大な被害を被ったところである。

国においては、被災直後から、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や被災市町村に対する普通交付税の一部の繰上げ交付、さらには激甚災害の指定など、災害からの復旧・復興へ向けて早期に尽力いただいたところである。

現在、国においては、地震・津波対策をはじめ「流域治水」の考え方に基づき、流域全体で水災害を軽減させる取組や土砂災害対策、社会インフラの老朽化対策などの取組を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として進めており、今般の台風第14号災害においても、その取組効果を実感できたところである。

しかしながら、その取組は未だ道半ばであり、切迫する南海トラフ地震や霧島連山の噴火、頻発化・激甚化する豪雨災害等による大規模な自然災害から県民の生命と財産を守るためには、防災・減災対策をはじめ、社会インフラの整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組を中長期的に強力に進めていくことが重要である。

よって国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 5か年加速化対策に必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、5～10年程度の新たな事業実施計画を策定すること。また、安定的かつ長期的に財源が確保されるよう、新たな中長期事業計画として法制化を図ること。
- 2 地方自治体の実施する社会基盤整備の遅れを取り戻すための対策に必要な予算総額を確保するとともに、本県へ重点配分すること。
- 3 緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の恒久化など、防災・減災に係る地方財政措置の充実を図ること。
- 4 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路等と同様に重要なライフラインである水道事業を追加すること。
- 5 頻発する大規模自然災害時の脅威・危機に即応するため、地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制や資機材の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 閣 総 務 省 生 林 土 閣 内 閣	議 院 総 務 省 生 林 土 閣 内 閣	院 理 大 大 働 産 通 房 担 当 大 臣	議 大 大 大 長 大 臣	長 長 臣 臣 臣 臣 官 官 大 臣	細 尾 岸 松 鈴 加 野 斉 松 谷	田 辻 田 本 木 藤 村 藤 野	博 秀 文 剛 俊 勝 哲 鉄 博 公	之 久 雄 明 一 信 郎 夫 一	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---	--	---------------------------------	--	--	---	--	---	---

## 議員発議案第4号

### 地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

バスをはじめとする公共交通は、国民生活及び社会機能・都市機能の維持に不可欠な基盤であると同時に、最低限の日常生活を送るための移動の保障に欠かせない重要な産業である。そのため、国の法制度として、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつある。

公共交通事業者は、コロナ禍においても大規模な減便・運休をせず社会を支えてきたが、輸送人員が大幅に減少し、事業の存続に関わる大きな打撃を受けている。

地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めはかからず、また、気象災害を受けて運行停止となる鉄道路線もあり、交通事業者の企業努力も限界に達している。

人口減少・少子高齢化の進展、限界集落やいわゆる「買物弱者」の増加など地域コミュニティの崩壊、地球温暖化など環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっており、公共交通に対する公的補助は、交通事業者の経営の問題よりも持続可能な地域政策として、拡充が求められている。

よって国においては、地方公共交通の維持・拡充のため、財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿

## 議員発議案第5号

### LPガス料金上昇抑制のための財政措置を求める意見書

国は、本年10月28日に、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により厳しい状況にある生活者や事業者を支援することなどを柱とした「総合経済対策」を策定した。

総合経済対策では、電気・都市ガス料金の負担を直接的に軽減する企業・家庭向けの対策が含まれた一方で、LPガスについては、原料となるプロパンは都市ガスの原料であるLNGと比べて価格が安定しており今後大きな上昇を見込んでいないことに加え、約1万7千社あるLP事業者を通じた直接的な料金軽減対策は執行が難しいことから、構造的に高価なLPガス料金の上昇抑制に向けた配送合理化等の支援等を講じるとした。その上で、各地方公共団体に対しては、地域のエネルギーとしてLPガスが重要であり、企業・家庭向けの直接的な負担軽減対策を講じる必要があるという地域の実情がある場合には、地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金）の活用により、LPガス料金の上昇抑制を求めている。

しかし、本県をはじめ、特に地方には、都市ガスよりもLPガスの利用世帯が多い地方公共団体もあることから、地方ほど負担が大きくなることや、地方公共団体の裁量によって負担軽減策を講じるとすれば、その措置を受けられない地域が発生する。

よって国においては、電気・都市ガスと同様、LPガスを利用する企業・家庭に対しても、住んでいる地域に関わらず、等しく負担軽減策を受けられるよう、LPガス料金上昇抑制のための財政措置を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
経 済 産 業 大 臣	西 村 康 稔 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿



# 請 願 一 覽 表





継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨)          新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2&gt;          小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。          (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。</li> </ul> <p>(理由)          はじめに、請願項目①～④について説明します。          宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨          国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由          最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。          夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないように……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。          第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。          つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		
紹介議員	窪 蘭 辰也      佐藤 雅洋      関 師 博規      有岡 浩一		



# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月18日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（山下 寿議員、井上紀代子議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第22号、報告第1号上程 知事提案理由説明
11月19日	土	休 会	(閉庁日)
11月20日	日		
11月21日	月		
11月22日	火		
11月23日	水		
11月24日	木	本 会 議	議案第23号～第30号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（井上紀代子議員、有岡浩一議員、山下博三議員、 安田厚生議員）
11月25日	金		一般質問（田口雄二議員、重松幸次郎議員、太田清海議員）
11月26日	土	休 会	(閉庁日)
11月27日	日		
11月28日	月	本 会 議	一般質問（山下 寿議員、坂本康郎議員、佐藤雅洋議員）
11月29日	火		一般質問（坂口博美議員、日高博之議員、武田浩一議員）
11月30日	水		一般質問（岩切達哉議員、前屋敷恵美議員、右松隆央議員） 採決（議案第20号～第22号）（同意） 議案委員会付託
12月1日	木	休 会	常任委員会  (閉庁日)
12月2日	金		
12月3日	土		
12月4日	日		
12月5日	月	本 会 議	議案第31号追加上程 知事提案理由説明 議案委員会付託 特別委員会 常任委員会
12月6日	火	休 会	(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月 7 日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第 1 号、第14号に反対）（来住一人議員） 討論（議案第 5 号、第15号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第14号）（可決） 採決（議案第 1 号、第 5 号、第15号、第30号）（可決） 採決（議案第 2 号～第 4 号、第 6 号～第13号、第16号～第19号、第23号～第29号、第31号、報告第 1 号）（可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号～第 5 号追加上程 討論（議員発議案第 3 号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第 1 号、第 3 号）（可決） 採決（議員発議案第 2 号、第 4 号、第 5 号）（可決） 閉 会



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長      二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員      山 下      寿

宮 崎 県 議 会 議 員      井 上 紀 代 子